

# 道路のバリアフリー整備計画



令和4年8月

 千葉市・千葉国道事務所

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
1－1 計画策定の趣旨	1
1－2 千葉市バリアフリーマスターplanについて	2
1－3 バリアフリー整備の現状と今後	5
1－4 道路のバリアフリー整備計画で定める事項	5
1－5 事業実施までの流れ	6
<b>第2章 道路のバリアフリー整備方針</b>	7
2－1 バリアフリー経路	7
2－2 計画期間	8
2－3 事業進捗率	8
2－4 道路特定事業計画（旧計画）の検証	10
2－5 利用者意見の反映	10
2－6 バリアフリー整備事業の方針	13
2－7 計画目標	14
2－8 バリアフリー整備事業の方針（詳細）	15
<b>第3章 よりよいバリアフリー環境の実現に向けて</b>	23
<b>第4章 道路のバリアフリー整備計画</b>	26
1. JR／京成幕張本郷地区	27
2. JR／京成幕張地区	33
3. JR新検見川、京成検見川地区	42
4. JR／京成稻毛地区	50
5. JR西千葉、京成みどり台地区	62
6. 千葉都心地区	71
7. JR蘇我地区	114
8. JR浜野地区	125
9. JR鎌取地区	129
10. JR誉田地区	138
11. JR土気地区	144
12. JR／モノレール都賀地区	151
13. JR検見川浜地区	158
14. JR稻毛海岸地区	166
15. モノレールスポーツセンター地区	173
16. モノレール千城台地区	177
17. JR海浜幕張地区	183
18. 市立青葉病院周辺地区	195
19. 大宮台団地地区	200
20. こてはし台団地地区	203
21. さつきが丘団地地区	206
22. 花見川団地地区	210

## 付属資料

1 道路の構造に関する基準を定める条例	213
2 まち歩き点検（都賀地区）	221
3 道路のバリアフリー整備に関するアンケート	223

# 第1章 計画策定にあたって

## 1－1 計画策定の趣旨

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指すノーマライゼーション<sup>(※1)</sup>の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザイン<sup>(※2)</sup>の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。

このような背景の中、平成6年には、主に高齢者や身体障害者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という)が、平成12年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区的バリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という)が制定されました。

その後、平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という)が制定されました。

このバリアフリー法に基づき、整備が推進される中、平成30年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、更なる取組の推進を図るため、令和2年には、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー<sup>(※3)</sup>」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化するため、バリアフリー法が改正されています。

本市においては、交通バリアフリー法に基づいた「千葉市交通バリアフリー基本構想」(平成13年策定)、バリアフリー法制定後には「千葉市バリアフリー基本構想」(平成20年策定、平成24年変更)が策定され、バリアフリー整備が推進されております。

この基本構想が令和2年度末に目標年次を迎えたことから、令和3年3月には、市全体のバリアフリー化の促進に向けた方針を示すとともに、重点整備地区<sup>(※4)</sup>の見直し等を行い、「千葉市バリアフリーマスタートップラン」(以下「マスタートップラン」という)が策定されました。

(※1) ノーマライゼーション…高齢者や障害者等、社会的に不利を受けやすい人々も社会の一員として、お互いに尊重し、支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会である、という考え方。

(※2) ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能のように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って快適な環境をデザインすること。

(※3) 心のバリアフリー…高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、施設整備(ハード面)だけでなく、高齢者、障害者等の困難を、すべての人々が自らの問題として、意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力すること。

(※4) 重点整備地区…基本構想において定められ、以下の要件に該当する地区。

- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区。
- ③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。

道路においては、基本構想で定められた重点整備地区内の生活関連経路等について、公安委員会、公共交通事業者や、関係諸団体等の意見をふまえながら、道路特定事業計画（（平成15年7月策定、平成24年8月改定）以下「旧計画」という。）にてバリアフリー整備を進めてまいりましたが、この度、旧計画が目標年次を迎えたこと、国による新たな「基本方針<sup>(※5)</sup>（令和2年12月）」及び「千葉市バリアフリーマスターplan（令和3年3月）」の策定を受け、生活関連経路上における旧計画で未だに事業中の計画については、継続して実施していくため、「千葉市バリアフリーマスターplanに基づく道路のバリアフリー整備計画（以下「道路のバリアフリー整備計画」という）」を策定いたしました。

今後は、この新たな計画に沿って、高齢者、障害者等<sup>(※6)</sup>だけでなく、だれもが安全かつ安心して移動することができ、いきいきとした暮らしを享受することのできるバリアフリー化された都市の実現を目指していきます。

## **1－2 千葉市バリアフリーマスターplanについて**

令和3年3月に策定したマスターplanで定めた主な内容は以下の通りです。本事項を踏まえて道路のバリアフリー整備計画の策定を行いました。

（詳細については、「千葉市バリアフリーマスターplan」参照）

### **（1）バリアフリー化の目標とその基本的な方向**

マスターplanでは、バリアフリー化を推進するために、次の7つの目標を掲げています。

#### **①社会参加への支援**

安心して行動でき、いきいきとした社会参加づくりを目指します。

#### **②都市の魅力づくり**

バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。

#### **③心のバリアフリー、意識の向上**

やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。

#### **④市民との連携、市民参加**

連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。

#### **⑤ユニバーサルデザイン**

全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。

#### **⑥自然環境や都市景観との調和**

都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。

#### **⑦スパイラルアップ<sup>(※7)</sup>**

社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。

（※5）基本方針…バリアフリー法に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。バリアフリー化に関する政策の基本的考え方・目標、関係者が取り組むべき施策についての基本的な方向を示すもの。

（※6）高齢者、障害者等…高齢者または障害者で日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者、その他日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（妊婦、けが人等）。

（※7）スパイラルアップ…具体的な施策や措置に関する内容について当事者の参加のもと検証し、その結果に基づいて新たな施策を講じることにより段階的・持続的な発展を図ること。

## (2) 移動等円滑化促進地区の設定

バリアフリー化を促進するため、駅等の旅客施設を中心とした地区などについて、移動等円滑化促進地区（※8）、生活関連施設（※9）及び生活関連経路（※10）を定めました。

### ① 移動等円滑化促進地区の設定（全22地区）

従前の基本構想の重点整備地区を移動等円滑化促進地区に読み替え、立地適正化計画の都市機能誘導区域である4地区（大宮台団地地区、こてはし台団地地区、さつきが丘団地地区、花見川団地地区）を加え、22地区を設定しました。

### ② 生活関連施設の設定（322施設）

従前の基本構想の生活関連施設を基本に、施設種別毎に再整理し、設定根拠を明確にした生活関連施設を設定しました。

### ③ 生活関連経路の設定

生活関連経路は、原則として従前の基本構想における生活関連経路を継続し、追加する生活関連施設への経路は、既存経路から分岐させて設定しました。

また、隣接する地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定しました。

移動等円滑化促進地区（全22地区）

地区名	生活関連経路 総延長	生活関連 施設数	地区名	生活関連経路 総延長	生活関連 施設数
JR/京成幕張本郷地区	約1.5km	7	JR/モノレール都賀地区	約1.5km	15
JR/京成幕張地区	約4.3km	8	JR 檜見川浜地区	約5.5km	15
JR 新検見川、京成検見川地区	約3.2km	10	JR 稲毛海岸地区	約3.0km	10
JR/京成稻毛地区	約5.6km	22	モノレールスポーツセンター地区	約1.2km	5
JR 西千葉、京成みどり台地区	約3.0km	12	モノレール千城台地区	約2.1km	11
千葉都心地区	約25.7km	99	JR 海浜幕張地区	約9.3km	30
JR 蘇我地区	約6.7km	19	市立青葉病院周辺地区	約2.3km	10
JR 浜野地区	約0.7km	5	大宮台団地地区	約0.1km	3
JR 鎌取地区	約3.3km	11	こてはし台団地地区	約0.1km	3
JR 舞田地区	約1.9km	4	さつきが丘団地地区	約0.7km	5
JR 土気地区	約3.5km	14	花見川団地地区	約0.6km	4

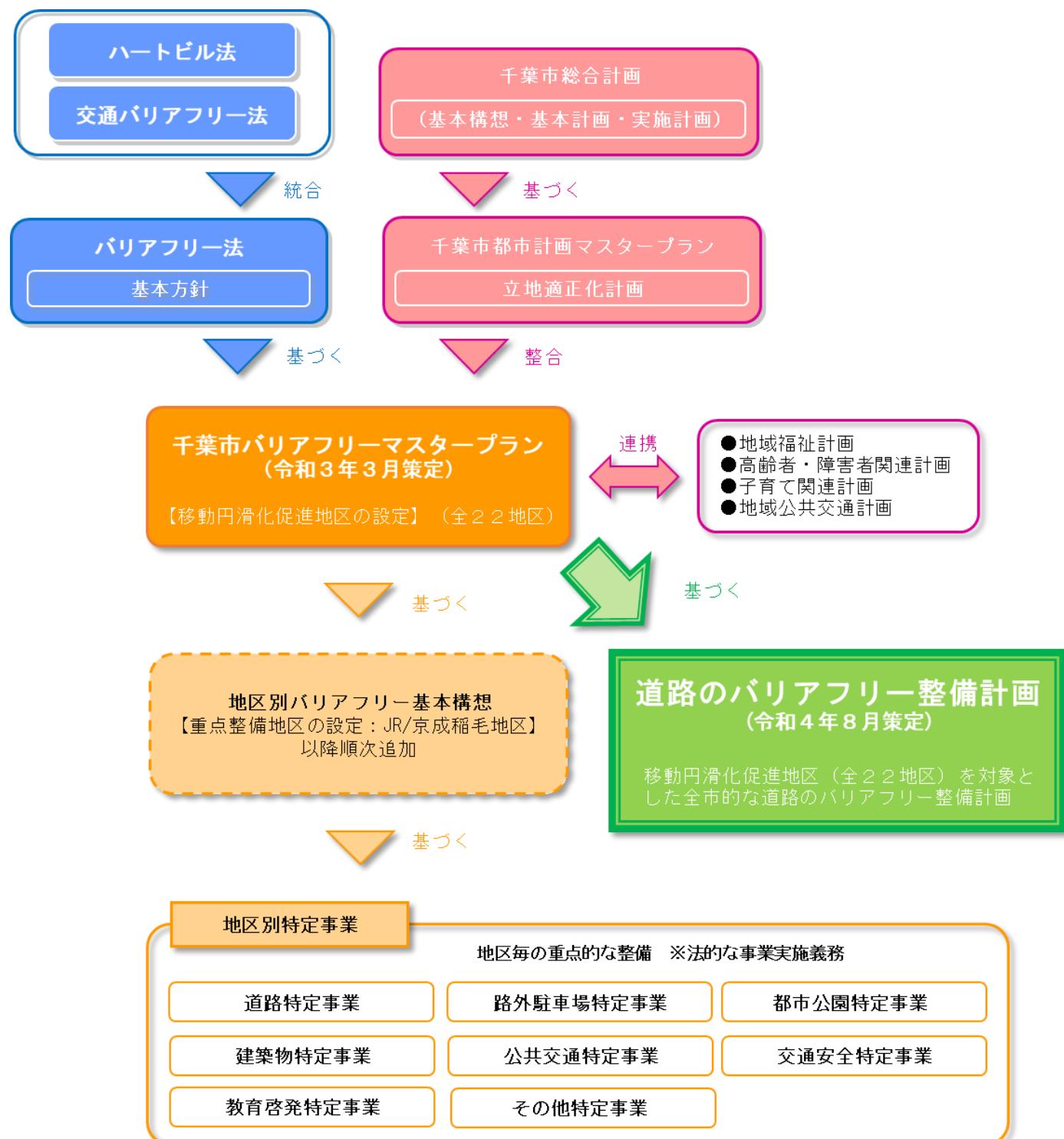
出典：千葉市バリアフリーマスターplan

（※8）移動等円滑化促進地区…生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

（※9）生活関連施設…高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

（※10）生活関連経路…生活関連施設（駅や公共施設等）相互間の経路（道路や通路等）。医療・福祉・子育て・商業などの生活サービス機能を、都市拠点や地域の拠点に誘導・集積することにより、これらの機能の効率的で持続的な提供を図る区域

#### 【道路のバリアフリー整備計画の位置付け】



## 1－3 バリアフリー整備の現状と今後

### ＜現 状＞

道路においては、「千葉市バリアフリー基本構想」で定められた駅周辺の18の重点整備地区内の生活関連経路等について、旧計画を策定しており、未完了事業があるものの、着実にバリアフリー化を進めてきております。

道路以外では、公共交通機関等の一部施設の事業者により、個別の取組が進められているものの、バリアフリー化が進んでいない状況です。

### ＜今 後＞

そのため、「千葉市バリアフリーマスターplan」では、公共交通機関、建築物、道路等の面的、一体的なバリアフリー化を促進するため、これまでの重点整備地区を移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）に変更し、促進地区の中で、重点的な整備を進めていく地区については、改めて「地区別のバリアフリー基本構想」を策定していくこととなりました。

道路については、面的、一体的なバリアフリー化を進める上で、最も重要な施設であることから、未完了となっている道路特定事業や新たに追加された生活関連経路を速やかに整備し、バリアフリー化に努めてまいります。

## 1－4 道路のバリアフリー整備計画で定める事項

### (1) バリアフリー経路

生活関連経路等のバリアフリー整備をする経路を定めます。

### (2) 整備方針

整備項目毎に主な整備方針を定めます。

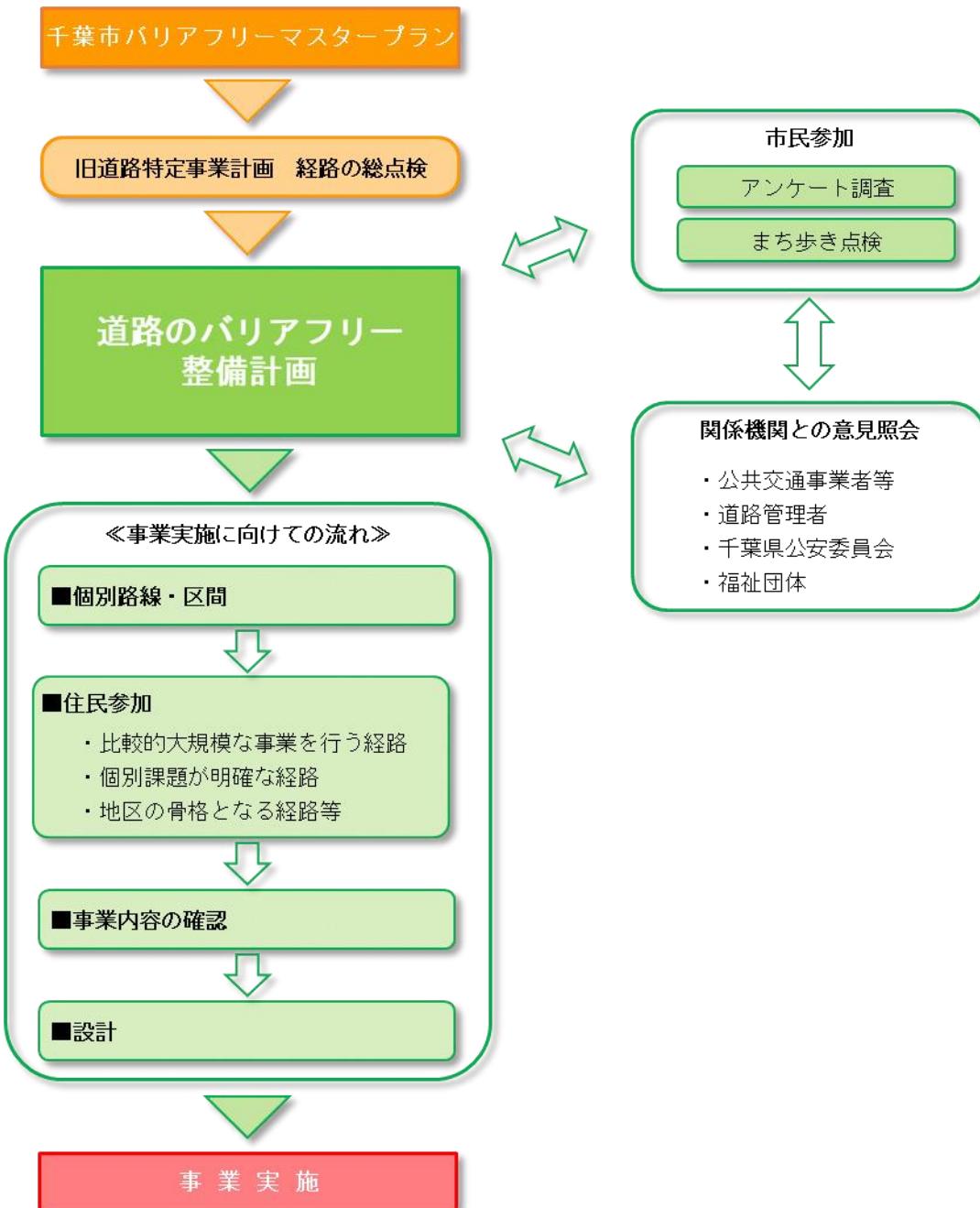
### (3) 事業内容

経路・区間毎に実施する事業内容を示します。

### (4) 事業予定期間

整備する概ねの予定期間と事業量を示します。

## 1－5 事業実施までの流れ



## 第2章 道路のバリアフリー整備方針

### 2-1 バリアフリー経路

#### (1) 生活関連経路（特定道路）(※11) (※12)

省令及び条例で定める移動等円滑化基準\*に適合した整備を行います。

\*移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

\*千葉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

(付属資料参照)

#### (2) 生活関連経路（特定道路外）(※13)

一部基準に適合できない道路であっても生活関連経路（特定道路外）として位置付け、可能な限りバリアフリー化を図ります。

#### (3) その他移動経路

マスターplanで示された生活関連経路と一体的に整備を実施する道路や基準適合が難しい生活関連経路を補完する代替路として整備する経路を、可能な限りバリアフリー化を図ります。

経 路	延 長
(1) 生活関連経路（特定道路）	53.57 k m
(2) 生活関連経路（特定道路外）	31.72 k m
(3) その他移動経路	8.77 k m
合 計	94.06 k m

※千葉国道事務所管理分含む (L=3.53km)

(※11) 特定道路…生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

(※12) 生活関連経路（特定道路）…重点整備地区内の生活関連経路を連絡する主要な移動経路のうち、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路として設定。

(※13) 生活関連経路（特定道路外）…重点整備地区内の生活関連施設を連絡する主要な移動経路のうち、地形的制約や沿道の市街化状況などにより、移動等円滑化基準の全てを満たす整備が困難な経路として設定。可能な限り移動等円滑化基準に適合した整備を行う。

## **2－2 計画期間**

道路特定事業計画（旧計画）では、国による基本方針に基づき、令和2年度末を目途に事業を展開してきました。新たに国が定めた基本方針（移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正（令和2年12月））や千葉市バリアフリーマスターplanの中間評価（令和7年度実施予定）に基づき、計画更新も必要なことから、第1期として令和4年度から令和8年度末までの5年間（一部事業除く）の計画期間とします。

## **2－3 バリアフリー化進捗率**

道路のバリアフリー整備は、平成24年8月に改訂した「旧計画」に基づき、生活関連経路等のバリアフリー化を、駅周辺や公共施設周辺などから、重点的に推進しております。

今回の計画策定にあたり、現状の進捗率について、千葉市歩行空間整備マニュアル基準（以下「市基準」という。）の条件と従来の算出方法である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に準じた条件（以下「国基準」という。）で整理すると、令和3年度末現在における事業の進捗状況は9ページのとおりです。

なお、整備率の考え方は、地域の条件や地形条件等により画一的に整備できないこともあるため、市基準に準じ、以下の判定条件を満たしたものとしています。

### **<バリアフリー化の判定基準>**

項目	市基準の内容	国基準の内容
歩道の有効幅員	2m（歩行者が多い場合3.5m）	2m（歩行者が多い場合3.5m）
横断勾配	原則1%以下（やむを得ない場合は2%以下）	原則1%以下（やむを得ない場合は2%以下）
縦断勾配	原則5%以下（やむを得ない場合は8%以下）	原則5%以下（やむを得ない場合は8%以下）
横断歩道箇所等での車道とのすりつけ	・1.5m程度の水平区間を設ける ・車道との段差1cm	車道との段差2cm
車両乗り入れ部のすりつけ	平坦部の幅員2m以上 (やむを得ない場合は当分の間1m以上)	平坦部の幅員2m以上 (やむを得ない場合は当分の間1m以上)
視覚障害者誘導用ブロック	・単路部及び交差点部への設置 (バス停含む) ・輝度比2.0程度の確保 ・JIS規格品の使用	点状ブロックの設置（交差点部）
排水施設（溝ふた）	細目タイプ溝ふた	—

※最低限の内容を明記したもので、詳細は各経路の事業計画によります。

透水性舗装などは、歩道の改良時に実施（詳細はP13）することから、判定基準から除いています。

## 「千葉市バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画」バリアフリー化実績

令和3年度末時点

促進地区名	道路のバリアフリー整備計画			市基準		国基準（参考）	
	計 (km)	生活関連経路 (km)	その他 移動経路 (km)	バリアフリー化 整備済 (km)	バリアフリー化 整備率 (%)	バリアフリー化 整備済 (km)	バリアフリー化 整備率 (%)
1 JR／京成幕張本郷地区	1.52	1.52	0.00	0.23	15.1%	0.86	56.6%
2 JR／京成幕張地区	4.70	4.19	0.51	2.35	50.0%	3.52	74.9%
3 JR新検見川、京成検見川地区	3.32	3.32	0.00	1.99	59.9%	2.40	72.3%
4 JR／京成稻毛地区	5.70	5.66	0.04	1.38	24.2%	3.62	63.5%
5 JR西千葉、京成みどり台地区	3.32	3.04	0.28	0.35	10.5%	1.98	59.6%
6 千葉都心地区	29.08	24.85	4.23	8.77	30.2%	25.54	87.8%
7 JR蘇我地区	6.51	6.38	0.13	4.40	67.6%	4.40	67.6%
8 JR浜野地区	0.87	0.78	0.09	0.27	31.0%	0.56	64.4%
9 JR鎌取地区	3.73	3.31	0.42	0.63	16.9%	1.57	42.1%
10 JR誉田地区	2.14	2.02	0.12	1.61	75.2%	2.14	100.0%
11 JR土気地区	3.47	3.42	0.05	1.48	42.7%	2.46	70.9%
12 JR／モノレール都賀地区	1.82	1.49	0.33	0.50	27.5%	1.43	78.6%
13 JR検見川浜地区	5.32	5.32	0.00	1.00	18.8%	4.97	93.4%
14 JR稻毛海岸地区	3.26	2.96	0.30	0.60	18.4%	3.18	97.5%
15 モノレールスポーツセンター地区	0.49	0.38	0.11	0.15	30.6%	0.49	100.0%
16 モノレール千城台地区	2.59	2.16	0.43	2.16	83.4%	2.30	88.8%
17 JR海浜幕張地区	9.06	8.38	0.68	1.32	14.6%	7.56	83.4%
18 市立青葉病院周辺地区	2.51	2.46	0.05	1.75	69.7%	1.75	69.7%
19 大宮台団地地区	0.09	0.09	0.00	0.00	0.0%	0.00	0.0%
20 こてはし台団地地区	0.12	0.12	0.00	0.00	0.0%	0.09	75.0%
21 さつきが丘団地地区	0.55	0.55	0.00	0.00	0.0%	0.45	81.8%
22 花見川団地地区	0.36	0.36	0.00	0.00	0.0%	0.17	47.2%
計	90.53	82.76	7.77	30.94	34.2%	71.44	78.9%

※千葉国道事務所管理分除く (L=3.53km)

## **2－4 道路特定事業計画（旧計画）の検証**

これまでの旧計画の整備状況を精査し、事業内容を検証しました。

現在のバリアフリー化率は市基準で約34%、国基準で約79%となっています。この差は、市基準が国基準に比べ厳しい条件で設定されており、視覚障害者誘導用ブロックや横断歩道箇所等での車道とのすりつけなどが市基準を満たしていないことが主な要因です。高齢者や障害者等のより安心安全な移動円滑化を図るために、市基準での整備が望れます。

また、比較的バリアフリー化の効果の小さい透水性舗装化や案内標識の設置等が残っています。

透水性舗装化が進まなかった理由として、舗装状態が良好なことや、平坦性が確保されていることが挙げられます。このことから、歩道の改良時期に合わせた整備へ変更する必要があります。

案内標識については、千葉都心地区は一体的に設置したもの、その他地区で設置が進んでいないため、設置箇所などについて検討していく必要があります。

この検証結果を道路のバリアフリー整備計画に反映しました。

## **2－5 利用者意見の反映**

利用者意見を反映するため、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会<sup>(※14)</sup>の委員である「高齢者関係団体（市老人クラブ連合会）」、「身体障害者関係団体（市身体障害者連合会）」、「知的障害者関係団体（市手をつなぐ育成会）」、「精神障害者関係団体（千家連）」の皆様にご協力いただき、「まち歩き点検」、「アンケート調査」を実施し、その結果を道路のバリアフリー整備計画に反映しました。これからも市民の要望に沿った整備を行っていきます。

---

(※14) 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会…「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25

条第1項に規定する基本構想等の策定及び実施に関する事項等を調査審議するため、平成31年3月に設置。

## (1) まち歩き点検（詳細は付属資料参照）

まち歩き点検は、高齢者や障害者団体等の代表者の方に参加していただき、これまでのバリアフリー整備状況や改善点等について意見をもらい、今後のバリアフリー整備の計画に反映していくことを目的として実施しました。

今回の点検では JR・モノレール都賀駅前広場から若葉区保健福祉センターへの道路を対象とし、その後、意見交換会を行いました。

まち歩き点検の結果、駅周辺は概ねバリアフリー化されているとのご意見でしたが、階段の手すり設置や改善、段差部の輝度比の確保が必要なこと、視覚障害者誘導用ブロックや街路樹等の更なる適正な維持管理が必要なことなど、様々なご意見をいただきました。



点検状況



意見交換会

## (2) アンケート調査（詳細は付属資料参照）

アンケート調査では、本計画見直しの基礎資料として活用するため、高齢者や障害者団体等の関係団体を対象に、道路のバリアフリー整備に関するアンケートを実施しました。

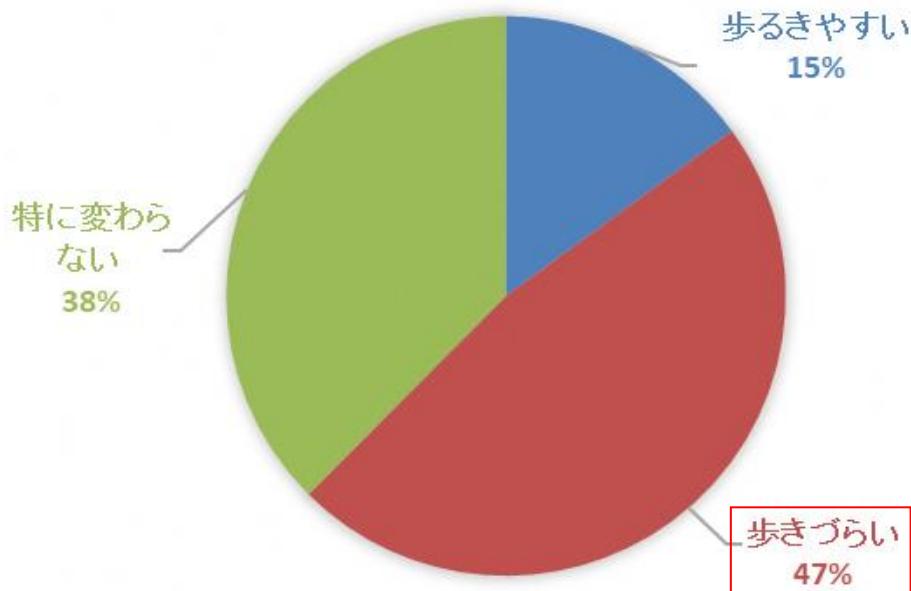
駅周辺で行ったまち歩き点検では、概ねバリアフリー化されているとのご意見をいただきましたが、アンケート調査では、約半数の方が歩道は歩きづらいと感じているとの結果でした。

一般的に歩道を歩く際の支障になるものとして「歩道の整備状況（段差・傾斜・幅員）」や「電柱」との回答が多いことや、「自転車に対する意見（自転車の歩道通行、放置自転車）」が数多く寄せられました。

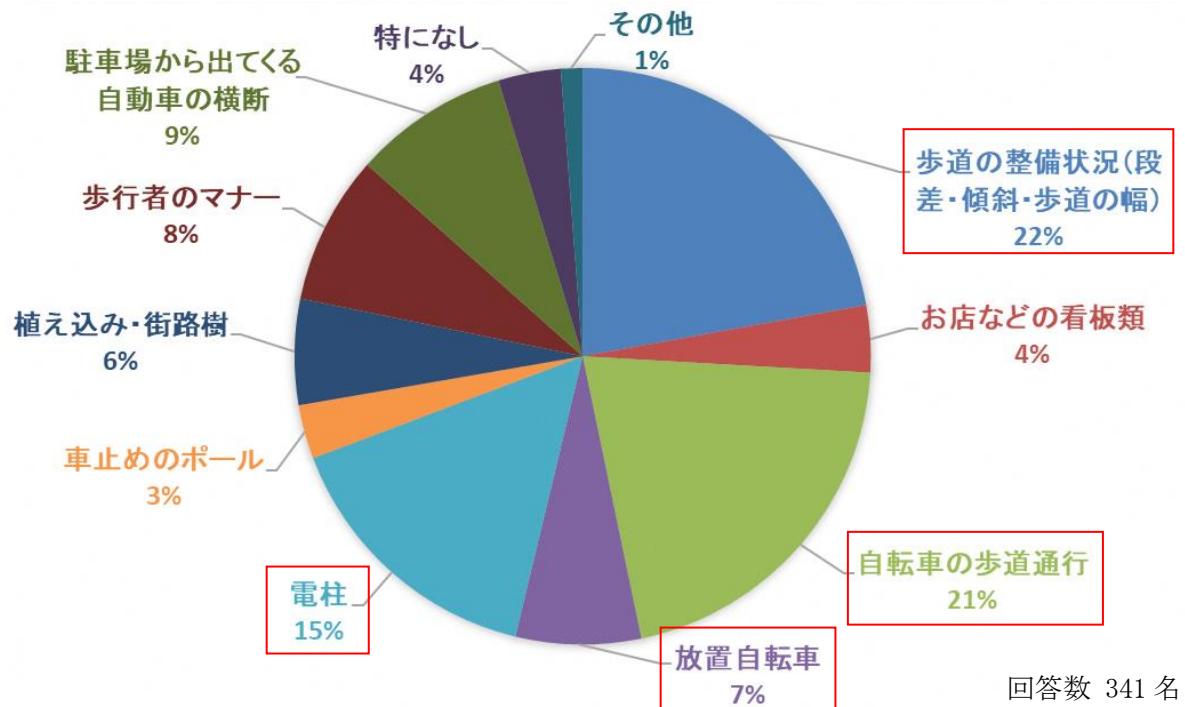
のことから、引き続き、段差の解消や平坦性の確保等でよりよい歩行空間の確保に取り組んで行きます。

〈 主なアンケート結果 〉

○歩道の歩きやすさ



○歩道を歩く際に一番支障になるものは何か



## 2-6 バリアフリー整備事業の方針

整備方針を決めるにあたり、これまでの旧計画の整備状況を精査し、事業内容を検証するとともに、障害者団体へのアンケートやまち歩き点検を実施し、検証結果及び利用者意見の反映を行いました。

また、5年という計画期間で効果が確認できる、以下のとおりメリハリのあるバリアフリー整備事業の方針を決定しました。

### <バリアフリー整備事業の方針>

本計画期間における 整備事項 (第1期：令和4年度～ 令和8年度)	○旧計画(H25作成)未着手箇所や新規路線(点字の新設及び連続性確保と段差解消未整備箇所)について市基準で整備 ○手すりや階段端部(段鼻)の改善 ○駅前広場の障害者用乗降場整備 ○点字ブロック改善(スパイラルアップ: JIS規格化や輝度比の確保) ○段差解消の改善(スパイラルアップ:交差点部平坦性確保など)
次期計画期間における 整備事項 (第2期：令和9年度～ 令和12年度)	○歩行環境の改善(路肩のカラー化、物理的な歩車分離、電柱等の障害物移設など) ○波打ち歩道の改善(連続的な歩道の改善) ○透水性舗装化(舗装改良時に実施) ○案内標識の設置(駅前広場などで設置箇所等を検討)

※電線共同溝については、千葉市無電柱化推進計画(令和元年5月策定、令和4年3月改訂)に基づき整備を進めるものとする。ただし、進捗率は本計画に反映させる。

### 主な整備メニュー

#### <継続して整備>

項目
歩道の整備・段差解消・歩道路面の平坦性確保
視覚障害者誘導用ブロック設置・改良
駅前広場に身体障害者乗降場の整備
電線類の地中化
ベンチの設置

#### <歩道の改良時期に合わせた整備や段階的整備>

項目
案内標識の設置
透水性舗装化
歩行環境の改善(路肩のカラー化)

#### <新規追加：利用者意見等を反映>

項目
階段や傾斜路の手すりや点字シート設置・改善
階段段鼻部の輝度比確保

## 2－7 計画目標

移動等円滑化促進地区全22地区のうち14地区的整備完了を目指します。

従前の計画（道路特定事業計画）における未整備箇所に加え、マスタープランで追加となった地区や生活関連経路の歩行環境の向上を図り、全整備メニューに対するバリアフリー化率80%（現況値34%）を目指します。

## 2-8 バリアフリー整備事業の方針（詳細）

### （1）歩道の段差を解消し、歩道路面の平坦性を確保します。

- 歩道の段差解消は、千葉市歩行空間整備マニュアルの基準にそって整備を行います。<sup>注1</sup>
- ・歩道幅員を2m以上確保することで、車いす同士のすれ違いが容易になります。
  - ・歩道形式をセミフラット型にすることで、歩道の波打ちが解消され、車いす使用者等の走行の快適性を高めます。
  - ・横断歩道接続部の段差については、1cmとすることで、車いす使用者、ベビーカー使用者等の移動の利便性を高めます。
  - ・縦断勾配を5%以下、横断勾配を1%とすることで、車いす使用者等の走行の快適性を高めます。

注1 現場の状況によっては、基準どおりの整備が出来ない場合があります。その場合は、可能な限り基準に近づけて整備を行う若しくは道路施設の全面的な改良を実施する際などに整備を検討することとします。



<千葉市型L型ブロック設置例>



<セミフラット型整備例>

(JR／京成稻毛地区)

#### ■幅員

- ・有効幅員2m以上（車いすのすれ違い（図1）を考慮）
- ・やむを得ない場合は、有効幅員1.5m以上（車いすと人がすれ違える最低幅（図2）及び車いすが180度転回できる最低幅（図3）を考慮）

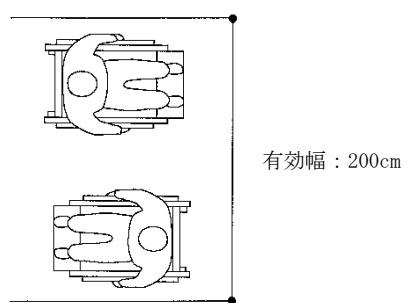
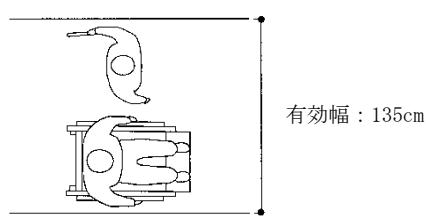


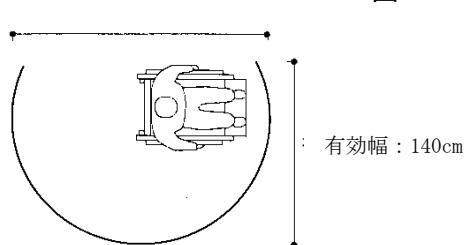
図1

●車いすと人のすれ違いの最低幅

●車いすが180度転回できる最低幅



有効幅：135cm



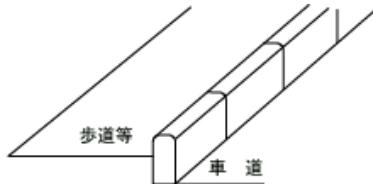
有効幅：140cm

図2

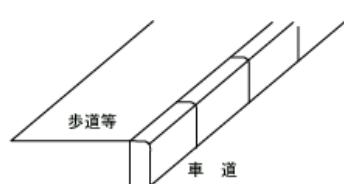
図3

## ■歩道形式

- 新たに設置する歩道については、車両乗り入れ部等での波打ちを防ぐために、セミフラット形式の歩道とします。(ただし、周辺の状況によってこの形式にすることが適当でない場合にはこの限りではありません。)

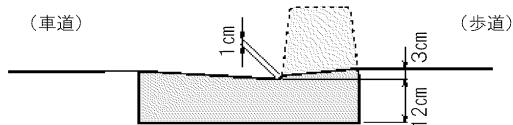


<セミフラット形式>



<マウントアップ形式>

- 横断歩道箇所等に設ける縁石は、車いす使用者等が無理なく通行できるように改良した千葉市型L型ブロックを設置します。  
(視覚障害者の方が歩道と車道との境目が確認できるような仕様としています。)

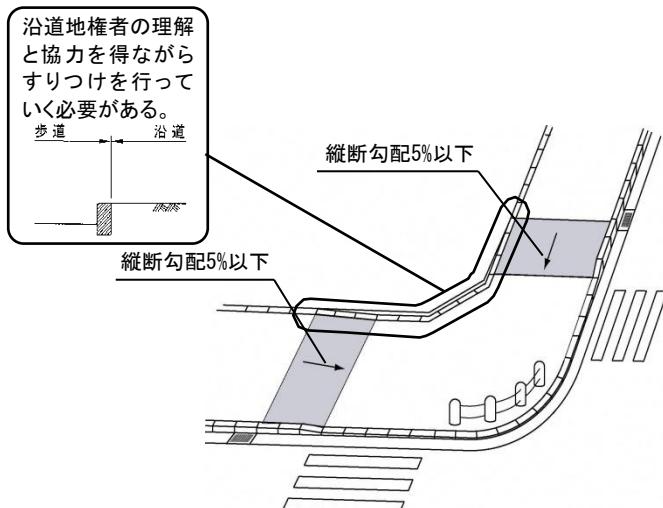


<千葉市型のL型ブロック>

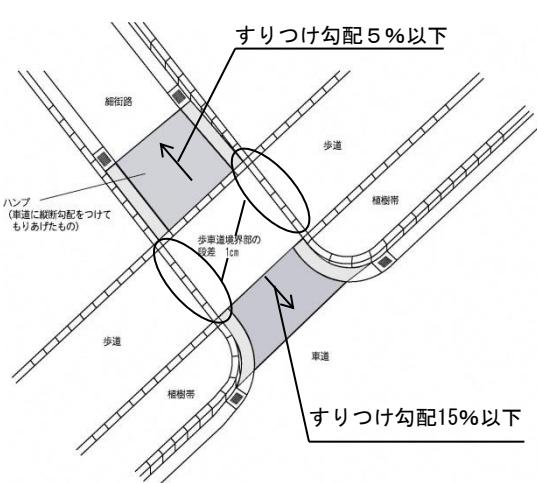
## ■既設歩道の段差、勾配の解消、平坦性の確保

- 既設歩道の改修は極力段差や勾配の解消、有効幅員の平坦性の確保をするものとします。
- また、アスファルト舗装よりも平坦性が落ちるインターロッキングブロックや自然石ブロック舗装で、特に車いす使用者等の快適な走行が損なわれる路面状況の場合は、アスファルト舗装等への全面改修、部分改修（車いす走行幅員程度）を行います。

### ●段差、勾配の改善イメージ



<交差点に横断歩道がある場合の  
歩道箇所における構造>



<細街路の路面高を歩道の高さまで  
持ち上げる場合の例>  
(スムース横断歩道)

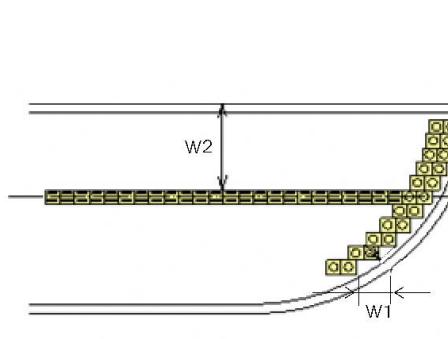
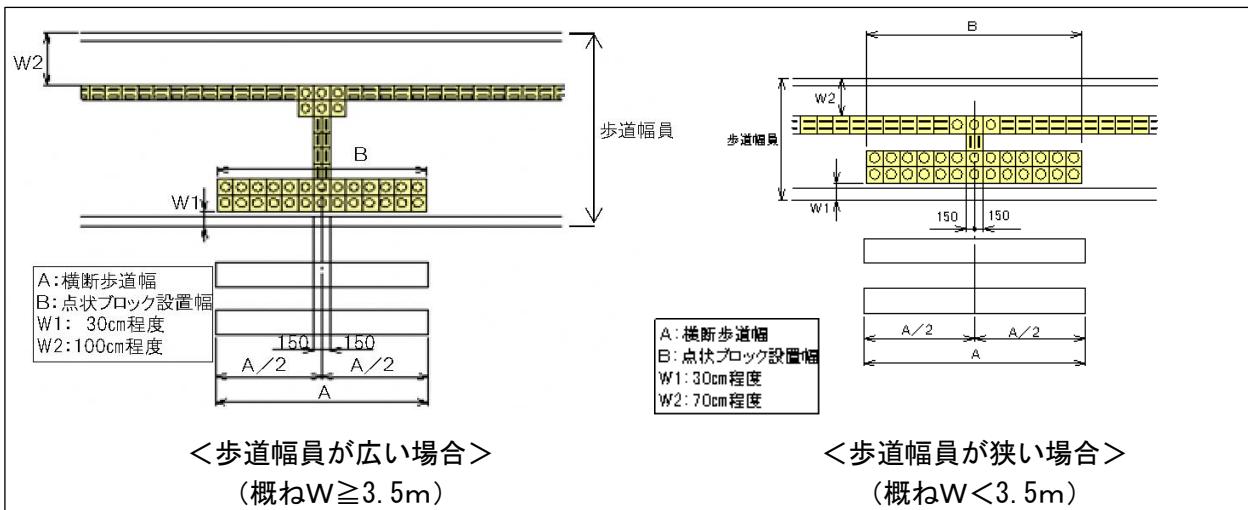
(2) 視覚障害者誘導用ブロックを黄色で統一し、連続的に設置するとともに、PRシートを設置します。

○視覚障害者誘導用ブロックの設置は、千葉市歩行空間整備マニュアルの基準にそって整備を行います。

- ・視覚障害者誘導用ブロックを黄色に統一することで、視覚障害者の6割以上※を占める弱視の方の移動の円滑化を高めます。

※厚生労働省統計資料

- ・路面との対比効果が十分発揮できるものとする。(輝度比2.0程度を確保する。)
- ・今後、新たに設置する視覚障害者誘導用ブロックはJIS規格品に統一します。
- ・既設の黄色以外の視覚障害者誘導用ブロックは全て改修を行っていきます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は民地との境界(官民境界)から約1m(歩道幅員が狭い場合は約70cm)の位置を標準とします。(ただし、周辺の状況によってこの値にすることが適当でない場合にはこの限りではありません。)



<巻き込み部>

<輝度比確保の工夫事例（海浜幕張地区）>

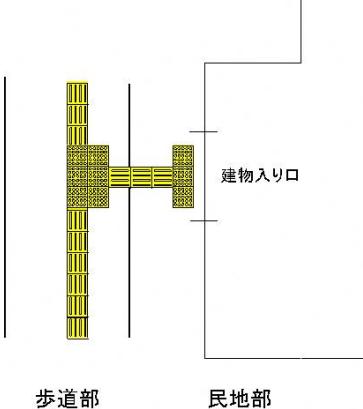
- ・敷設方法は、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 ((社)日本道路協会；昭和60年9月)、歩行空間整備マニュアル(千葉市；平成25年4月)等に準拠します。
- ・視覚障害者誘導用ブロック上の障害物設置防止のため、「目の不自由な方のための施設です。物を置かないでください。」等のPRシートを敷設します。



## ■建築物の誘導ブロックと道路の誘導ブロックとを連続した設置を推進します。

建築主と連携し、特別特定建築物※等の誘導ブロックと道路の誘導ブロックを接続して設置することで、一体的かつ面的なバリアフリー化が図れます。

※特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、利用等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。(盲学校、病院、百貨店、集会場等、不特定かつ多数の者が利用する施設及び官公署)



<連続性確保の一例>



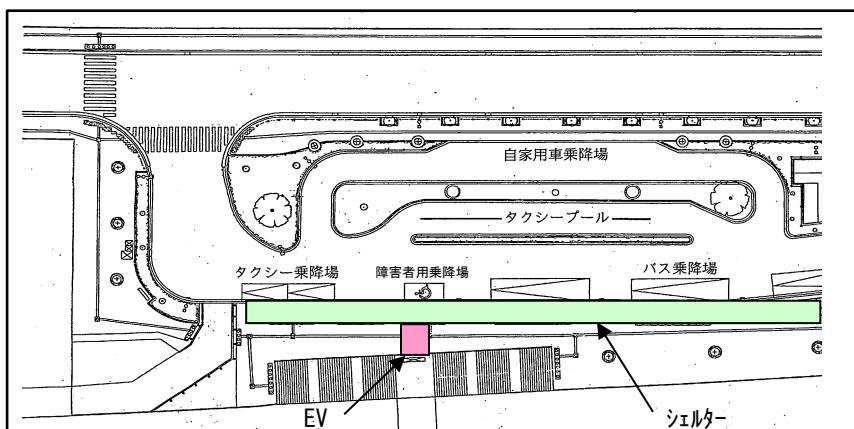
<設置事例>

### (3) 駅前広場に障害者用乗降場を整備します。

○駅前広場への障害者用乗降場の設置により、一般車両に妨げられず、車いすの方がスムーズに乗降できるようになります。



●障害者用乗降場及びシェルター設置イメージ



#### (4) 階段や傾斜路の手すりや点字シートを設置及び改善、階段段鼻部の輝度比を確保します。

○階段や傾斜路の手すりや点字シートを設置及び改善するとともに、階段段鼻部の輝度比を確保することにより、様々な利用者が、安全に通行できます。

- ・高齢者や障害者等の様々な利用者を考慮し、二段式で、終端部に水平区間を設け、両側に連続して設置するなど移動等円滑化基準に適合した手すりに改善していきます。
- ・視覚障害者の円滑な移動を図るため、手すりの端部に点字シートを設置します。
- ・階段段鼻部には、視覚的に段鼻が識別しやすいように、輝度比を確保するため、塗装やシール等を設置します。



<階段の段鼻部の輝度比を確保>



<手すりの点字シート>

#### (5) 歩行環境を改善します。

○歩道がない又は歩道が狭い生活関連経路等は、可能な限り歩行環境を改善するよう努めます。

- ・沿道に堅固な建築物が並んでいるなどの理由により、歩道を整備するには非常に長い期間を必要とする場合に、少しでもバリアフリー化を進めるため、以下の整備を進めます。

##### <整備例>

- ・路肩のカラー化等で歩行空間の確保
- ・路面標示、道路標識による車両の速度抑制等
- ・電柱等の障害物の移設
- ・車椅子キャスターや杖等が落ち込まない排水溝蓋への改修



## (6) 案内標識を設置します。

○駅前広場に案内標識を設置することで、生活関連施設の位置を確認することができます。

- ・千葉都心地区の中心市街地については、下記イメージで一体的に設置し、行き先案内の目的の他、中心市街地の活性化、観光・文化施設の利用拡大を図りました。  
また、他の地区についても、駅前広場に同様な案内標識の設置を推進します。
- ・ただし、旅客施設内や占用物件等において、類似の施設がある場合は、バリアフリー化の状況を踏まえ、必要性を検討し、関係者で調整しながら進めます。



<案内標識（大）>

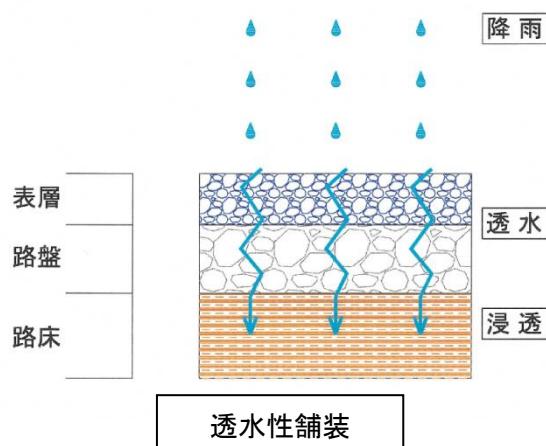
<案内標識（中）>

※案内図は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省監修）の色覚障害者に配慮した配色等を参考とする。

## (7) 補装は透水性とします。

○雨水が透水することで、すべり防止機能が向上し、安全性・快適性が高まります。また、地中に雨が浸透することで、水溜まりの解消、水はねの防止やヒートアイランド現象の緩和などの利点もあります

- ・透水性アスファルト補装を標準とし、特に景観に配慮する必要がある場合のみ透水性平板補装とします。
- ・ただし、平坦性が確保されている歩道の透水性化は、補装補修の必要が生じた時点で行うものとします。



透水性舗装

## (8) 電線類を地中化します（電線共同溝事業）。

○通行の妨げとなる電柱をなくすことにより安全で快適な歩行空間を形成することができます。併せて都市災害の防止、都市景観の向上、情報通信ネットワークの信頼性向上、美しい都市景観の創造による地域活性化などの効果が期待できます。

整備前



整備後



<電線類地中化前後の状況（栄町1号線）>

## (9) ベンチを設置します。

○駅前広場や生活関連経路にベンチを設置することで、高齢者等が休憩を取りながら移動することができます。

- ・駅前広場は、都市の広場機能や交通結節点機能等を有していることから、道路利用者の利便性やバス待ち環境の向上を目的とし、市が積極的にベンチ設置を推進します。
- ・主要な駅から目的とする公共施設等まで、歩いて移動する途中での休憩を目的にベンチを設置するため、生活関連経路の歩道及び交差点において、市が設置を行うほか、企業などから積極的に寄贈を受け入れることでベンチの普及を目指します。



**(10) 必要に応じて駅前広場の歩行経路にシェルターを設置します。**

シェルターを設置することで、公共交通機関相互の乗り換えの利便性が向上します。

- 駅前広場の状況に応じて特定旅客施設（駅）と障害者用乗降場及び公共交通機関（バス、タクシー乗り場など）とを結ぶ歩行経路にシェルターを設置します。



**(11) 必要に応じて照明灯を整備します。**

照明灯を設置することにより、夜間でも路面の状況を確認することができ、また安全に歩行できます。

- 照明灯は、既存の道路照明灯、防犯街灯等の設置状況や沿道商店の環境等を考慮したうえで、必要に応じて設置を検討します。



# 第3章 よりよいバリアフリー環境の実現に向けて

道路のバリアフリー整備事業以外でも、様々な取り組みにより、よりよいバリアフリー環境の実現を目指します。

## (1) 道路の新設や改良に伴うバリアフリー化について

バリアフリー経路に位置付けられていない路線についても、道路の新設及び改良を行う際は、可能な限りバリアフリー化していきます。



## (2) バリアフリー環境の維持及び向上について

バリアフリー環境を維持することについては、まち歩き点検でも数多くのご意見が寄せられました。

引き続き適正な管理を行うとともに、補修する際には、バリアフリー環境の向上を目指します。

- ・市民による意見投稿システム「ちばレポ」を活用します。
- ・今後、整備する施設は、可能な限り移動等円滑化基準に適合させ、バリアフリー化を図ります。



<ちばレポ>



<更新に合わせた更なるバリアフリー化>

### (3) 自転車に関する施策について

自転車走行や放置自転車について、アンケート調査、まち歩き点検で数多くのご意見が寄せられました。これらの課題については、以下の事業で対応していきます。

#### 1) 自転車走行環境の整備

歩道上の歩行者の安全を図るとともに、自転車は車道を通行することが原則であるため、自転車が安全で快適に車道を通行できるよう、自転車走行環境を創出します。



<自転車通行空間（自転車レーン）>



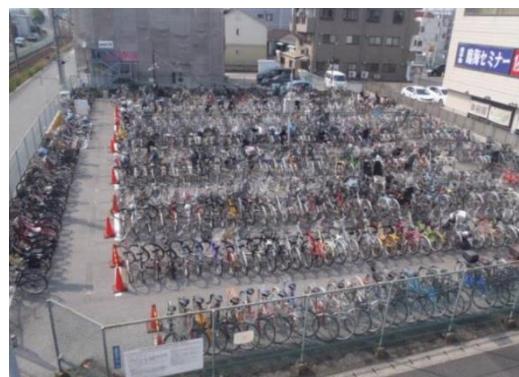
<自転車通行空間（車道混在型）>

#### 2) 放置自転車対策

駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置禁止区域に放置されている自転車・原付バイクは保管場に移動を行うとともに、自転車駐車場を整備します。



<自転車等放置禁止区域>



<市営自転車駐車場>

### (4) 道路管理者以外による道路のバリアフリー整備の取り組み

- ・バス停の上屋は、バス事業者が整備を進めます。（バス事業者）



<バス停の上屋>

## (5) 「心のバリアフリー」の取り組み

「障害者用乗降場を一般車が利用している。」、「視覚障害者誘導用ブロック上に物が置かれている。」等、まち歩き点検やアンケート調査で、数多くのご意見が寄せられました。頂いた意見を踏まえ、以下の「心のバリアフリー」の取り組みを推進していきます。

- ・視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保します。
- ・道路利用者への道路のバリアフリー整備の啓発活動を行います。  
(例：HP などで障害者用乗降場の適正利用や PR シートの理解を促進する)



＜不法占用物への指導※1＞

※1

出典：「道路の不法占用対策に係る専門部会（第1回）」  
配布資料「不法占用の現状等について」



＜啓発活動※2＞

※2

出典：国土交通省HP  
「パンフレット（障害者等用駐車場の適正利用のために）」

# 第4章 道路のバリアフリー整備計画

事業計画は以下の3つで構成し、地区及び経路の事業内容を示します。

## (1) 地区別整備計画

地区毎の経路整備の基本方針、バリアフリーネットワーク、事業量（経路数、延長）及び整備方針に合せた実施予定期間を示します。

## (2) 個別事業計画

経路の概要（路線名、事業区間、延長）、事業の内容、事業量、実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき事項を示します。

**注：実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後、財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。また、同一経路で整備工事が繰り返されないように、適時実施予定期間を変更し、効率的に事業を進めます。**

## (3) 地区別事業計画図

各経路の事業の内容及び事業量を示します。事業を実施する箇所は、以下の凡例を用いて図示します。

### ●事業の内容の凡例

歩行環境の改善	
歩道の新設※ 〔 ■都市計画道路事業 ■歩道の設置事業 など 〕	
歩道の拡幅※	
歩道の改良 〔 ■段差・傾斜・勾配の改善 ■透水性舗装化（平坦性の確保） など 〕	
段差・傾斜・勾配の改善（部分改良）	
段差・傾斜・勾配の改善（スパイラルアップ）	
段差・傾斜・勾配の改善（全面改良）	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良（スパイラルアップ）	
電線共同溝の整備	
その他の整備 〔 ■障害者用乗降場の設置 ■案内標識の設置 ■照明灯の設置 ■階段端部の改善 ■階段手すりの改善 など 〕	

※歩道の新設及び歩道の拡幅を行う経路は、事業の内容として段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、透水性舗装化（平坦性の確保）を含みます。

## 地区別整備計画

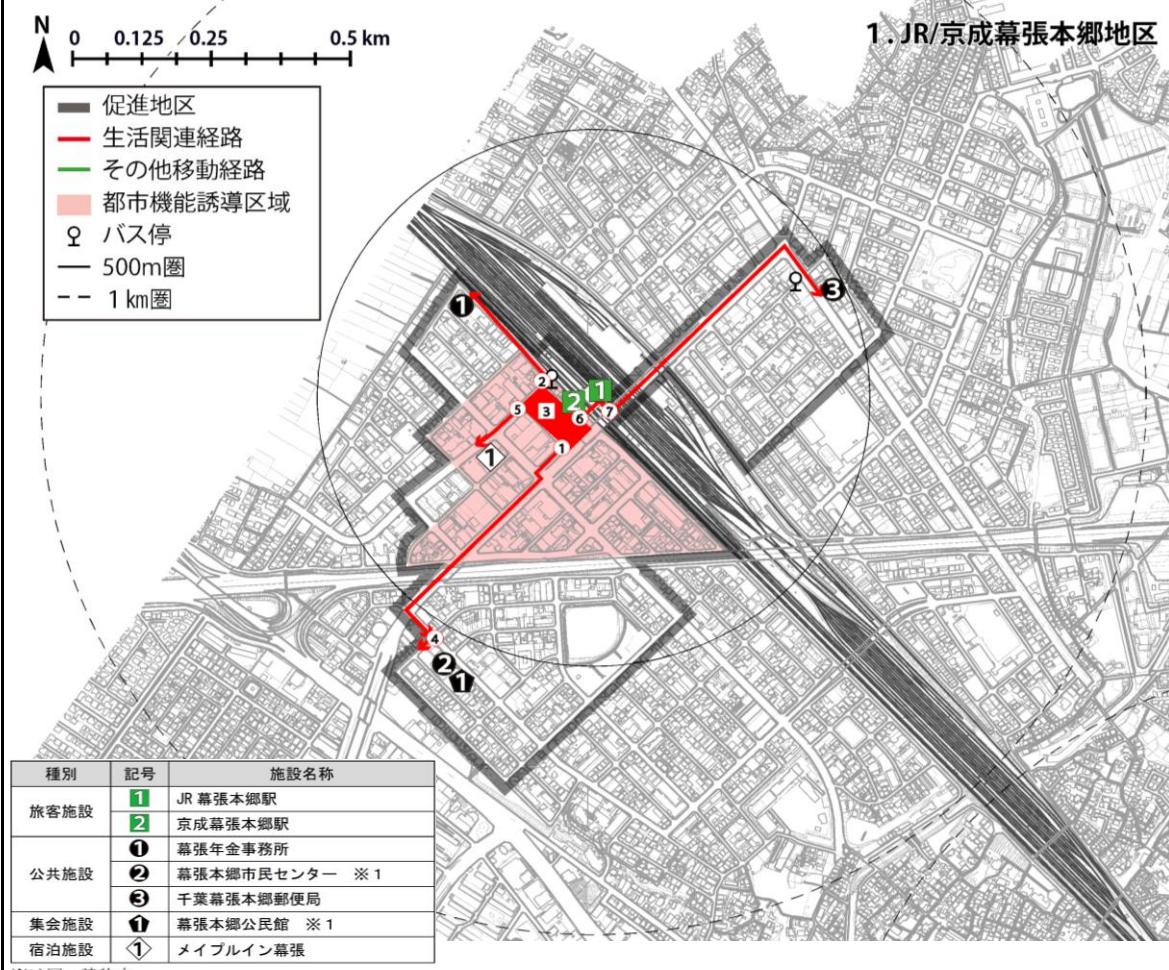
### ■対象地区番号・地区名称

1. JR／京成幕張本郷地区

### ■経路整備の基本方針

- ◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR総武線幕張本郷駅(乗降客数591百人／日)・京成幕張本郷駅(168百人／日)を中心とし、身近な行政サービス施設や商店街等が集積し、市民の日常生活の核となっている。また、当地区より南側に位置する幕張新都心への交通結節点として、市内外から多種多様な目的をもった人々が利用する主要な駅となっている。
- 本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。
- JR／京成幕張本郷駅から市民センターや年金事務所等の公共施設・集会施設及び宿泊施設までの移動に利用する経路。
- JR／京成幕張本郷駅南口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
7	1	1.52	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

1. JR／京成幕張本郷地区

経路番号／路線名	(市) 幕張本郷14号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR幕張本郷駅南口駅前広場 ~ 終点 幕張本郷1丁目2番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.07 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	20 m	20 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市) 中瀬幕張本郷線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張本郷1丁目2番地先 ~ 終点 幕張本郷1丁目32番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.36 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	20 m	20 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市) 幕張本郷35号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張本郷1丁目32番地先 ~ 終点 幕張本郷2丁目19番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	10 m	10 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市) 幕張本郷138号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR幕張本郷駅南口駅前広場 ~ 終点 幕張本郷1丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.23 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／ 事業区間 経路種別	3 JR幕張本郷駅南口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
ペデストリアンデッキ階段端部の改善	60 m	60 m	R6年度
ペデストリアンデッキ階段手すりの改善	60 m	60 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	4 (市)幕張本郷33号線 始点 幕張本郷2丁目19番地先 ～ 終点 幕張本郷2丁目19番地先 生活関連経路 0.05 km	(千葉市) (旧その他移動経路)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善	50 m	50 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	5-1 (市)幕張本郷106号線 始点 JR幕張本郷駅南口駅前広場 ～ 終点 幕張本郷1丁目2番地先 生活関連経路 0.06 km	(千葉市) (新規経路 II)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	10 m	10 m	R7年度～R8年度
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

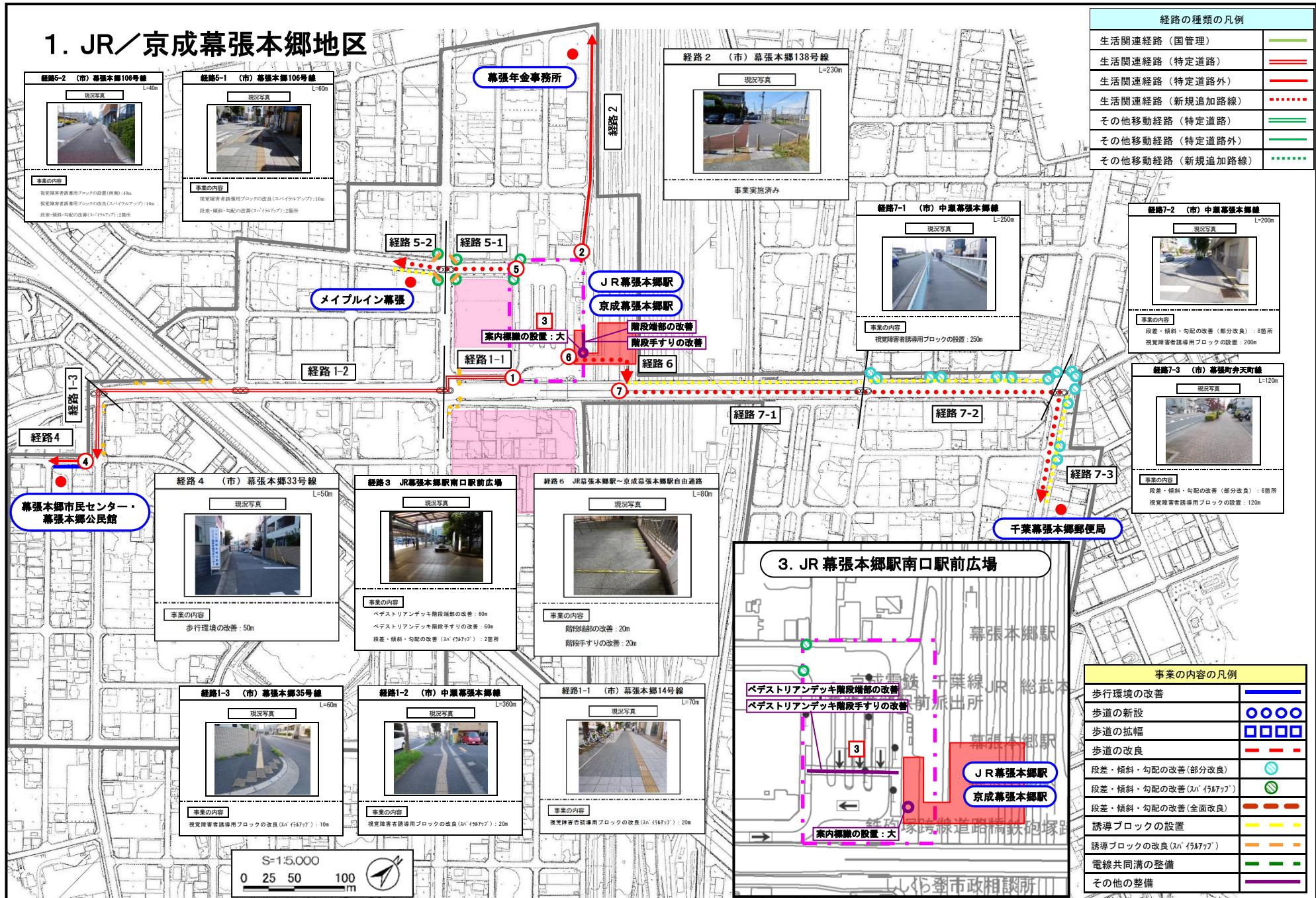
経路番号／路線名	(市) 幕張本郷106号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張本郷1丁目12番地先 ~ 終点 幕張本郷1丁目12番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.04 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	40 m	40 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	10 m	10 m	R7年度～R8年度
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市) 幕張本郷駅～京成幕張本郷駅自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	生活関連経路	0.08 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
階段端部の改善	20 m	20 m	R6年度
階段手すりの改善	20 m	20 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の改善、点字シート設置を行う。		

経路番号／路線名	(市) 中瀬幕張本郷線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR幕張本郷駅自由通路 ~ 終点 幕張本郷6丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.25 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	250 m	250 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市) 中瀬幕張本郷線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張本郷6丁目4番地先 ~ 終点 幕張本郷6丁目5番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.2 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)(北側)	8 箇所	8 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	200 m	200 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	7-3 (市)幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張本郷6丁目4番地先 ~ 終点 幕張本郷7丁目8番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.12 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)(北側)	6 箇所	6 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	120 m	120 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			



## 地区別整備計画

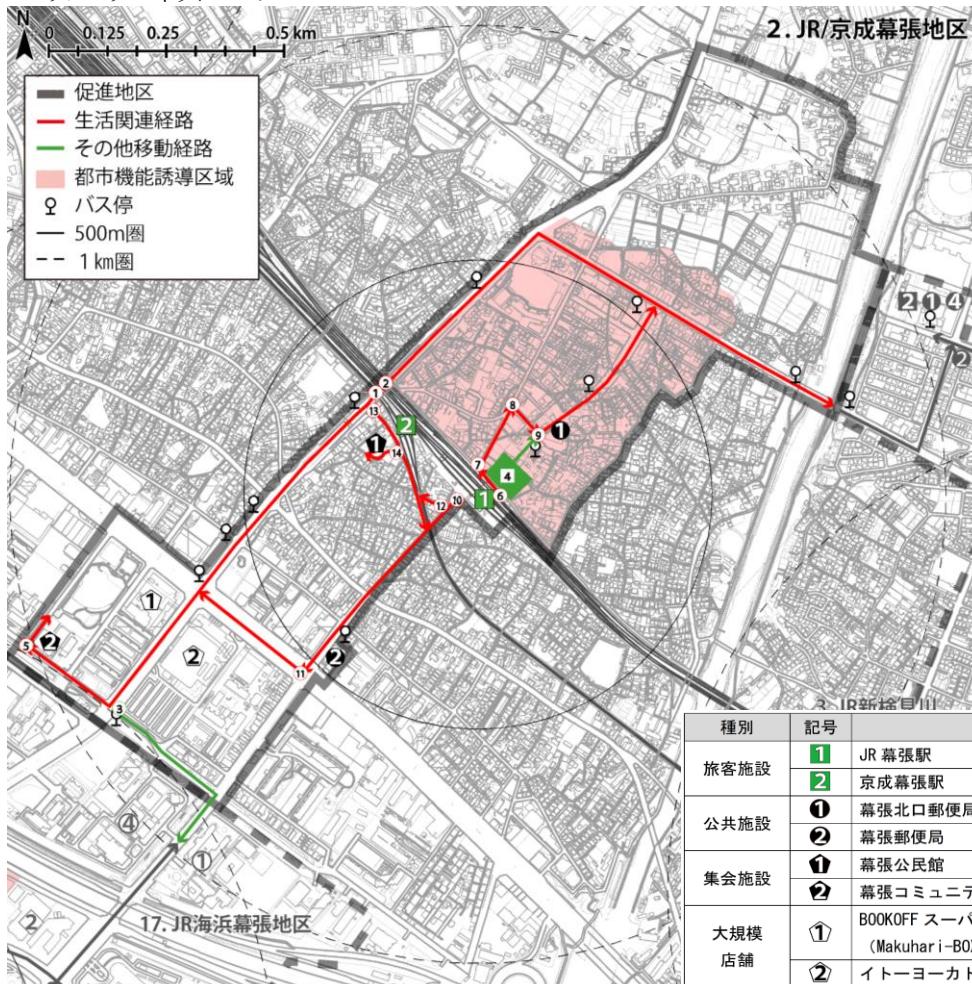
### ■対象地区番号・地区名称

2. JR／京成幕張地区

### ■経路整備の基本方針

- ◆重要地域拠点として位置付けられている本地区は、JR総武線幕張駅（乗降客数319百人／日）・京成幕張駅（85百人／日）を中心とし、公共施設・医療施設・教育施設や商店街等の集積により市民の日常生活の核となっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格をもつ経路のバリアフリー化を図る。
  - 幕張駅の南側については、コミュニティセンター・大規模商業施設等までの移動に利用する経路。
  - 幕張駅の北側については、花見川区役所・花見川保健福祉センター等までの移動に利用する経路。（東幕張土地区画整理事業による駅前広場・都市計画道路整備中）
  - JR幕張駅北口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
15	1	5.02	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

2. JR／京成幕張地区

経路番号／路線名	1-1 (主)千葉鎌ヶ谷松戸線 (千葉市)		
事業区間	始点 京成幕張駅 ~ 終点 幕張町4丁目544番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.54 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	1-2 一般国道14号 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 幕張町4丁目544番地先 ~ 終点 幕張町5丁目417番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.05 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	1-3 (市)中瀬幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町5丁目417番地先 ~ 終点 幕張町4丁目544番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.29 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	1-4 (市)幕張328号線、(市)幕張327号線 (千葉市)		
事業区間	始点 若葉1丁目地先 ~ 終点 幕張町4丁目544番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.22 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	2-1 (主)千葉鎌ヶ谷松戸線 (千葉市)		
事業区間	始点 京成幕張駅～終点 幕張中学校		
経路種別／延長	生活関連経路 0.74 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	2-2 (市)幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張中学校～終点 武石2丁目856番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.43 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	2-3 (市)幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 武石2丁目856番地先～終点 瑞穂3丁目21番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.32 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	3-1 (市)幕張328号線、(市)若葉2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町5丁目417番地先～終点 若葉2丁目114番地先		
経路種別／延長	その他移動経路 0.30 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)ひび野幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 若葉2丁目104番地先 ~ 終点 若葉2丁目104番地先		
経路種別／延長	その他移動経路	0.13 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	260 m	260 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／	4 JR幕張駅北口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	その他移動経路 (旧生活関連経路 I)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
駅前広場の新設	1式	1式	R3年度～R5年度
電線共同溝の整備	110 m	110 m	R3年度～R5年度
シェルターの設置	1式	1式	R3年度～R5年度
障害者用乗降場の設置	1箇所	1箇所	R3年度～R5年度
照明灯の設置	19基	19基	R3年度～R5年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・区画整理事業により実施する。		

経路番号／路線名	(市) 幕張287号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町6丁目133番地先～終点 幕張町6丁目133番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.07 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・区画整理事業による道路整備までの暫定的な経路。		

経路番号／路線名	(市) 幕張291号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町6丁目133番地先～終点 幕張町6丁目97番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・区画整理事業による道路整備までの暫定的な経路。		

経路番号／路線名	(市) 幕張465号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町6丁目97番地先～終点 幕張町6丁目89番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.10 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・区画整理事業による道路整備までの暫定的な経路。		

経路番号／路線名	(市) 幕張町武石町線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町6丁目97番地先～終点 幕張町6丁目89番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.35 km (新規経路Ⅰ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		700 m	700 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R4年度～R6年度	

経路番号／路線名	10-1 (市) 幕張停車場線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町5丁目122番地先～終点 幕張町5丁目187番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.30 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	10-2 (市) 幕張停車場線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町5丁目451番地先～終点 幕張町5丁目417番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.20 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	400 m	400 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	11 一般国道14号 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 幕張町4丁目544番地先～終点 幕張町5丁目417番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.27 km (新規経路Ⅰ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	12 (市) 幕張260号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町5丁目480番地先～終点 幕張町5丁目481番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.07 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善	70 m	70 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	13 (市) 幕張268号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町5丁目145番地先～終点 幕張町4丁目597番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.28 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		280 m	280 m R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	14 (市) 幕張267号線 (千葉市)		
事業区間	始点 幕張町4丁目607番地先～終点 幕張町4丁目604番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		80 m	80 m R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	15 (市) 幕張町武石町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR幕張駅北口駅前広場～終点 幕張町4丁目604番地先		
経路種別／延長	その他移動経路 0.08 km (新規経路Ⅰ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩道の新設		80 m	80 m R3年度～R5年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・区画整理事業により実施する。	

## 2. JR／京成幕張地区(1/2)

経路5 (市) 幕張314号線  
L=50m  
事業実施済み



経路1-4 (市) 幕張328号線  
(市) 幕張327号線



経路I-3 (市) 中瀬幕張町線

L=290m

現況写真



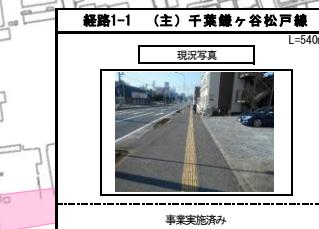
事業実施済み



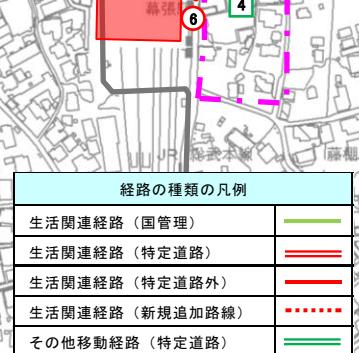
(市) 若葉2号線  
L=50m  
事業実施済み



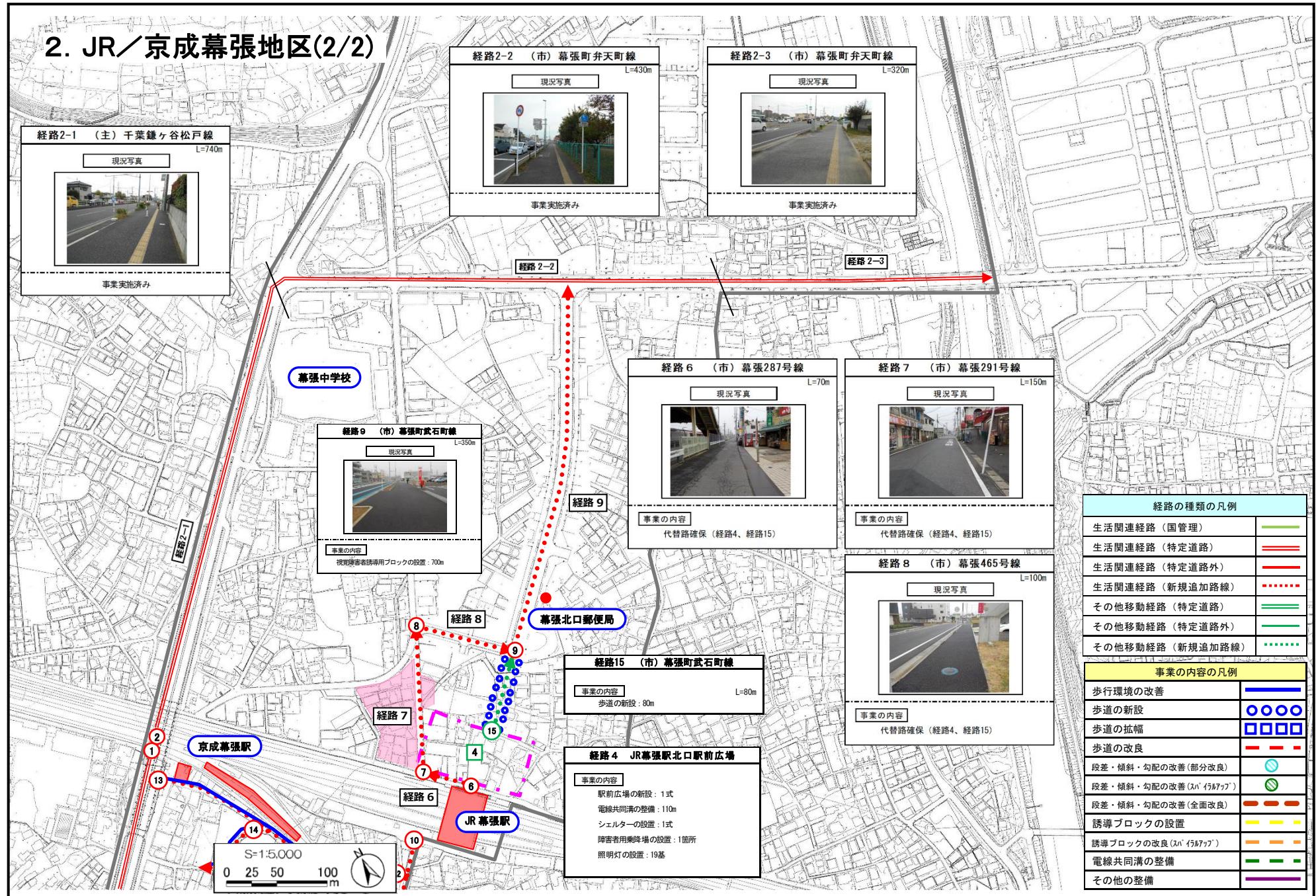
## 経路3-2 (市) ひび野幕張町



事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	■
歩道の新設	○
歩道の拡幅	□
歩道の改良	---
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	●
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	●
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	●
誘導ブロックの設置	■
誘導ブロックの改良(スパイラルアップ)	—
電線共同溝の整備	—
その他の整備	■



## 2. JR／京成幕張地区(2/2)



## 地区別整備計画

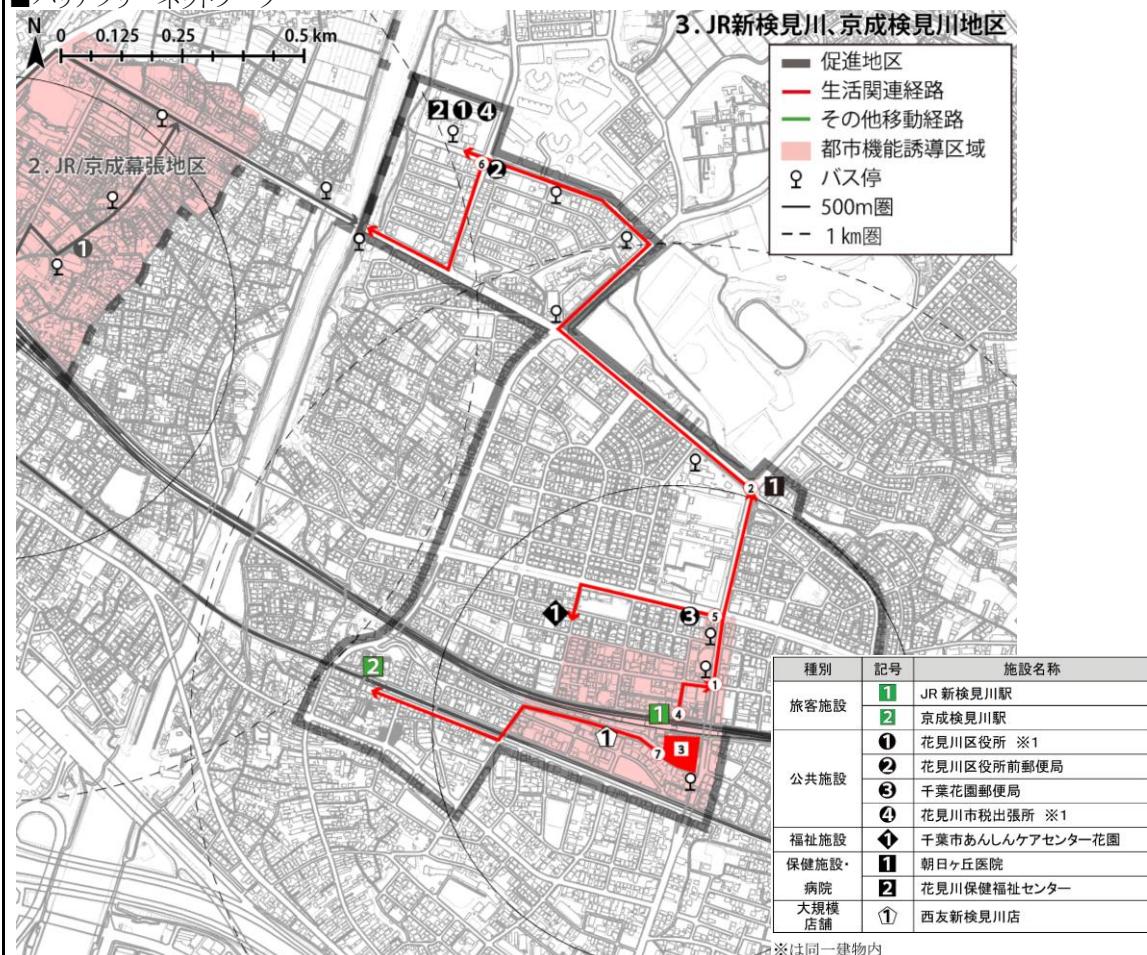
### ■対象地区番号・地区名称

3. JR新検見川、京成検見川地区

### ■経路整備の基本方針

- ◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR総武線新検見川駅（乗降客数454百人／日）を中心とし、医療施設・教育施設や商店街等の集積により市民の日常生活の核となっている。花見川区役所周辺は区中心拠点であり、市民の多様な地域活動の中心として位置付けられている。
- また、JR総武線新検見川駅南側の徒歩圏内に京成検見川駅（乗降客数40百人／日）がある。
- 本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。
- JR新検見川駅から区役所及び医療施設までの移動に利用する経路。
- JR新検見川駅南口駅前広場。
- JR新検見川駅からバスタークマナルまでの移動に利用する経路。
- JR新検見川駅と京成検見川駅間の移動に利用する経路。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
7	1	3.32	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

3. JR新検見川、京成検見川地区

経路番号／路線名	(市) 磯辺畠町線 (千葉市)		
事業区間	始点 花園1丁目7番地先 ~ 終点 花園小学校前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.47 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市) 幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 花園小学校前交差点 ~ 終点 浪花町16番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.50 km (旧生活関連経路 II)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市) 畑町96号線 (千葉市)		
事業区間	始点 浪花町16番地先 ~ 終点 瑞穂3丁目1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.27 km (旧生活関連経路 II)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	2-3 (市)瑞穂23号線 (千葉市)		
事業区間	始点 瑞穂3丁目1番地先 ~ 終点 瑞穂3丁目13番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.38 km	(旧生活関連経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	2-4 (市)瑞穂23号線 (千葉市)		
事業区間	始点 瑞穂3丁目15番地先 ~ 終点 花見川区役所		
経路種別／延長	生活関連経路	0.10 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／	3 JR新検見川駅南口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路		(旧生活関連経路Ⅰ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	(市)花園20号線・(市)花園22号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR新検見川駅北口 ~ 終点 花園1丁目7-12地先		
経路種別	生活関連経路 0.16 km (旧その他移動経路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	160 m	160 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	(市)花園24号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花園1丁目21番地先 ~ 終点 花園1丁目21番地先		
経路種別	生活関連経路 0.30 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	300 m	300 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)花園18号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花園1丁目21番地先 ~ 終点 花園1丁目21番地先		
経路種別	生活関連経路 0.07 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	70 m	70 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	6-1 (市)瑞穂36号線 (千葉市)		
事業区間	始点 瑞穂3丁目20番地先～終点 瑞穂3丁目13番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.24 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	430 m	430 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

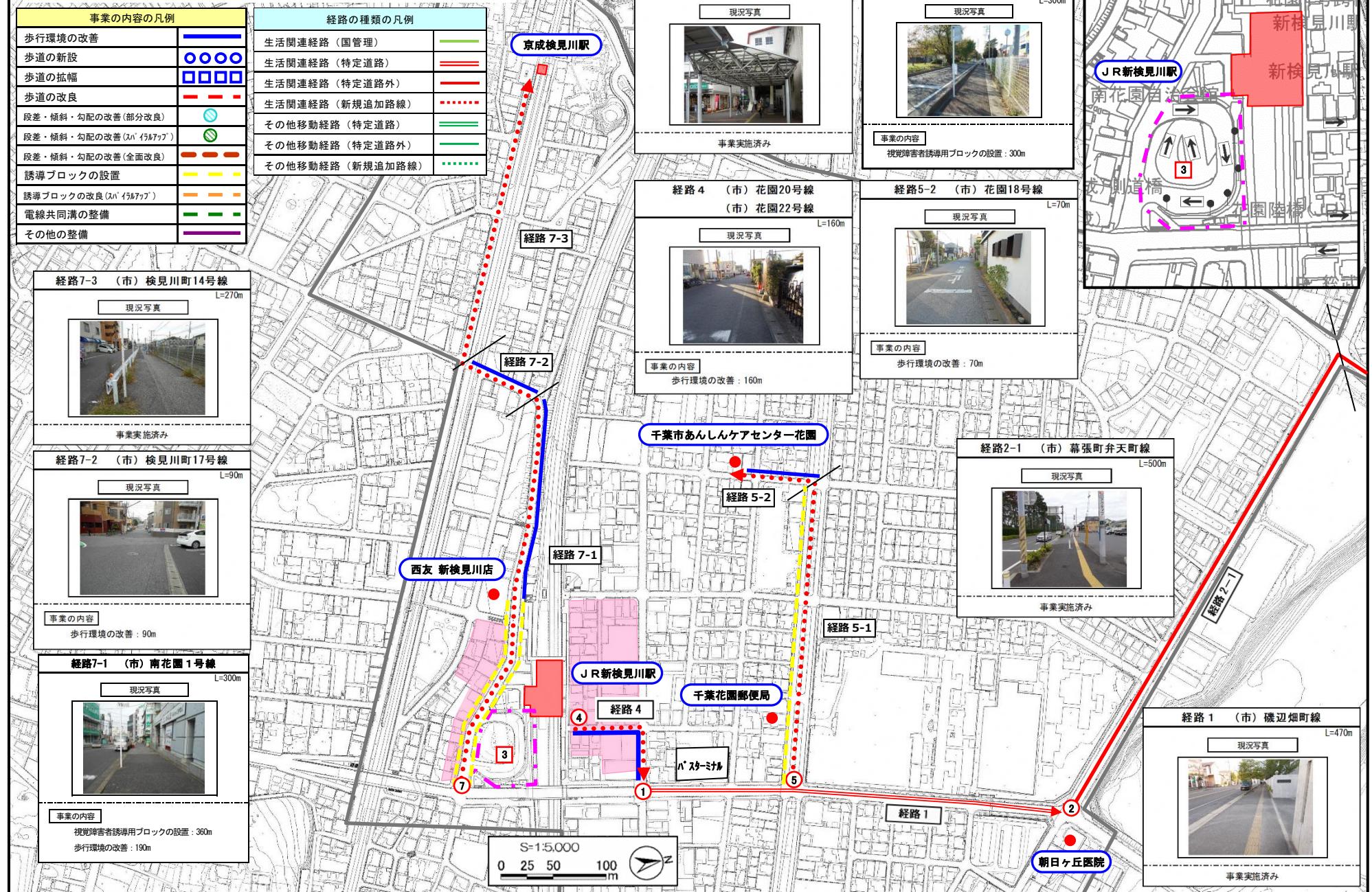
経路番号／路線名	6-2 (市)幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 瑞穂3丁目21番地先～終点 瑞穂3丁目22番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.17 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	320 m	320 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	7-1 (市)南花園1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR新検見川駅南口駅前広場～終点 南花園2丁目8番地先		
経路種別	生活関連経路 0.30 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	360 m	360 m	R4年度～R6年度
歩行環境の改善	190 m	190 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・一部区間は、道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

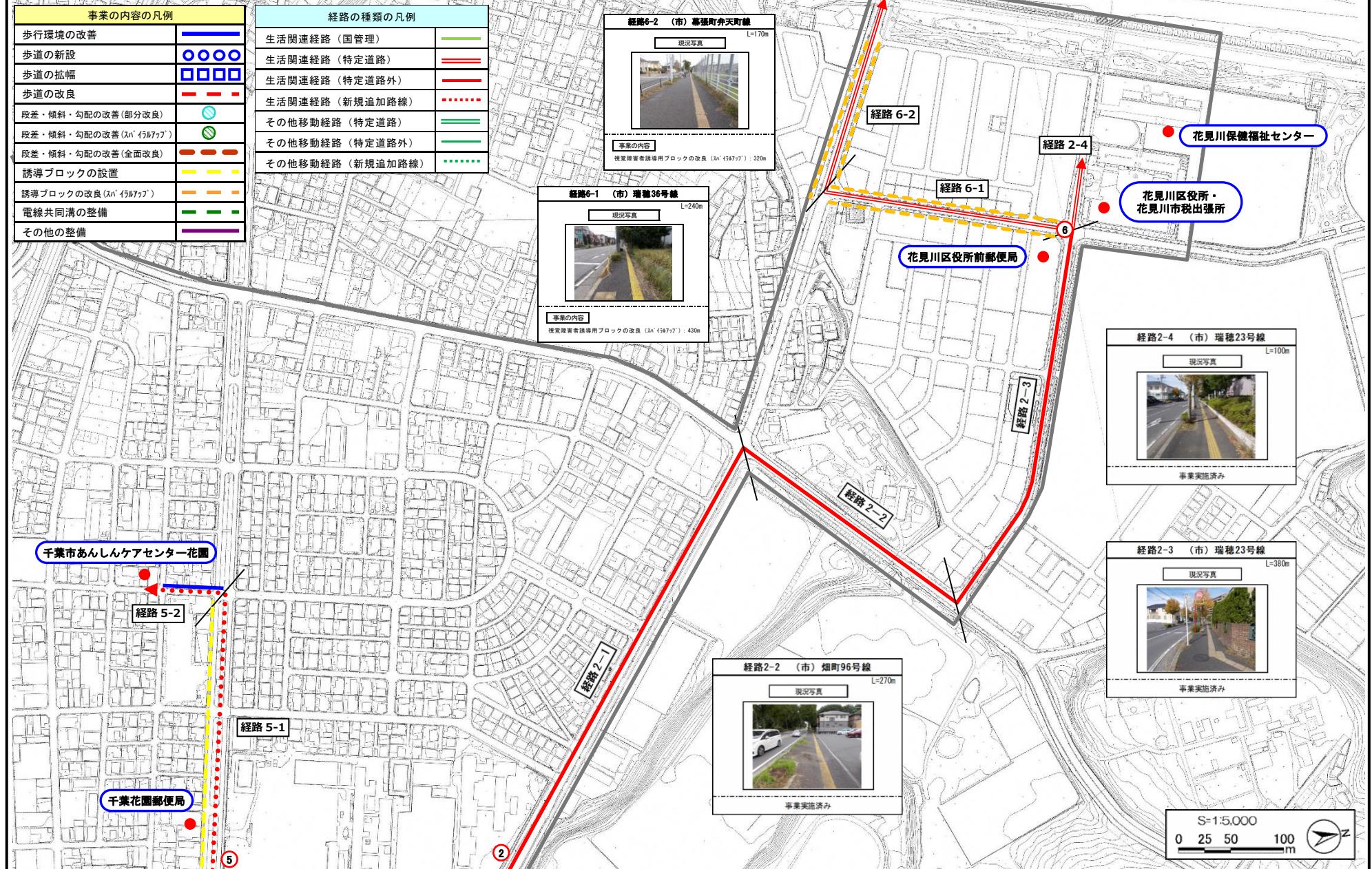
経路番号／路線名	7-2 (市)検見川町17号線 (千葉市)		
事業区間	始点 南花園2丁目8番地先 ~ 終点 検見川町3丁目309地先		
経路種別	生活関連経路 0.09 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		90 m	90 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	7-3 (市)検見川町14号線 (千葉市)		
事業区間	始点 検見川町3丁目310地先 ~ 終点 京成検見川駅南口駅前広場		
経路種別	生活関連経路 0.27 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・鉄道用地により歩行空間が確保されている。	

### 3. JR 新検見川、京成検見川地区(1/2)



### 3. JR 新検見川、京成検見川地区(2/2)



## 地区別整備計画

### ■対象地区番号・地区名称

4. JR／京成稻毛地区

### ■経路整備の基本方針

◆重要地域拠点として位置付けられている本地区は、JR総武線稻毛駅（乗降客数999百人／日）を中心とし、教育施設や医療施設、大規模商業施設等の集積により市民の日常生活の核となっている。駅前広場から発着するバスは、周辺住宅地を結ぶ区の主要な交通として機能している。また、稻毛区役所周辺は区中心拠点であり、市民の多様な地域活動の中心として位置付けられている。JR稻毛駅には、京成稻毛駅（乗降客数71百人／日）、モノレール穴川駅（乗降客数37百人／日）が隣接しており、それらとの経路を確保する。

本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

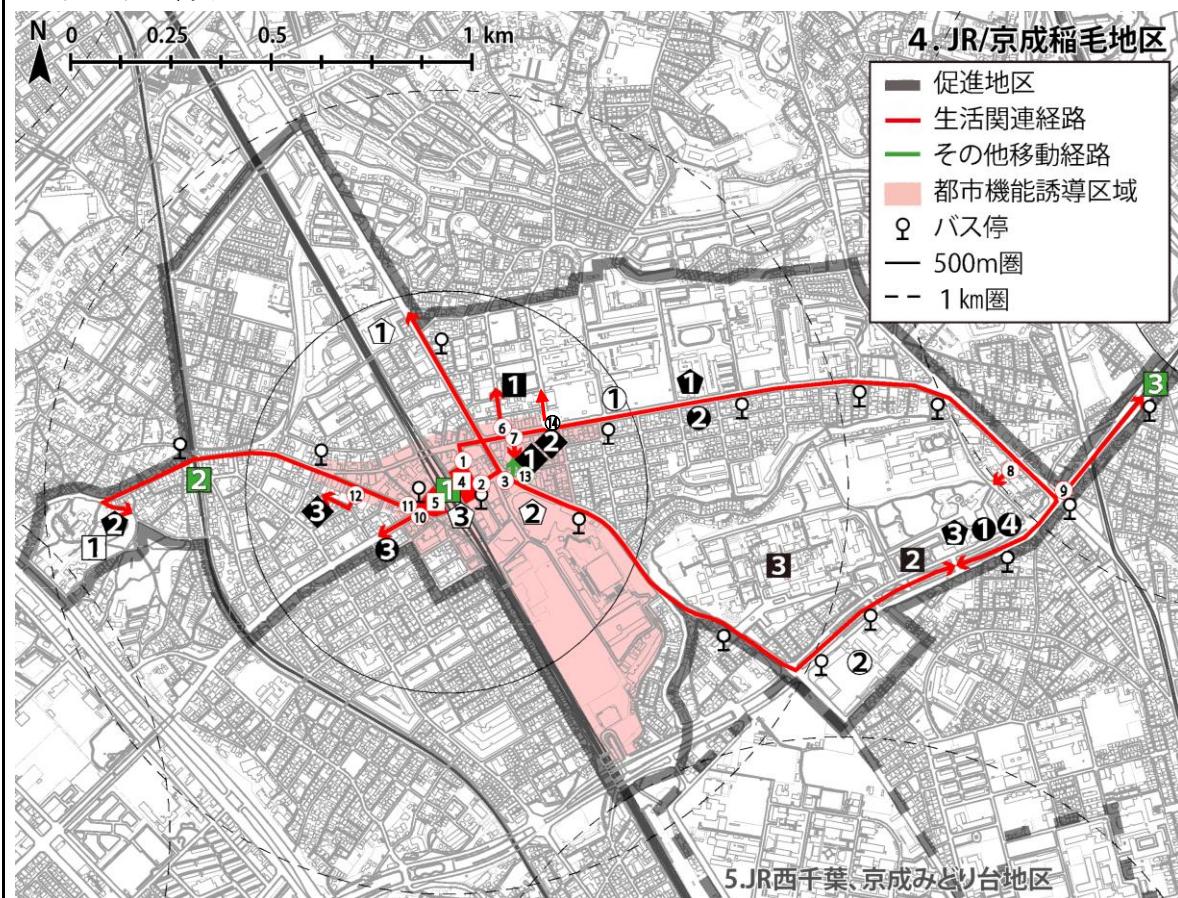
○JR稻毛駅周辺の歩行者の周遊に利用する経路。

○JR稻毛駅から区役所までの移動に利用する経路。

○JR稻毛駅東口・西口駅前広場。

○JR稻毛駅から京成稻毛駅、モノレール穴川駅までの移動に利用する経路。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
14	2	5.70	R4年度～R8年度
地区の特記事項	・街路事業実施中。 ・本地区は地区別バリアフリー基本構想エリアとなる。		

\*実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

4. JR／京成稻毛地区

経路番号／路線名	1-1 (市)小仲台26号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR稻毛駅東口駅前広場 ~ 終点 稲毛東3丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.04 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	1-2 (一)稻毛停車場穴川線 (千葉市)		
事業区間	始点 稲毛東3丁目4番地先 ~ 終点 千葉女子高等学校		
経路種別／延長	生活関連経路 0.70 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		30 m	30 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R7年度～R8年度	

経路番号／路線名	1-3 (一)稻毛停車場穴川線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉女子高等学校 ~ 終点 園生十字路交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.50 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	1-4 (主)穴川天戸線 (千葉市)		
事業区間	始点 園生十字路交差点 ~ 終点 穴川三丁目交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.40 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		800 m	800 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R7年度～R8年度	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	1-5 (市)新港穴川線 始点 穴川3丁目交差点～終点 稲毛区役所 生活関連経路 0.28 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	3 m	3 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	2-1 (市)小仲台30号線 始点 JR稻毛駅東口駅前広場～終点 小仲台2丁目6番地先 生活関連経路 0.07 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	10 m	10 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	2-2 (市)幕張町弁天町線 始点 小仲台2丁目6番地先～終点 マルエツ前 生活関連経路 0.50 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	850 m	850 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	3-1 (市)幕張町弁天町線 始点 小仲台2丁目6番地先～終点 サティ前 生活関連経路 0.18 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	3 m	3 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	260 m	120 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-2 (市) 幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 イオン前地先 ~ 終点 黒砂台3丁目41番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.18 km		(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	360 m	360 m	R4年度~
電線共同溝の整備	360 m	360 m	R4年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-3 (市) 幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 黒砂台3丁目41番地先 ~ 終点 黒砂台3丁目16番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.14 km		(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩道の拡幅	140 m	140 m	R4年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	280 m	280 m	R4年度~
透水性舗装化(アスファルト)	1,120 m <sup>2</sup>	1,120 m <sup>2</sup>	R4年度
電線共同溝の整備	280 m	280 m	R4年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・街路事業により実施する。		

経路番号／路線名	3-4 (市) 幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 黒砂台3丁目16番地先 ~ 終点 黒砂台3丁目30番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.26 km		(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩道の拡幅	520 m	520 m	R4年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	520 m	520 m	R4年度~
透水性舗装化(アスファルト)	2,080 m <sup>2</sup>	2,080 m <sup>2</sup>	R4年度
電線共同溝の整備	520 m	520 m	R4年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・街路事業により実施する。		

経路番号／路線名	3-5 (市)新港穴川線 (千葉市)		
事業区間	始点 黒砂台3丁目30番地先 ~ 終点 稲毛区役所		
経路種別／延長	生活関連経路	0.50 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／	4 JR稻毛駅東口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	(旧生活関連経路Ⅰ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		1 箇所	1 箇所
		R9年度～	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／	5 JR稻毛駅西口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	(旧生活関連経路Ⅰ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	6 (市) 小中台町106号線 (千葉市)		
事業区間	始点 小仲台6丁目19番地先 ~ 終点 小仲台6丁目21番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.13 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		130 m	130 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	7 (市) 小仲台37号線 (千葉市)		
事業区間	始点 小仲台2丁目10番地先 ~ 終点 小仲台2丁目10番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.09 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、代替路の経路13を設定する。		

経路番号／路線名	8 一般国道126号 (千葉市)		
事業区間	始点 小仲台6丁目19番地先 ~ 終点 穴川4丁目13番地先		
経路種別	生活関連経路 0.08 km (新規経路Ⅰ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		160 m	160 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	9 一般国道126号 始点 穴川3丁目9番地先 ～ 終点 穴川町79番地先 生活関連経路 0.35 km	(千葉市) (新規経路 I )	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	6 箇所	6 箇所	R4年度～R6年度
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	350 m	350 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	10 (市)稻毛東40号線 始点 稲毛東3丁目15番地先 ～ 終点 稲毛東3丁目9番地先 生活関連経路 0.11 km	(千葉市) (新規経路 II )	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	3 m	3 m	R4年度～R6年度
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	3 箇所	3 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別	11-1 (一)稻毛停車場穴川線 始点 稲毛東3丁目8番地先 ～ 終点 稲毛東3丁目6番地先 生活関連経路 0.25 km	(千葉市) (新規経路 II )	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連担しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では幅広の路側帯により、歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	11-2 (一)稻毛停車場稻毛海岸線 (千葉市)		
事業区間	始点 稲毛東3丁目6番地先 ~ 終点 稲毛3丁目1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.60 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		600 m	600 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。 このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	11-3 (市)稻毛99号線 (千葉市)		
事業区間	始点 稲毛3丁目4番地先 ~ 終点 稲毛3丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		60 m	60 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。 このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	12-1 (市)稻毛35号線 (千葉市)		
事業区間	始点 稲毛東3丁目7番地先 ~ 終点 稲毛東3丁目6番地先		
経路種別	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、 現況では幅広の路側帯により、歩車分離を行っている。	

経路番号／路線名	12-2 (市)稻毛44号線 (千葉市)		
事業区間	始点 稲毛東3丁目6番地先 ~ 終点 稲毛東3丁目6番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		110 m	110 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。 このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等 を必要に応じて検討する。	

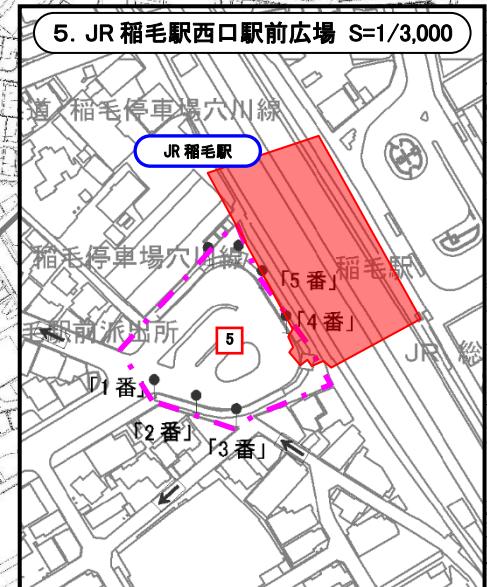
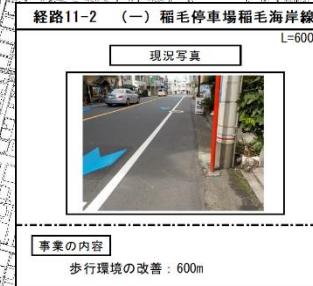
経路番号／路線名	13 (市)小仲台37号線 (千葉市)		
事業区間	始点 小仲台2丁目10番地先 ~ 終点 小仲台2丁目10番地先		
経路種別／延長	その他移動経路 0.04 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、 現況では安全施設により物理的歩車分離を行っている。	

経路番号／路線名	14 (市)小中台町105号線 (千葉市)		
事業区間	始点 小仲台6丁目19番地先 ~ 終点 小仲台6丁目21番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		80 m	80 m R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・小学校側の誘導用ブロック整備時期に合わせて実施する。	

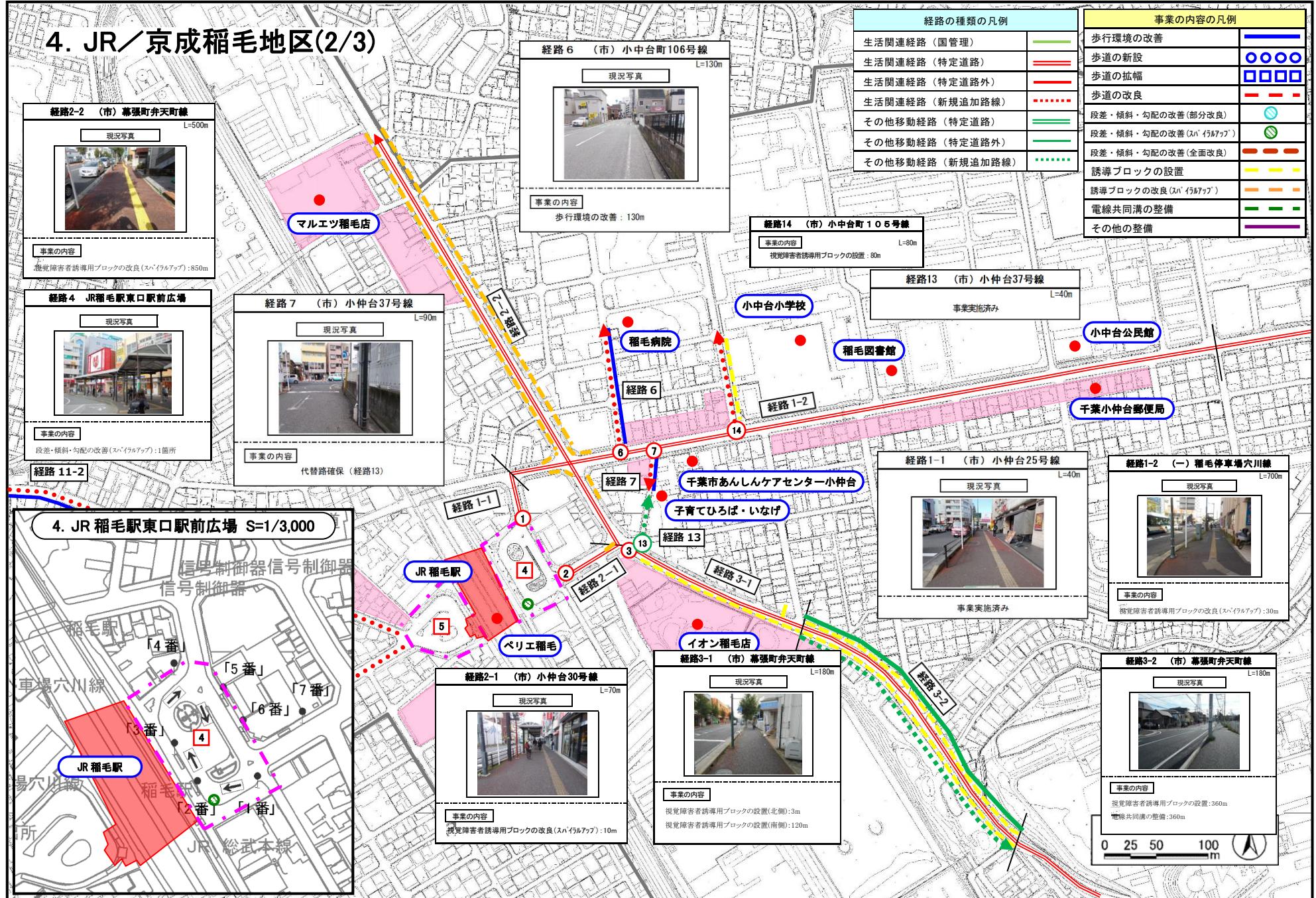
## 4. JR／京成稻毛地区(1/3)

事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	■
歩道の新設	○○○○
歩道の拡幅	□□□□
歩道の改良	- - -
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(ｽﾍﾟｲﾙアップ)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	— — —
誘導ブロックの設置	■ ■ ■
誘導ブロックの改良(ｽﾍﾟｲﾙアップ)	— — —
電線共同溝の整備	— — —
その他の整備	■ ■ ■

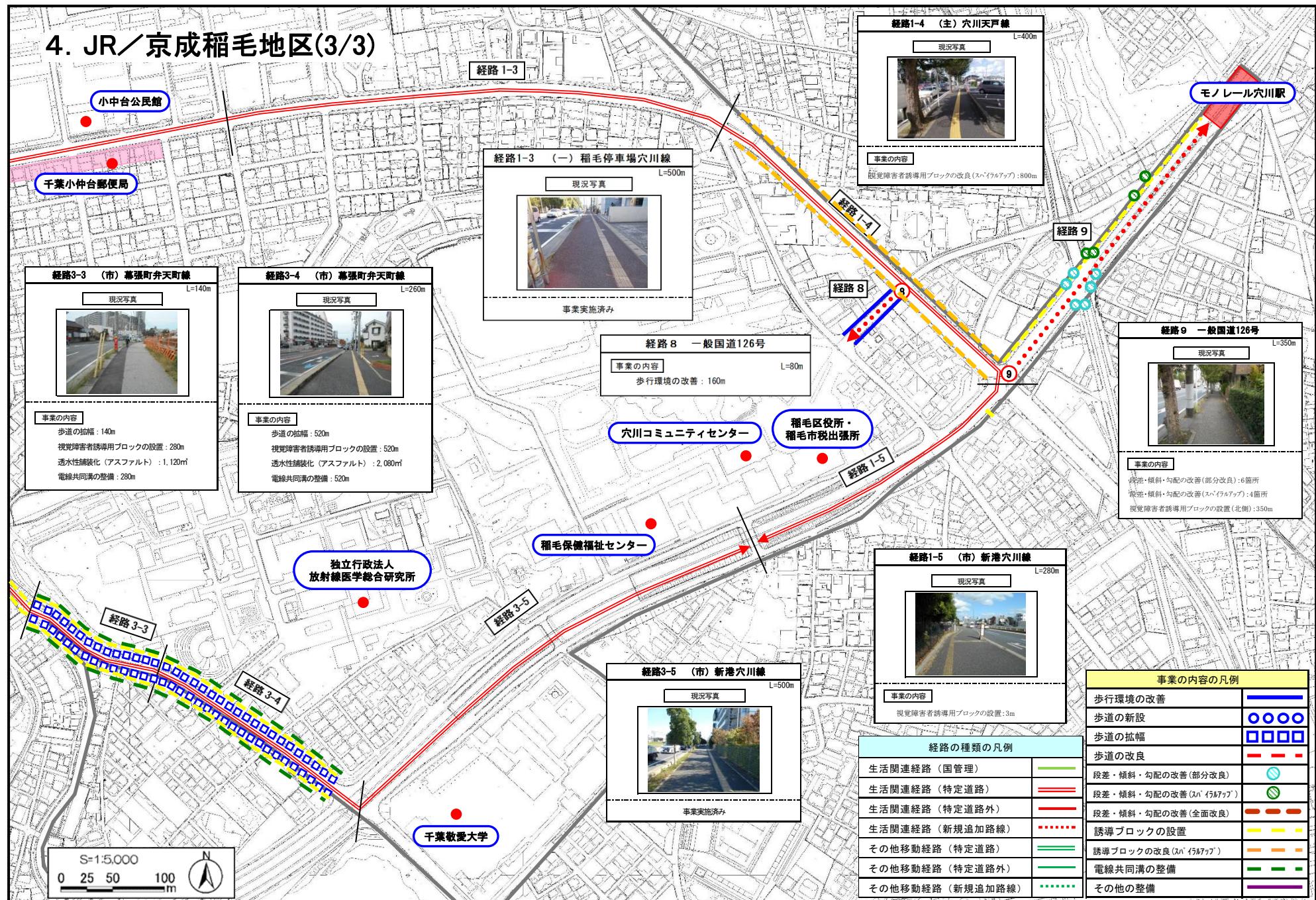
経路の種類の凡例	
生活関連経路（国管理）	■
生活関連経路（特定道路）	— —
生活関連経路（特定道路外）	— —
生活関連経路（新規追加路線）	··· ···
その他移動経路（特定道路）	■ ■ ■
その他移動経路（特定道路外）	— — —
その他移動経路（新規追加路線）	··· ··· ···



## 4. JR／京成稻毛地区(2/3)



## 4. JR／京成稻毛地区(3/3)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

5. JR西千葉、京成みどり台地区

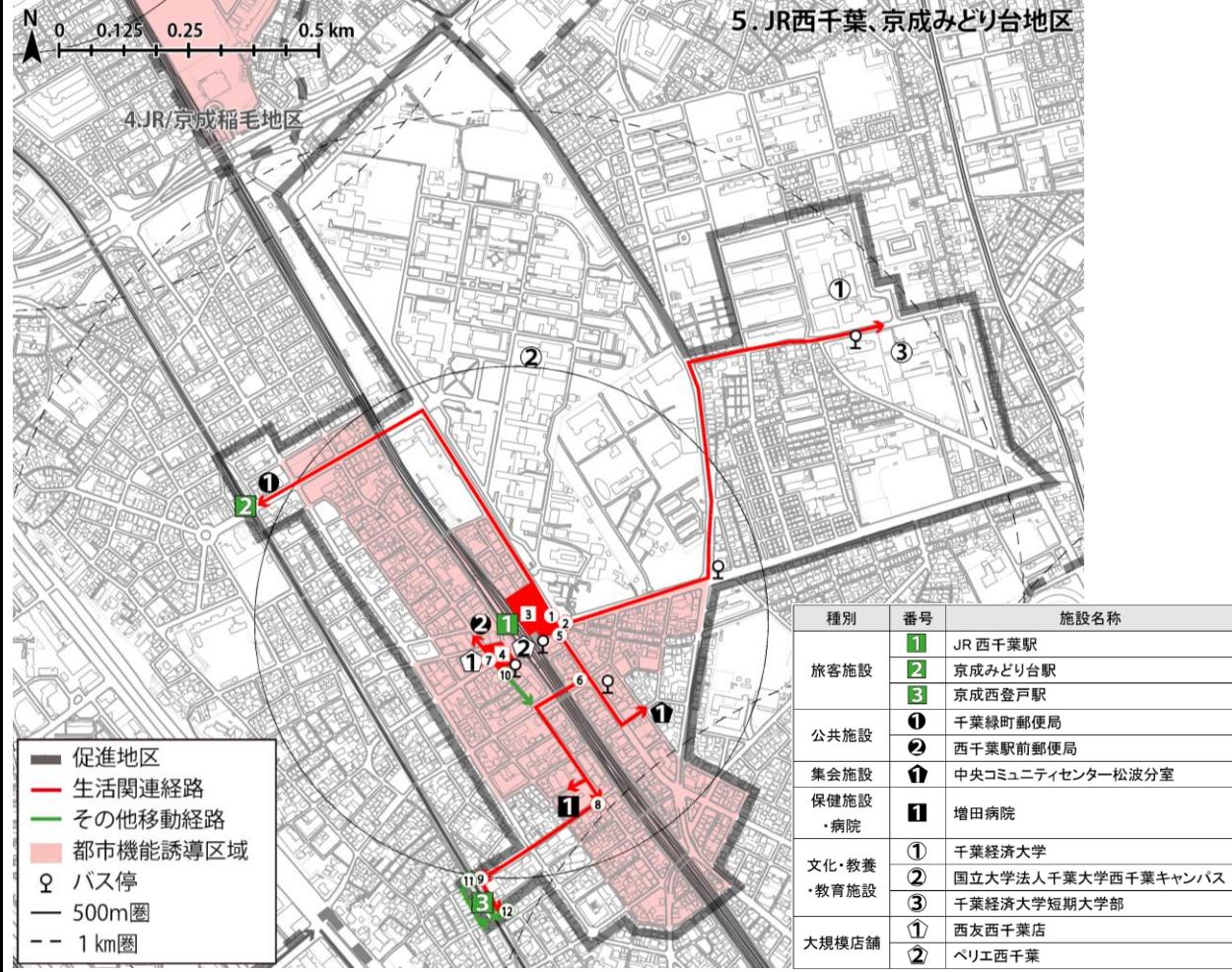
### ■経路整備の基本方針

◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR総武線西千葉駅(乗降客数440百人／日)を中心とし、教育施設や商業施設等の集積により市民の日常生活の核となっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR西千葉駅、京成みどり台駅、京成西登戸駅を中心とした徒歩圏内に立地している大学や商業施設、中央コミュニティセンター松波分室、西千葉駅前郵便局、増田病院への移動に利用する経路。

○JR西千葉駅北口・南口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

	生活関連経路数	その他の移動経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
事業実施経路	7	3	2	3.32	R4年度～R8年度
地区の特記事項					

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

5. JR西千葉、京成みどり台地区

経路番号／路線名	(市)椿森弥生町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR西千葉駅北口駅前広場 ~ 終点 千葉大学正門前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.49 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		2 箇所 2 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)緑町7号線・(市)弥生町3号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉大学正門前 ~ 終点 京成みどり台駅		
経路種別／延長	生活関連経路 0.39 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		590 m 590 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)西千葉駅稻荷町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR西千葉駅北口駅前広場 ~ 終点 松波交番前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.30 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		10 m 10 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 松波交番前交差点 ~ 終点 轟町1丁目7番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.42 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		800 m 800 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2-3 (市)轟町5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 轰町1丁目7番地先 ~ 終点 轰町4丁目3番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.35 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／	3 JR西千葉駅北口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	(旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイナルアップ)		2 箇所	2 箇所
障害者用乗降場の改良		1 箇所	1 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・車いす等がスムーズに乗降できるよう障害者用乗降場の改良を行う。		

経路番号／	4 JR西千葉駅南口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	(旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイナルアップ)		4 箇所	4 箇所
障害者用乗降場の設置		1 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイナルアップ)		200 m	200 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	5-1 (市)椿森弥生町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR西千葉駅北口駅前広場 ~ 終点 松波2丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.22 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	8 箇所	8 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	305 m	305 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	5-2 (市)松波7号線 (千葉市)		
事業区間	始点 松波2丁目4番地先 ~ 終点 松波2丁目14番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	50 m	50 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	6-1 (市)松波新港線 (千葉市)		
事業区間	始点 松波2丁目5番地先 ~ 終点 春日2丁目23番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	5 箇所	5 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	220 m	220 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	6-2 (市)春日4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 春日1丁目19番地先 ~ 終点 春日1丁目16番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.21 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	210 m	210 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	(市)春日12号線 (千葉市)		
事業区間	始点 春日1丁目16番地先 ~ 終点 春日1丁目16番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.08 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		80 m	80 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	(市)春日4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR西千葉駅南口駅前広場 ~ 終点 春日2丁目25番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.05 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		50 m	50 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

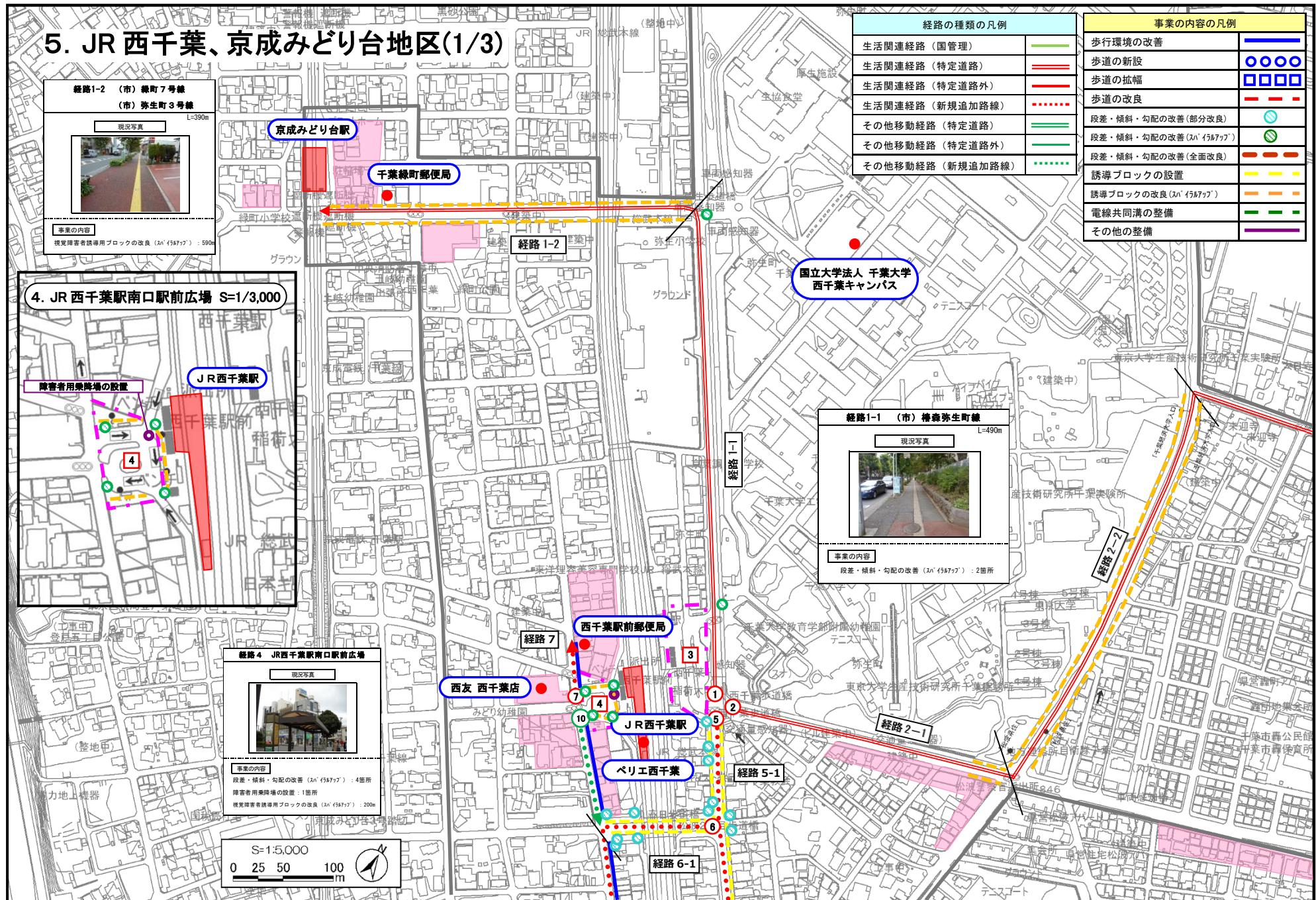
経路番号／路線名	(市)登戸8号線 (千葉市)		
事業区間	始点 春日1丁目16番地先 ~ 終点 春日1丁目2番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.29 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		290 m	290 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	(市)春日2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 春日1丁目2番地先 ~ 終点 春日1丁目1番地先(京成西登戸駅)		
経路種別／延長	生活関連経路	0.08 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		80 m	80 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

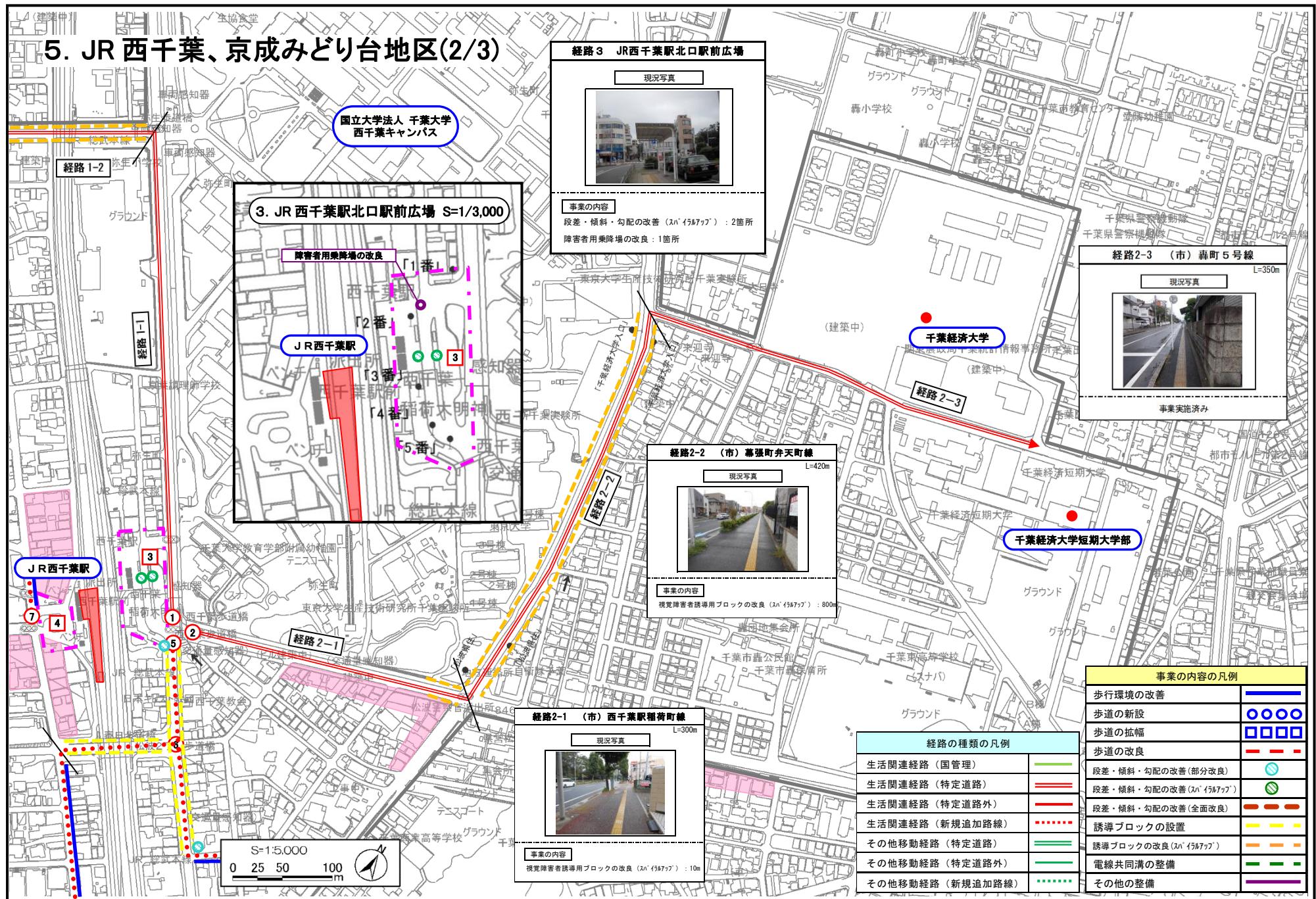
経路番号／路線名	10 (市)春日4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR西千葉駅南口駅前広場 ~ 終点 春日2丁目23番地先		
経路種別／延長	その他移動経路 0.11 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
歩行環境の改善		110 m 110 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	11 (市)登戸8号線、(市)登戸27号線、(市)登戸17号線 (千葉市)		
事業区間	始点 春日1丁目2番地先 ~ 終点 登戸4丁目9番地先(京成西登戸駅)		
経路種別／延長	その他移動経路 0.14 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
歩行環境の改善		140 m 140 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

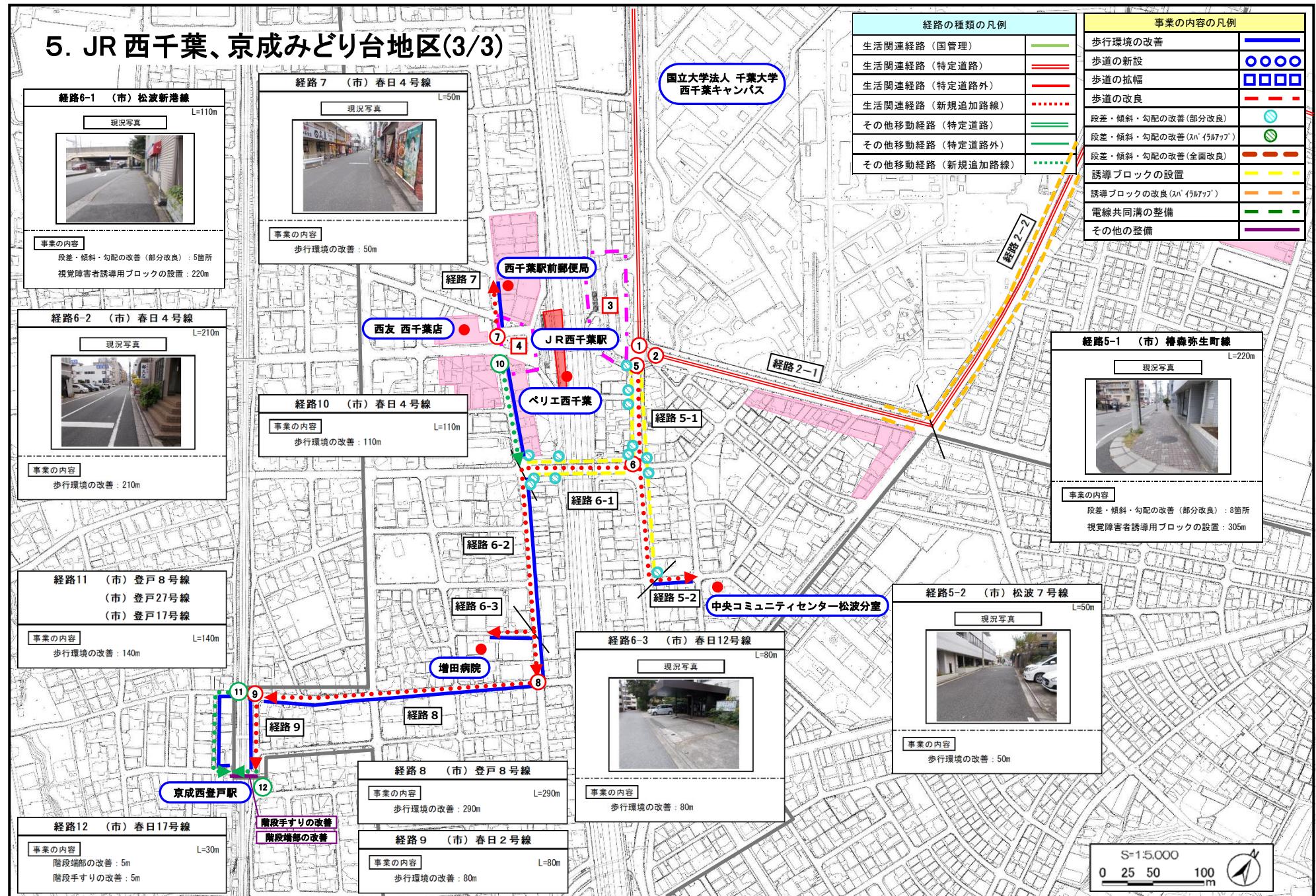
経路番号／路線名	12 (市)春日17号線 (千葉市)		
事業区間	始点 登戸4丁目9番地先 ~ 終点 春日1丁目1番地先		
経路種別／延長	その他移動経路 0.03 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
階段端部の改善		5 m 5 m	R6年度
階段手すりの改善		5 m 5 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。	



## 5. JR 西千葉、京成みどり台地区(2/3)



## 5. JR 西千葉、京成みどり台地区(3/3)



## 地区別整備計画

■ 対象地区番号・地区名称

6. 千葉都心地区

■ 経路整備の基本方針

◆ 千葉都心として位置付けられている本地区は、市民の生活・文化の中心としてのみならず、県の政治・経済の中核として古くから中核的な役割を担っている。また、業務核都市として東京都区部の業務機能の一翼を担う機能もはたしている。

◆ 本地区に含まれる主な特定旅客施設は、JR千葉駅(乗降客数2,156百人／日)・千葉みなと駅(343百人／日)・本千葉駅(238百人／日)・東千葉駅(52百人／日)、京成千葉駅(294百人／日)・千葉中央駅(183百人／日)・新千葉駅(20百人／日)、モノレール千葉駅(268百人／日)・千葉みなと駅(166百人／日)・市役所前駅(51百人／日)・霞川公園(21百人／日)となっている。

本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心・円滑・快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

- 地区全体に立地している公共・福祉・医療・商業施設等と最寄りの特定旅客施設とを結ぶ経路。
- 地区内を回遊できるよう面的なネットワーク移動に利用する経路。
- 地区内の駅前広場。

■ バリアフリー ネットワーク

6. 千葉都心地区

■ バリアフリー ネットワーク

■ 総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
64	8	31.25	R4年度～R8年度

地区の特記事項

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

6. 千葉都心地区

経路番号／路線名	(市)千葉駅富士見線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅東口駅前広場 ~ 終点 萩川(栄橋)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.40 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	3 箇所	3 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	800 m	800 m	R7年度~R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)中央赤井町線 (千葉市)		
事業区間	始点 萩川(栄橋) ~ 終点 柏戸病院前		
経路種別／延長	生活関連経路 1.20 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	22 箇所	22 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	9 m	9 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)富士見22号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅東口駅前広場 ~ 終点 富士見2丁目1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (旧生活関連経路 I)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)富士見15号線 (千葉市)		
事業区間	始点 富士見2丁目1番地先 ~ 終点 富士見2丁目5番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.16 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)富士見16号線 (千葉市)		
事業区間	始点 富士見2丁目5番地先 ~ 終点 京成千葉中央駅		
経路種別／延長	生活関連経路	0.25 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		4 箇所	4 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			R9年度~

経路番号／路線名	(市)新町若松町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅 ~ 終点 新町交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		6 箇所	1 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			R9年度~

経路番号／路線名	(市)新町問屋町線 (千葉市)		
事業区間	始点 新町交差点 ~ 終点 新宿2丁目交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.65 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)		2 箇所	2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		1,300 m	1,300 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			R7年度~R8年度

経路番号／路線名	一般国道51号線 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 広小路交差点 ~ 終点 本町1丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.12 km (新規経路I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		240 m	240 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			—

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	5-2 (市)富士見加曽利町線、本町6号線 始点 本町1丁目4番地先 ~ 終点 道場南1丁目17番地先 生活関連経路 0.48 km	(千葉市) (新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
	全体量 残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所 1 箇所	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、幅員を確保した歩道設置は困難な状況にあり、現況では狭幅員の歩道が設置されている。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	5-3 道場南13号線 始点 道場南1丁目17番地先 ~ 終点 斎藤労災病院前 生活関連経路 0.15 km	(千葉市) (新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
	全体量 残事業量	
歩行環境の改善	150 m 150 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	6-1 一般国道14号 始点 新町交差点 ~ 終点 富士見2丁目1番地先 生活関連経路 0.20 km	(千葉市) (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
	全体量 残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	380 m 30 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	6-2 富士見29号線 始点 富士見2丁目1番地先 ~ 終点 中央公園交差点 生活関連経路 0.32 km	(千葉市) (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
	全体量 残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	3 箇所 3 箇所	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号／路線名	6-3 一般国道14号 (千葉市)		
事業区間	始点 中央公園交差点～終点 広小路交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.39 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		6 箇所	6 箇所 R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	7 一般国道14号 (千葉市)		
事業区間	始点 新町交差点～終点 登戸交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.82 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		25 箇所	9 箇所 R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		340 m	340 m R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)新宿2号線他 (千葉市)		
事業区間	始点 京成千葉中央駅前～終点 新宿公園前		
経路種別／延長	生活関連経路	1.12 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	— 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	8-2 横断歩道橋(さざなみ橋) (千葉市)		
事業区間	始点 新宿公園前～終点 一般国道357号		
経路種別／延長	生活関連経路	0.18 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	— 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	9 (市)京成千葉中央駅線 (千葉市)		
事業区間	始点 京成千葉中央駅 ~ 終点 本町2丁目地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.57 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	40 m	40 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	10 (一)本千葉停車場線他 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉中央駅前交差点 ~ 終点 本千葉ガード前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.17 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 節所	1 節所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	170 m	170 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	11-1 (市)本千葉町6号線他 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉県庁交差点 ~ 終点 本千葉ガード前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.30 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	11-2 (一)本千葉停車場線他 (千葉市・千葉国道事務所)		
事業区間	始点 本千葉ガード前交差点 ~ 終点 ポートサイドタワー交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.91 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	31 節所	6 節所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	440 m	200 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)(北側)	170 m	170 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	12-1 (主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 本千葉駅前交差点 ~ 終点 長州1丁目32番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	60 m	60 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	12-2 (市)新田町村田町線 (千葉市)		
事業区間	始点 長州1丁目32番地先 ~ 終点 白幡神社前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.5 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	13-1 (主)千葉大網線、(市)市場町4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 本千葉駅前交差点 ~ 終点 県警本部前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.3 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	3 箇所	3 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	280 m	280 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	13-2 (市)市場町8号線 (千葉市)		
事業区間	始点 県警本部前交差点 ~ 終点 県立中央図書館前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.14 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	230 m	230 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	13-3 (市)長洲17号線 (千葉市)		
事業区間	始点 県立中央図書館前 ~ 終点 長洲2丁目11番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	14 一般国道126号 (千葉市)		
事業区間	始点 広小路交差点 ~ 終点 院内交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.30 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	520 m	520 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	15 (一)東千葉停車場線 (千葉市)		
事業区間	始点 院内交差点 ~ 終点 萩川(要橋)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.38 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	16-1 (市)要町12号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR東千葉駅 ~ 終点 要町1丁目地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	16-2 (市)新町若松町線 (千葉市)		
事業区間	始点 要町1丁目地先 ~ 終点 市民会館前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	16-3 (市)要町12号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR東千葉駅 ~ 終点 要町1丁目地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.08 km (新規経路 II)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	17-1 (市)栄町1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 市民会館前交差点 ~ 終点 中央1丁目1-12地先(交差点名無し)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.51 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	17-2 (市)栄町1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 中央1丁目1-12地先(交差点名無し) ~ 終点 中央3-15交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.33 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)		660 m	60 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R4年度～R6年度	

経路番号／路線名	17-3 (市)栄町1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 中央3-15交差点～終点 千葉県庁交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.25 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(西側)		430 m	20 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R4年度～R6年度	

経路番号／路線名	18-1 (市)富士見28号線、(市)富士見9号線 (千葉市)		
事業区間	始点 葛川(栄橋)～終点 葛川(新葛川橋)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.90 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		16 箇所	16 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		120 m	120 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R9年度～ R7年度～R8年度	

経路番号／路線名	18-2 (市)新町若松町線 (千葉市)		
事業区間	始点 葛川(新葛川橋)～終点 市民会館前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.25 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
－		－	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	19-1 (市)幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅北口駅前広場～終点 弁天町地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.26 km (旧生活関連経路I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
－		－	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	19-2 (市) 幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 弁天町地先 ~ 終点 千葉公園前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.39 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイクルアップ)		5 箇所	5 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R9年度～	

経路番号／路線名	19-3 (市) 弁天26号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉公園前交差点 ~ 終点 千葉公園事務所前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.32 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	20-1 (市) 幕張町弁天町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅北口駅前広場 ~ 終点 千葉駅北口入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.27 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイクルアップ)		3 箇所	3 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R9年度～	

経路番号／路線名	20-2 (市) 弁天76号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉駅北口入口交差点 ~ 終点 護国神社入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.29 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	20-3 (市)椿森弥生町線 (千葉市)		
事業区間	始点 護国神社入口交差点 ~ 終点 市立中央図書館前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.17 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	20-4 (市)弁天44号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅 ~ 終点 市立中央図書館		
経路種別／延長	その他移動経路 0.44 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	20-5 (市)弁天55号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅北口駅前広場 ~ 終点 植草学園附属幼稚園		
経路種別／延長	その他移動経路 0.23 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	21-1 (市)千葉港黒砂台線 (千葉市)		
事業区間	始点 新千葉2丁目2番地先 ~ 終点 一般国道14号		
経路種別／延長	生活関連経路 0.42 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	21-2 (市)千葉港黒砂台線 (千葉市)		
事業区間	始点 一般国道14号 ~ 終点 一般国道357号		
経路種別／延長	生活関連経路 0.40 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	700 m	700 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	21-3 (市)千葉港黒砂台線 (千葉市)		
事業区間	始点 一般国道357号 ~ 終点 千葉県立美術館前		
経路種別／延長	生活関連経路 1.00 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	1,700 m	1,700 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	22 (市)新港2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなと駅北口駅前広場 ~ 終点 一般国道14号		
経路種別／延長	生活関連経路 0.41 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	10 m	10 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	23-1 (市)高洲中央港線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなと駅北口駅前広場 ~ 終点 総合保健医療センター前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.10 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	23-2 (市)高洲中央港線 (千葉市)		
事業区間	始点 総合保健医療センター前 ~ 終点 幸町1丁目11番地先		
経路種別／延長	その他移動経路	0.75 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	4 m	4 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	23-3 (市)松波新港線 (千葉市)		
事業区間	始点 幸町1丁目11番地先 ~ 終点 登戸4丁目交差点		
経路種別／延長	その他移動経路	0.45 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	870 m	480 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	24-1 (市)幸町16号線 (千葉市)		
事業区間	始点 総合保健医療センター前 ~ 終点 千葉ガーデンタウン郵便局前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.58 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイクルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	1,160 m	580 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)	3 m	3 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	24-2 (市)幸町14号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉ガーデンタウン郵便局前 ~ 終点 千葉ガーデンタウン郵便局前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.04 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	40 m	40 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	24-3 (市)幸町16号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉ガーデンタウン郵便局前 ~ 終点 千葉みなど病院前		
経路種別／延長	その他移動経路	0.23 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)		450 m	230 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R4年度～R6年度	

経路番号／路線名	24-4 一般国道14号・357号 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 登戸4丁目交差点 ~ 終点 登戸交差点		
経路種別／延長	その他移動経路	0.90 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		実施済み	
		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	25 (市)千葉港1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなど駅北口駅前広場 ~ 終点 一般国道357号		
経路種別／延長	生活関連経路	0.40 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		実施済み	
		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	26-1 (市)高洲中央港線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなど駅北口駅前広場 ~ 終点 千葉みなど駅入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.47 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイアルアップ)		4 箇所	4 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイアルアップ)		800 m	800 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R9年度～ R7年度～R8年度	

経路番号／路線名	26-2 (市)高洲中央港線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉みなど駅入口交差点～終点 千葉医療センター交差点		
経路種別／延長	その他移動経路	0.28 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	2 箇所	2 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)	270 m	270 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	26-3 (市)千葉港3号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉医療センター交差点～終点 一般国道357号		
経路種別／延長	その他移動経路	0.37 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	560 m	560 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	27 (市)中央港7号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなど駅西口駅前広場～終点 千葉中央警察署前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.34 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	290 m	290 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	28-1 (市)千葉港5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 NTT千葉ビル前～終点 みなど公園交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.34 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	28-2 (市)千葉港5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 みなし公園交差点～終点 問屋町交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.28 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	28-3 (市)千葉港5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 問屋町交差点～終点 ポートサイドタワー交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.40 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	360 m	360 m	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)(東側)	230 m	230 m	R9年度～
電線共同溝の整備	800 m	800 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・電線共同溝整備時に視覚障害者誘導用ブロックを整備する。		

経路番号／路線名	29 (市)登戸44号線 (千葉市)		
事業区間	始点 登戸2丁目7番地先～終点 京成新千葉駅		
経路種別／延長	生活関連経路 0.24 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	30 一般国道357号 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 登戸交差点～終点 ポートアリーナ前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 1.15 km (旧生活関連経路、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	31 一般国道126号 (千葉市)		
事業区間	始点 広小路交差点～終点 本町2丁目交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.37 km	(旧生活関連経路、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	32-1 (市)富士見1号線、富士見4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅東口駅前広場～終点 モノレール栄町駅		
経路種別／延長	生活関連経路 0.23 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯等のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	32-2 (市)新町若松町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅東口駅前広場～終点 駅前地下道入口交差点		
経路種別／延長	その他移動経路 0.25 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイナルアップ)		4 箇所	4 箇所
		R9年度～	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	33 (市)富士見2号線、富士見6号線 (千葉市)		
事業区間	始点 富士見1丁目12番地先～終点 富士見1丁目7番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では安全施設により物理的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	34 (市)中央9号線 (千葉市)		
事業区間	始点 京成千葉中央駅～終点 富士見2丁目21番地先(HOTEL BaliAn RESORT 千葉中央店前)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)(南側)	80 m	80 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	35 一般国道126号 (千葉市)		
事業区間	始点 院内交差点～終点 千葉公園駅入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 1.00 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置	420 m	420 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	340 m	340 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	36 (市)市場町4号線他 (千葉市)		
事業区間	始点 県警本部前交差点～終点 本町2丁目交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.51 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置	100 m	100 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号 事業区間 経路種別	37 JR千葉駅東口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
—		—

実施済み

事業実施に際し配慮すべき  
重要事項

・事業実施済み。

経路番号 事業区間 経路種別	38 JR千葉駅西口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
—		—

実施済み

事業実施に際し配慮すべき  
重要事項

・事業実施済み。

経路番号 事業区間 経路種別	39 JR千葉駅北口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
—		—

実施済み

事業実施に際し配慮すべき  
重要事項

・事業実施済み。

経路番号 事業区間 経路種別	40 JR本千葉駅東口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	150 m	150 m
障害者用乗降場の設置	1 箇所	1 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号 事業区間 経路種別	41 JR千葉みなと駅西口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	
全体量		残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号 事業区間 経路種別	42 JR千葉みなと駅北口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	
全体量		残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	150 m	150 m	R7年度～R8年度
障害者用乗降場の設置	1 箇所	1 箇所	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号 事業区間 経路種別	43 京成千葉中央駅北口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	
全体量		残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号 事業区間 経路種別	44 京成千葉中央駅南口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	
全体量		残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	45 (市)新宿5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉中央駅西入口交差点～終点 新宿2丁目6番地先(ホテルルシラソーチバ前)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.03 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	30 m	30 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	46 (市)椿森24号線 (千葉市)		
事業区間	始点 国道126号(椿森二丁目3番地先)～終点 椿森中学校前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.30 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
電線共同溝の整備	600 m	600 m	R6年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	47 (市)椿森24号線、(市)椿森29号線 (千葉市)		
事業区間	始点 椿森中学校前～終点 国立千葉医療センター正面入り口前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、代替路として国立千葉医療センター敷地内通路を設定する。		

経路番号／路線名	48-1 (市)椿森29号線 (千葉市)		
事業区間	始点 椿森5丁目4番地先～終点 椿森2丁目15番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.44 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	440 m	440 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	48-2 (市)椿森65号線 (千葉市)		
事業区間	始点 椿森公園前 ~ 終点 椿森6丁目1番地先(椿森公民館入り口前)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.18 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		180 m	180 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	49 (市)新町27号線 (千葉市)		
事業区間	始点 新町2丁目7番地先 ~ 終点 井上記念病院前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、幅員を確保した歩道設置は困難な状況にあり、現況では狭幅員の歩道が設置されている。	

経路番号／路線名	50 (市)新田町32号線 (千葉市)		
事業区間	始点 新宿小学校交差点 ~ 終点 千葉市あんしんケアセンター中央前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.12 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	51 (市)富士見9号線 (千葉市)		
事業区間	始点 要町交差点 ~ 終点 院内小学校入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.13 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		130 m	40 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により一部視覚的歩車分離を行っている。	

経路番号／路線名	52 (市)新町若松町線 (千葉市)		
事業区間	始点 椿森陸橋交差点 ~ 終点 祐光2丁目15番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.50 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイクルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	500 m	500 m	R5年度~R7年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	53-1 (市)市場町6号線 (千葉市)		
事業区間	始点 県立図書館入口交差点 ~ 終点 市場町10丁目3番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.03 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	30 m	30 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	53-2 (市)市場町6号線 (千葉市)		
事業区間	始点 県立図書館入口交差点 ~ 終点 市場町10丁目3番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、幅員を確保した歩道設置は困難な状況にあり、現況では狭幅員の歩道が設置されている。		

経路番号／路線名	54-1 (市)中央港9号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなと駅西口駅前広場 ~ 終点 中央港1丁目25番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.16 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	320 m	320 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	54-2 (市)中央港6号線 (千葉市)		
事業区間	始点 中央港1丁目25番地先 ~ 終点 千葉みなと病院前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	150 m	150 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	55 (市)中央港11号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉みなと駅西口駅前広場 ~ 終点 中央港1丁目23番地先(HOTEL LiVEMAX 千葉みなと駅前)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	50 m	50 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	56 (市)中央港6号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉年金事務所前交差点 ~ 終点 日本年金機構 千葉年金事務所前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	57 (市)中央港13号線 (千葉市)		
事業区間	始点 中央郵便局前交差点 ~ 終点 中央港1丁目18番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	120 m	120 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	58 (市)新千葉31号線、千葉港黒砂台線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR千葉駅西口駅前広場 ~ 終点 新千葉2丁目3番地先(ホテルリブマックス千葉駅前)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.02 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		20 m	20 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・再開発事業と調整し、歩行者の安全性の確保に努める。再開発事業の整備形態によっては、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	59 (市)新千葉27号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉駅西口(バス停) ~ 終点 新千葉1丁目7番地先(バーディーホテル千葉前)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連担しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では幅広の路側帯により、歩車分離を行っている。	

経路番号／路線名	60 JR千葉駅西口自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路 0.29 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		(特に整備の必要なし)	

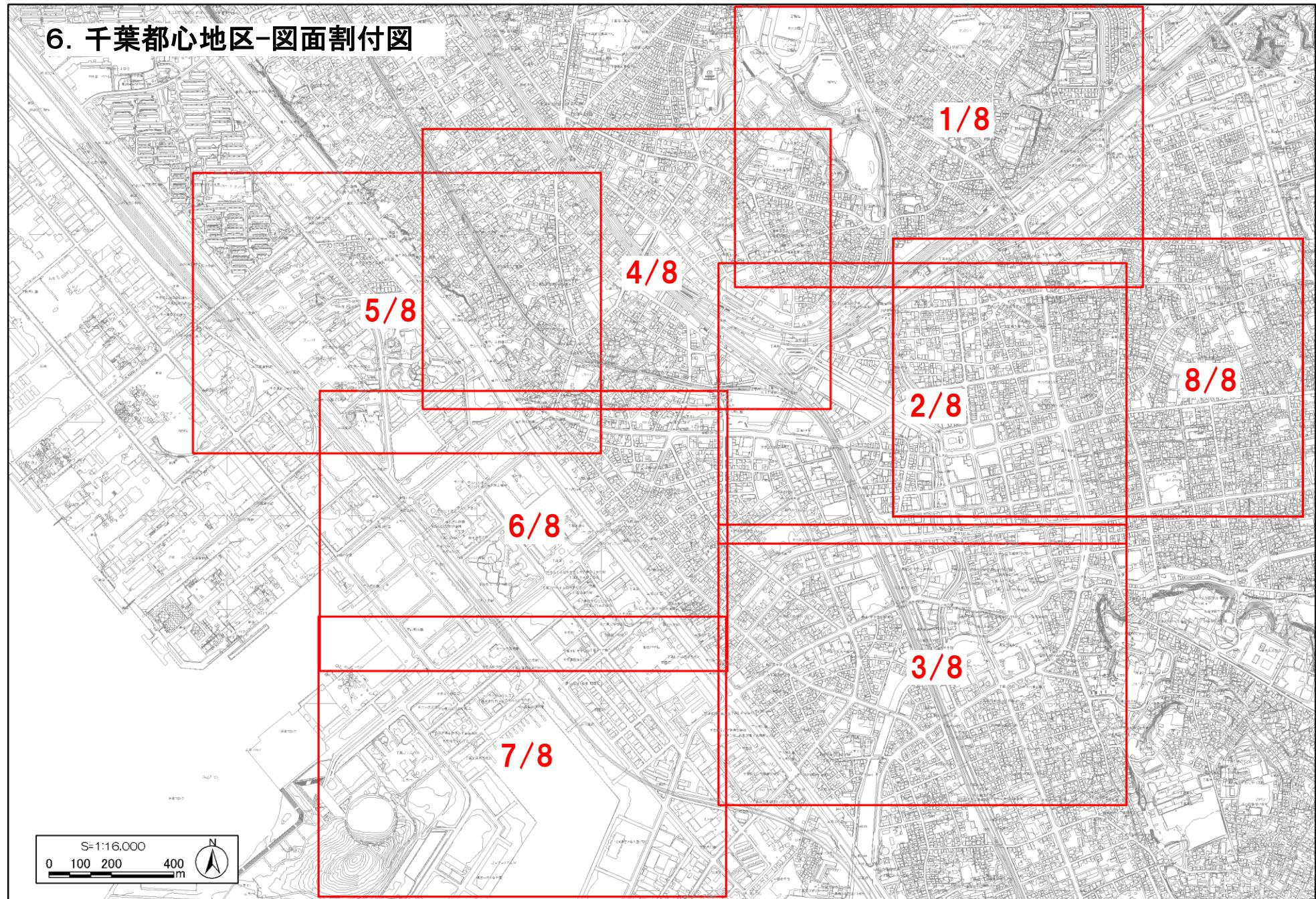
経路番号／路線名	61 JR千葉駅北口自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路 0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
階段端部の改善		40 m	40 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R6年度	

経路番号／路線名 事業区間	62 モノレール千葉みなと駅自由通路 その他移動経路	(千葉市)	
経路種別／延長	0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
階段端部の改善		40 m	40 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間	63 JR東千葉駅自由通路 その他移動経路	(千葉市)	
経路種別／延長	0.04 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		40 m	40 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間	64 国道14号、富士見加曽利町線 その他移動経路	(千葉市)	
経路種別／延長	0.7 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		40 m	40 m
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		360 m	360 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

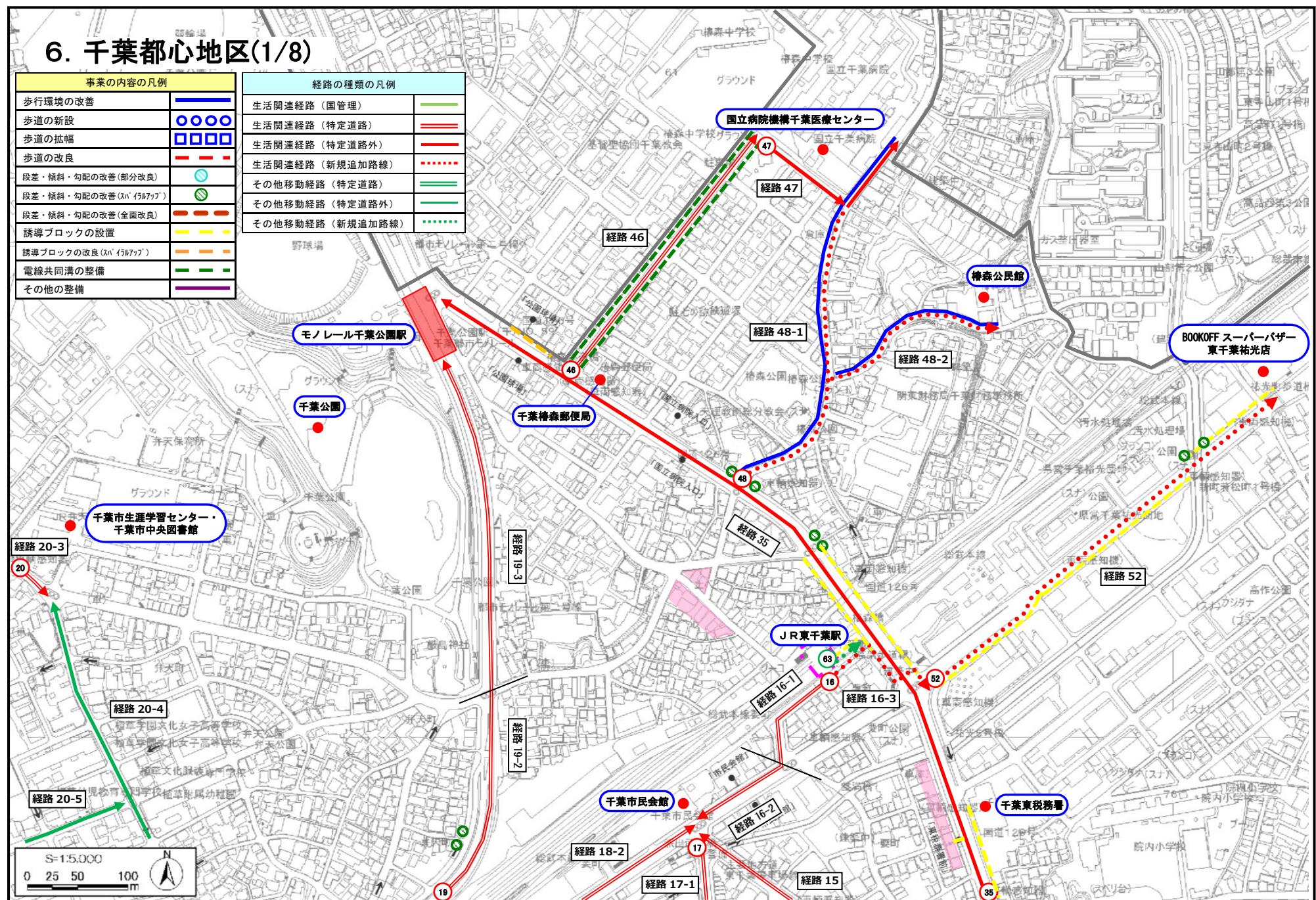
## 6. 千葉都心地区-図面割付図



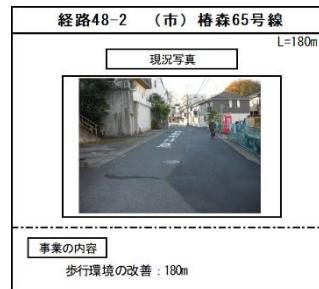
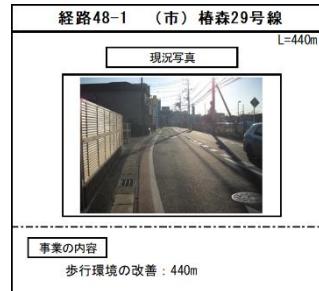
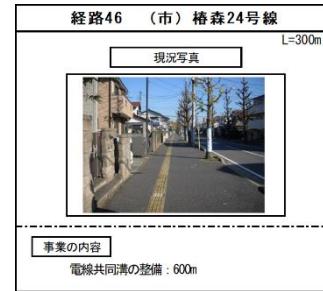
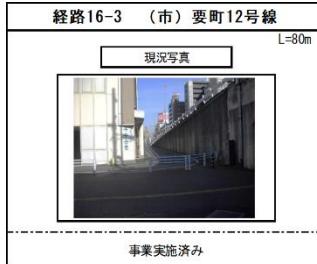
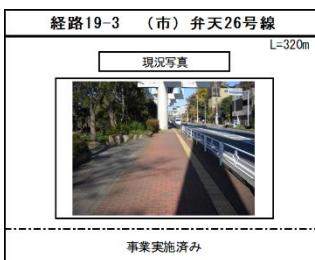
## 6. 千葉都心地区(1/8)

事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	
歩道の新設	
歩道の拡幅	
歩道の改良	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	
段差・傾斜・勾配の改善(ハバ 行くルアッ)	
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良(ハバ いくルアッ)	
電線共同溝の整備	
その他の整備	

経路の種類の凡例	
生活関連経路（国管理）	緑線
生活関連経路（特定道路）	赤線
生活関連経路（特定道路外）	黒線
生活関連経路（新規追加路線）	点線
その他移動経路（特定道路）	緑線
その他移動経路（特定道路外）	黒線
その他移動経路（新規追加路線）	点線

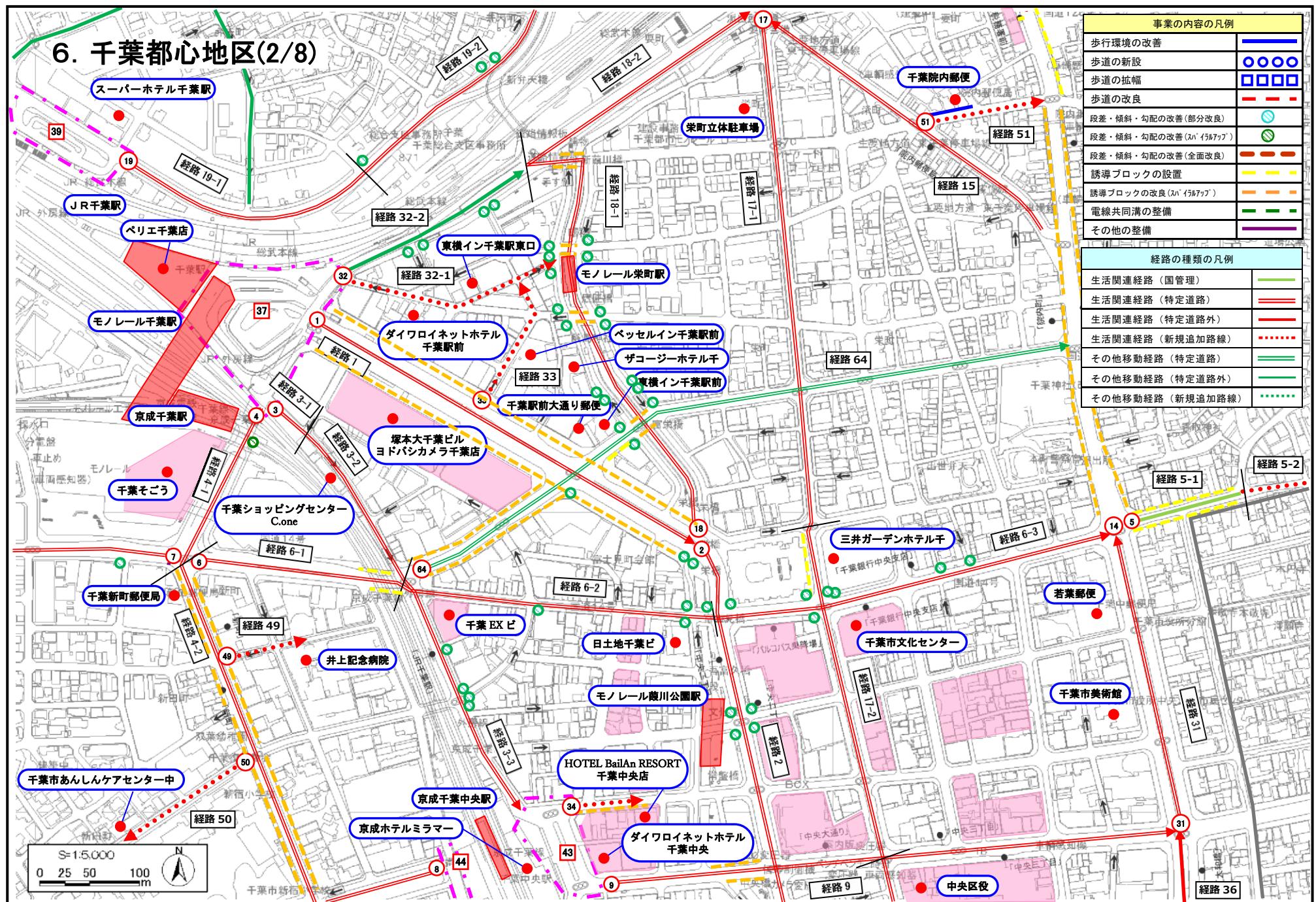


## 6. 千葉都心地区(1/8)

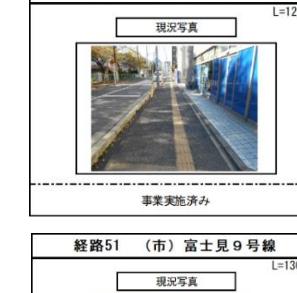
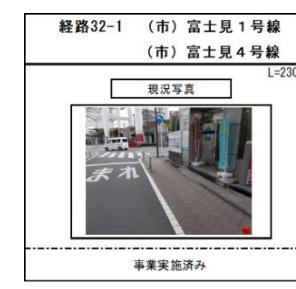
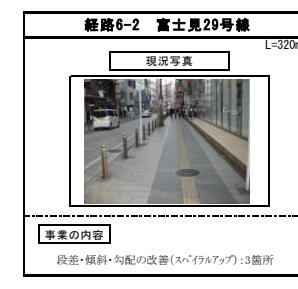


事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	
歩道の新設	
歩道の拡幅	
歩道の改良	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良(スパイクルアップ)	
電線共同溝の整備	
その他の整備	

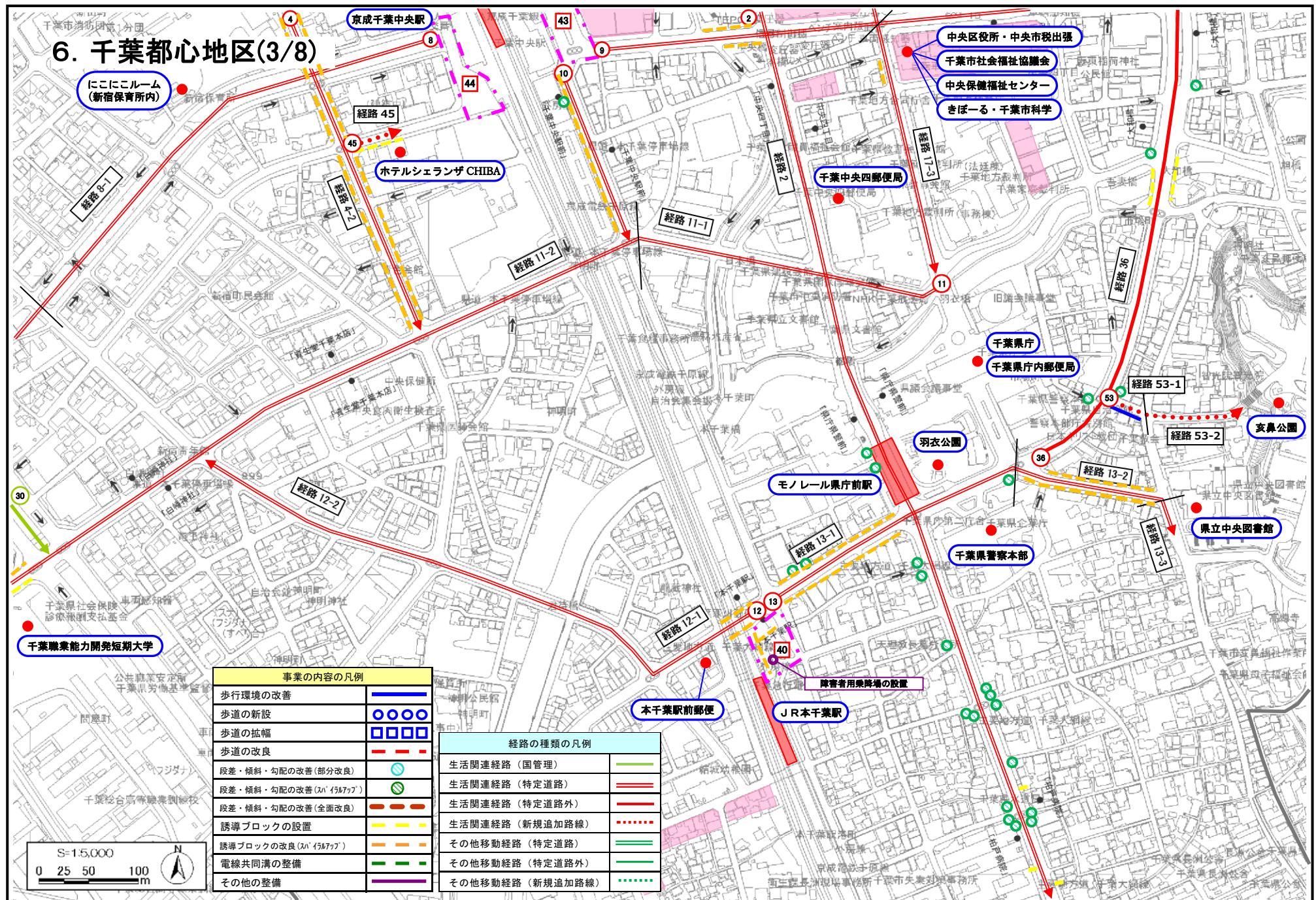
## 6. 千葉都心地区(2/8)



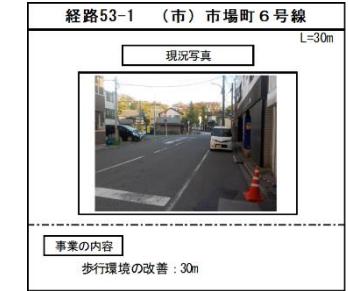
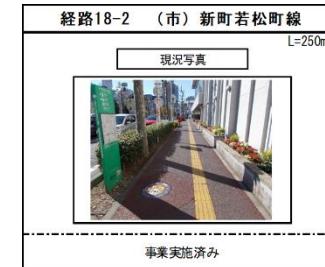
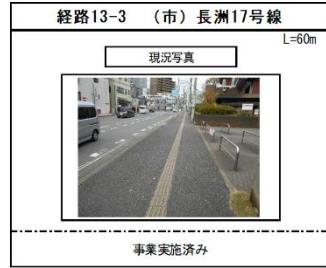
## 6. 千葉都心地区(2/8)



事業の内容の例	
歩行環境の改善	■
歩道の新設	○○○○
歩道の拡幅	□□□□
歩道の改良	— — —
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(スパイアラップ)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	— — —
誘導ブロックの設置	■ ■ ■
誘導ブロックの改良(スパイアラップ)	— — —
電線共同溝の整備	— — —
その他の整備	■ ■ ■

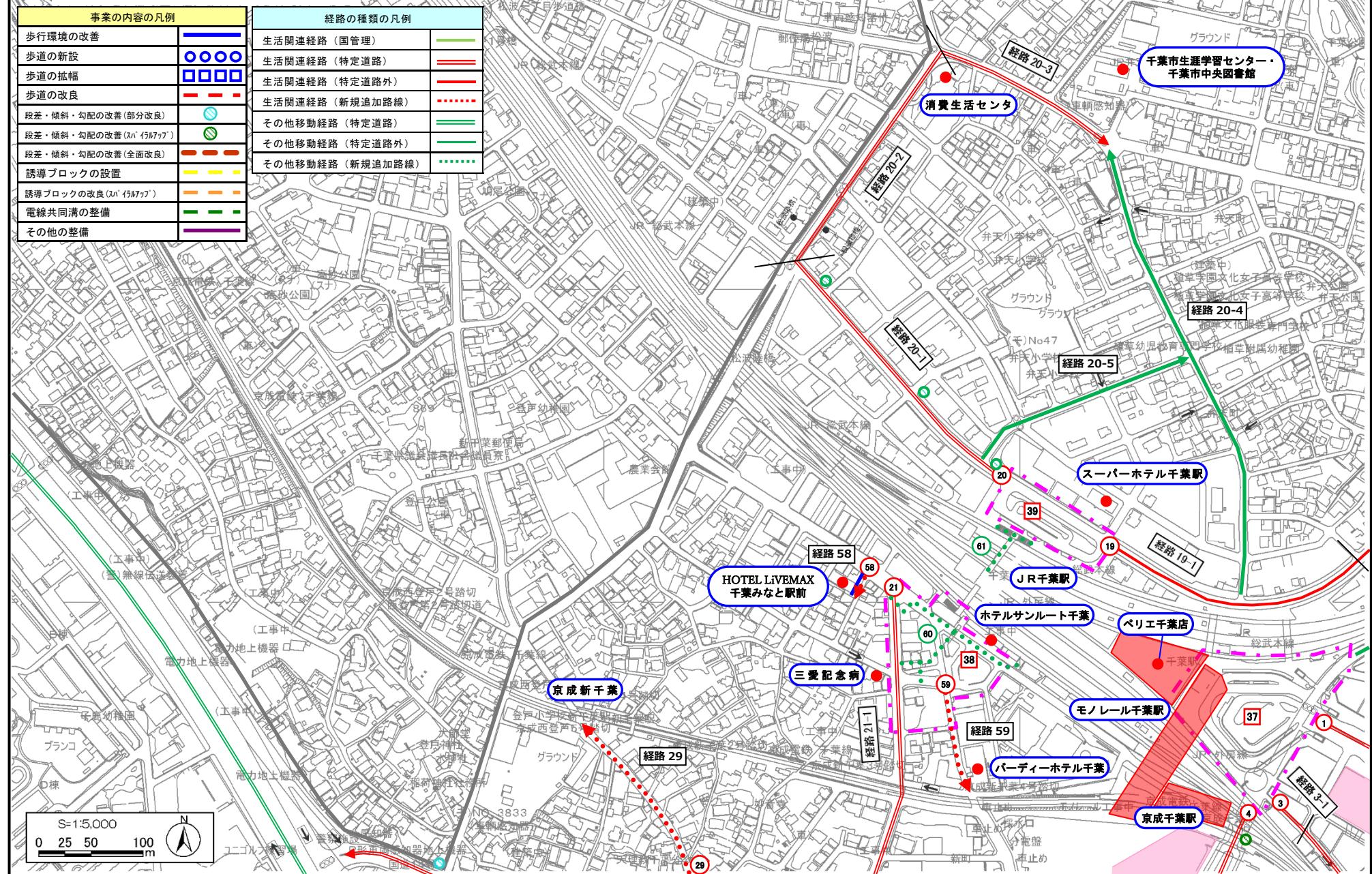


## 6. 千葉都心地区(3/8)



事業の内容の例	
歩行環境の改善	■
歩道の新設	○○○○
歩道の拡幅	□□□□
歩道の改良	— — —
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	— — —
誘導ブロックの設置	■ ■ ■
誘導ブロックの改良(スパイラルアップ)	— — —
電線共同溝の整備	— — —
その他の整備	■ ■ ■

## 6. 千葉都心地区(4/8)



## 6. 千葉都心地区(4/8)

経路20-1 (市) 幕張町弁天町線	L=270m
	現況写真
事業の内容 段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ):3箇所	

経路21-1 (市) 千葉港黒砂台線	L=420m
	現況写真
事業実施済み	

経路58 (市) 新千葉31号線 (市) 千葉港黒砂台線	L=20m
事業の内容 歩行環境の改善: 20m	

経路59 (市) 新千葉27号線	L=60m
	現況写真
事業実施済み	

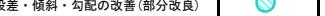
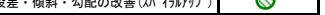
経路20-2 (市) 弁天76号線	L=290m
	現況写真
事業実施済み	

経路20 (市) 登戸44号線	L=240m
	現況写真
事業実施済み	

経路20-3 (市) 椿森弥生町線	L=170m
	現況写真
事業実施済み	

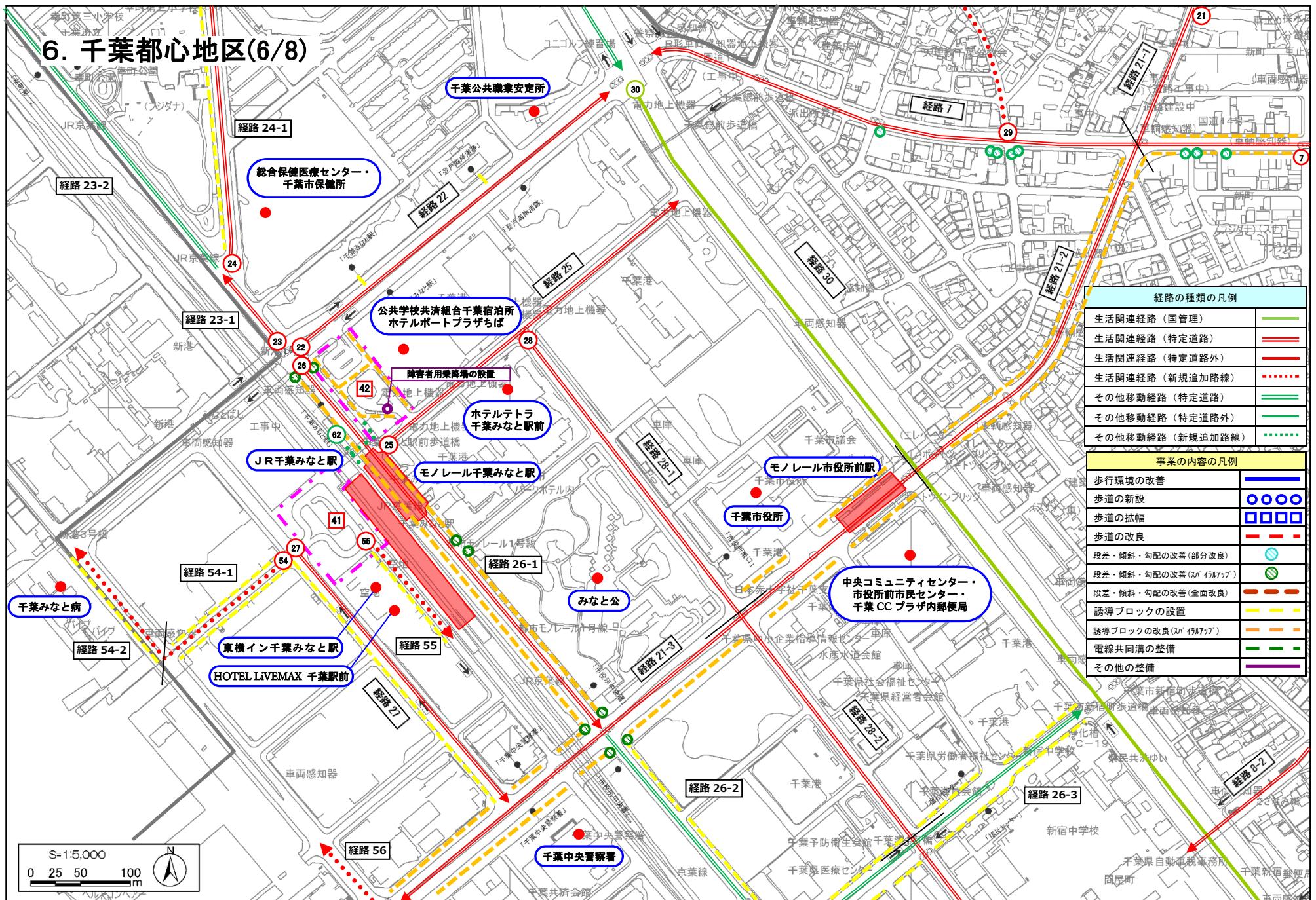
経路20-4 (市) 弁天44号線	L=440m
事業実施済み	

経路20-5 (市) 弁天55号線	L=230m
事業実施済み	

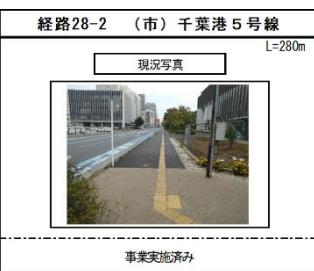
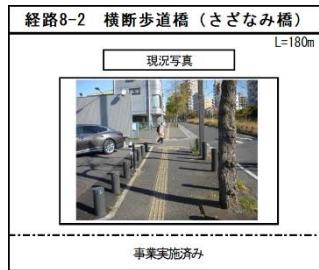
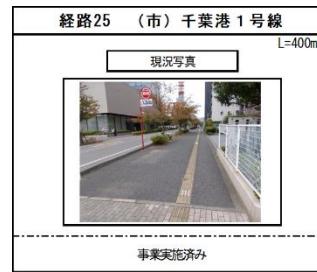
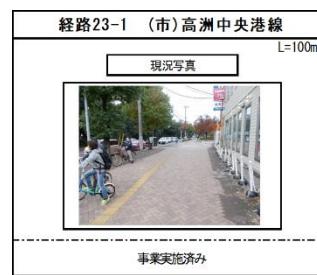
事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	
歩道の新設	
歩道の拡幅	
歩道の改良	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良(スパイラルアップ)	
電線共同溝の整備	
その他の整備	



## 6. 千葉都心地区(6/8)

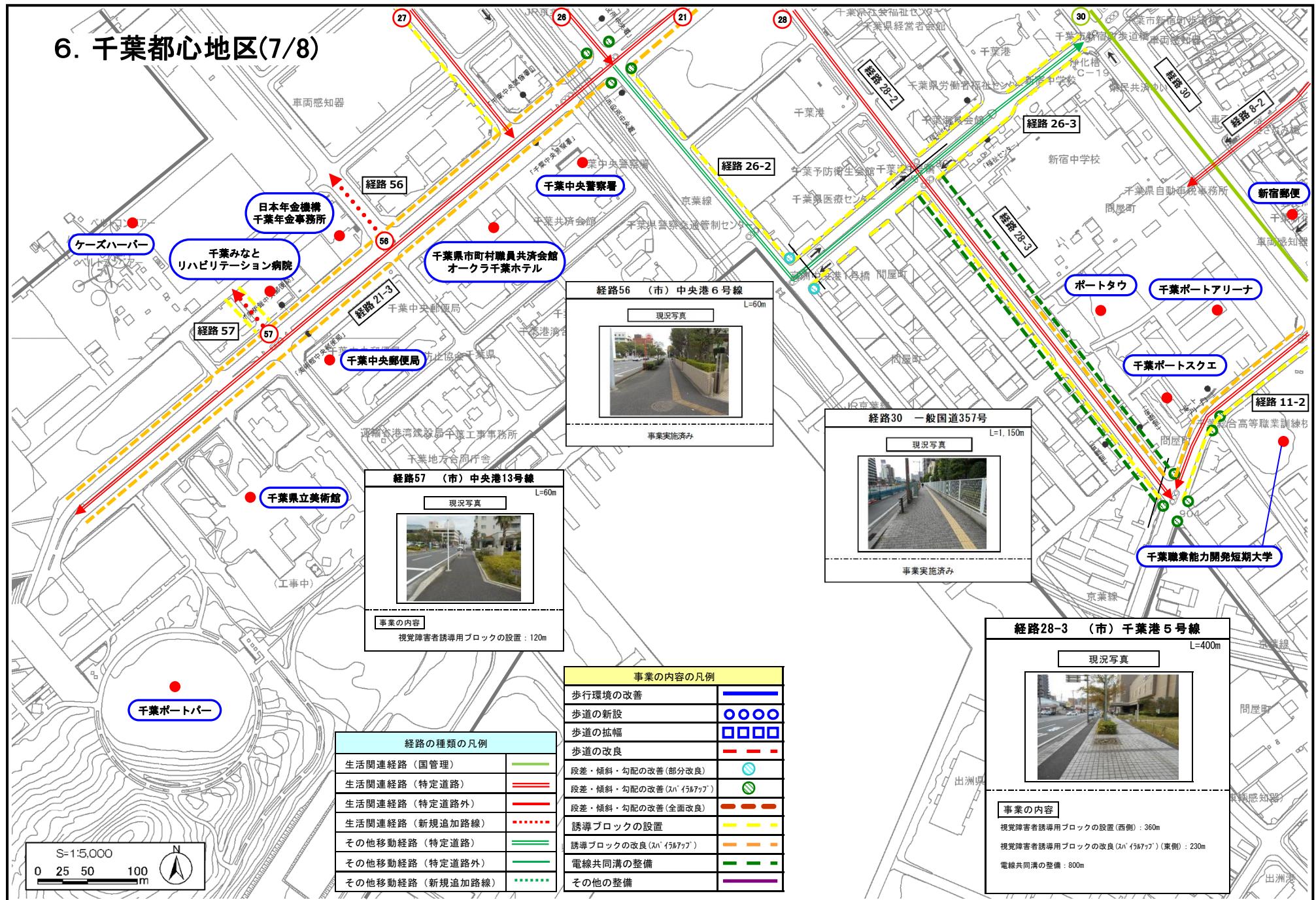


## 6. 千葉都心地区(6/8)

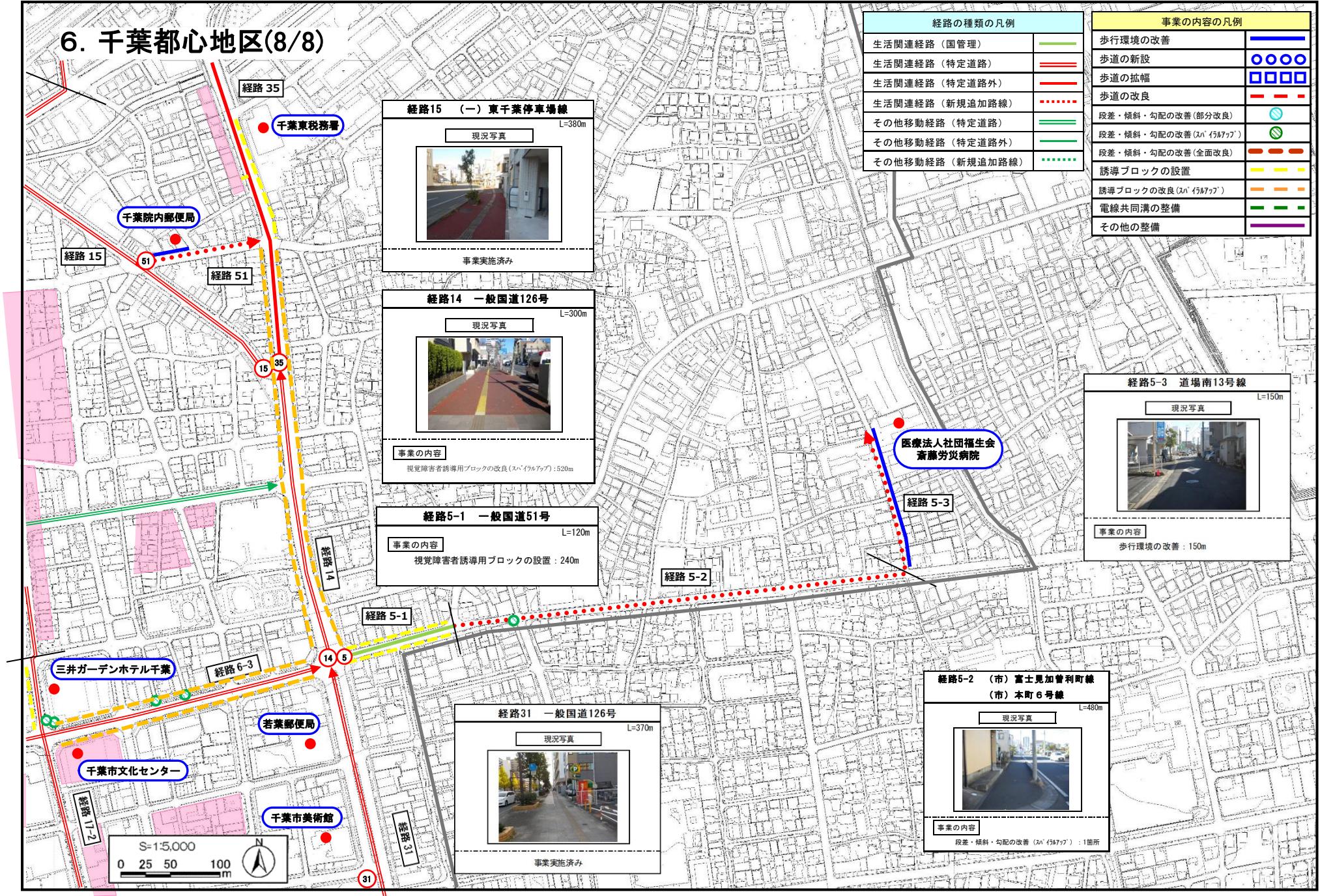


事業の内容の例	
歩行環境の改善	■
歩道の新設	○○○○
歩道の拡幅	□□□□
歩道の改良	---
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	○○
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	○○○○
誘導ブロックの設置	■■■
誘導ブロックの改良(スパイアラップ)	○○○
電線共同溝の整備	■■■
その他の整備	■■■

## 6. 千葉都心地区(7/8)



## 6. 千葉都心地区(8/8)



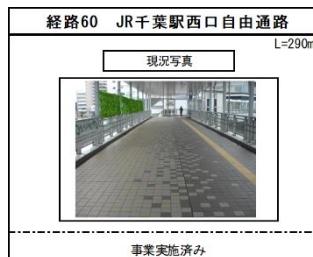
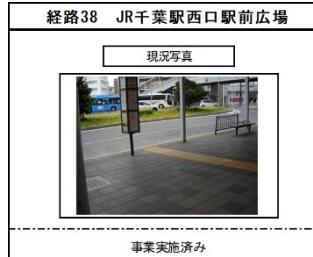
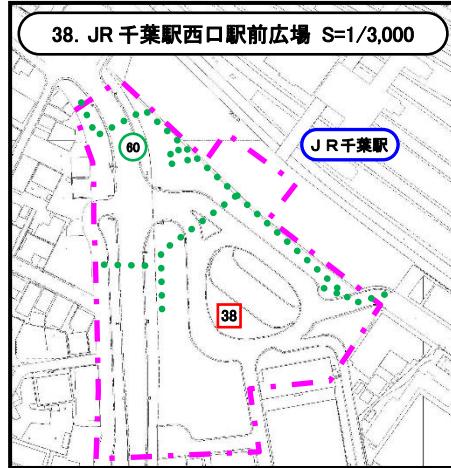
## 6. 千葉都心地区(駅前広場)



経路61 JR千葉駅北口自由通路



事業の内容  
階段端部の改善 : 40m



事業の内容の例	
歩行環境の改善	——
歩道の新設	○○○○
歩道の拡幅	□□□□
歩道の改良	— —
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	●
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	○
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	— — —
誘導ブロックの設置	— — —
誘導ブロックの改良(スパイラルアップ)	— — —
電線共同溝の整備	— — —
その他の整備	— — —

## 6. 千葉都心地区(駅前広場)



事業の内容の例	
歩行環境の改善	
歩道の新設	
歩道の拡幅	
歩道の改良	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良(スペイクアップ)	
電線共同溝の整備	
その他の整備	

## 地区別整備計画

### ■対象地区番号・地区名称

7. JR蘇我地区

### ■経路整備の基本方針

◆蘇我副都心として位置付けられている本地区は、JR京葉線、内・外房線の結節点である蘇我駅(乗降客数684百人／日)を玄関口とし、広大な臨海部地域を含め長期的・広域的な整備が進められている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR蘇我駅東口から医療施設や京成千葉寺駅までの移動に利用する経路。

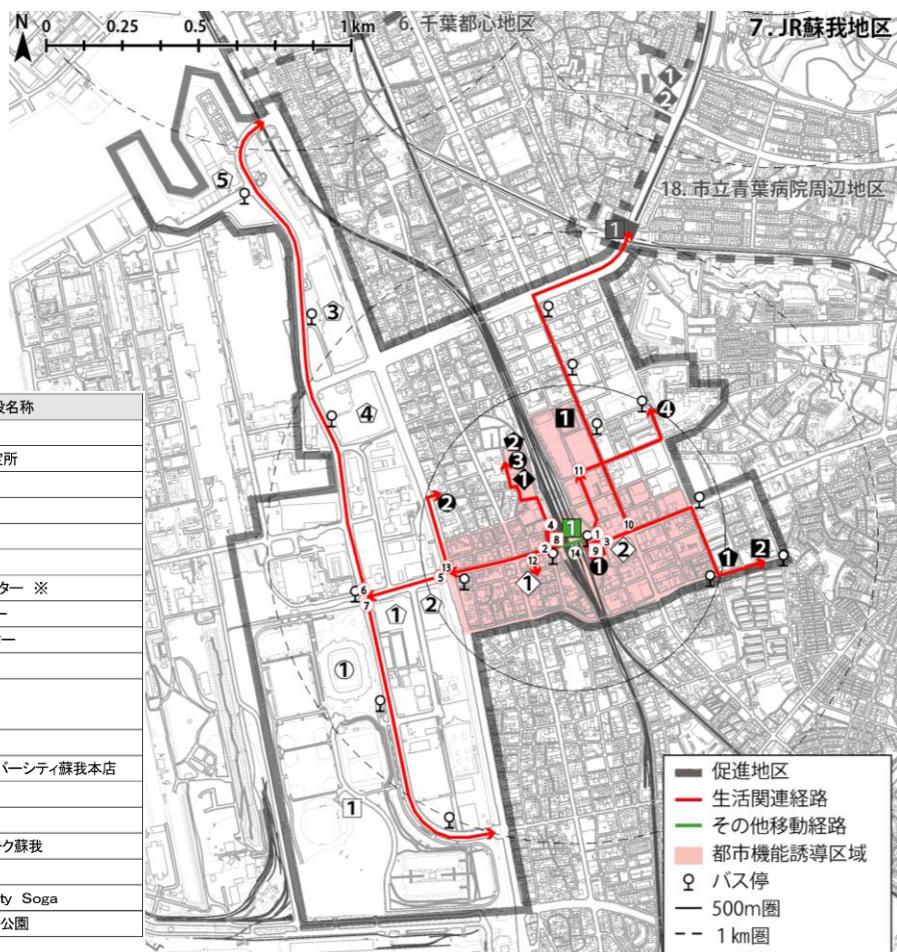
○JR蘇我駅西口から周辺に集積するコミュニティセンター等公共施設までの移動に利用する経路。

○JR蘇我駅西口から臨海部地区との連携を図る経路。

○JR蘇我駅東口・西口駅前広場。

○臨海部地区を移動する経路

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
14	2	6.76	R4年度～R8年度
地区の特記事項	・検討されている東口駅前広場再整備と調整しながら進める。		

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

7. JR蘇我地区

経路番号／路線名	(市)南町11号線・末広45号線 他 (千葉市)			
事業区間	始点 JR蘇我駅東口駅前広場 ~ 終点 南町2丁目10番地先			
経路種別／延長	生活関連経路	0.05 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
歩行環境の改善		50 m	50 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。			

経路番号／路線名	(市)南町9号線 (千葉市)		
事業区間	始点 南町2丁目10番地先 ~ 終点 南町1丁目2番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.15 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・民地に歩道が整備されている。		

経路番号／路線名	(市)今井町6号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR蘇我駅西口駅前広場 ~ 終点 一般国道357号(蘇我駅西側交差点)		
経路種別／延長	生活関連経路	0.32 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)南町大森町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR蘇我駅東口駅前広場 ~ 終点 南町2丁目12番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.31 km	(旧生活関連経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	27 箇所	6 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	620 m	400 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	90 m	90 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-2 (市)宮崎54号線 (千葉市)		
事業区間	始点 宮崎2丁目5番地先 ~ 終点 宮崎2丁目5番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.22 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、幅員を確保した歩道設置は困難な状況にあり、現況では狭幅員の歩道が設置されている。		

経路番号／路線名	3-3 (市)南町18号線 (千葉市)		
事業区間	始点 宮崎2丁目5番地先 ~ 終点 三愛記念そが病院前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)		150 m	150 m
R4年度～R6年度			
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	4-1 (市)今井62号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR蘇我駅西口駅前広場 ~ 終点 今井1丁目24番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	4-2 (市)今井61号線、今井24号線、今井20号線 (千葉市)		
事業区間	始点 今井1丁目24番地先 ~ 終点 蘇我コミュニティセンター前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.26 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善	260 m	260 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	5 (市)川崎町東西2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 一般国道357号(蘇我駅西側交差点) ~ 終点 川崎町1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.28 km (旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	6 (市)川崎町南北線 (千葉市)		
事業区間	始点 川崎町1番地先 ~ 終点 一般国道357号(寒川町二丁目交差点)		
経路種別／延長	生活関連経路 1.68 km (旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	7 (市)川崎町南北線 (千葉市)		
事業区間	始点 川崎町1番地先 ~ 終点 一般国道357号(蘇我一丁目交差点)		
経路種別／延長	生活関連経路 1.05 km (旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／	8 JR蘇我駅西口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	(旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／事業区間 経路種別	9 JR蘇我駅東口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
全体量	残事業量		
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	50 m	50 m	R7年度～R8年度

事業実施に際し配慮すべき  
重要事項

- ・東口駅前広場再整備と調整しながら進める。

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	10-1 (市)南町5号線 始点 南町2丁目10番地先 ～ 終点 末広5丁目3番地先 生活関連経路 0.80 km	(千葉市) (新規経路 II)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
全体量	残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	1,600 m	1,600 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,600 m	1,600 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	10-2 (市)西千葉駅稻荷町線 始点 末広5丁目3番地先 ～ 終点 京成千葉寺駅前 生活関連経路 0.50 km	(千葉市) (新規経路 II)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
全体量	残事業量		
視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,000 m	1,000 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	11-1 (市)南町8号線 始点 南町2丁目2番地先 ～ 終点 南町1丁目15番地先 生活関連経路 0.29 km	(千葉市) (新規経路 II)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
全体量	残事業量		
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連担しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では安全施設により物理的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	11-2 (市)寒川町南町線 始点 宮崎1丁目18番地先 ~ 終点 千葉宮崎郵便局前 生活関連経路 0.12 km (新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
—	— —
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では安全施設により物理的歩車分離を行っている。

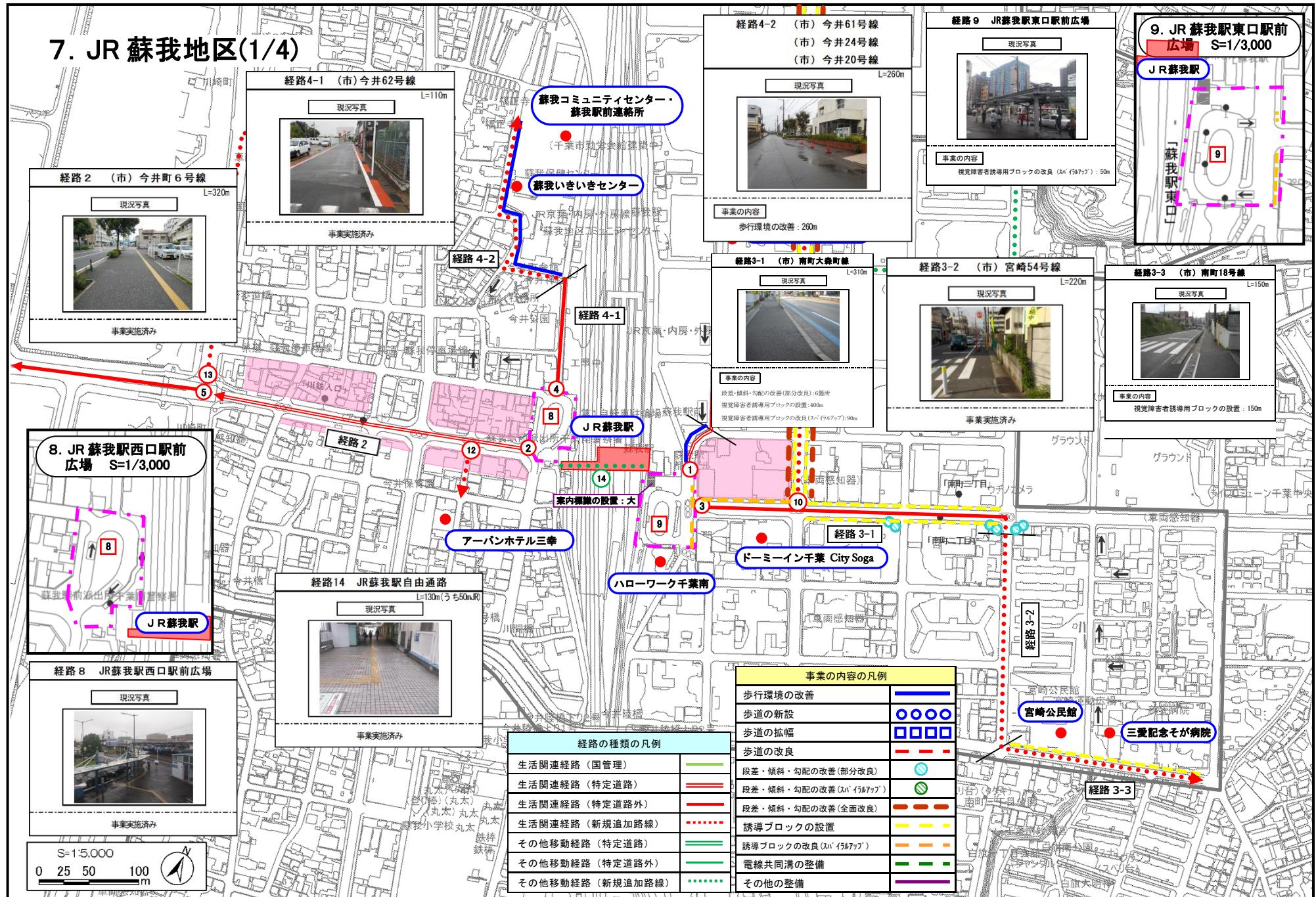
経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	12 (市)今井30号線 始点 今井2丁目11番地先 ~ 終点 アーバンホテル三幸前 生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
—	— —
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	13-1 一般国道357号 始点 今井2丁目1番地先 ~ 終点 今井1丁目19番地先 生活関連経路 0.25 km (新規経路Ⅰ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
—	— —
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路拡幅事業と調整して進める。

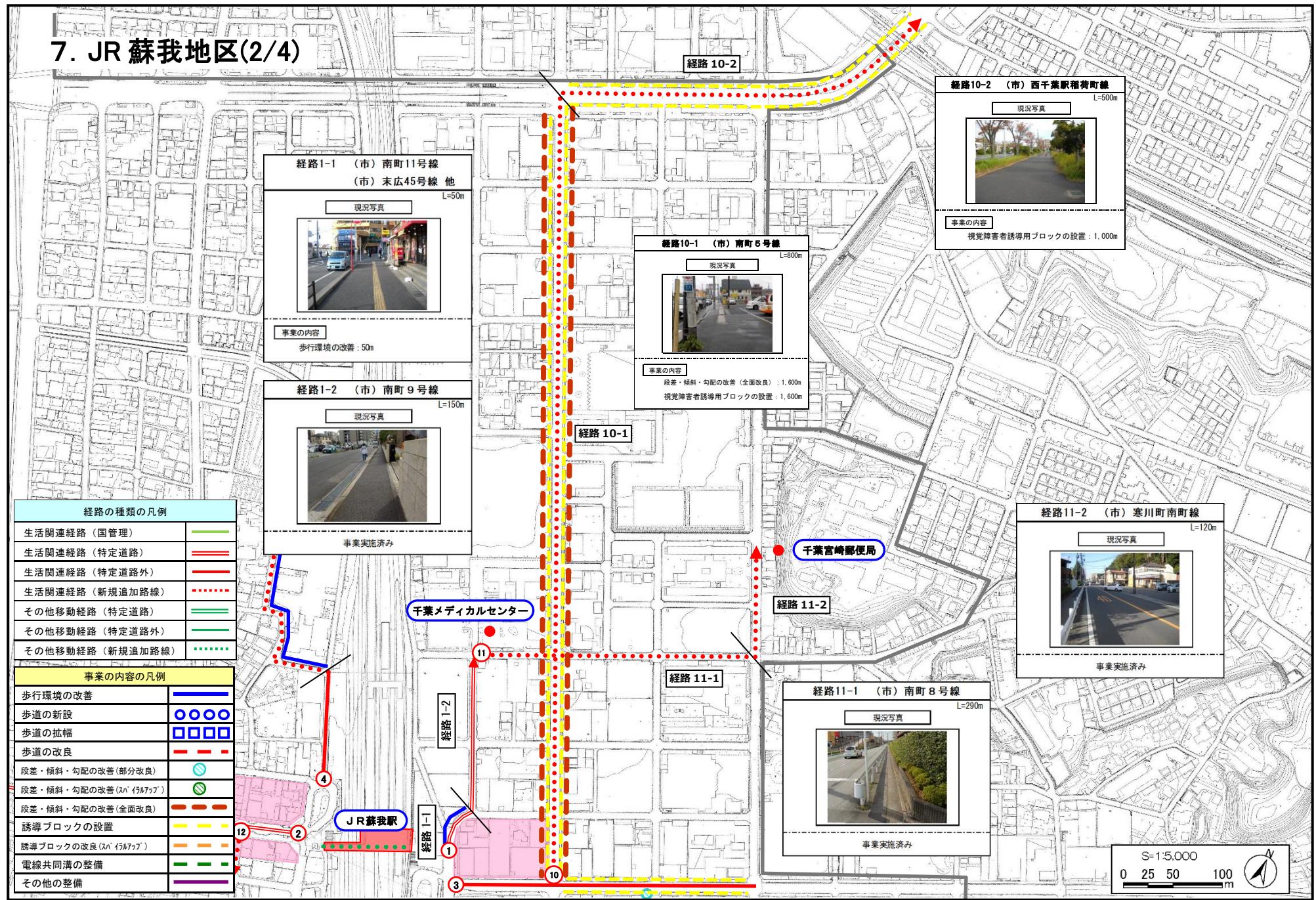
経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	13-2 (市)今井22号線 始点 今井1丁目19番地先 ~ 終点 千葉今井郵便局 生活関連経路 0.04 km (新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
歩行環境の改善	80 m 80 m R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。

経路番号／路線名 事業区間	14 JR蘇我駅自由通路	(千葉市)	
経路種別／延長	その他移動経路	0.13 km	(新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			実施済み
・事業実施済み。			

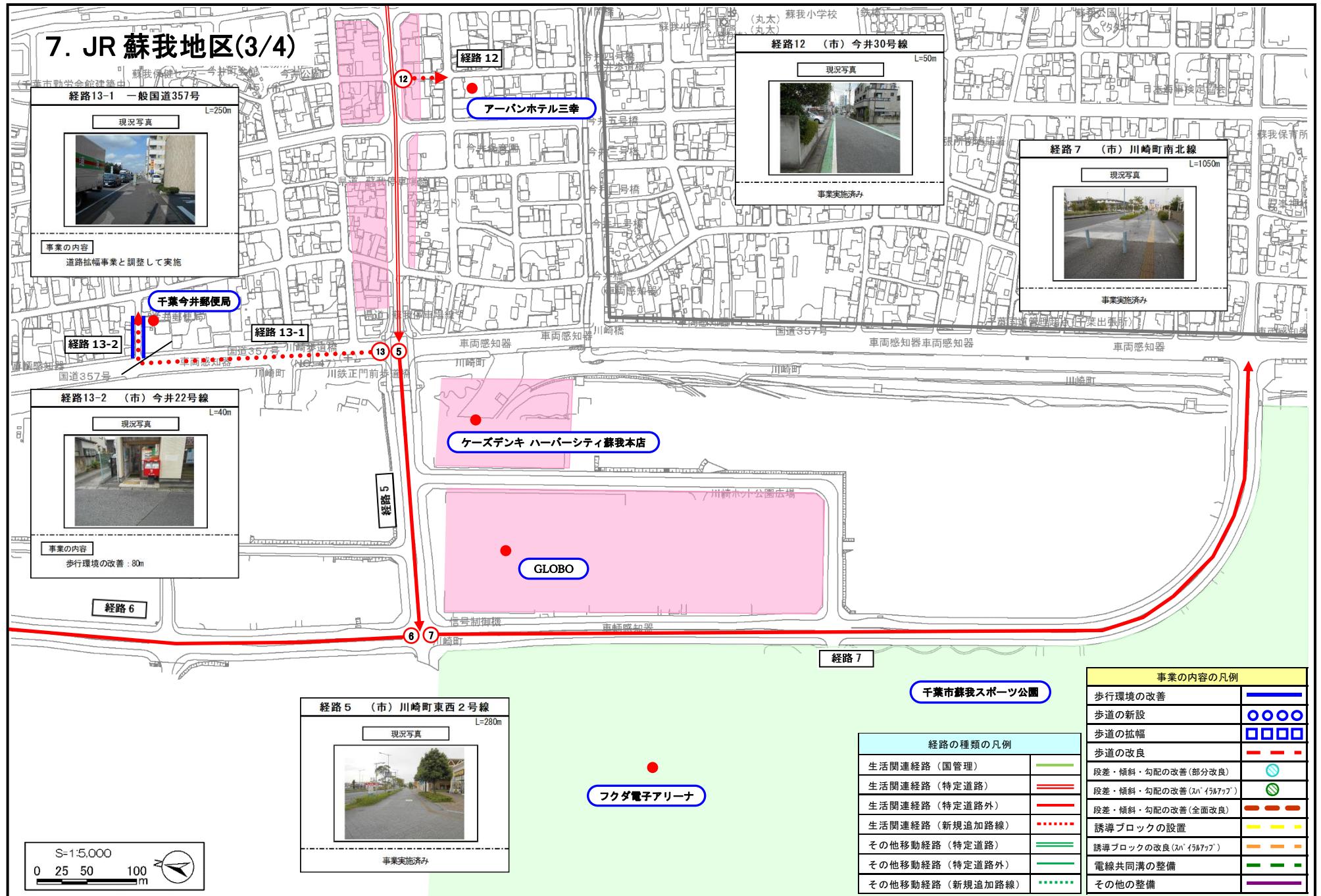
## 7. JR 蘇我地区(1/4)



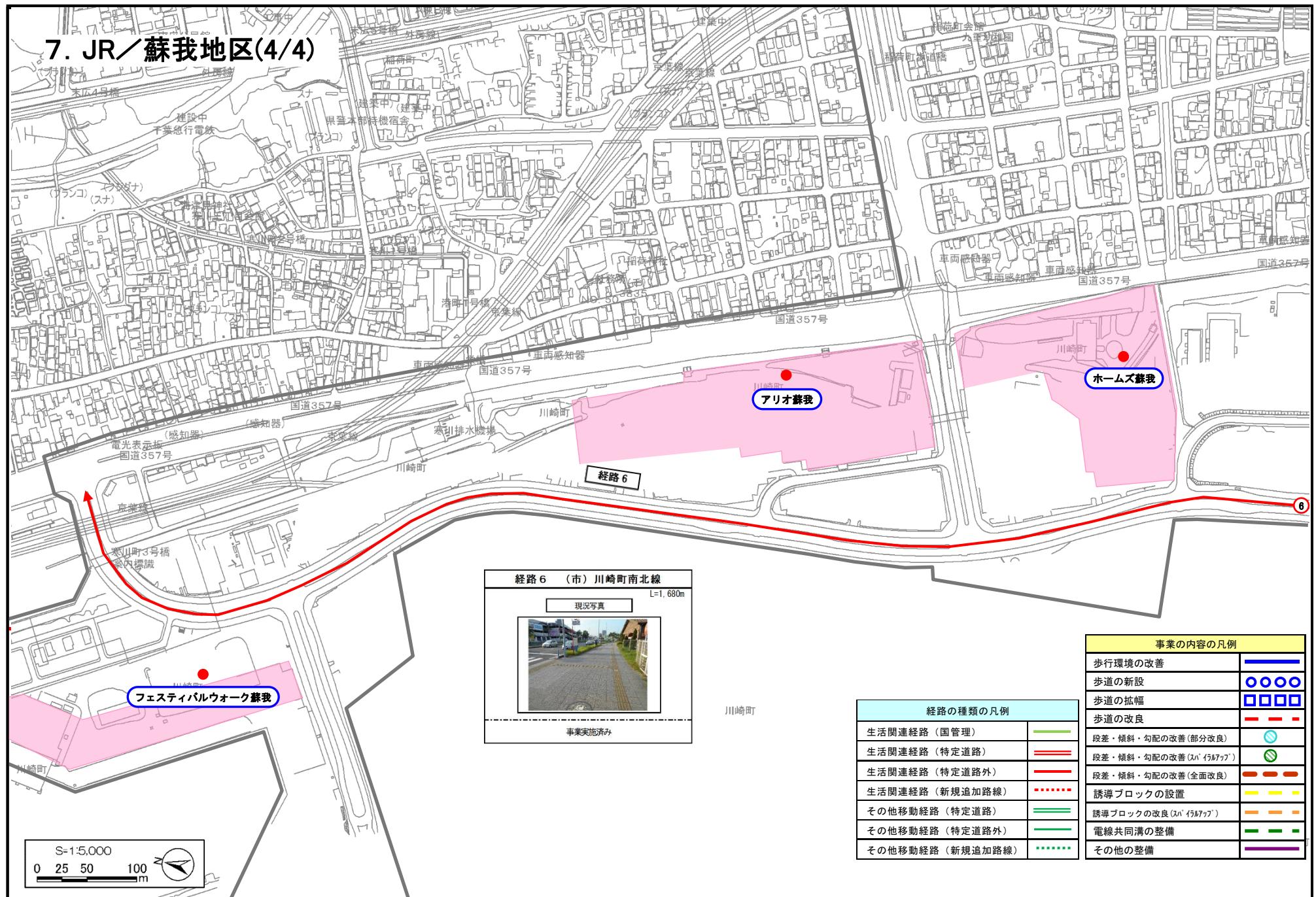
## 7. JR 蘇我地区(2/4)



## 7. JR 蘇我地区(3/4)



## 7. JR／蘇我地区(4/4)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

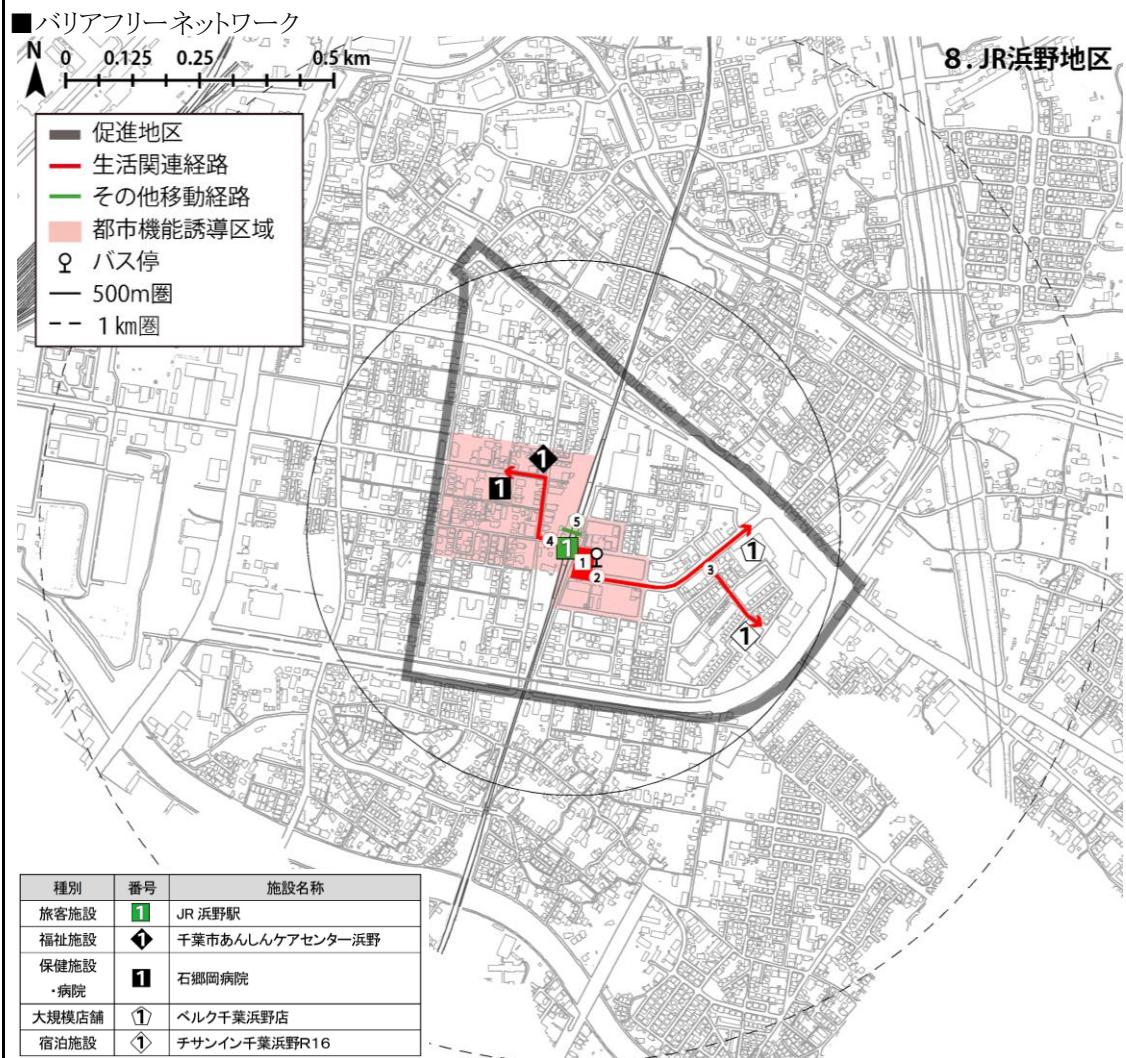
8. JR浜野地区

### ■経路整備の基本方針

◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR内房線浜野駅（乗降客数150百人／日）東口の大規模な区画整理事業が行われ、今後の発展が見込まれる地区である。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR浜野駅東口駅前広場。

○JR浜野駅から福祉施設、病院、大規模店舗、宿泊施設までの移動に利用する経路。



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
5	1	0.87	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

8. JR浜野地区

経路番号／ 事業区間 経路種別	1      JR浜野駅東口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I )
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量      残事業量
—		—      —      実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別	2-1      (市)浜野駅東口線 始点 JR浜野駅東口 ~ 終点 ホーム浜野前 生活関連経路	(千葉市) 0.13 km (旧生活関連経路 I )
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量      残事業量
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所      R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	120 m	120 m      R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別	2-2      (市)浜野駅東口線 始点 ホーム浜野前 ~ 終点 浜野町792-2番地先(ベルク千葉浜野店前) 生活関連経路	(千葉市) 0.16 km (新規経路 II )
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量      残事業量
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	120 m	120 m      R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別	3      (市)浜野町116号線 始点 村田町1118番地先 ~ 終点 村田町1122-2番地先 (チサンイン千葉浜野R16前) 生活関連経路	(千葉市) 0.17 km (新規経路 II )
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量      残事業量
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	170 m	170 m      R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

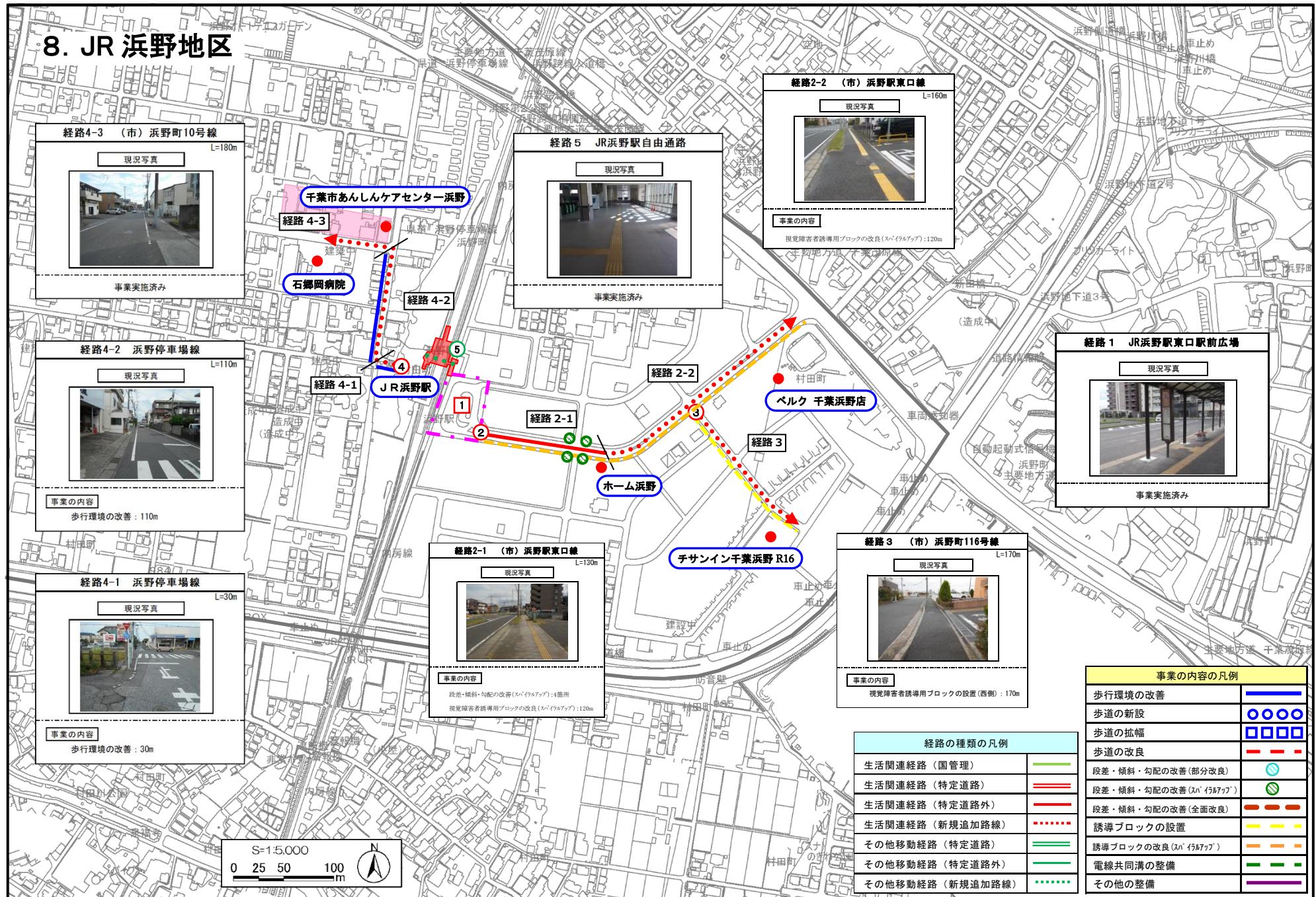
経路番号／路線名	4-1 (一) 浜野停車場線 (千葉市)			
事業区間	始点 JR浜野駅西口 ~ 終点 村田町701-1番地先			
経路種別	生活関連経路 0.03 km (新規経路Ⅱ)			
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
歩行環境の改善		30 m	30 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。			

経路番号／路線名	4-2 (一) 浜野停車場線 (千葉市)			
事業区間	始点 村田町701-1番地先 ~ 終点 浜野町892-4番地先			
経路種別	生活関連経路 0.11 km (新規経路Ⅱ)			
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
歩行環境の改善		110 m	110 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。			

経路番号／路線名	4-3 (市) 浜野町10号線 (千葉市)		
事業区間	始点 浜野町892-4番地先 ~ 終点 浜野町910番地先		
経路種別	生活関連経路 0.18 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、幅員を確保した歩道設置は困難な状況にあり、現況では狭幅員の歩道が設置されている。		

経路番号／路線名	5 JR浜野駅自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路 0.09 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

## 8. JR 浜野地区



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

9. JR鎌取地区

### ■経路整備の基本方針

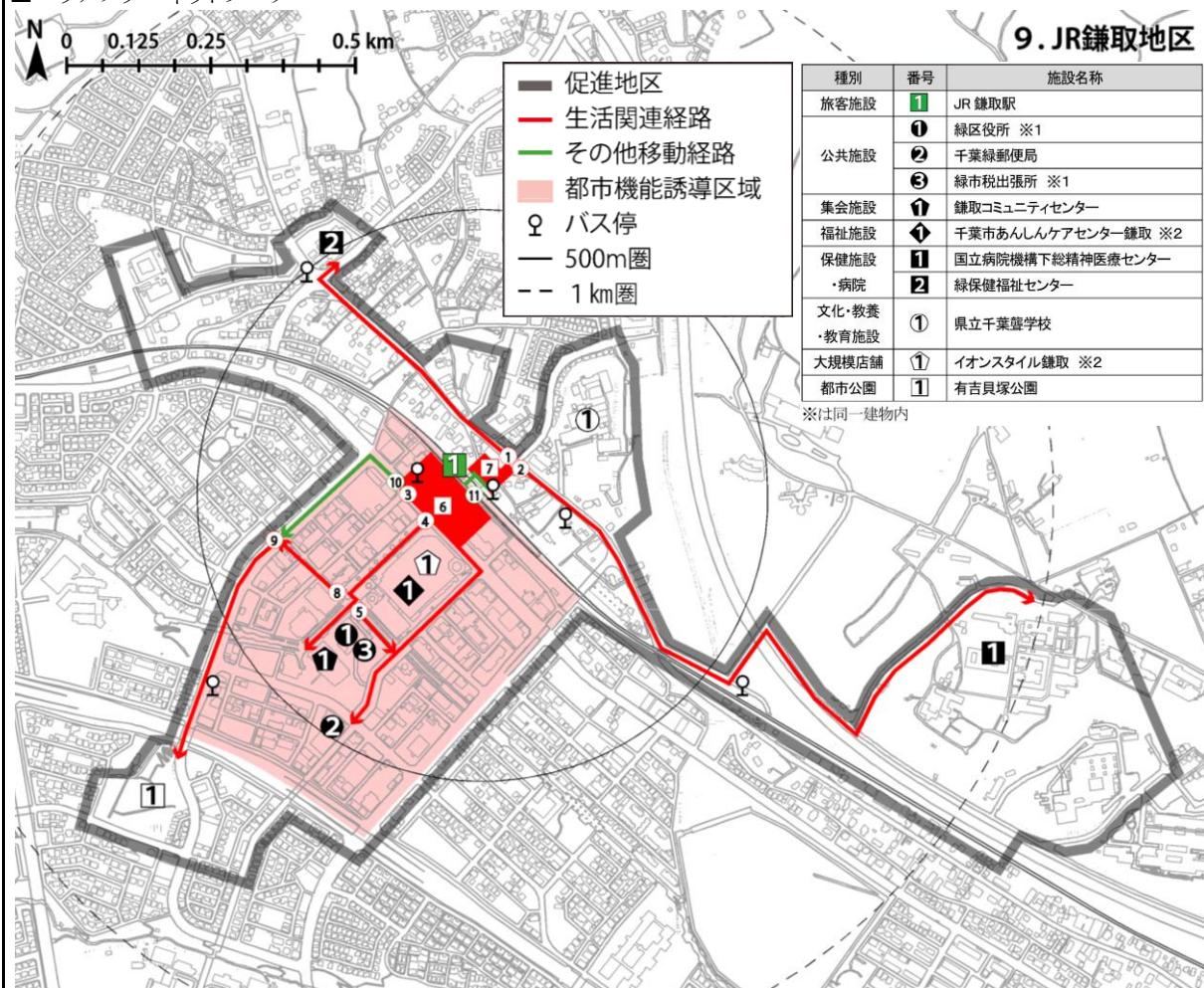
◆重要地域拠点として位置付けられている本地区は、JR外房線鎌取駅（乗降客数414百人／日）を中心とし、緑区役所や大型商業施設等の集積により、日常生活の核となっているだけでなく、区の中心性を有するとともに、市民の多様な地域活動の拠点になっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR鎌取駅南口周辺にある区役所・コミュニティセンター等の公共施設までの移動に利用する経路。

○JR鎌取駅北口から医療・保健施設までの移動に利用する経路。

○JR鎌取駅南口・北口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
11	2	3.73	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

9. JR鎌取地区

経路番号／路線名	(主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR鎌取駅北口駅前広場 ~ 終点 鎌取十字路交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.46 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	800 m	800 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(主)浜野四街道長沼線 (千葉市)		
事業区間	始点 鎌取十字路交差点 ~ 終点 鎌取町226番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.07 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR鎌取駅北口駅前広場 ~ 終点 千葉聾学校		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	110 m	110 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉聾学校 ~ 終点 下総療養所入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.31 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	310 m	310 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2-3 (市) 誉田町111号線 (千葉市)			
事業区間	始点 下総療養所入口交差点 ~ 終点 誉田町1丁目394番地先			
経路種別／延長	生活関連経路	0.12 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)		120 m	120 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項				

経路番号／路線名	2-4 (市) 誉田町164号線 (千葉市)			
事業区間	始点 誉田町1丁目394番地先 ~ 終点 辺田町556番地先			
経路種別／延長	生活関連経路	0.12 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
歩行環境の改善		120 m	120 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。			

経路番号／路線名	2-5 外房有料道路側道 (千葉市)			
事業区間	始点 辺田町556番地先 ~ 終点 誉田町1丁目572番地先			
経路種別／延長	生活関連経路	0.24 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
歩行環境の改善		240 m	240 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。			

経路番号／路線名	2-6 (市) 辺田町44号線 (千葉市)			
事業区間	始点 誉田町1丁目572番地先 ~ 終点 辺田町578番地先			
経路種別／延長	生活関連経路	0.44 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
		全体量		残事業量
歩行環境の改善		440 m	440 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	3-1 (市)おゆみ野東南部3号線 始点 JR鎌取駅南口駅前広場～終点 鎌取町799番地先 生活関連経路 0.19 km (旧生活関連経路I、特定道路)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
—		— — 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	(市)おゆみ野62号線・(市)おゆみ野802号線 始点 鎌取町799番地先～終点 おゆみ野有吉271番地先 生活関連経路 0.35 km (旧生活関連経路I、特定道路)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		10 m 10 m R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	(市)おゆみ野801号線 始点 鎌取町796番地先～終点 有吉町290番地先 生活関連経路 0.28 km (旧生活関連経路I、特定道路)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
—		— — 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	(市)おゆみ野801号線 始点 有吉町288番地先～終点 有吉町283番地先 生活関連経路 0.09 km (旧生活関連経路I、特定道路)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 全体量 残事業量
—		— — 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。	

経路番号／ 事業区間 経路種別	6 JR鎌取駅南口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	300 m	300 m
階段端部の改善	85 m	85 m
階段手すりの改善	85 m	85 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。(鎌取センター歩道橋)	

経路番号／ 事業区間 経路種別	7 JR鎌取駅北口駅前広場 生活関連経路	(千葉市) (旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	3 m	3 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	8-1 おゆみ野728号線 始点 おゆみ野3丁目18番地先 ~ 終点 おゆみ野3丁目18番地先 生活関連経路 0.04 km	(千葉市) (新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
—	—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・経路8-2は、道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、代替路の経路10-1及び経路10-2を設定する。	

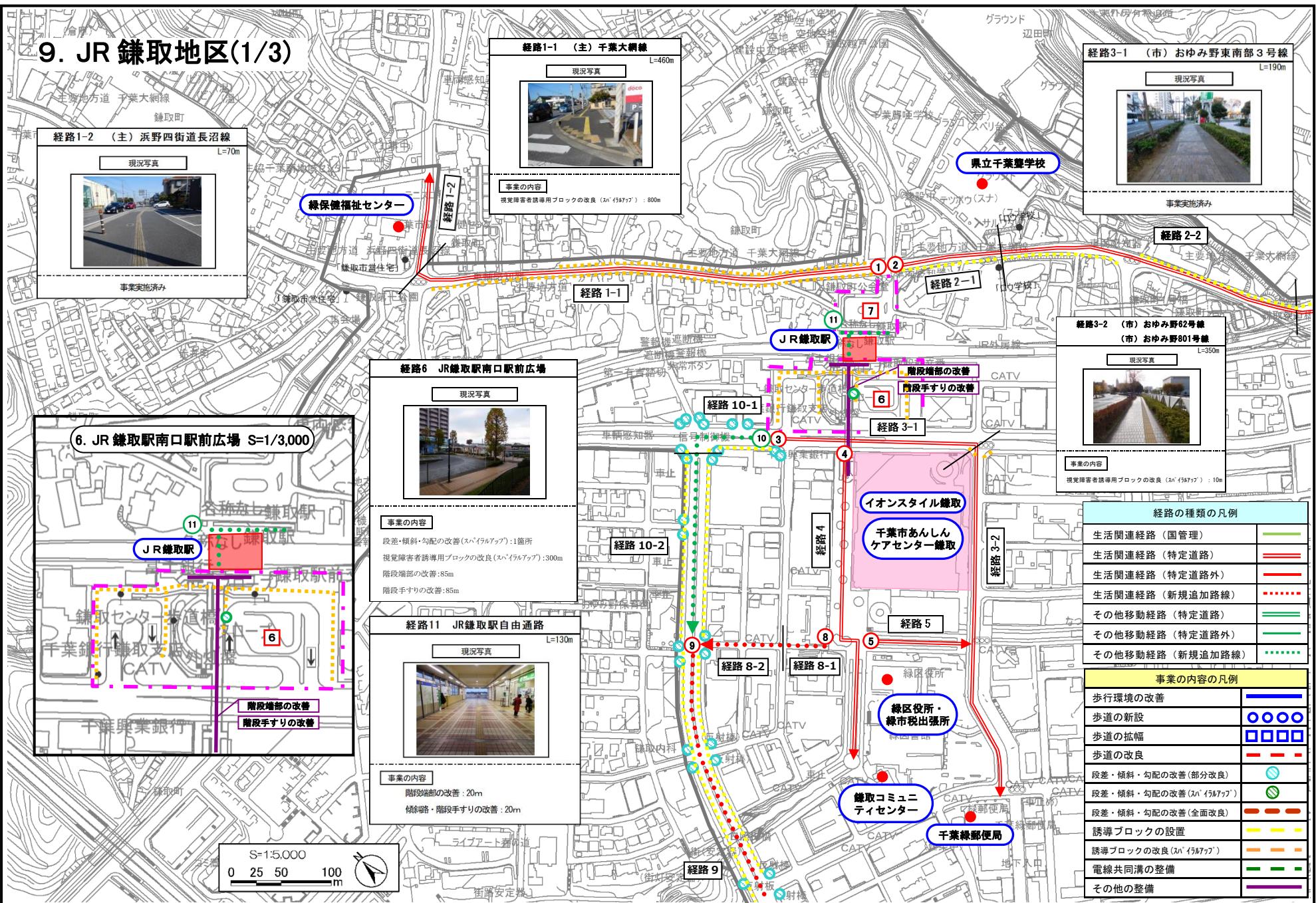
経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	8-2 おゆみ野60号線、おゆみ野728号線 始点 おゆみ野3丁目21番地先 ~ 終点 おゆみ野3丁目25番地先 生活関連経路 0.09 km	(千葉市) (新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
—	—	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、代替路の経路10-1及び経路10-2を設定する。	

経路番号／路線名	(市)おゆみ野東南部4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 おゆみ野3丁目25番地先 ~ 終点 おゆみ野中央5丁目5番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.40 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	13 箇所	13 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	660 m	660 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

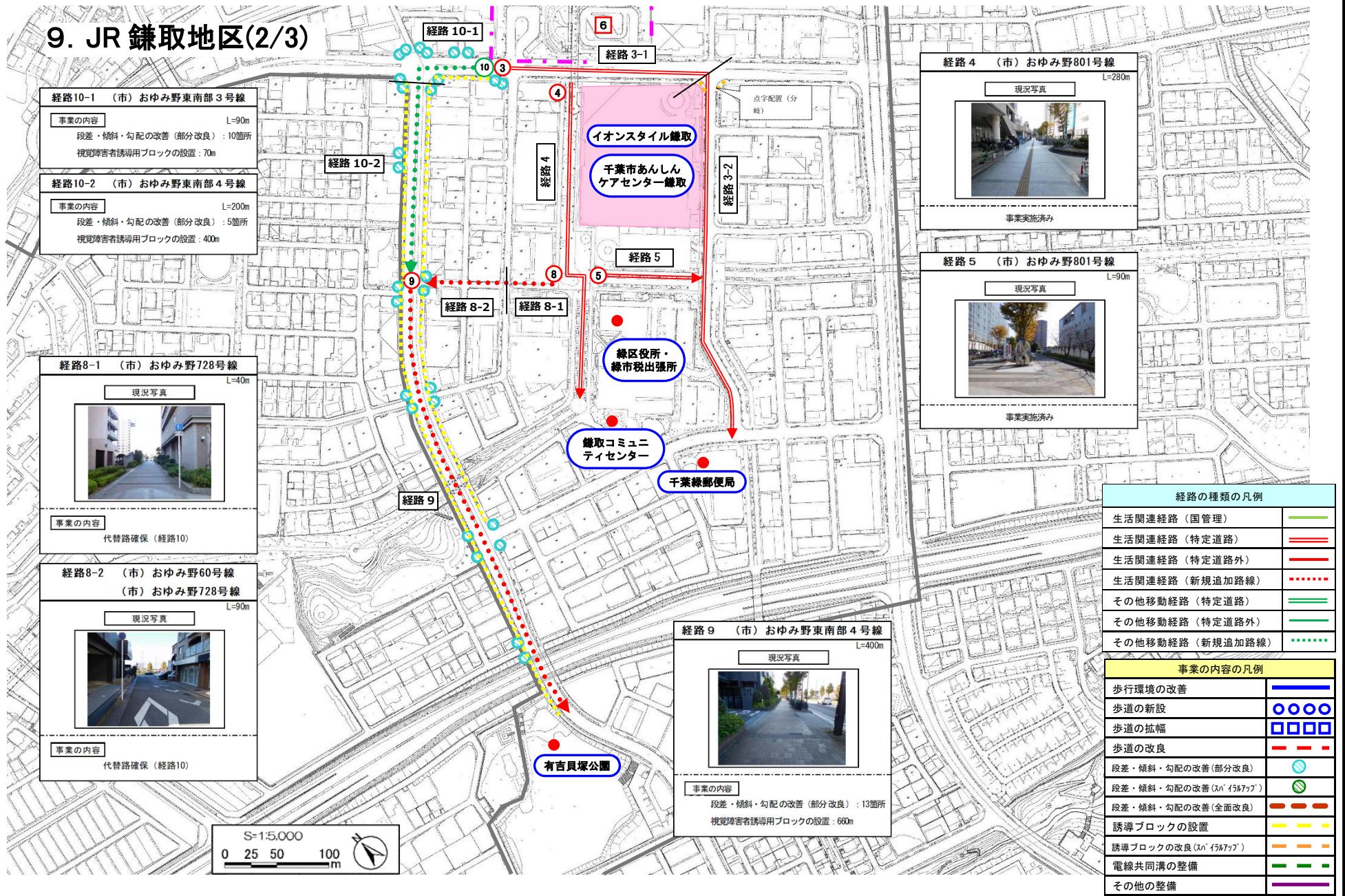
経路番号／路線名	(市)おゆみ野東南部3号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR鎌取駅南口駅前広場 ~ 終点 おゆみ野3丁目交差点		
経路種別／延長	その他移動経路	0.09 km	(新規経路Ⅰ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	10 箇所	10 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)	70 m	70 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)おゆみ野東南部4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 おゆみ野3丁目交差点 ~ 終点 おゆみ野3丁目25番地先		
経路種別／延長	その他移動経路	0.20 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	5 箇所	5 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	400 m	400 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

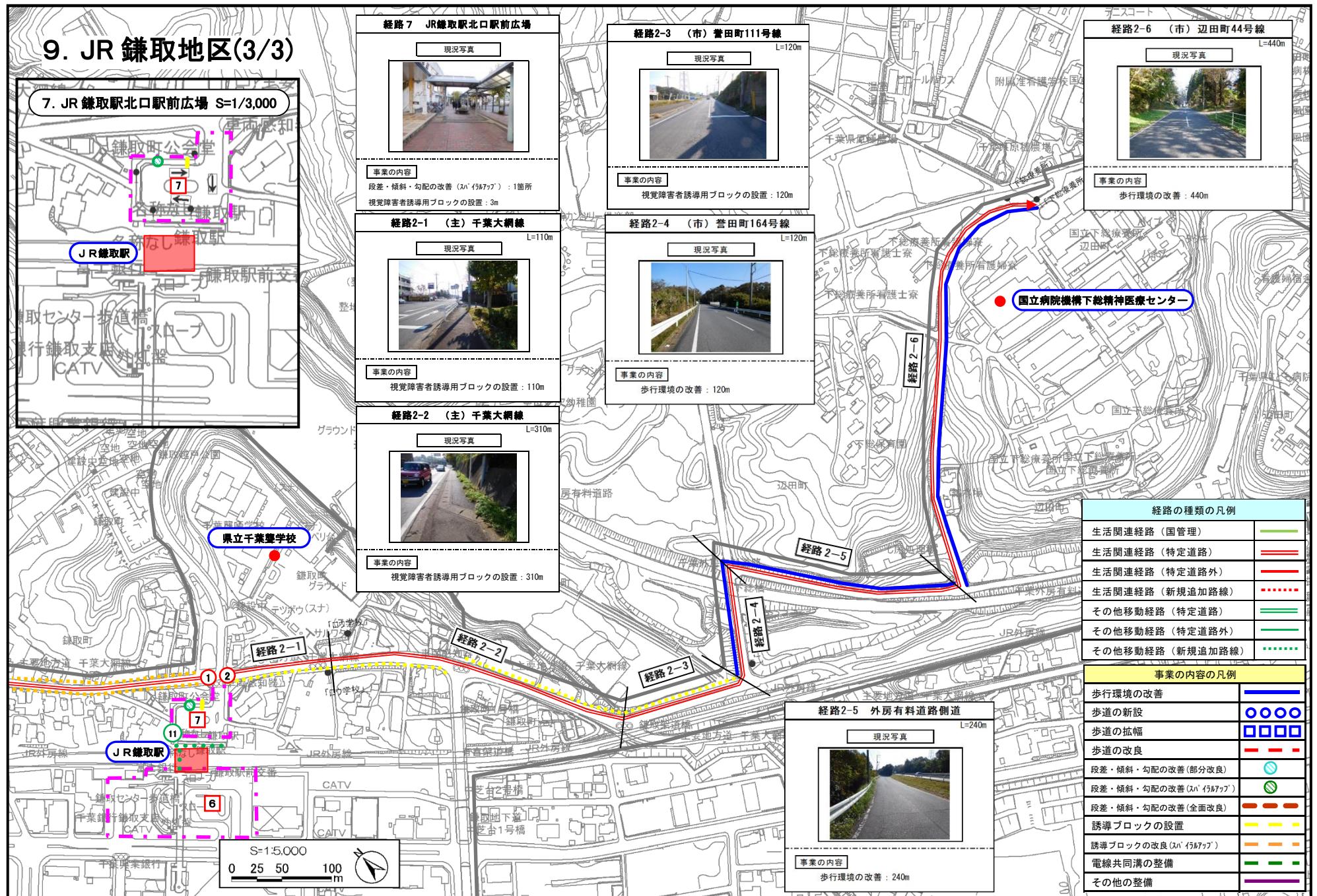
経路番号／路線名	(市)JR鎌取駅自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路	0.13 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
階段端部の改善	20 m	20 m	R6年度
傾斜路・階段手すりの改善	20 m	20 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		



## 9. JR 鎌取地区(2/3)



## 9. JR 鎌取地区(3/3)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

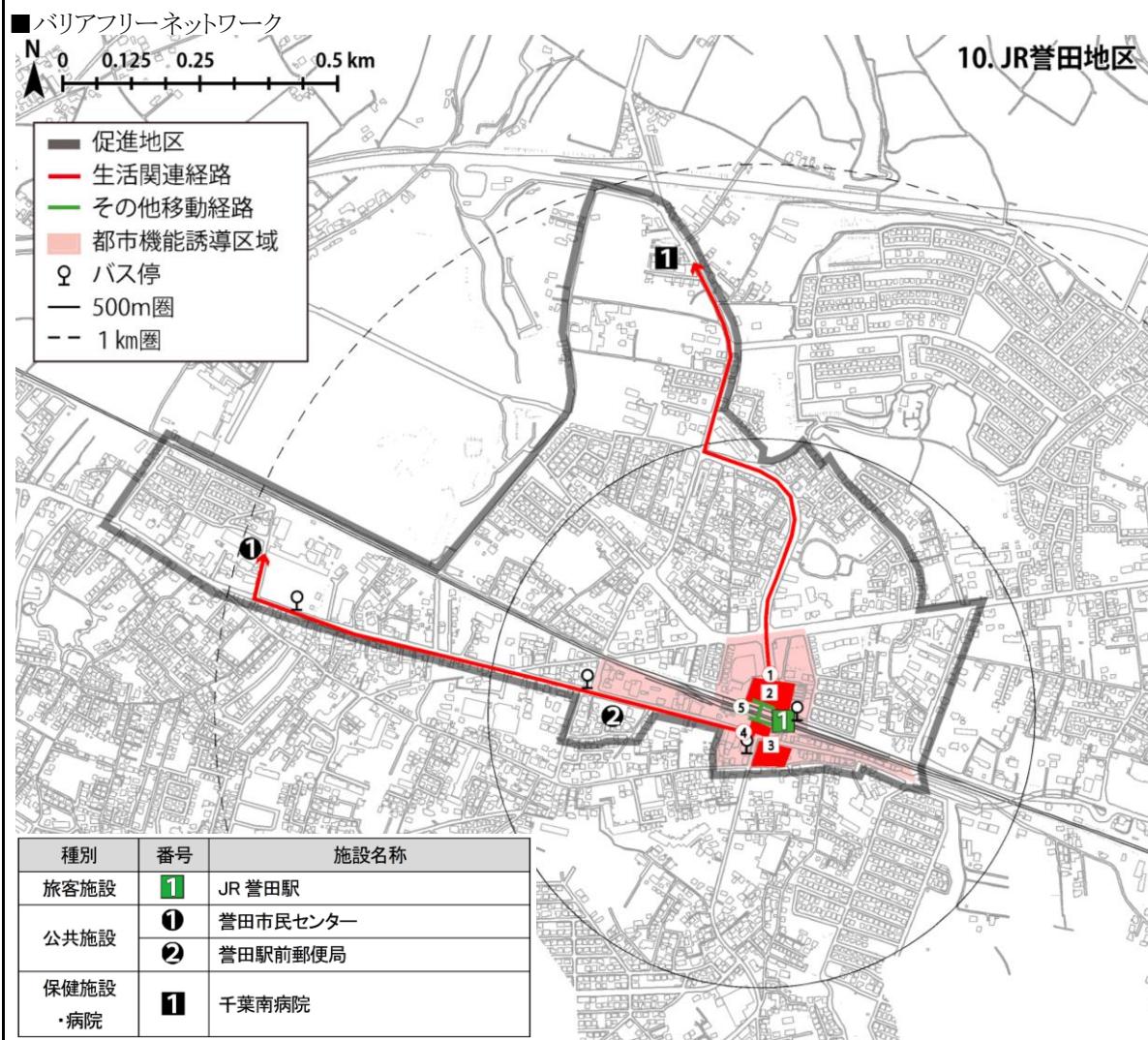
10. JR誉田地区

■経路整備の基本方針

◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR外房線誉田駅（乗降客数141百人／日）を中心とし、医療施設や商店街等の立地により、市民の日常生活の核となっている。また、駅前周辺は駅舎の橋上化及び駅前広場等の整備に合わせてまちづくりが行われ、今後の発展が見込まれる地区である。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR誉田駅から公共施設、医療施設までの移動に利用する経路。

○JR誉田駅北口・南口広場。



■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
5	2	3.32	R4年度～R8年度
地区の特記事項	・JR誉田駅南口は、街路事業にて実施する。		

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

10. JR誉田地区

経路番号／路線名	1-1 誉田駅北口線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR誉田駅北口駅前広場 ~ 終点 高田町401番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.53 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
	全体量 残事業量		
道路の新設(W=20m)	530 m 100 m	R4年度～	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	1-2 (市) 誉田町野呂町線 (千葉市)		
事業区間	始点 高田町401番地先 ~ 終点 高田町401番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.43 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
	全体量 残事業量		
—	— —	実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

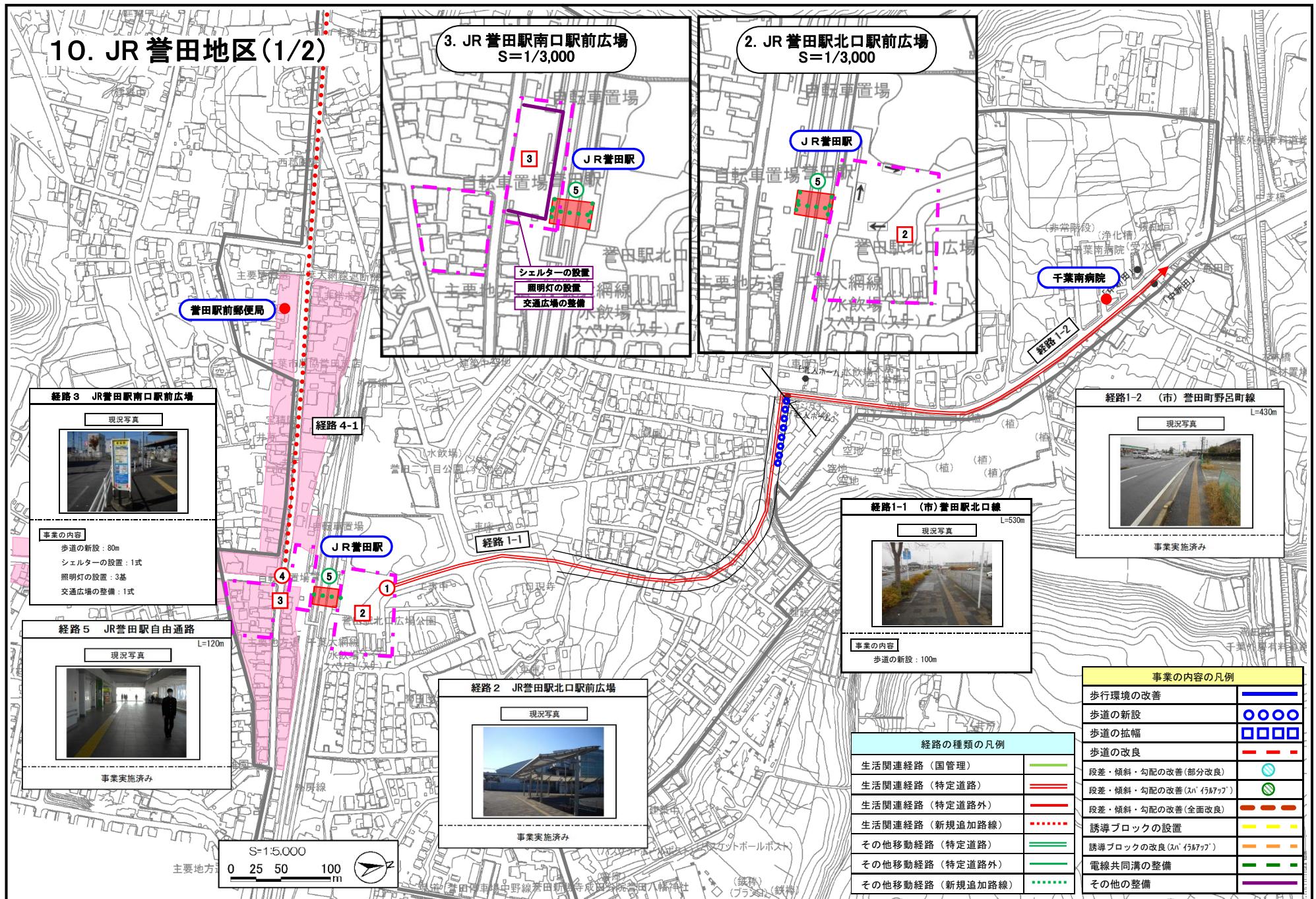
経路番号	2 JR誉田駅北口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路 (旧生活関連経路 I )		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
	全体量 残事業量		
—	— —	実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号	3 JR誉田駅南口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路		(旧生活関連経路Ⅰ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩道の新設	80 m	80 m	R9年度～
シェルターの設置	1式	1式	R9年度～
照明灯の設置	3基	3基	R9年度～
交通広場の整備	1式	1式	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・街路事業により実施する。		

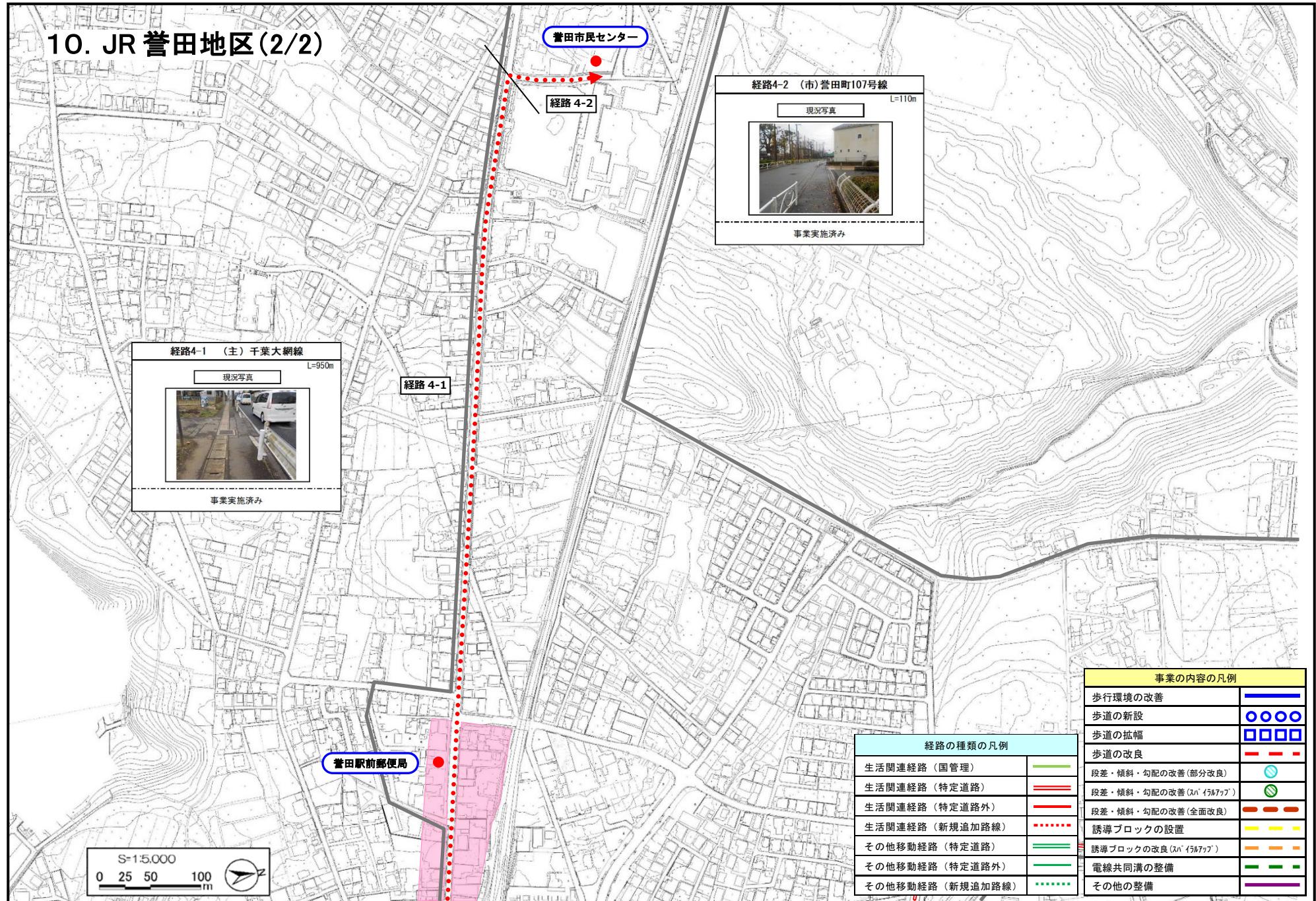
経路番号／路線名	4-1 (主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR誉田駅南口駅前広場 ~ 終点 誉田町1丁目27番地先		
経路種別	生活関連経路 0.95 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	4-2 (市)誉田町107号線 (千葉市)		
事業区間	始点 誉田町1丁目27番地先 ~ 終点 誉田町1丁目27番地先(誉田市民センター前)		
経路種別	生活関連経路 0.11 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では安全施設により物理的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	5 JR誉田駅自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路 0.12 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	
		全体量	残事業量
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		



## 10. JR 誉田地区(2/2)



## 地区別整備計画

### ■対象地区番号・地区名称

11. JR土気地区

### ■経路整備の基本方針

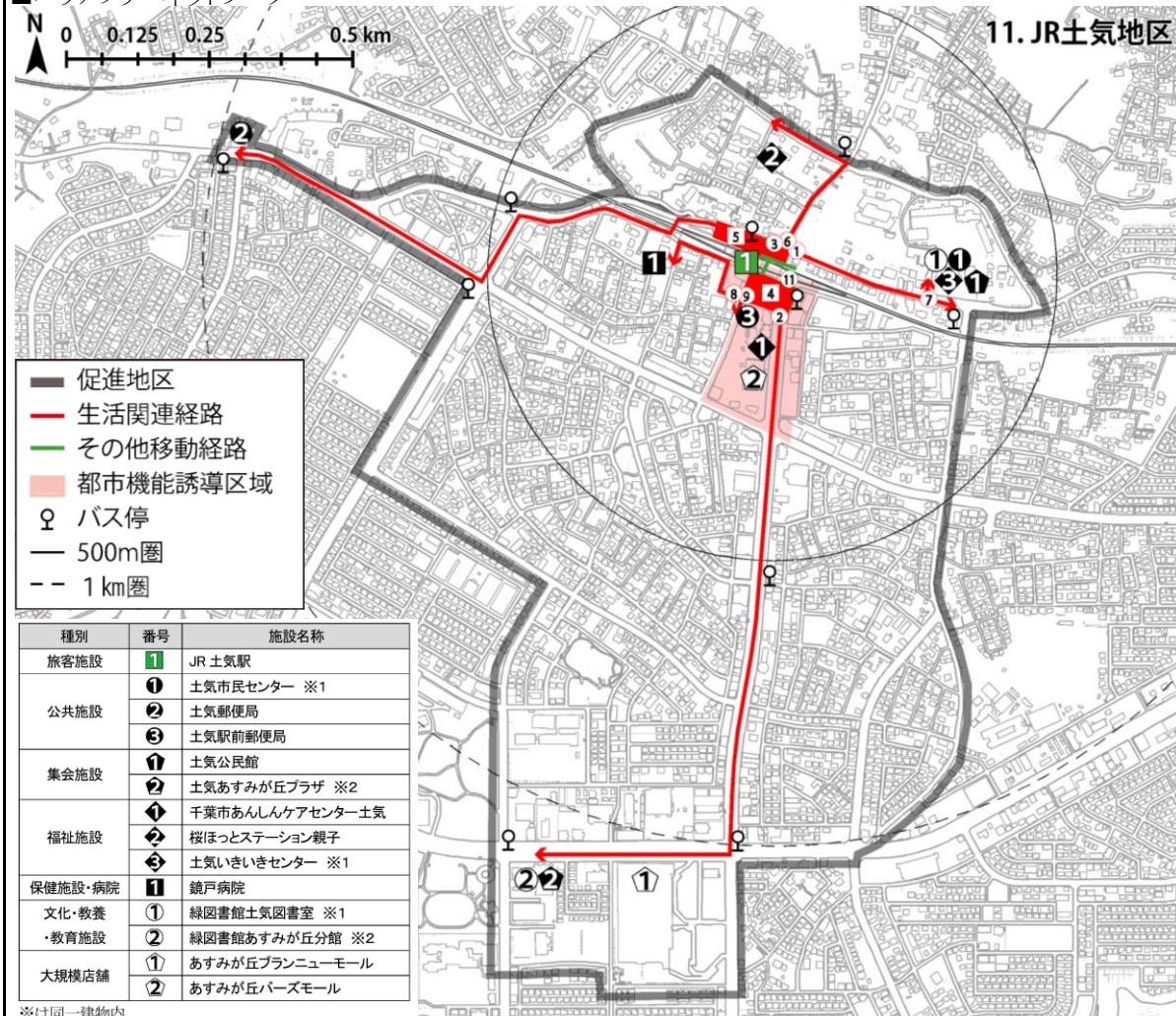
◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR外房線土気駅（乗降客数262百人／日）を中心とし、身近な行政サービス施設や大型商業施設等の集積により、市民の日常生活の核となっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR土気駅から市民センターや郵便局等の行政施設までの移動に利用する経路。

○JR土気駅から文化施設、大型商業施設、医療施設までの移動に利用する経路。

○JR土気駅北口・南口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
10	2	3.47	R4年度～R8年度
地区の特記事項		・JR土気駅北口周辺は、道路事業にて実施する。	

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

11. JR土気地区

経路番号／路線名	(主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR土気駅北口駅前広場 ~ 終点 緑区土気町地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.35 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
道路の新設	350 m 290 m		R4年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路事業にて実施する。		

経路番号／路線名	(県)土気停車場金剛地線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR土気駅南口駅前広場 ~ 終点 あすみが丘7丁目交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.93 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	6 箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	70 m 70 m		実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)越智町土気町線 (千葉市)		
事業区間	始点 あすみが丘7丁目交差点 ~ 終点 あすみが丘プラザ交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.40 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—	— —		実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(主)千葉大網線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR土気駅北口駅前広場 ~ 終点 茗ヶ谷踏切地下横断道		
経路種別／延長	生活関連経路 0.17 km (旧生活関連経路 II)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
歩道の新設	170 m 170 m		R4年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路事業にて実施する。		

経路番号／路線名	3-2 (主)千葉大網線(地下歩道含む)			(千葉市)
事業区間	始点 萩ヶ谷踏切地下横断道 ~ 終点 土気町1731番地先			
経路種別／延長	生活関連経路 0.34 km			(旧生活関連経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
		全体量	残事業量	
-		-	-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。			

経路番号／路線名	3-3 (市)大木戸町土気町線			(千葉市)
事業区間	始点 土気町1731番地先 ~ 終点 あすみが丘5交差点			
経路種別／延長	生活関連経路 0.12 km			(旧生活関連経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
		全体量	残事業量	
-		-	-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。			

経路番号／路線名	3-4 (市)土気町高津戸町線			(千葉市)
事業区間	始点 あすみが丘5交差点 ~ 終点 土気郵便局前			
経路種別／延長	生活関連経路 0.48 km			(旧生活関連経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
		全体量	残事業量	
-		-	-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。			

経路番号	4 JR土気駅南口駅前広場			(千葉市)
事業区間				
経路種別	生活関連経路			(旧生活関連経路Ⅰ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
		全体量	残事業量	
-		-	-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。			

経路番号	5	JR土気駅北口駅前広場	(千葉市)
事業区間			
経路種別	生活関連経路		(旧生活関連経路 I)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
実施済み			
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	6-1	(県)土気停車場千葉中線	(千葉市)
事業区間	始点 JR土気駅北口駅前広場	～ 終点 土氣小学校入口交差点	
経路種別／延長	生活関連経路	0.18 km	(新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩道の新設		180 m	180 m
R4年度～			
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路事業により実施する。		

経路番号／路線名	6-2	(市)土気町17号線	(千葉市)
事業区間	始点 土氣小学校入口交差点	～ 終点 緑区土気町1626番地先	
経路種別／延長	生活関連経路	0.14 km	(新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
実施済み			
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行っている。		

経路番号／路線名	7	(市)土気町119号線	(千葉市)
事業区間	始点 緑区土気町1631番地先	～ 終点 緑区土気町1631番地先	
経路種別／延長	生活関連経路	0.03 km	(新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		30 m	30 m
R4年度～R6年度			
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

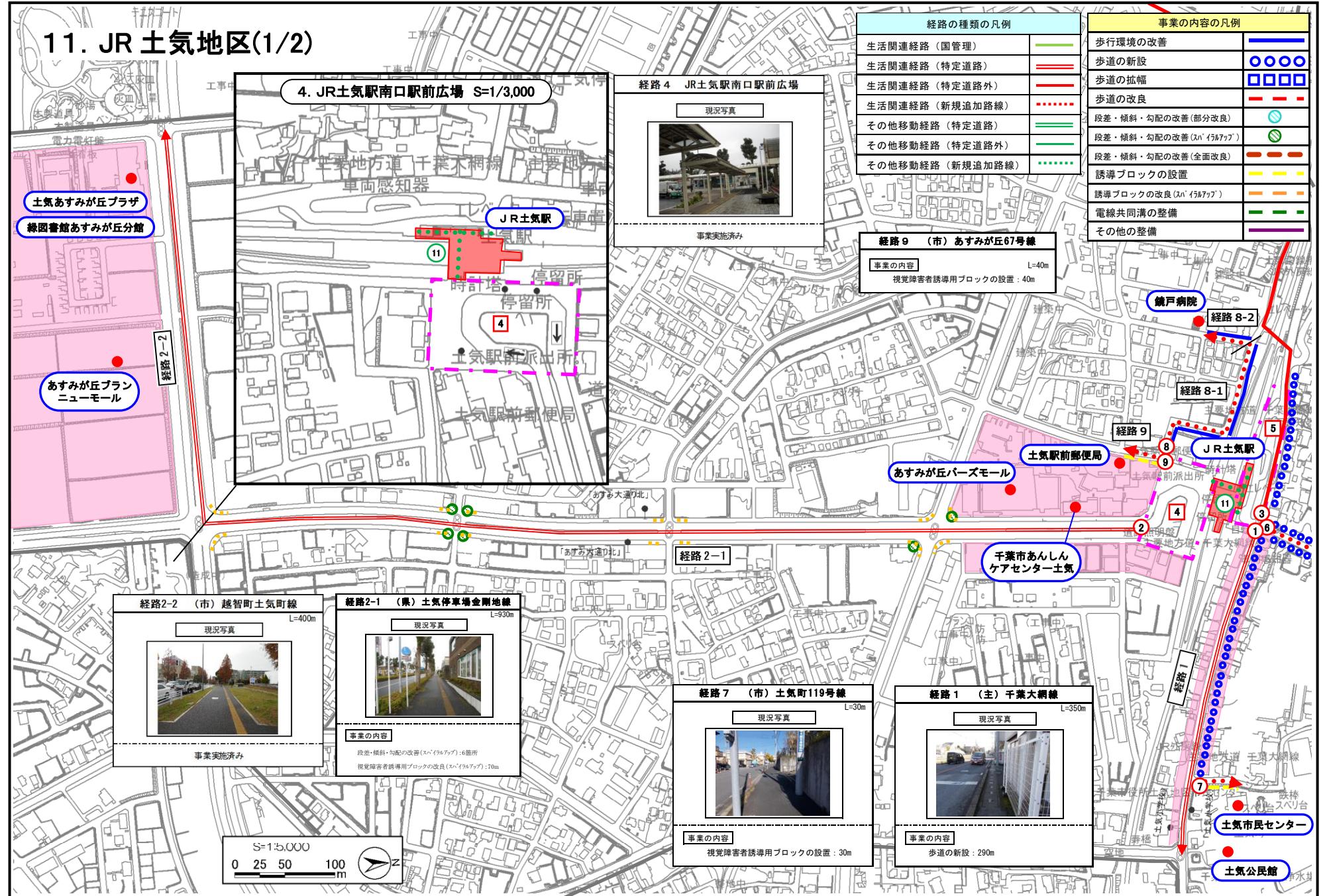
経路番号／路線名	8-1 (市)あすみが丘59号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR土気駅南口駅前広場 ~ 終点 あすみが丘1丁目30番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.18 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
歩行環境の改善		180 m 180 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	8-2 (市)あすみが丘58号線 (千葉市)		
事業区間	始点 あすみが丘1丁目30番地先 ~ 終点 あすみが丘1丁目30番地先		
経路種別	生活関連経路 0.06 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
歩行環境の改善		60 m 60 m	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

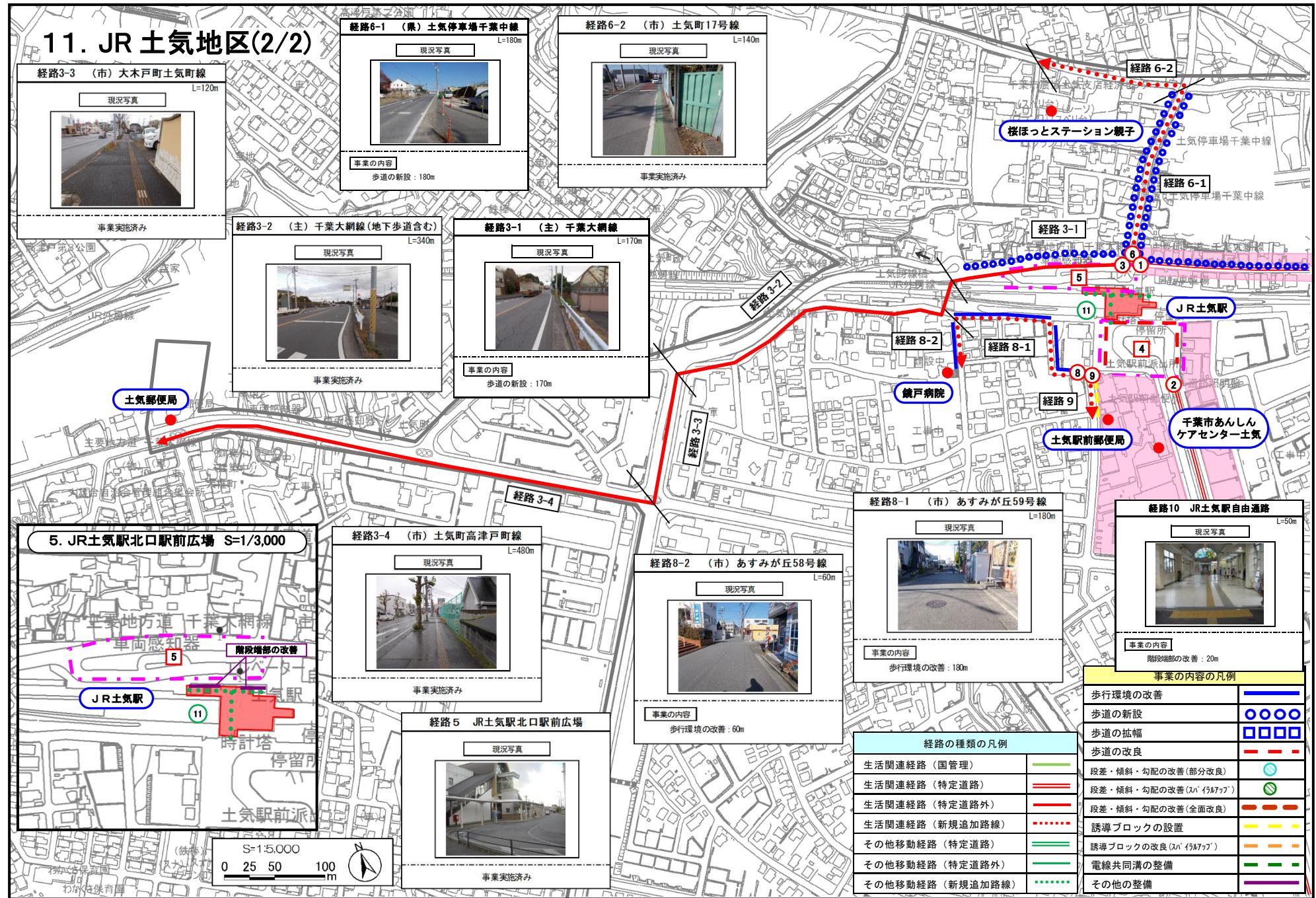
経路番号／路線名	(市)あすみが丘67号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR土気駅南口駅前広場 ~ 終点 士気駅前郵便局前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.04 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)		40 m 40 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)あすみが丘67号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR土気駅南口駅前広場 ~ 終点 士気駅前郵便局前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
階段端部の改善		20 m 20 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 11. JR 土気地区(1/2)



## 11. JR 土気地区(2/2)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

12. JR／モノレール都賀地区

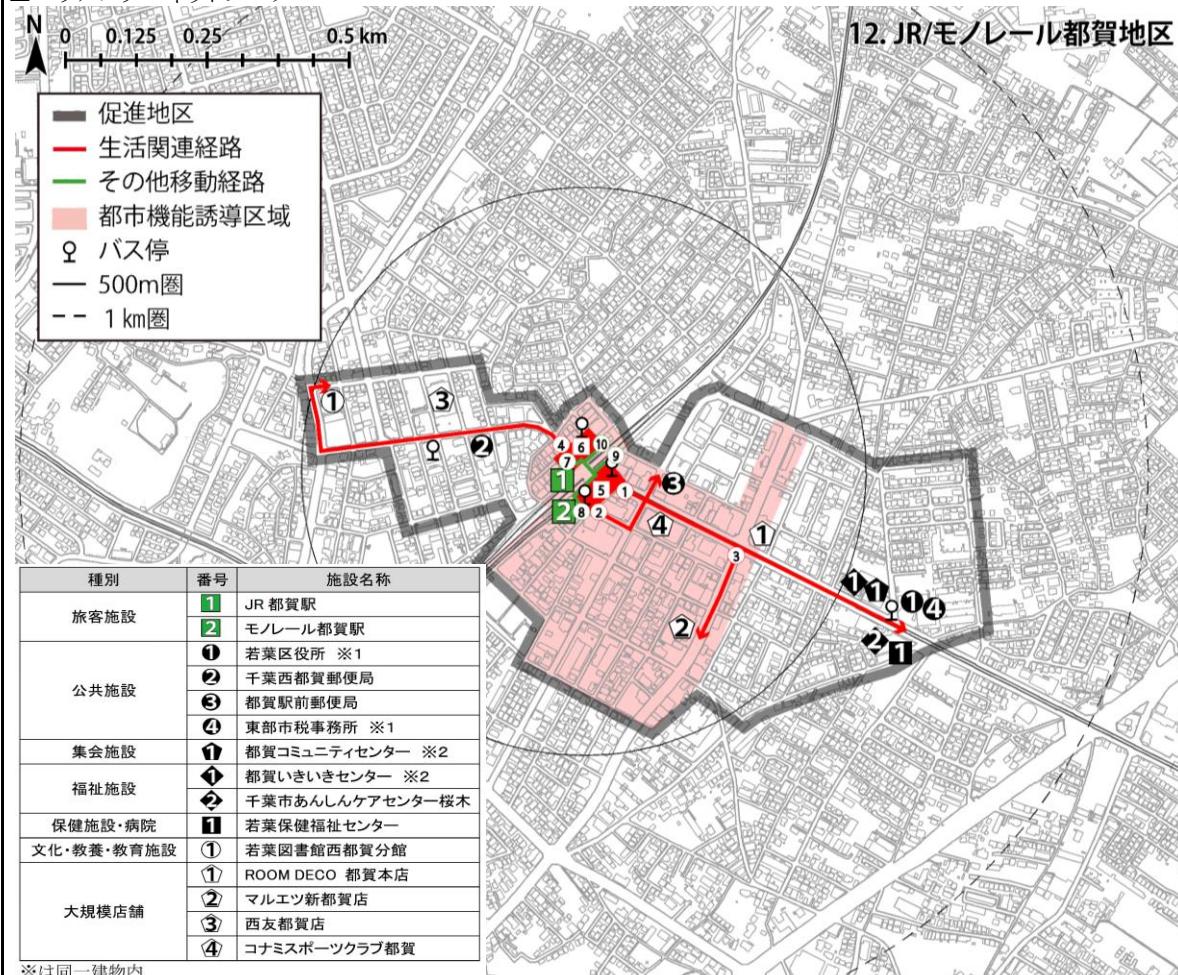
### ■経路整備の基本方針

◆重要地域拠点として位置付けられている本地区は、JR総武本線都賀駅（乗降客数422百人／日）・モノレール都賀駅（122百人／日）を中心とした商店街等の集積により、市民の日常生活の核となっている。また、若葉区役所周辺における行政施設の集積により、区の中心性を有するとともに、市民の多様な地域活動の拠点になっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR都賀駅から区役所等までの移動に利用する経路。

○JR都賀駅東口西口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
10	2	1.82	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

12. JR／モノレール都賀地区

経路番号／路線名	(市)都賀駅千城台南線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR都賀駅東口駅前広場 ~ 終点 若葉区役所		
経路種別／延長	生活関連経路	0.60 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	6 箇所	6 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)都賀51号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR都賀駅東口駅前広場 ~ 終点 都賀3丁目13番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.07 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)都賀64号線 (千葉市)		
事業区間	始点 都賀3丁目13番地先 ~ 終点 都賀3丁目11番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.05 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
一	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	2-3 (市)都賀55号線 (千葉市)		
事業区間	始点 都賀3丁目10番地先 ~ 終点 都賀3丁目10番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)		50 m	50 m R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3 (市)新町若松町線 (千葉市)		
事業区間	始点 都賀3丁目23番地先 ~ 終点 マルエツ前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.17 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	— 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	4-1 (市)西都賀53号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR都賀駅西口駅前広場 ~ 終点 西友都賀店前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.21 km (旧その他移動経路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	— 実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	4-2 (市)西都賀53号線 (千葉市)		
事業区間	始点 西友都賀店前 ~ 終点 西都賀2丁目8番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.20 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		400 m	400 m R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(主)千葉臼井印西線 (千葉市)		
事業区間	始点 西都賀2丁目8番地先 ~ 終点 西都賀2丁目8番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.10 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	1 箇所	1 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)	100 m	100 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)西都賀33号線 (千葉市)		
事業区間	始点 西都賀2丁目8番地先 ~ 終点 西都賀2丁目8番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.04 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩行環境の改善	40 m	40 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／	(千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路 (旧生活関連経路Ⅰ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	生活関連経路 (旧生活関連経路Ⅰ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	7 JR都賀駅自由通路 その他移動経路 0.08 km	(千葉市) (新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
階段端部の改善	45 m	45 m
階段手すりの改善	45 m	45 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。	

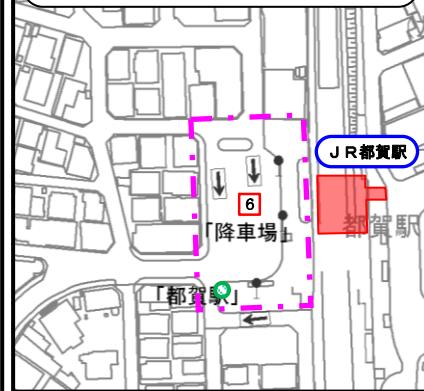
経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	8 JR都賀駅～モノレール都賀駅自由通路 その他移動経路 0.11 km	(千葉市) (新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
階段端部の改善	30 m	30 m
傾斜路・階段手すりの改善	110 m	110 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	9 JR都賀駅東口傾斜路 その他移動経路 0.06 km	(千葉市) (新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)
		全体量 残事業量
傾斜路手すりの改善	60 m	60 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。	

経路番号／路線名 事業区間	10 JR都賀駅西口傾斜路 (千葉市)		
経路種別／延長	その他移動経路 0.08 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
傾斜路手すりの改善	80 m	80 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。</li> </ul>		

## 12. JR／モノレール都賀地区

6. JR 都賀駅西口駅前広場 S=1/3,000



経路10 JR 都賀駅西口傾斜路



経路9 JR 都賀駅東口傾斜路



経路2-3 (市) 都賀55号線



経路1 (市) 都賀駅千城台南線



経路の種類の凡例

生活関連経路（国管理）	
生活関連経路（特定道路）	
生活関連経路（特定道路外）	
生活関連経路（新規追加路線）	
その他移動経路（特定道路）	
その他移動経路（特定道路外）	
その他移動経路（新規追加路線）	

経路6 JR都賀駅西口駅前広場



経路7 JR都賀駅自由通路



経路4-4 (市) 西都賀33号線



経路4-3 (主) 千葉日井印西線



経路4-2 (市) 西都賀53号線



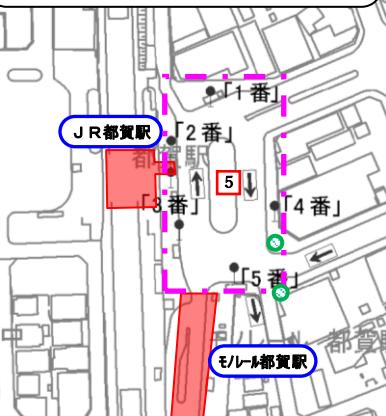
経路4-1 (市) 西都賀53号線



経路8 JR都賀駅～モノレール都賀駅自由通路



5. JR 都賀駅東口駅前広場 S=1/3,000



事業の内容の凡例

歩行環境の改善	
歩道の新設	
歩道の拡幅	
歩道の改良	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	
段差・傾斜・勾配の改善(スローフラップ)	
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良(スローフラップ)	
電線共同溝の整備	
その他の整備	

S=15,000

0 25 50 100 m

## 地区別整備計画

### ■対象地区番号・地区名称

13. JR検見川浜地区

### ■経路整備の基本方針

◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR京葉線検見川浜駅（乗降客数313百人／日）を中心に美浜区役所や大型商業施設等の集積により、日常生活の核となっているだけでなく、区の中心性を有するとともに、市民の多様な地域活動の拠点になっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○JR検見川浜駅北口周辺にある区役所・コミュニティセンター等の公共施設までの移動に利用する経路。

○JR検見川浜駅北口から警察署、教育施設等までの移動に利用する経路。

○JR検見川浜駅南口から海浜病院など医療施設までの移動に利用する経路。

○JR検見川浜駅北口駅前広場。

### ■バリアフリー ネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
9	2	5.32	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

13. JR検見川浜地区

経路番号／路線名	1-1 (市)磯辺真砂線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR検見川浜駅北口駅前広場 ~ 終点 真砂4丁目4番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.38 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	3 箇所	3 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	670 m	250 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	1-2 (市)真砂線 (千葉市)		
事業区間	始点 真砂4丁目4番地先 ~ 終点 真砂3丁目1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.75 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ <sup>®</sup> )	4 箇所	4 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,290 m	1,090 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	1-3 (市)磯辺茂呂町線 (千葉市)		
事業区間	始点 真砂3丁目1番地先 ~ 終点 千葉西警察署前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.55 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ <sup>®</sup> )	1 箇所	1 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,030 m	1,030 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	1-4 (市)真砂69号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉西警察署前交差点 ~ 終点 千葉西警察署		
経路種別／延長	生活関連経路 0.10 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		250 m	250 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R4年度～R6年度	

経路番号／路線名	2 ふれあい橋外 (千葉市)		
事業区間	始点 JR検見川浜駅北口駅前広場 ~ 終点 美浜郵便局		
経路種別／延長	生活関連経路 0.37 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		400 m	400 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		R7年度～R8年度	

経路番号／路線名	(市)若葉高洲線・高洲打瀬線 (千葉市)		
事業区間	始点 真砂4丁目4番地先 ~ 終点 検見川浜駅北側交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.16 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・事業実施済み。	

経路番号／路線名	4 (市)磯辺畠町線 (千葉市)		
事業区間	始点 檜見川浜駅北側交差点 ~ 終点 真砂5丁目15番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.39 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	5 (市)磯辺真砂線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR検見川浜駅北口駅前広場 ~ 終点 海浜病院前		
経路種別／延長	生活関連経路 1.28 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		6 箇所	6 箇所
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	R9年度～		

経路番号／路線名	6 (市)磯辺畠町線 (千葉市)		
事業区間	始点 檜見川浜駅北側交差点 ~ 終点 檜見川浜駅南側交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.54 km (旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		2 箇所	2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		1,000 m	850 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	R9年度～ R4年度～R6年度		

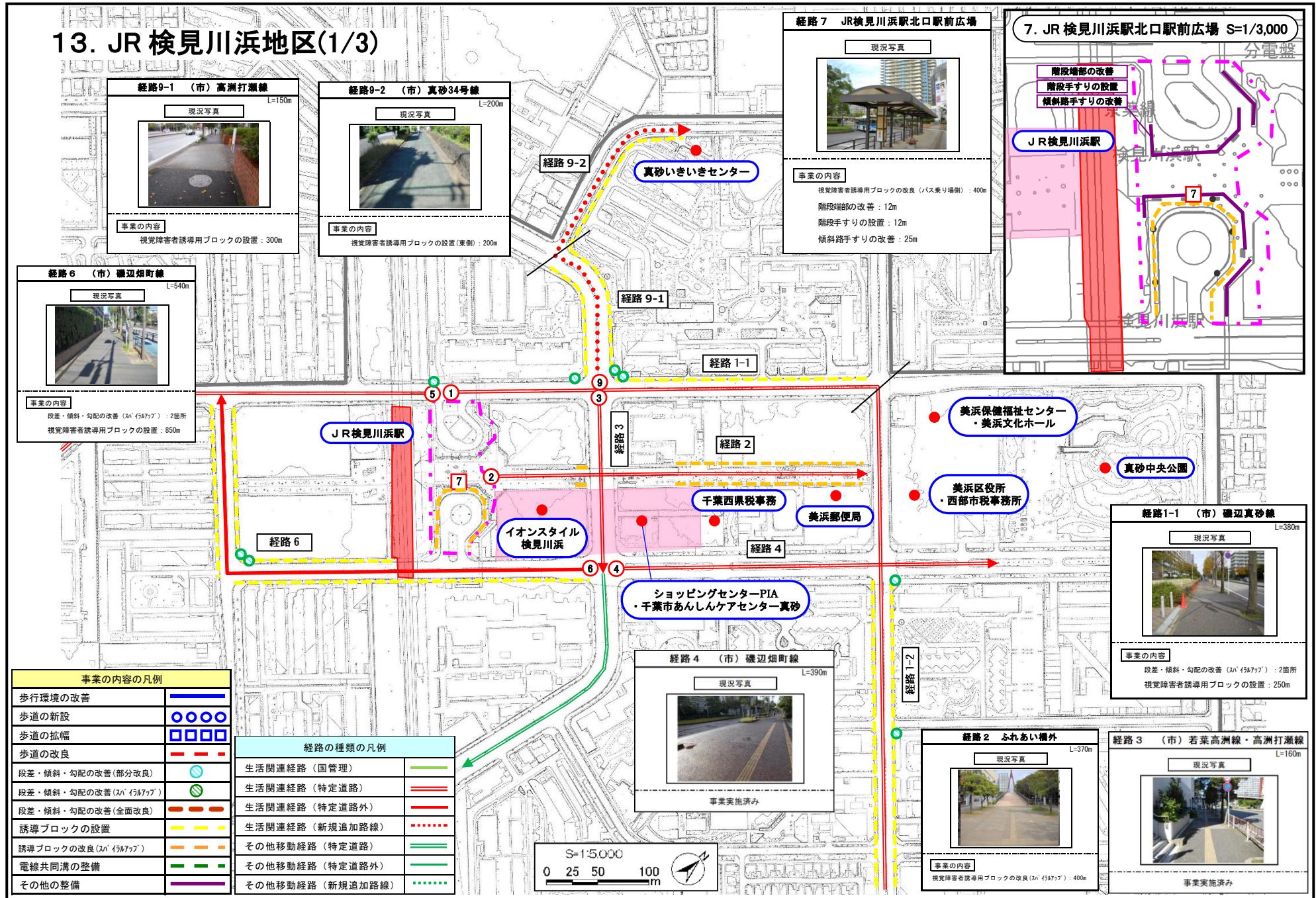
経路番号	7 JR検見川浜駅北口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路 (旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(バス乗り場側)	400 m	400 m	R7年度～R8年度
階段端部の改善	12 m	12 m	R6年度
階段手すりの設置	12 m	12 m	R6年度
傾斜路手すりの改善	25 m	25 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		

経路番号／路線名	8 (市)高州28号線 (千葉市)		
事業区間	始点 東京歯科大前交差点	～ 終点 新高州橋交差点	
経路種別	生活関連経路	0.45 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

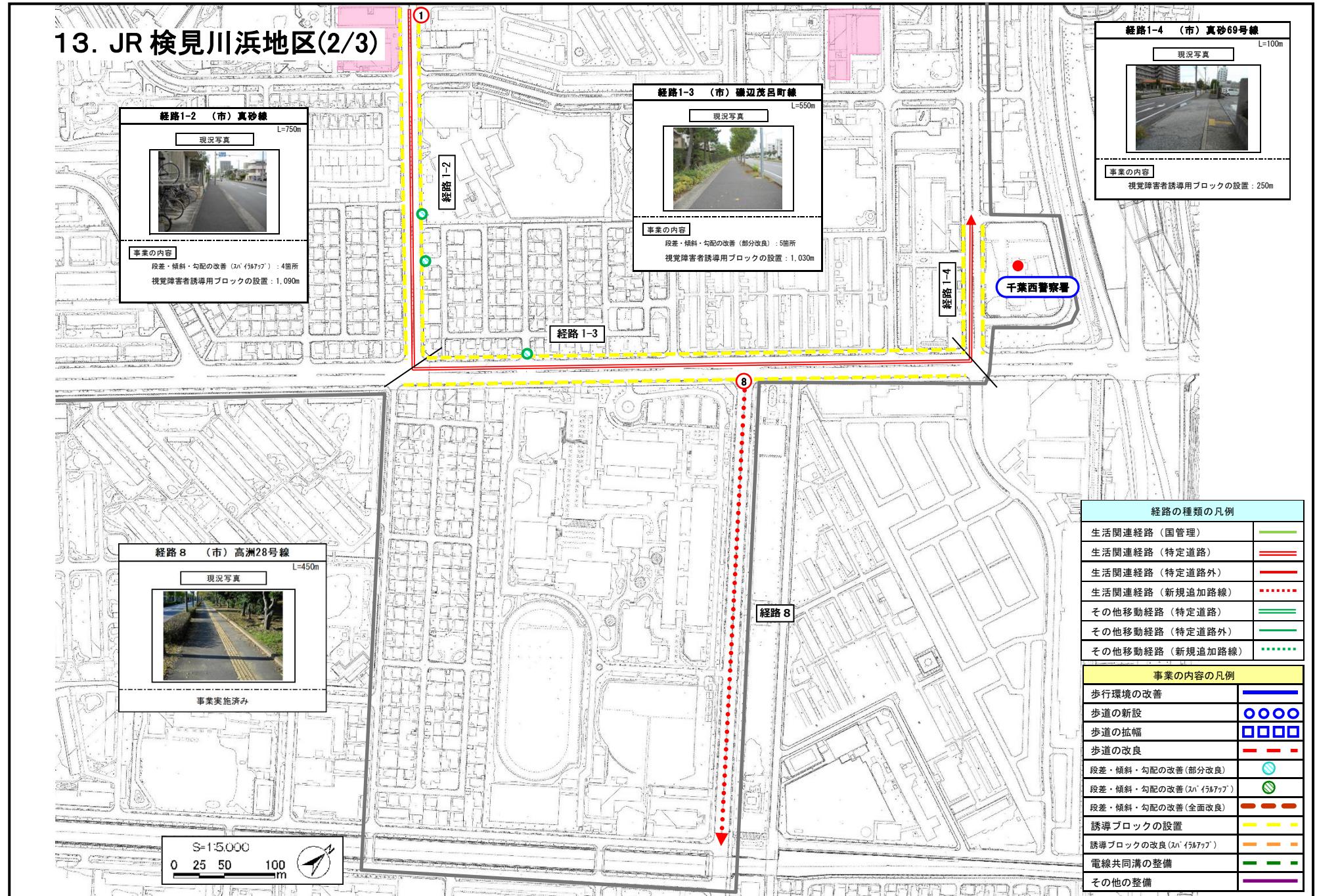
経路番号／路線名	9-1 (市)高州打瀬線 (千葉市)		
事業区間	始点 検見川浜駅北側交差点	～ 終点 検見川高校交差点	
経路種別／延長	生活関連経路	0.15 km	(新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	300 m	300 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	9-2 (市)真砂34号線 (千葉市)		
事業区間	始点 検見川高校交差点	～ 終点 千葉市真砂いきいきセンター前	
経路種別	生活関連経路	0.20 km	(新規経路 II)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)	200 m	200 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

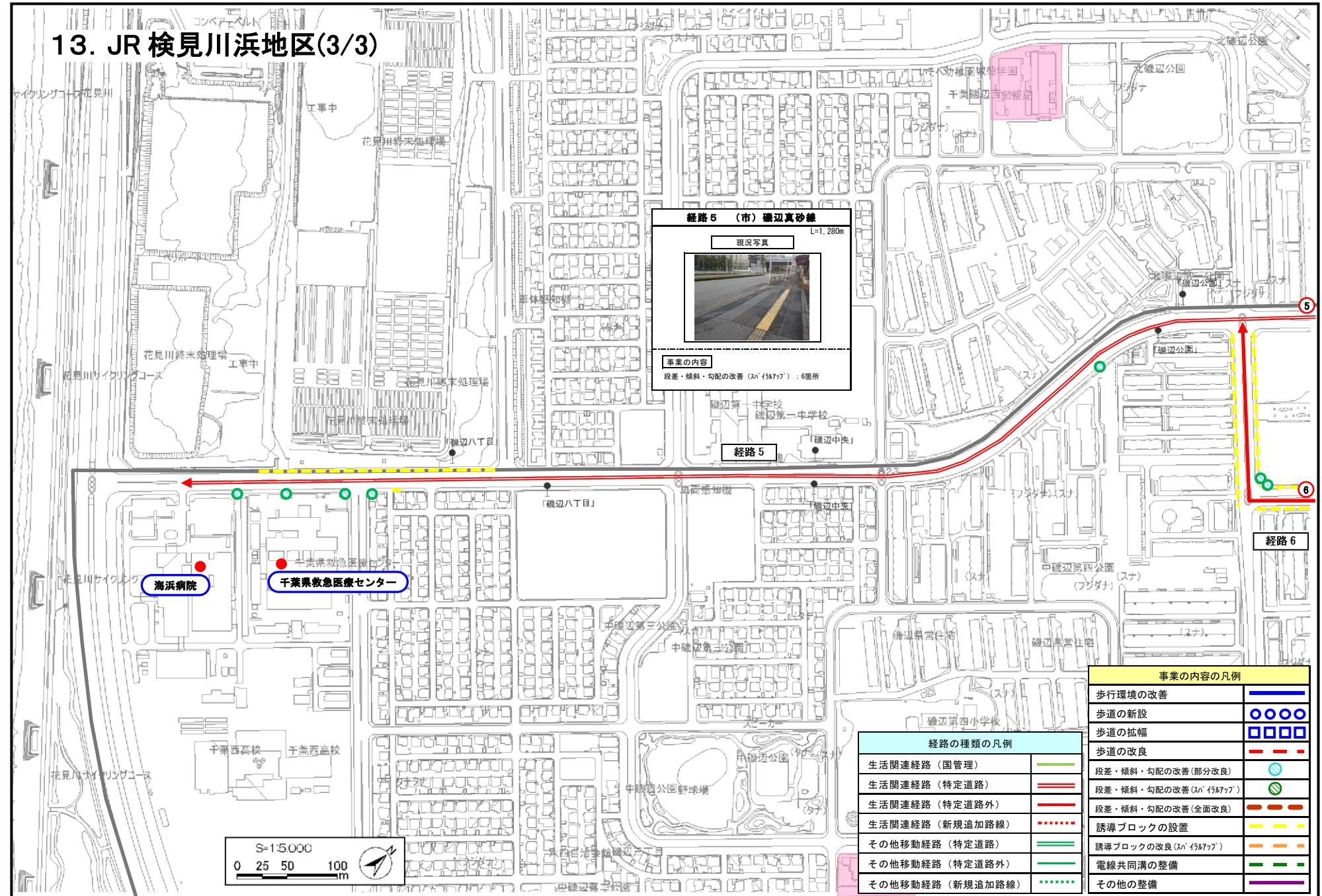
## 13. JR 検見川浜地区(1/3)



## 13. JR 検見川浜地区(2/3)



## 13. JR 検見川浜地区(3/3)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

14. JR稻毛海岸地区

■経路整備の基本方針

◆地域拠点として位置付けられている本地区は、JR京葉線稻毛海岸駅（乗降客数434百人／日）を中心とし、公共施設・医療施設・教育施設や大型商業施設等の集積により市民の日常生活の核となっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

- JR稻毛海岸駅の南側については、コミュニティセンター・いきいきプラザ・療育センターなどの福祉施設・大規模商業施設等までの移動に利用する経路。
- JR稻毛海岸駅の北側については、スポーツ施設までの移動に利用する経路。

■バリアフリーネットワーク

14. JR稻毛海岸地区

種別	番号	施設名称
旅客施設	1	JR 稲毛海岸駅
公共施設	①	稲毛海岸駅前郵便局
集会施設	①	高洲コミュニティセンター
福祉施設	①	千葉市あんしんケアセンター高洲
	②	美浜いきいきプラザ
	③	療育センター
文化・教養・教育施設	①	高洲スポーツセンター
大規模店舗	①	マリンピア
	②	イオンマリンピア専門館
宿泊施設	①	テトランゼ幕張稻毛海岸ホテル

■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
9	2	3.26	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況・事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

14. JR稻毛海岸地区

経路番号／路線名	(市)海浜公園稻毛海岸線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR稻毛海岸駅南口駅前広場 ~ 終点 市民プール前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.63 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	300 m	300 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)高洲28号線 (千葉市)		
事業区間	始点 市民プール前 ~ 終点 新高洲橋交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.29 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	40 m	40 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)高洲30号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR稻毛海岸駅南口駅前広場 ~ 終点 高洲3丁目6番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.31 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)高浜高洲線 (千葉市)		
事業区間	始点 高洲3丁目5番地先 ~ 終点 高浜4丁目8番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.11 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	80 m	80 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2-3 (市)高浜4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 高浜4丁目8番地先 ~ 終点 千葉市療育センター前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.24 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	-
		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	3-1 (市)高洲13号線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR稻毛海岸駅南口駅前広場 ~ 終点 高洲3丁目20番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.24 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		3 箇所	3 箇所
		R9年度~	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-2 (市)高洲線 (千葉市)		
事業区間	始点 高洲3丁目2番地先 ~ 終点 高洲3丁目15番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.36 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		1 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		350 m	350 m
		R7年度~R8年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-3 (市)高洲32号線 (千葉市)		
事業区間	始点 高洲3丁目5地先 ~ 終点 高洲3丁目12地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.24 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		1 箇所	1 箇所
		R9年度~	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	4 (市)高洲33号線 始点 高洲3丁目14番地先 ~ 終点 高洲3丁目12番地先 生活関連経路 0.36 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 実施予定期間
全体量 残事業量		
— —		実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。	

経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	5 (市)高洲34号線 始点 高洲3丁目14地先 ~ 終点 高洲3丁目15地先 生活関連経路 0.10 km (旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 実施予定期間
全体量 残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	200 m	200 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

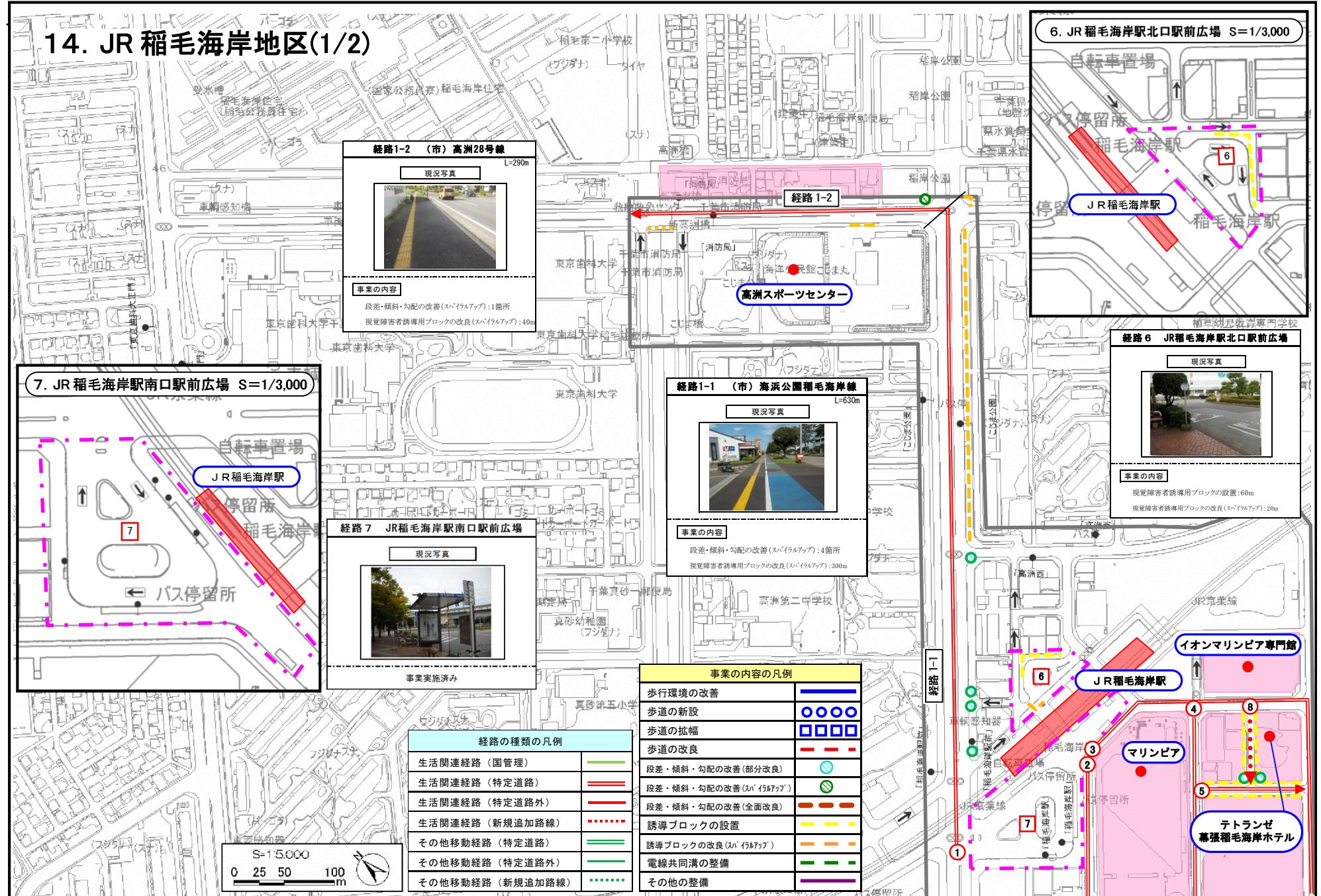
経路番号 事業区間 経路種別	6 JR稻毛海岸駅北口駅前広場 生活関連経路 (旧生活関連経路Ⅰ)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 実施予定期間
全体量 残事業量		
視覚障害者誘導用ブロックの設置	170 m	60 m
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	20 m	20 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		

経路番号 事業区間 経路種別	7 JR稻毛海岸駅南口駅前広場 生活関連経路 (旧生活関連経路Ⅰ)	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数) 実施予定期間
全体量 残事業量		
— —		実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。	

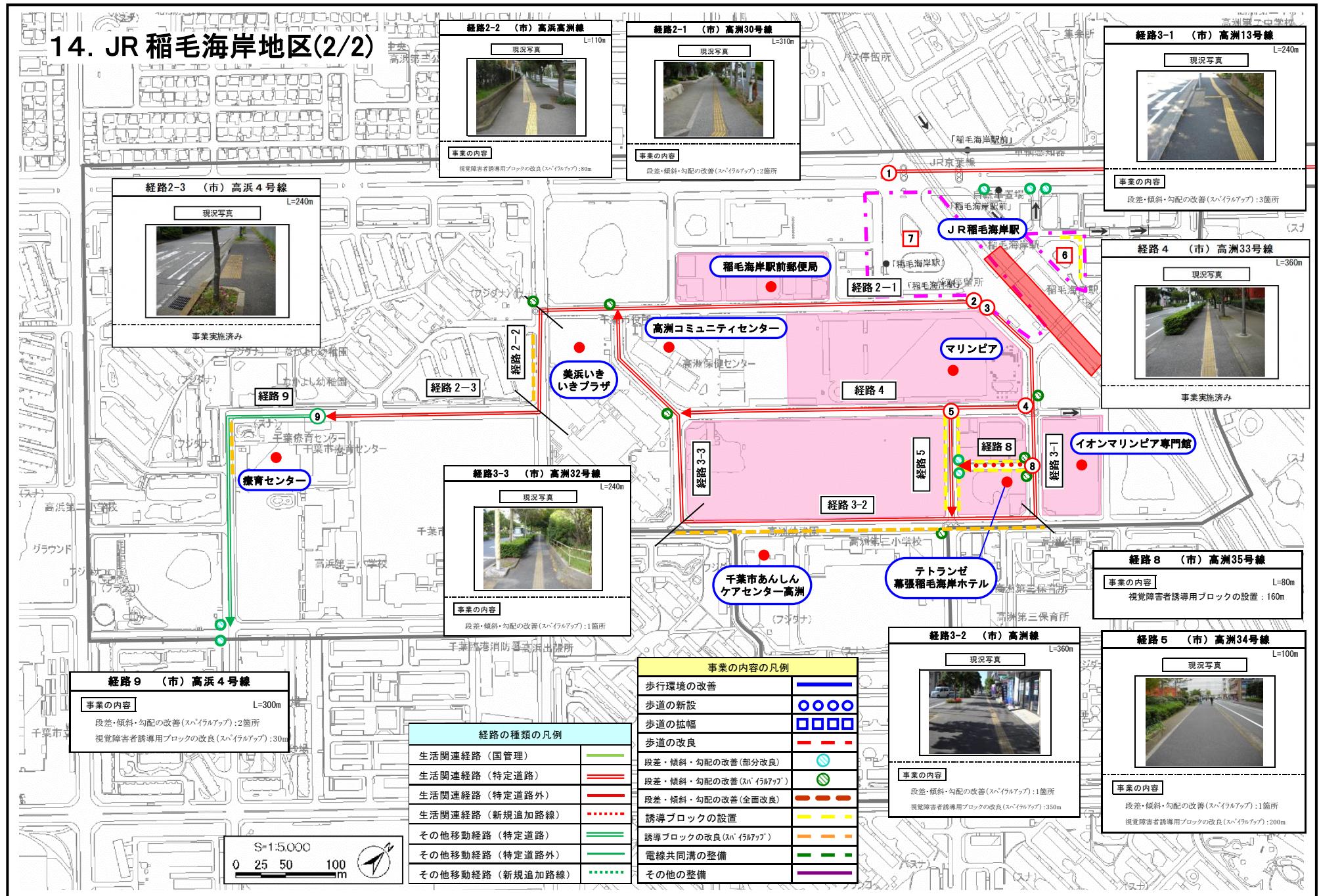
経路番号	(市)高洲35号線 (千葉市)		
事業区間	始点 高洲3丁目14地先 ~ 終点 高洲3丁目14地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.08 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		160 m	160 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)高浜4号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千葉市療育センター前 ~ 終点 高浜4丁目4番地先		
経路種別／延長	その他移動経路	0.30 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		2 箇所	2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)		30 m	30 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 14. JR 稲毛海岸地区(1/2)



## 14. JR 稲毛海岸地区(2/2)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

15. モノレールスポーツセンター地区

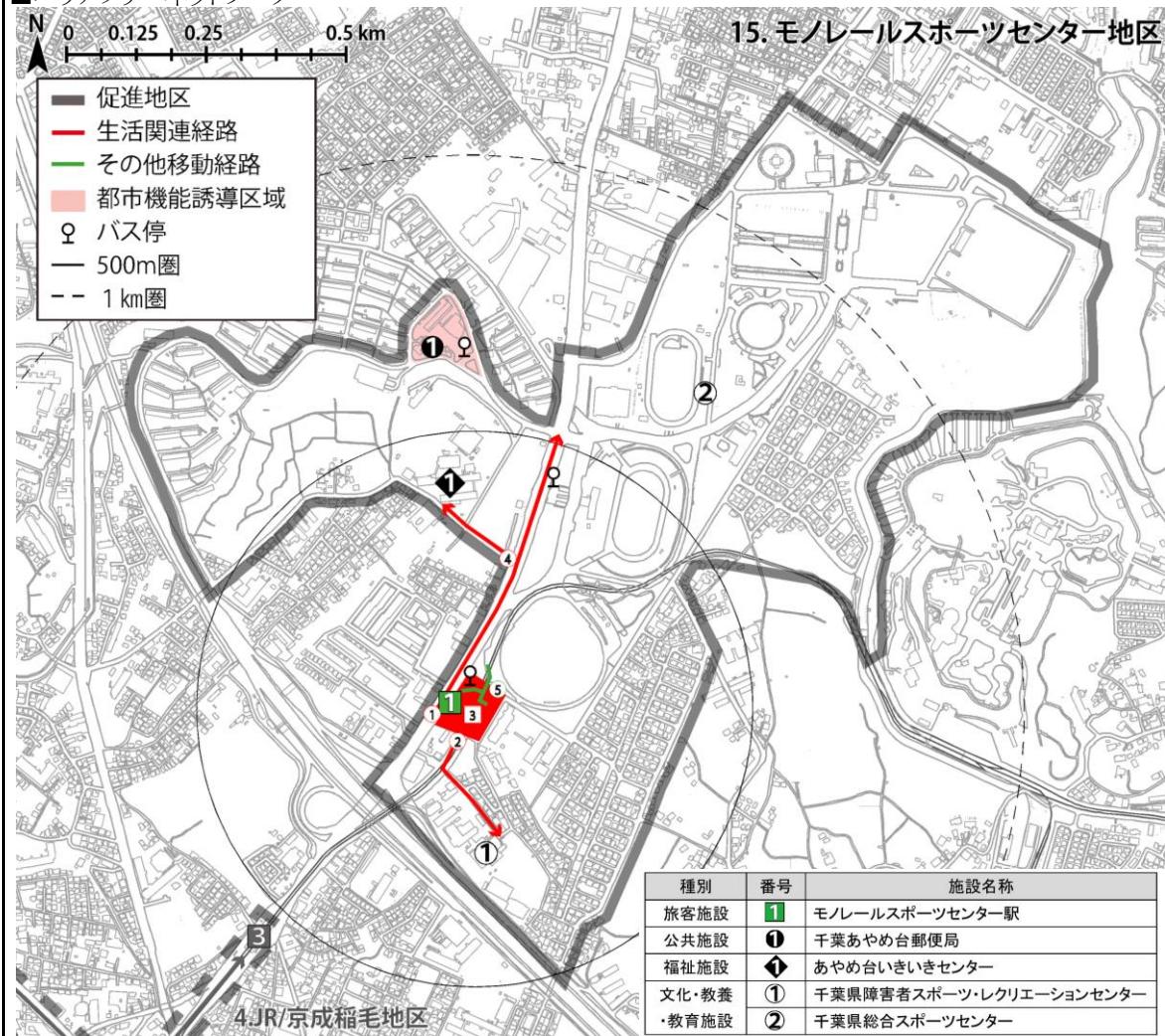
### ■経路整備の基本方針

◆連携地域拠点として位置付けられている本地区は、モノレールスポーツセンター駅（乗降客数47百人／日）を中心とし、隣接した千葉県総合運動公園は、常時各種イベントが実施され本市だけでなく、千葉県のスポーツ・レクリエーションの中心として機能している。

本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○スポーツセンター駅から運動公園、福祉施設、公共施設への移動に利用する経路。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
5	1	1.08	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

\*実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

15. モノレールスポーツセンター地区

経路番号／路線名	1 一般国道16号 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 モノレールスポーツセンター駅駅前広場～終点 千葉県総合運動場(武道館)前入口		
経路種別／延長	生活関連経路	0.59 km	(旧生活関連経路(国管理)、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
—		—	—
		実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	2-1 (市)天台84号線 (千葉市)		
事業区間	始点 モノレールスポーツセンター駅駅前広場～終点 天台6丁目8番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.06 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイアルアップ)		1 箇所	1 箇所
		R9年度～	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2-2 (市)天台79号線 (千葉市)		
事業区間	始点 天台6丁目8番地先～終点 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター		
経路種別／延長	生活関連経路 0.17 km (旧生活関連経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイアルアップ)		2 箇所	2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイアルアップ)		20 m	20 m
		R9年度～	
		R7年度～R8年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号	3 モノレールスポーツセンター駅駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路 (旧生活関連経路 I)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
全体量	残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所	R9年度～
障害者用乗降場の設置	1 箇所	1 箇所	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	4 (市)園生町101号線 (千葉市)		
事業区間	始点 園生町444番地先 ～ 終点 あやめ台いきいきセンター前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (新規経路 II)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
全体量	残事業量		
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連担しているため、歩道設置は困難な状況にあり、現況では安全施設により物理的歩車分離を行っている。		

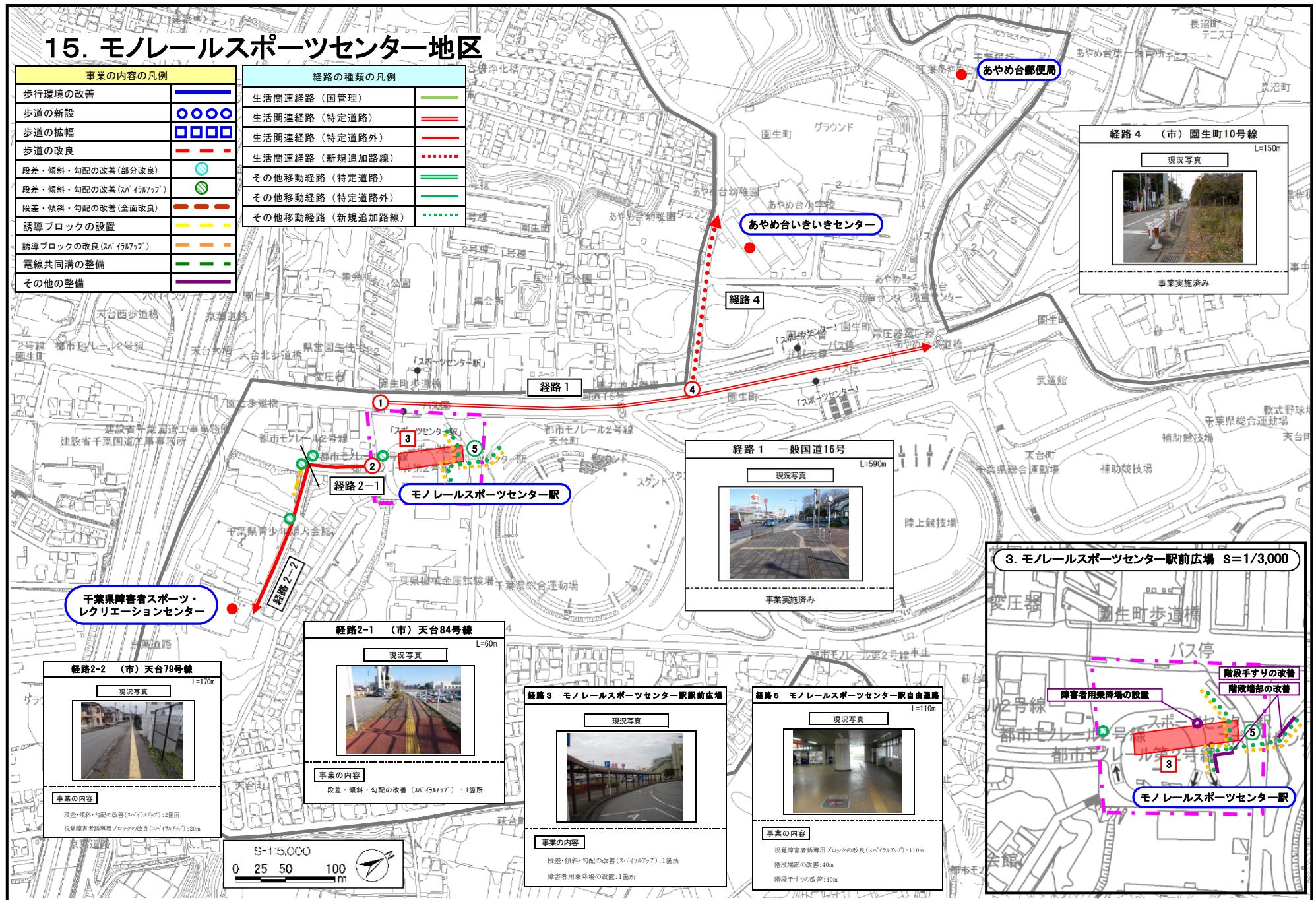
経路番号／路線名	5 モノレールスポーツセンター駅自由通路 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路 0.11 km (新規経路 II)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
全体量	残事業量		
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	110 m	110 m	R7年度～R8年度
階段端部の改善	40 m	40 m	R6年度
階段手すりの改善	40 m	40 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		

## 15. モノレールスポーツセンター地区

事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	■
歩道の新設	○○○○
歩道の拡幅	□□□□
歩道の改良	- - -
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	●
段差・傾斜・勾配の改善(スペイクアップ)	○
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	■ - ■
誘導ブロックの設置	■ ■
誘導ブロックの改良(スペイクアップ)	— —
電線共同溝の整備	— ■ —
その他の整備	■ ■ ■

### 経路の種類の凡例

生活関連経路（国管理）	■
生活関連経路（特定道路）	— —
生活関連経路（特定道路外）	— —
生活関連経路（新規追加路線）	··· ···
その他移動経路（特定道路）	■ ■ ■
その他移動経路（特定道路外）	■ ■ ■
その他移動経路（新規追加路線）	··· ···



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

16. モノレール千城台地区

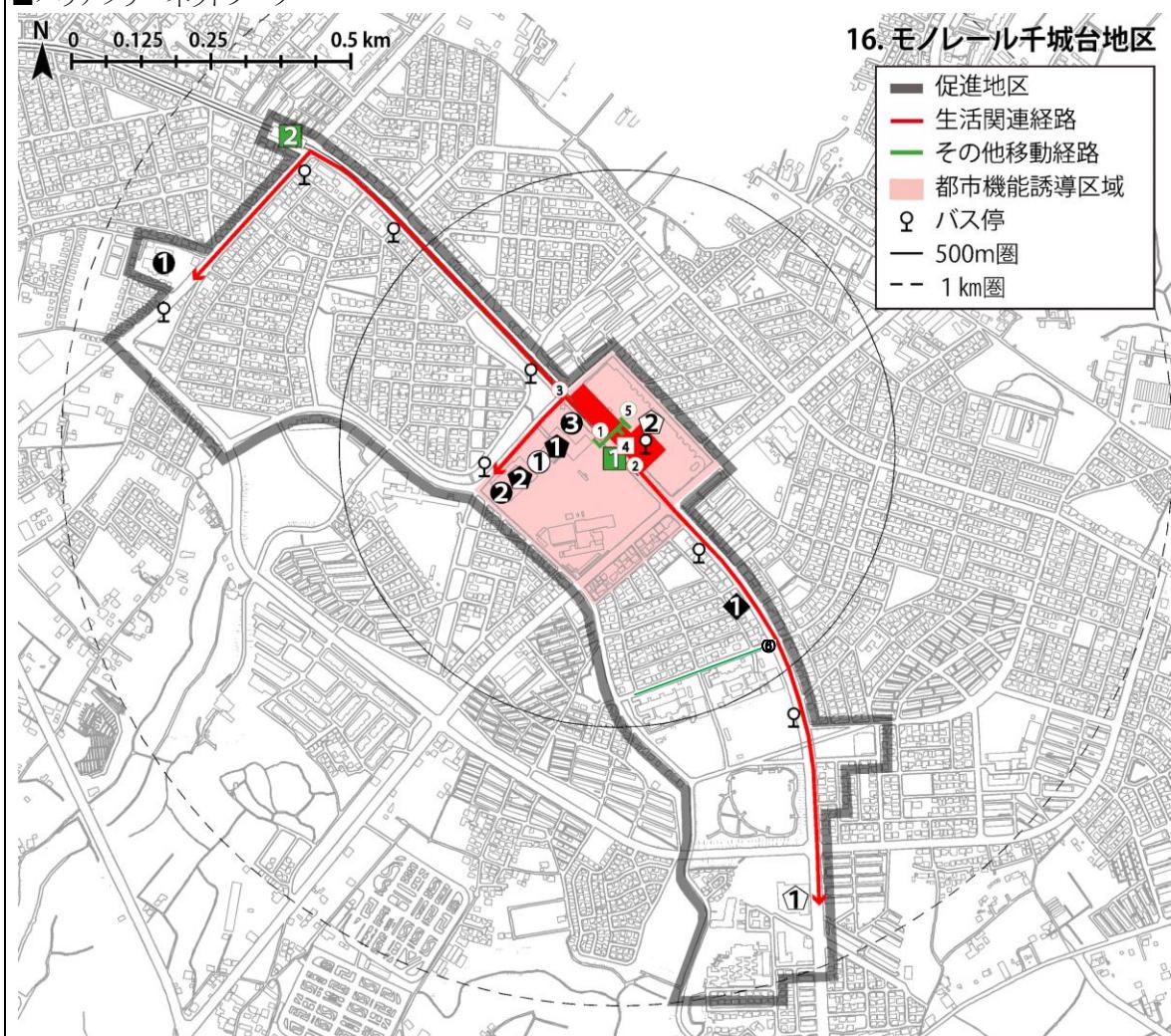
■経路整備の基本方針

◆地域拠点として位置付けられている本地区は、モノレール千城台駅(乗降客数81百人／日)を中心とし、警察署・福祉施設・文化教育施設や大型商業施設等の集積により市民の日常生活の核となっている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○モノレール千城台駅からコミュニティセンターや図書館などの文化施設、福祉施設や警察署までの移動に利用する経路。

○モノレール千城台駅駅前広場。

■バリアフリーネットワーク



■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
6	1	2.59	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

16. モノレール千城台地区

経路番号／路線名	(市)都賀駅千城台南線 (千葉市)		
事業区間	始点 モノレール千城台駅駅前広場 ~ 終点 千城台交番前交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.09 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)千城台50号線 (千葉市)		
事業区間	始点 千城台駅交番前交差点 ~ 終点 若葉文化ホール前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.22 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)都賀駅千城台南線 (千葉市)		
事業区間	始点 モノレール千城台駅駅前広場 ~ 終点 千城台南4丁目2番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	0.90 km	(旧生活関連経路 I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	3-1 (市)都賀駅千城台南線 (千葉市)		
事業区間	始点 千城台交番前交差点 ~ 終点 千城台西1丁目37番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.63 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

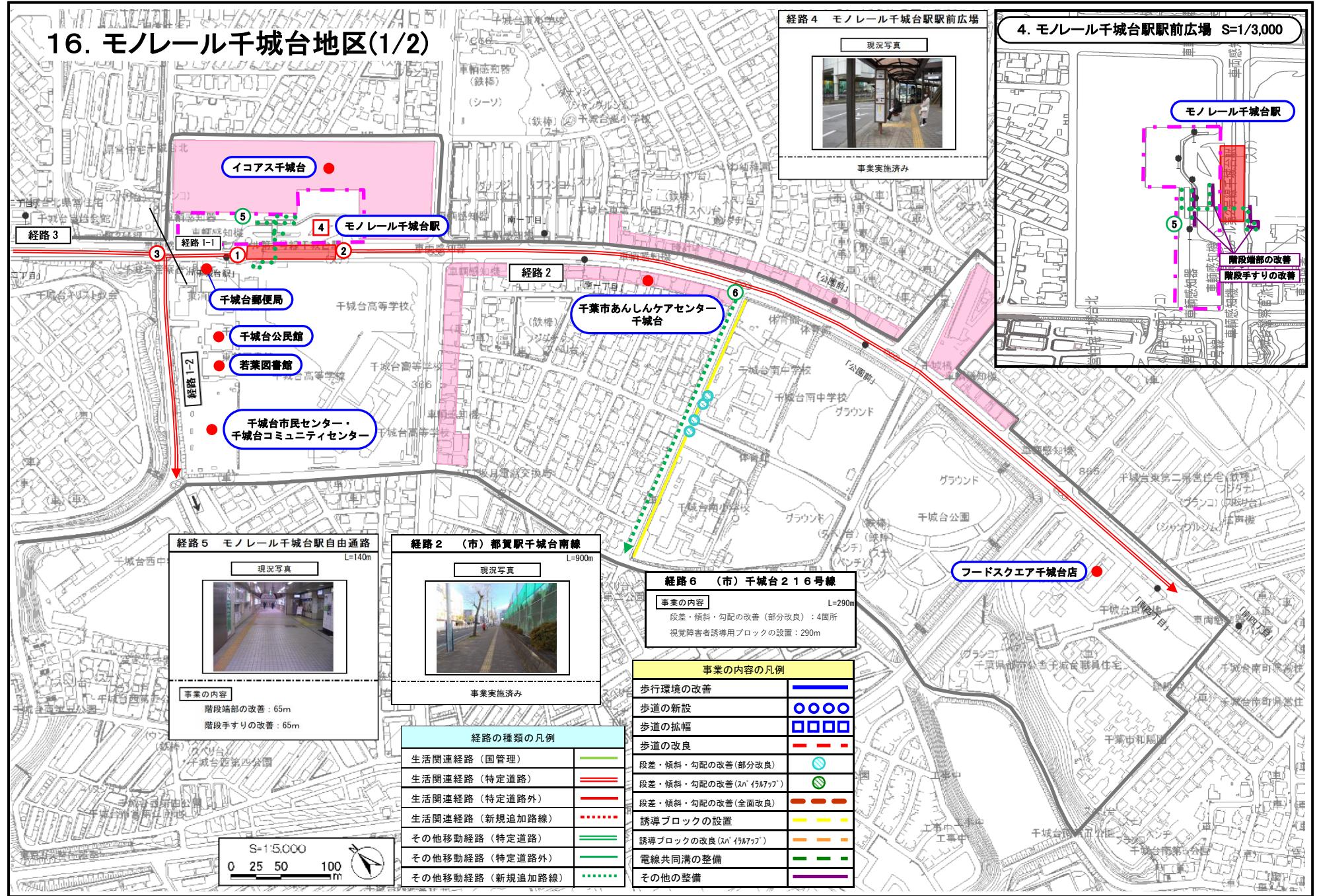
経路番号／路線名	3-2 (市)桜木町小倉町線 (千葉市)		
事業区間	始点 千城台西1丁目37番地先 ~ 終点 千葉東警察署前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.32 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号	4 モルール千城台駅駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路 (旧生活関連経路 I)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
-		-	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

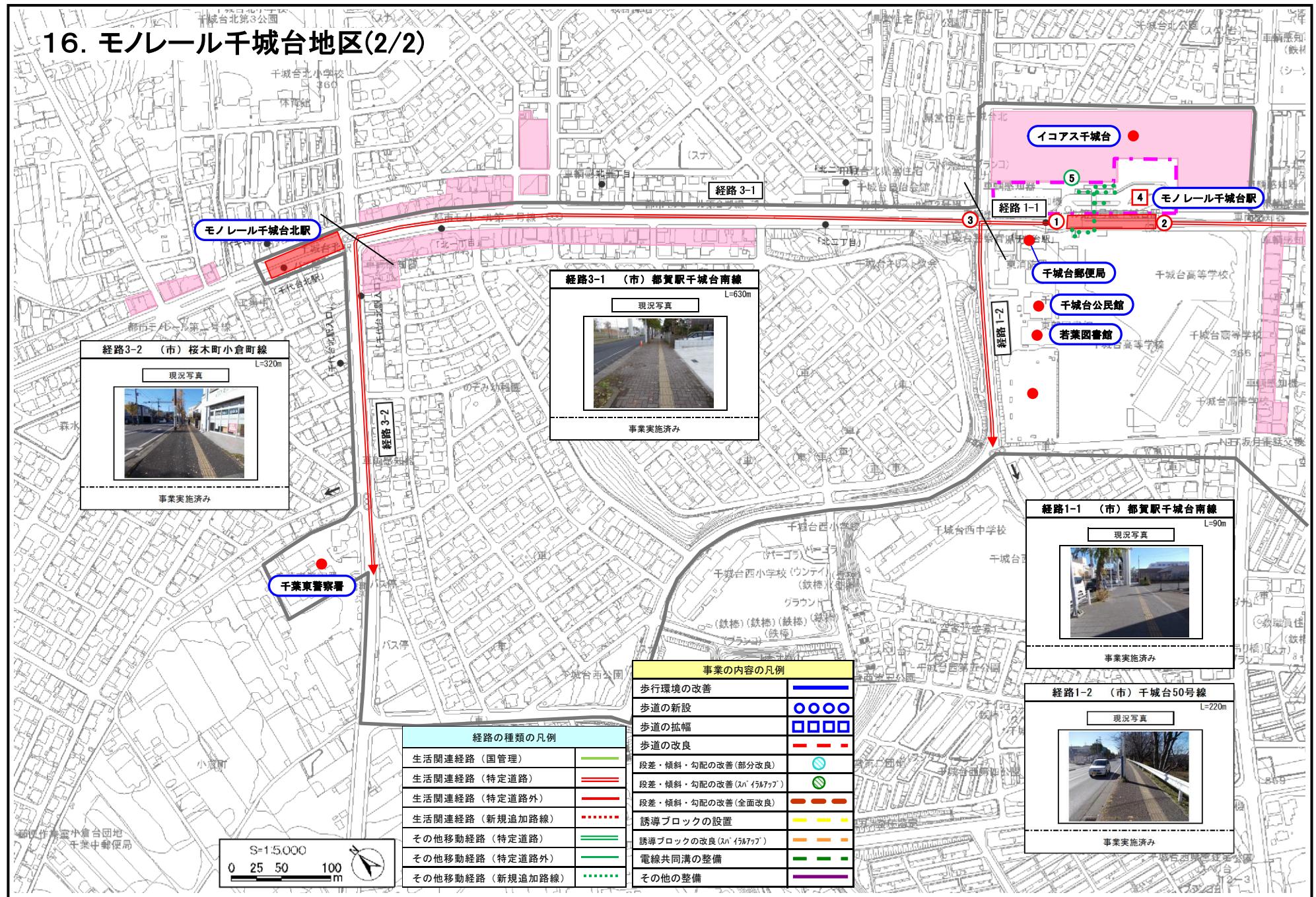
経路番号／路線名 事業区間 経路種別／延長	5 モノレール千城台駅自由通路 その他移動経路	0.14 km	(千葉市) (新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
階段端部の改善	65 m	65 m	R6年度～
階段手すりの改善	65 m	65 m	R6年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間 確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		

経路番号／ 事業区間 経路種別	6 (市)千城台216号線 その他移動経路	0.29 km	(千葉市)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	4 箇所	4 箇所	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	290 m	290 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・公民館の移転等に合わせて実施する。		

## 16. モノレール千城台地区(1/2)



## 16. モノレール千城台地区(2/2)



## 地区別整備計画

### ■対象地区番号・地区名称

17. JR海浜幕張地区

### ■経路整備の基本方針

◆幕張新都心として位置付けられている本地区は、JR京葉線海浜幕張駅（乗降客数1,362百人／日）を玄関口とし、広大な臨海部地域を含め、国際交流機能、先端産業の中枢管理機能やZOZOマリンスタジアム等を有しており、主要施設である幕張メッセ（日本コンベンションセンター）には国内外から多くの人々が訪れている。本地区において、高齢者・身体障害者等が安全・安心、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

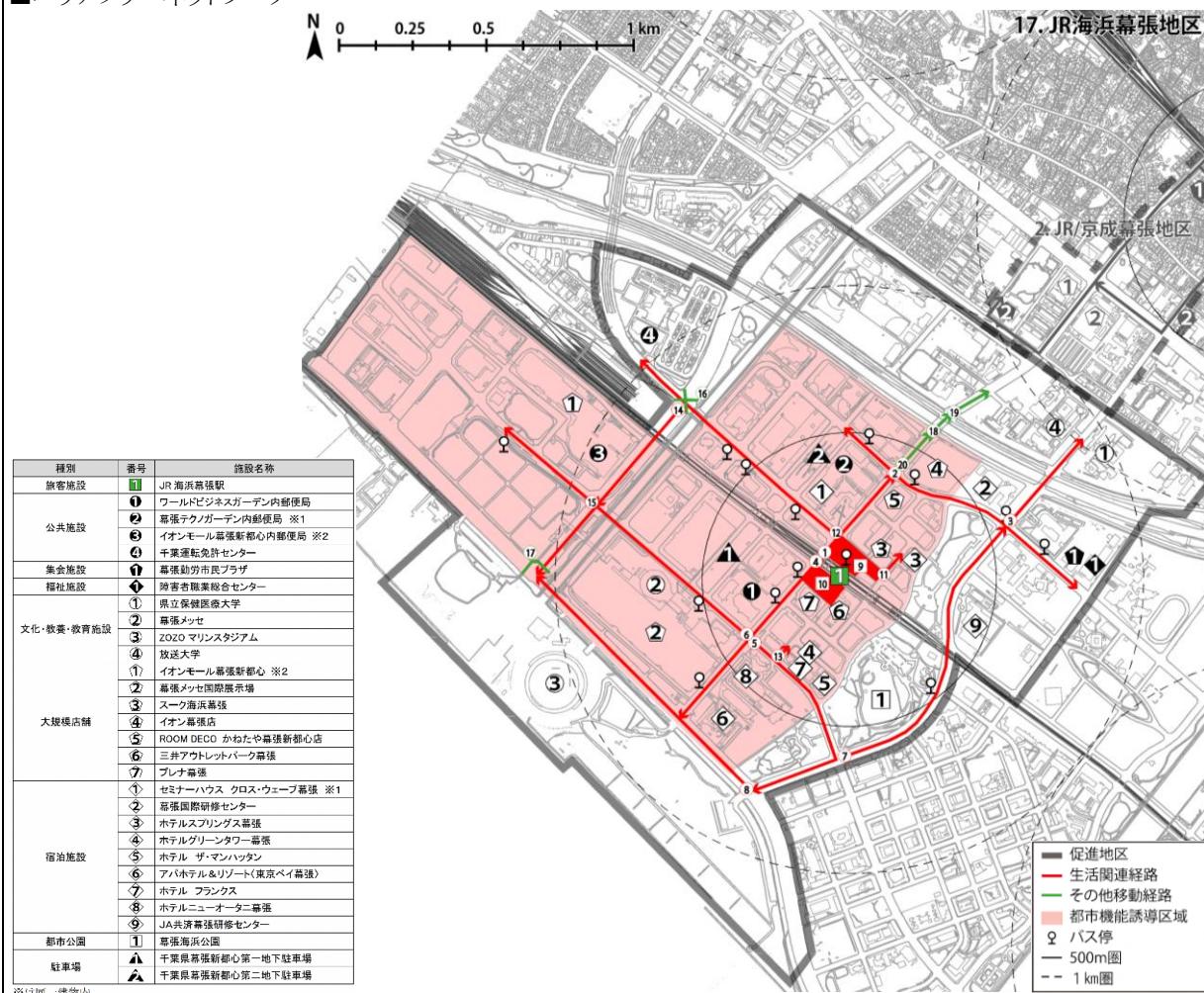
○JR海浜幕張駅北口から教育施設や公共施設までの移動に利用する経路。

○JR海浜幕張駅から周辺に集積する大規模商業施設や宿泊施設までの移動に利用する経路。

○JR海浜幕張駅南口から幕張メッセ、大規模公園との連携を図る経路。

○JR海浜幕張駅北口・南口駅前広場。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
20	2	9.26	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

17. JR海浜幕張地区

経路番号／路線名	1 (市) 中瀬幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR海浜幕張駅 ~終点 テクノガーデン交差点(ひび野1丁目7番地先)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.37 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2-1 (市) ひび野中瀬1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 ひび野1丁目7番地先 ~終点 ひび野1丁目1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.75 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	8 箇所	8 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	9 m	9 m	R4年度~R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	20 m	20 m	R7年度~R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2-2 (市) 若葉5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 ひび野1丁目1番地先 ~終点 障害者職業総合センター		
経路種別／延長	生活関連経路 0.35 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所	R9年度~
電線共同溝の整備	500 m	—	R4年度~R7年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	2-3 (市) ひび野中瀬1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 メッセモール前 ~終点 テクノガーデン交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.19 km (新規経路 I)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所	R9年度~
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-1 (市)ひび野幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 ひび野1丁目1番地先 ~終点 国道357号(若葉交差点南側)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.14 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	3-2 一般国道357号 (千葉国道事務所)		
事業区間	始点 国道357号(若葉交差点南側) ~終点 国道357号(若葉交差点北側)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.10 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	300 m	300 m	—
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	3-3 (市)ひび野幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 国道357号(若葉交差点北側) ~終点 放送大学		
経路種別／延長	生活関連経路 0.15 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	4 (市)中瀬幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 JR海浜幕張駅 ~終点 ZOZOマリンスタジアム		
経路種別／延長	生活関連経路 0.70 km (旧生活関連経路 I、特定道路)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	5-1 (市) 打瀬豊砂線 (千葉市)		
事業区間	始点 メッセ交差点～終点 ひび野二丁目交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.48 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)(南側)	660 m	485 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	5-2 (市) ひび野幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 ひび野二丁目交差点～終点 見浜園交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.30 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施済み。</li> </ul>		

経路番号／路線名	6-1 (市) 打瀬豊砂線 (千葉市)		
事業区間	始点 メッセ交差点～終点 豊砂交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.67 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	6 m	6 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施済み。</li> </ul>		

経路番号／路線名	6-2 (主) 千葉船橋海浜線 (千葉市)		
事業区間	始点 豊砂交差点～終点 メッセ大橋交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	0.30 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	560 m	560 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	7 (市)ひび野幕張町線 (千葉市)		
事業区間	始点 ひび野二丁目交差点～終点 ひび野1丁目1番地先		
経路種別／延長	生活関連経路	1.05 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ <sup>†</sup> )	2 箇所	2 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ <sup>†</sup> )	40 m	40 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	8 (市)千葉臨海線 (千葉市)		
事業区間	始点 見浜園交差点～終点 メッセ大橋交差点		
経路種別／延長	生活関連経路	1.03 km	(旧生活関連経路I、特定道路)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ <sup>†</sup> )	4 箇所	4 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置	2,000 m	120 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号	9 (市)JR海浜幕張駅北口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	生活関連経路	(旧生活関連経路I)	
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号	10 (市)JR海浜幕張駅南口駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	生活関連経路	(旧生活関連経路I)	
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	11 (市)ひび野7号線 (千葉市)		
事業区間	始点 スーク海浜幕張前 ~終点 ホテルスプリング幕張前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.10 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	12-1 (市)中瀬幕張本郷線 (千葉市)		
事業区間	始点 海浜幕張駅北口交差点 ~終点 免許センター交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.70 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	2 箇所	2 箇所	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	80 m	80 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	12-2 (市)中瀬幕張本郷線 (千葉市)		
事業区間	始点 免許センター交差点 ~終点 免許センター入口交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.30 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	300 m	300 m	R4年度～R6年度
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	12 m	12 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	13 (市)ひび野5号線 (千葉市)		
事業区間	始点 ひび野2丁目10番地先 ~終点 ホテルグリーンタワー幕張前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
—	—	—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(主) 千葉船橋海浜線 (千葉市)		
事業区間	始点 豊砂交差点～終点 免許センター交差点		
経路種別／延長	生活関連経路 0.40 km (新規経路 II)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの改良(スパイラルアップ)	800 m	800 m	R7年度～R8年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市) 打瀬豊砂線 (千葉市)		
事業区間	始点 豊砂交差点～終点 千葉市豊砂公園前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.35 km (新規経路 II)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	3 m	3 m	R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(千葉市)		
事業区間			
経路種別／延長	その他移動経路 0.22 km (新規経路 II)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	160 m	160 m	R4年度～R6年度
階段端部の改善	60 m	60 m	R6年度
階段手すりの改善	60 m	60 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		

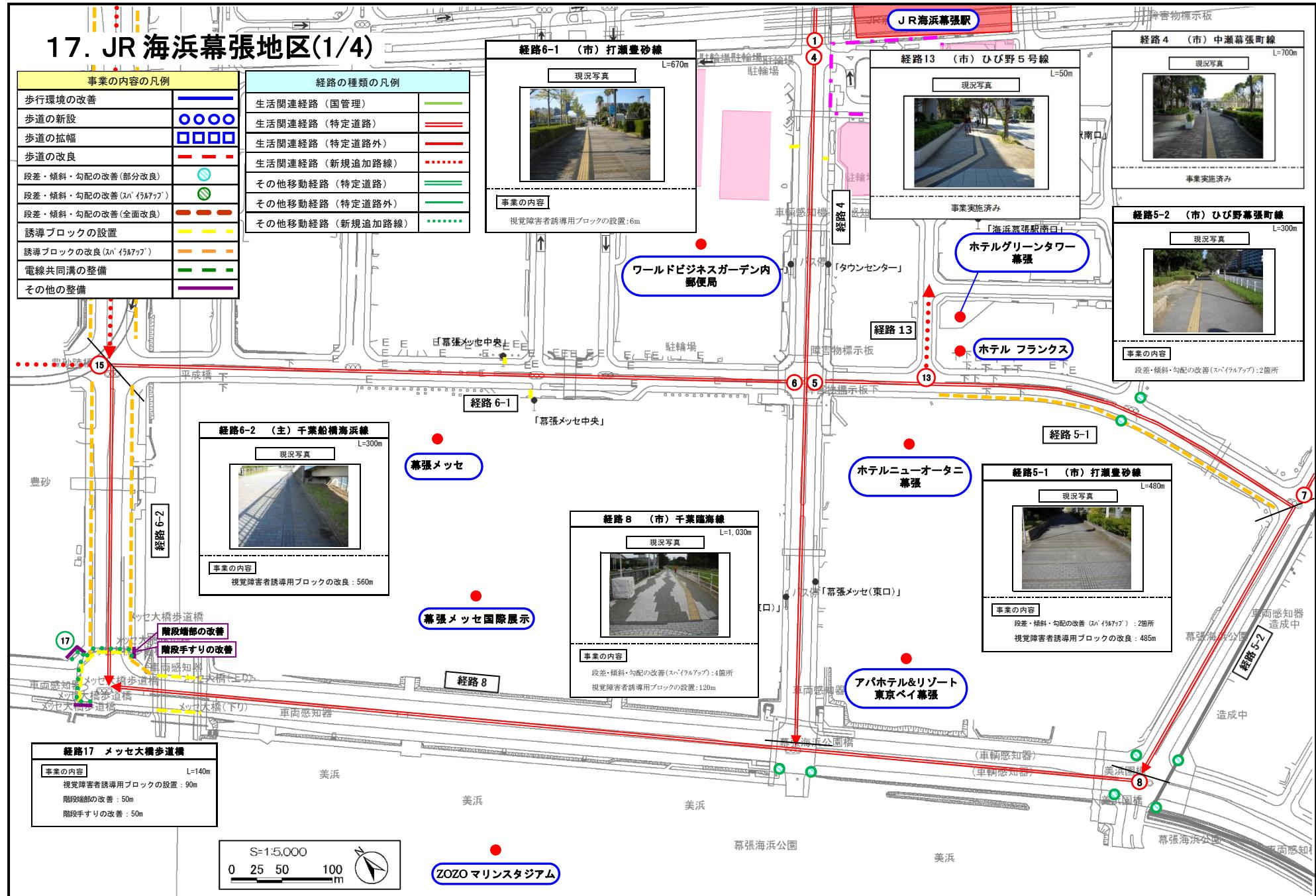
経路番号／路線名	17 メッセ大橋歩道橋			(千葉市)
事業区間				
経路種別／延長	その他移動経路	0.14 km	(新規経路Ⅱ)	
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間	
	全体量	残事業量		
視覚障害者誘導用ブロックの設置	90 m	90 m	R4年度～R6年度	
階段端部の改善	50 m	50 m	R6年度	
階段手すりの改善	50 m	50 m	R6年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。			

経路番号／路線名	18 一般国道357号			(千葉国道事務所)
事業区間	始点 国道357号(ひび野1丁目3番地先)～終点 国道357号(若葉2丁目13番地先)			
経路種別／延長	その他移動経路	0.10 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間	
	全体量	残事業量		
視覚障害者誘導用ブロックの設置	280 m	280 m	—	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項				

経路番号／路線名	19 (市)中瀬幕張町線			(千葉市)
事業区間	始点 国道357号(若葉2丁目13番地先)～終点 千葉県総合教育センター			
経路種別／延長	その他移動経路	0.14 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間	
	全体量	残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	1 箇所	1 箇所	R9年度～	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	280 m	280 m	R4年度～R6年度	
電線共同溝の整備	280 m	280 m	R4年度～	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項				

経路番号／路線名	20 (市)中瀬幕張町線			(千葉市)
事業区間	始点 テクノガーデン交差点(ひび野1丁目7番地先)～終点 国道357号(ひび野1丁目3番地先)			
経路種別／延長	その他移動経路	0.18 km	(旧生活関連経路Ⅰ、特定道路)	
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間	
	全体量	残事業量		
—	—	—	実施済み	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。			

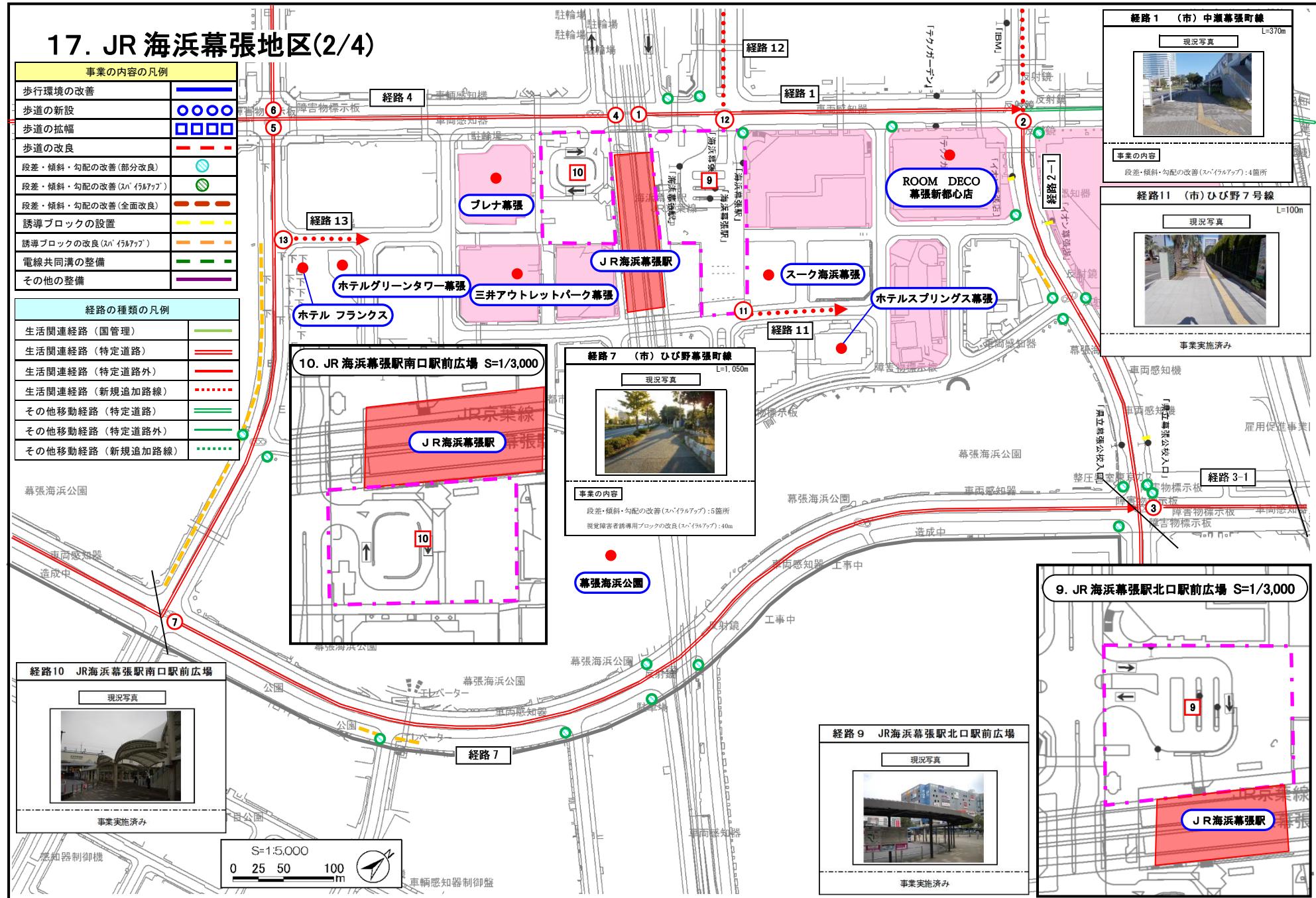
## 17. JR 海浜幕張地区(1/4)

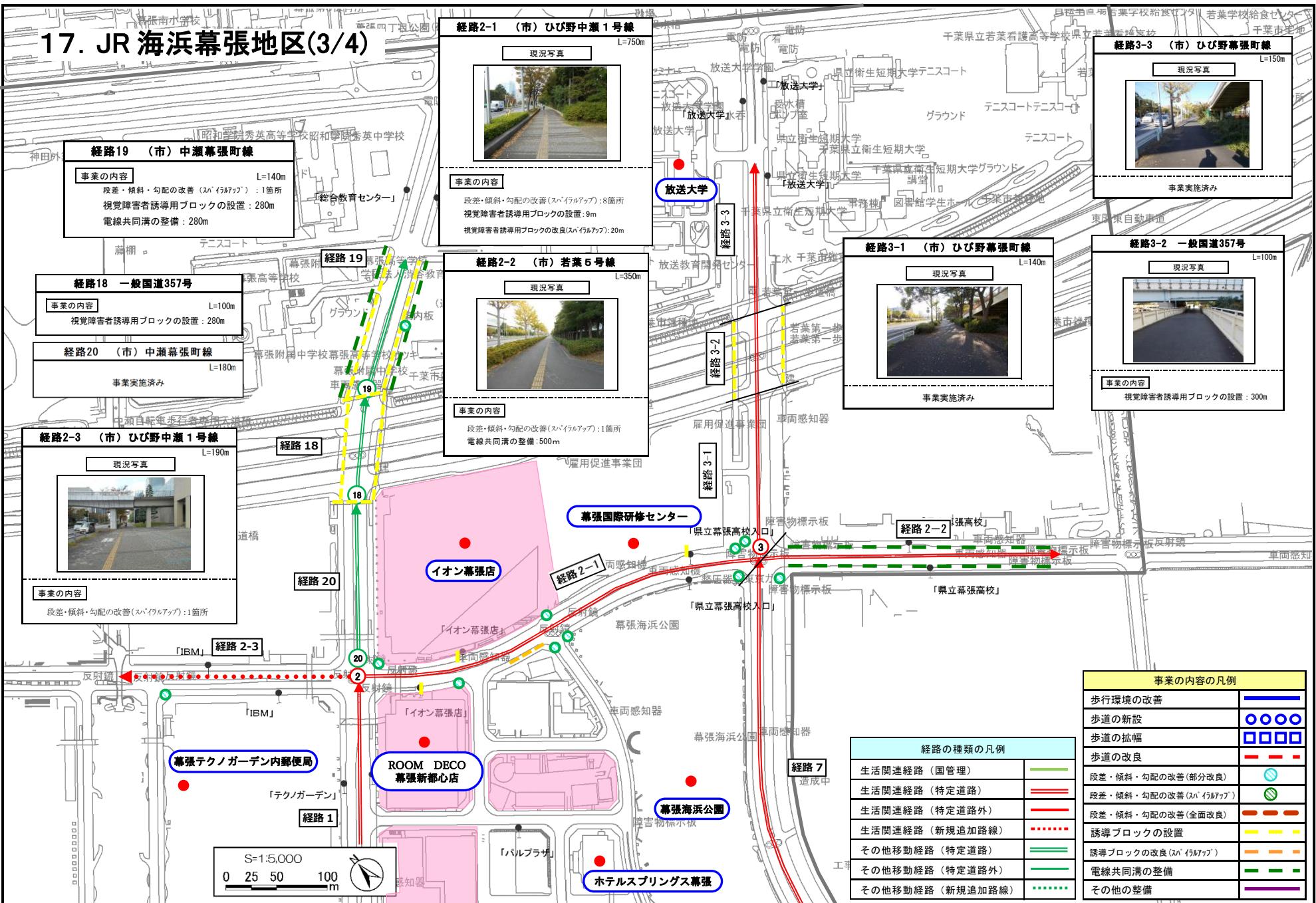


## 17. JR 海浜幕張地区(2/4)

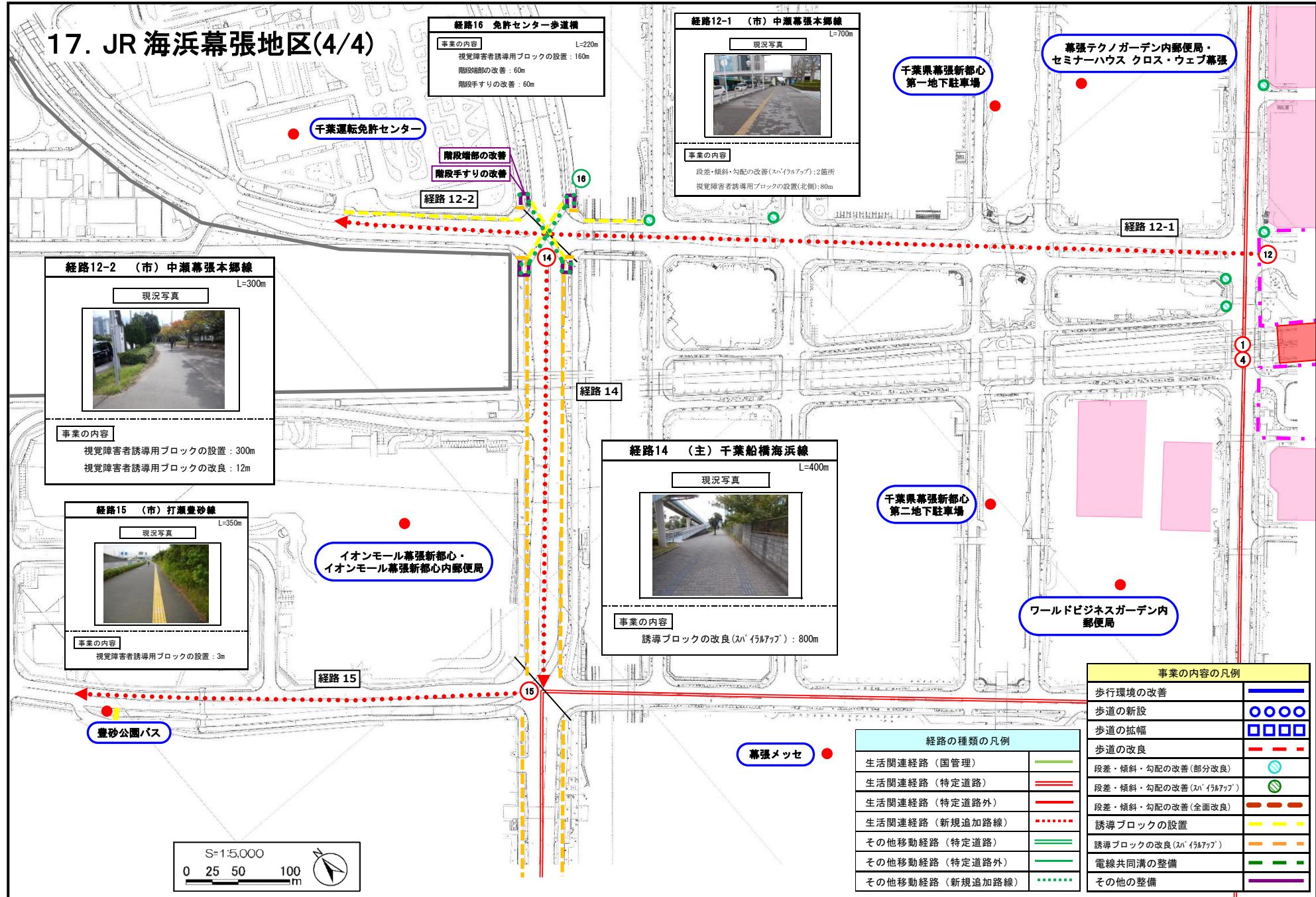
事業の内容の凡例	
歩行環境の改善	
歩道の新設	
歩道の拡幅	
歩道の改良	
段差・傾斜・勾配の改善(部分改良)	
段差・傾斜・勾配の改善(ハイ・ライ・アップ)	
段差・傾斜・勾配の改善(全面改良)	
誘導ブロックの設置	
誘導ブロックの改良(ハイ・ライ・アップ)	
電線共同溝の整備	
その他の整備	

経路の種類の凡例	
生活関連経路（国管理）	緑線
生活関連経路（特定道路）	赤線
生活関連経路（特定道路外）	黒線
生活関連経路（新規追加路線）	点線
その他移動経路（特定道路）	緑線
その他移動経路（特定道路外）	黒線
その他移動経路（新規追加路線）	点線





## 17. JR 海浜幕張地区(4/4)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

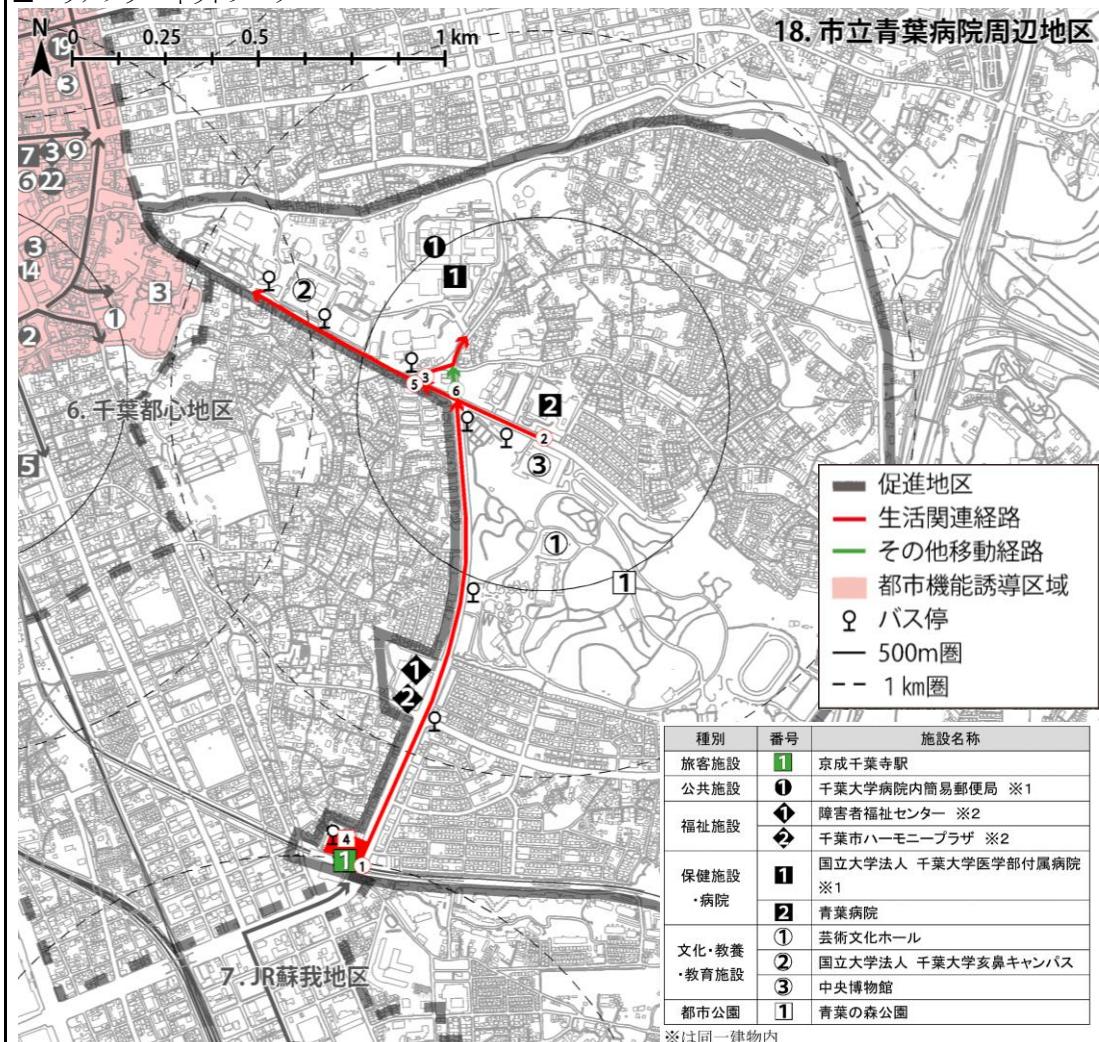
18. 市立青葉病院周辺地区

### ■経路整備の基本方針

◆本地区は、千葉市立青葉病院や千葉大学医学部附属病院、千葉市ハーモニープラザ、県立中央博物館等広域的な拠点となる公共施設が集中している。本地区において、高齢者・身体障害者等の安全、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

- 市立青葉病院や千葉大学病院、ハーモニープラザ等の公共施設の相互移動に利用する経路。
- 京成千葉寺駅(乗降客49百人/日)からハーモニープラザを経由し、各公共施設・教育施設へ移動する経路。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
6	1	2.51	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

18. 市立青葉病院周辺地区

経路番号／路線名	(市)西千葉駅稻荷町線 (千葉市)		
事業区間	始点 京成千葉寺駅前～終点 ハーモニープラザ前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.59 km (旧生活関連経路 I )		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)西千葉駅稻荷町線 (千葉市)		
事業区間	始点 ハーモニープラザ前 ~ 終点 青葉町1269番地先(矢作トンネル東交差点)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.71 km (旧生活関連経路 I )		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

経路番号／路線名	(市)中央星久喜町線 (千葉市)		
事業区間	始点 市立青葉病院・県立中央博物館前 ~ 終点 青葉町1271番地先(青葉町交差点)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.45 km (旧生活関連経路 I )		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
—		—	実施済み
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・事業実施済み。		

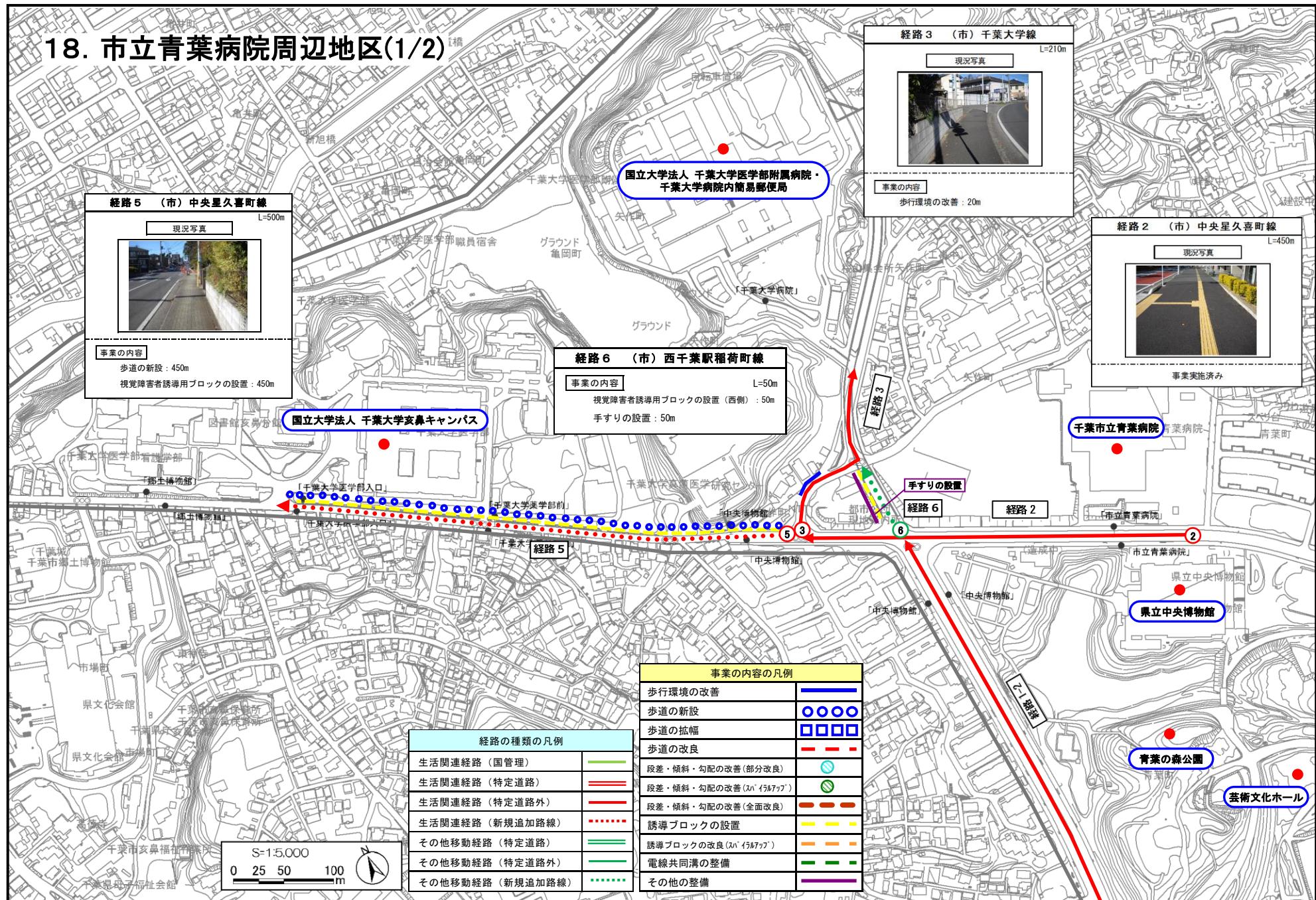
経路番号／路線名	(市)千葉大学線 (千葉市)		
事業区間	始点 青葉町1271番地先(青葉町交差点) ~ 終点 千葉大学病院前		
経路種別	生活関連経路 0.21 km (旧生活関連経路 I )		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量 残事業量	
歩行環境の改善		20 m	20 m
		R9年度～	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、代替路の経路6を設定する。		

経路番号	4 京成千葉寺駅駅前広場 (千葉市)		
事業区間			
経路種別	生活関連経路 (旧生活関連経路Ⅰ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
階段端部の改善	35 m	35 m	R6年度
階段手すりの改善	10 m	10 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・手すりの改善は、二段式設置、両側設置、連続性確保、終端部の水平区間確保、端部の処理、点字シート設置を行う。		

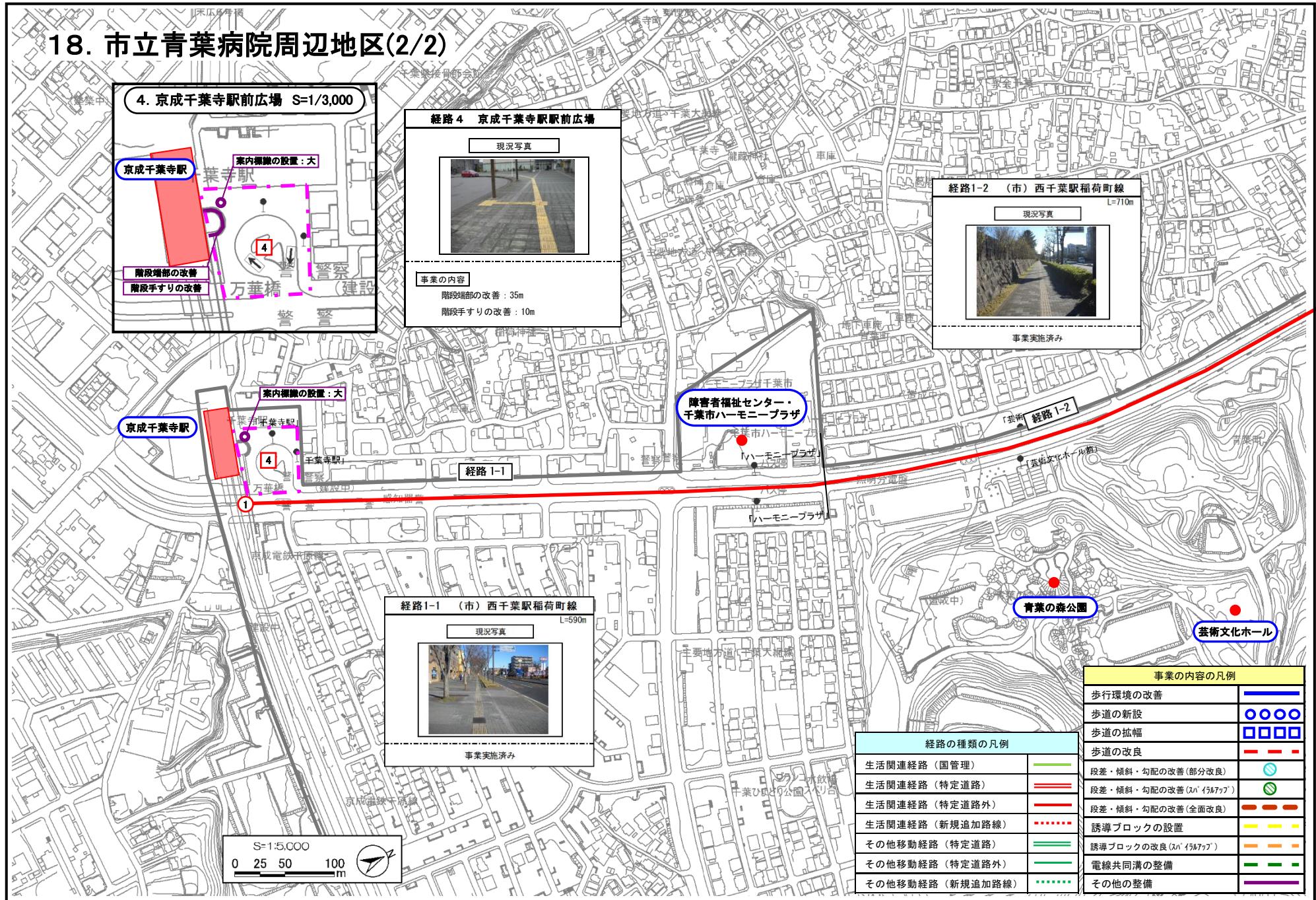
経路番号／路線名	5 (市)中央星久喜町線 (千葉市)		
事業区間	始点 青葉町1271番地先(青葉町交差点)～終点 千葉大医学部入口(バス停)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.50 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
歩道の新設	450 m	450 m	R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	450 m	450 m	R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路事業により実施する。		

経路番号／路線名	6 (市)西千葉駅稻荷町線 (千葉市)		
事業区間	始点 矢作トンネル東交差点～終点 青葉町1271番地先(矢作町71号線との接続部)		
経路種別／延長	その他移動経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容	事業量(延長／箇所数)		実施予定期間
	全体量	残事業量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(西側)	50 m	50 m	R4年度～R6年度
手すりの設置	50 m	50 m	R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 18. 市立青葉病院周辺地区(1/2)



## 18. 市立青葉病院周辺地区(2/2)



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

19. 大宮台団地地区

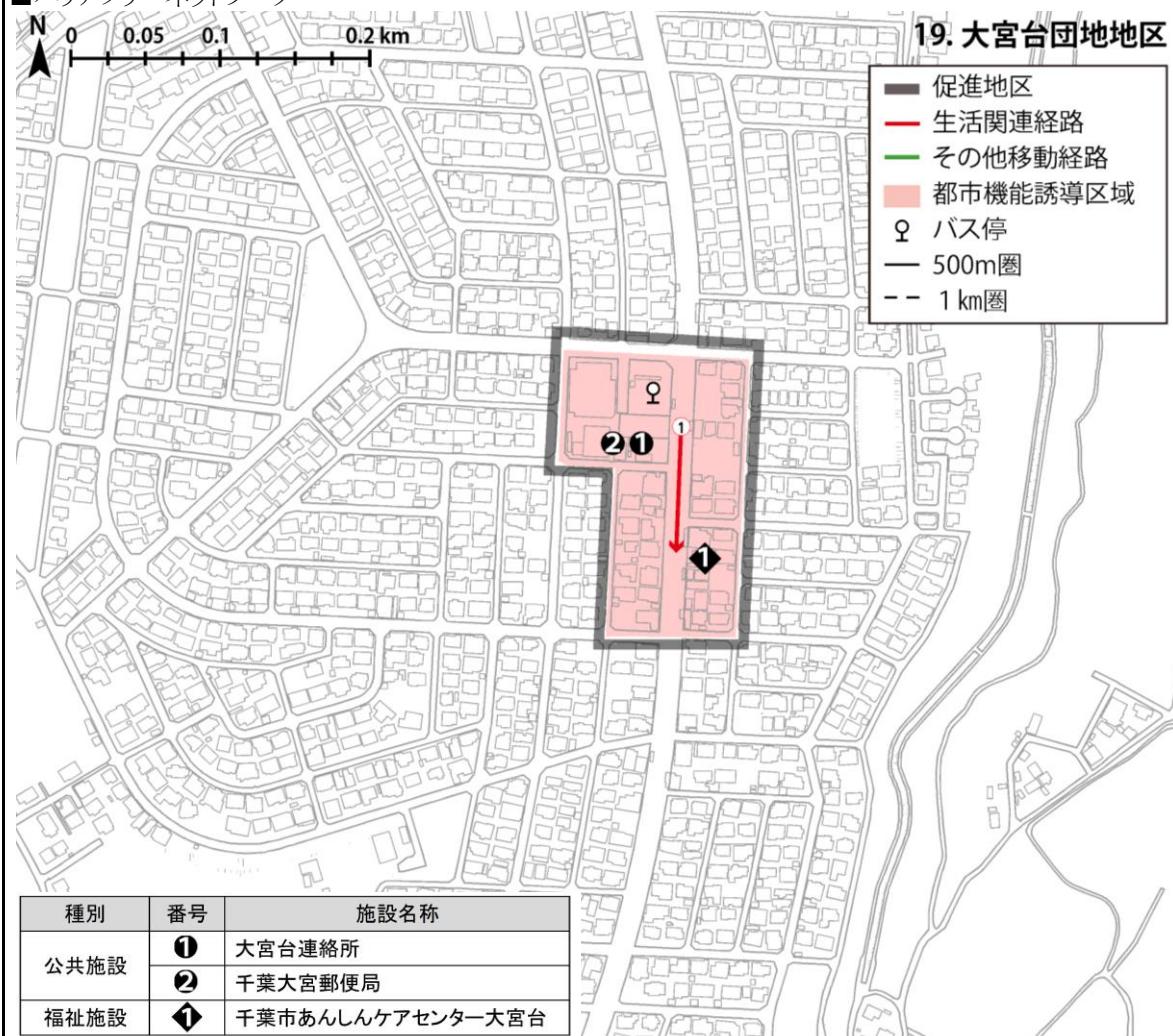
■経路整備の基本方針

◆連携地域拠点に位置付けられている本地区は、大宮台バスターミナル南側に公共施設、福祉施設が隣接している。

本地区において、高齢者・身体障害者等の安全、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○千葉大宮郵便局、千葉市あんしんケアセンター大宮台へ移動する経路。

■バリアフリーネットワーク



■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
1	0	0.09	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

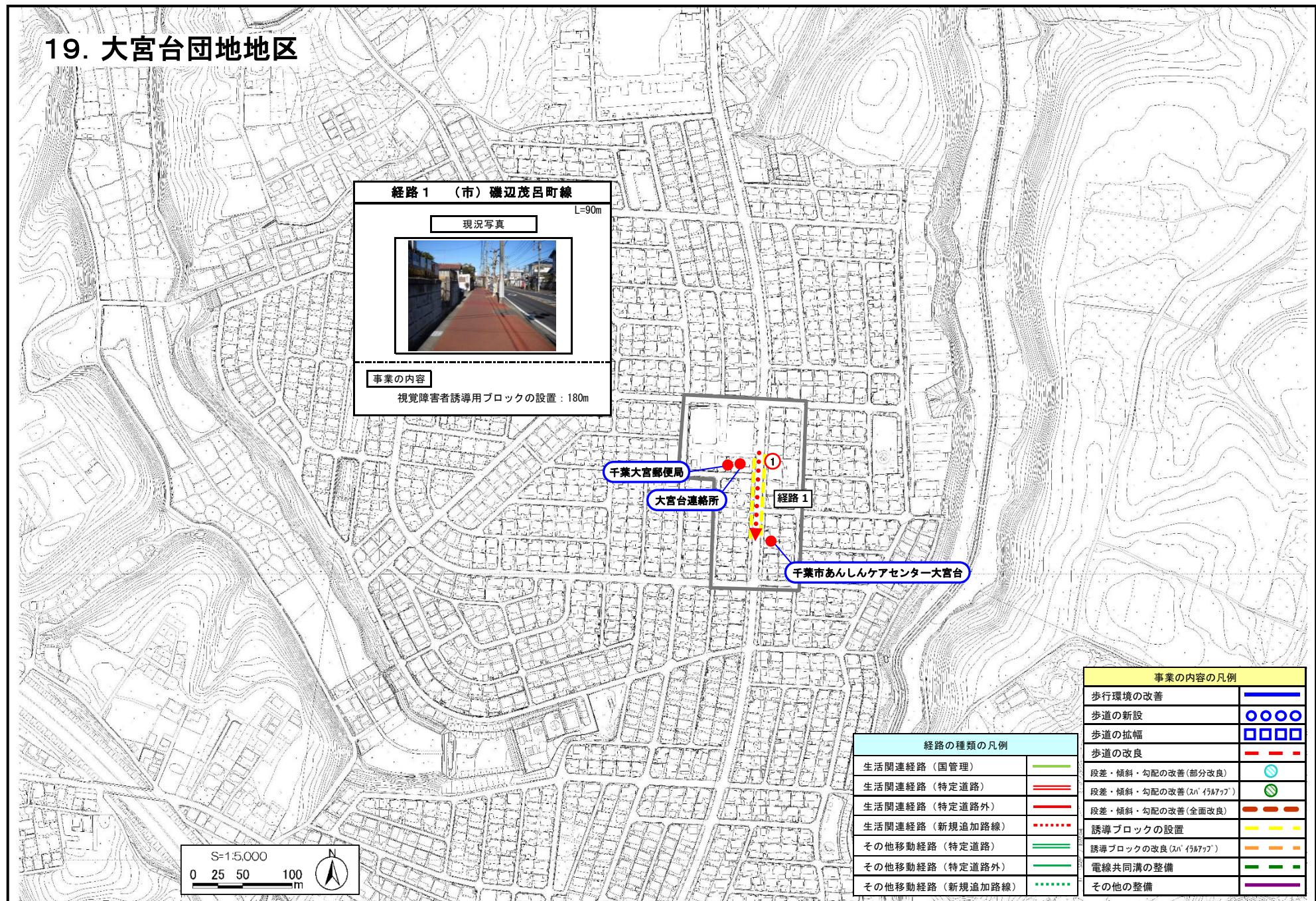
※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

19.大宮台団地地区

経路番号／路線名	(市)磯辺茂呂町線 (千葉市)		
事業区間	始点 若葉区大宮台1丁目12番地先 ~ 終点 千葉市あんしんケアセンター前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.09 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		180 m	180 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 19. 大宮台団地地区



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

20. こてはし台団地地区

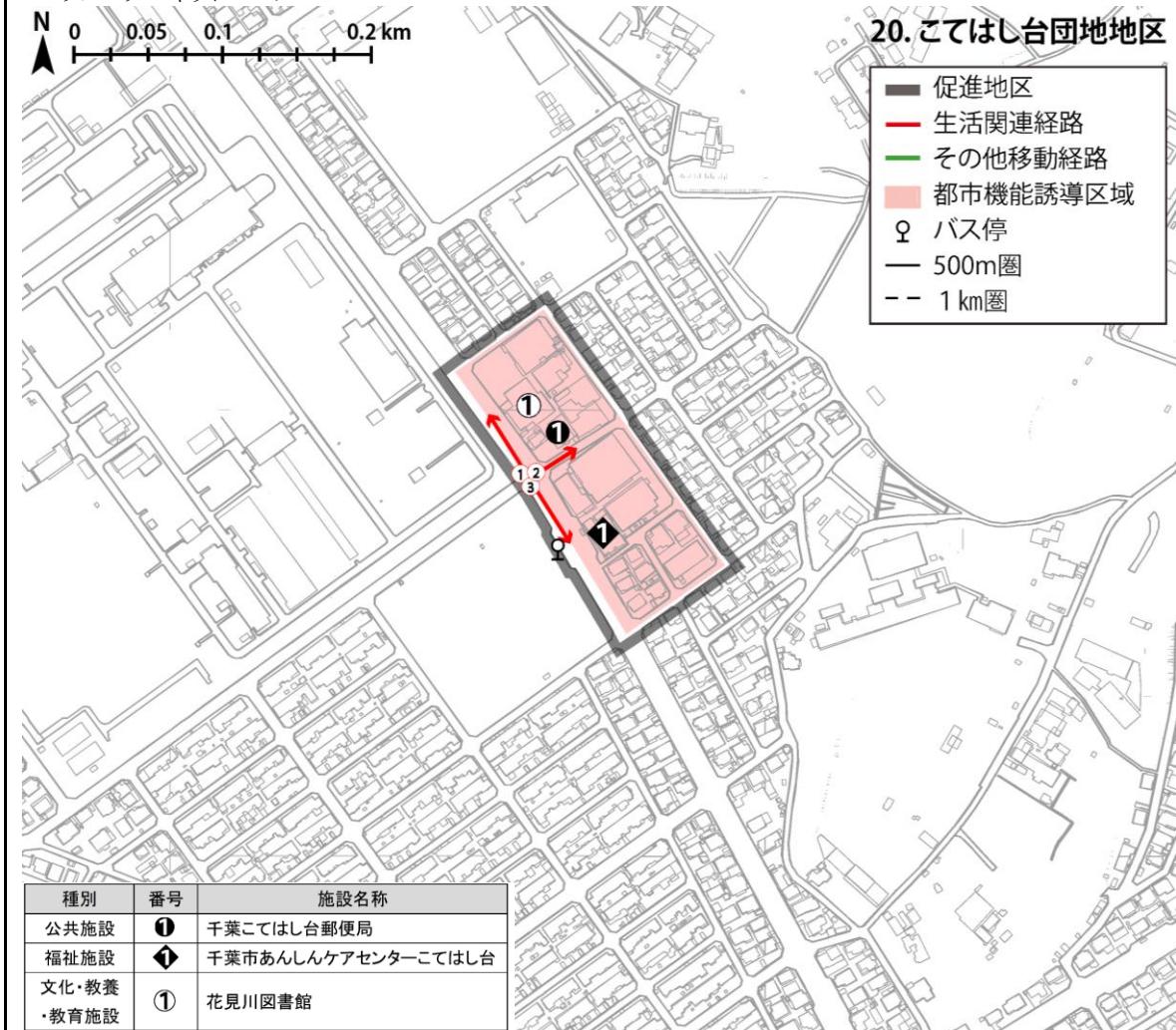
■経路整備の基本方針

◆連携地域拠点に位置付けられている本地区は、こてはし第三バス停周辺に公共施設、福祉施設が隣接している。

本地区において、高齢者・身体障害者等の安全、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○千葉こてはし台郵便局、千葉市あんしんケアセンターこてはし台、花見川図書館へ移動する経路。

■バリアフリーネットワーク



■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
3	0	0.12	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

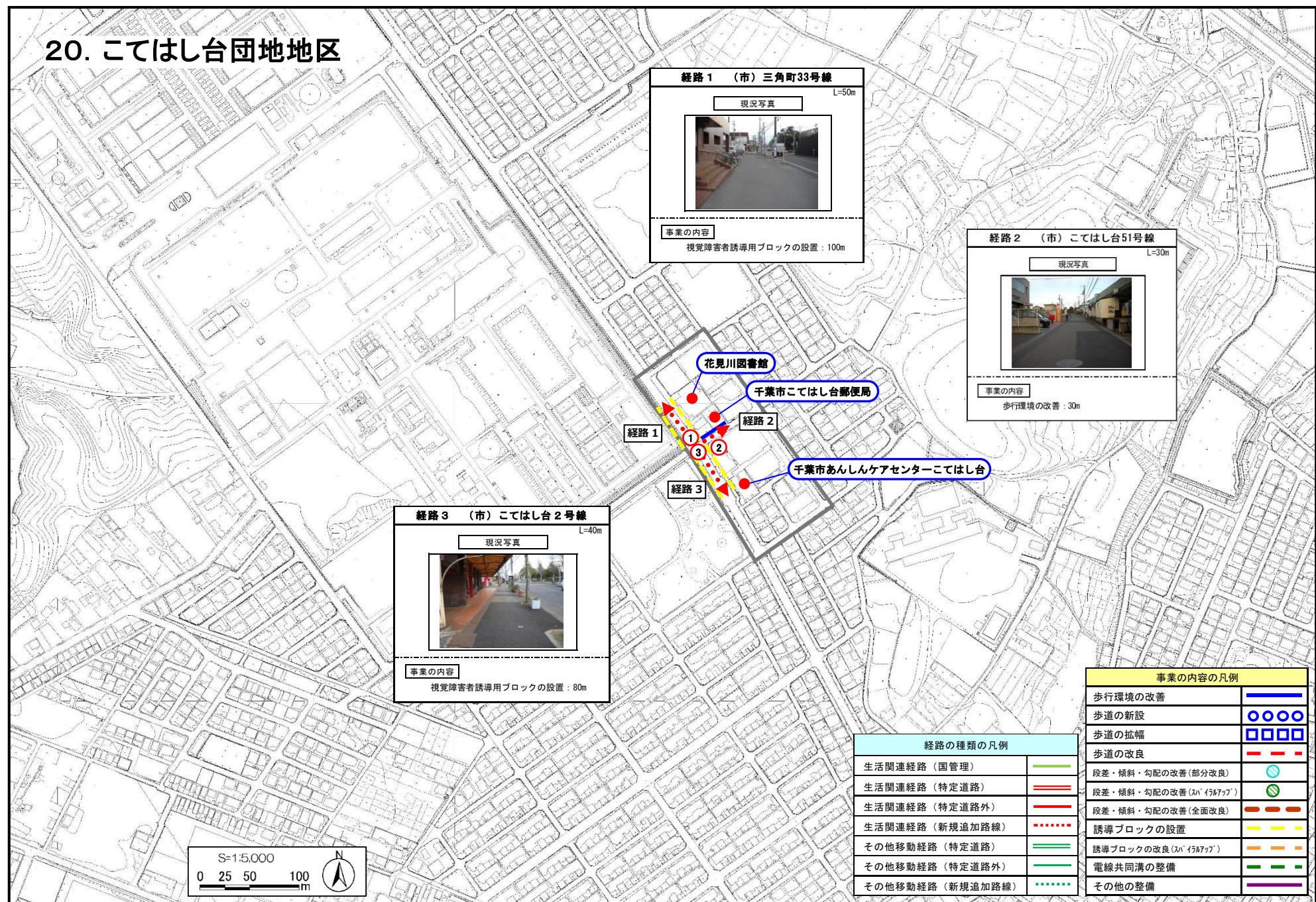
20. こてはし台団地地区

経路番号／路線名	1 (市)三角町33号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花見川図書館前交差点 ~ 終点 千葉市花見川図書館前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.05 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		100 m	100 m R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	2 (市)こてはし台51号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花見川図書館前交差点 ~ 終点 千葉こてはし台郵便局前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.03 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		30 m	30 m R9年度～
事業実施に際し配慮すべき 重要事項		・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。	

経路番号／路線名	3 (市)こてはし台2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花見川図書館前交差点 ~ 終点 こてはし第三(バス停)		
経路種別／延長	生活関連経路 0.04 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		80 m	80 m R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 20. こてはし台団地地区



## 地区別整備計画

### ■対象地区番号・地区名称

21. さつきが丘団地地区

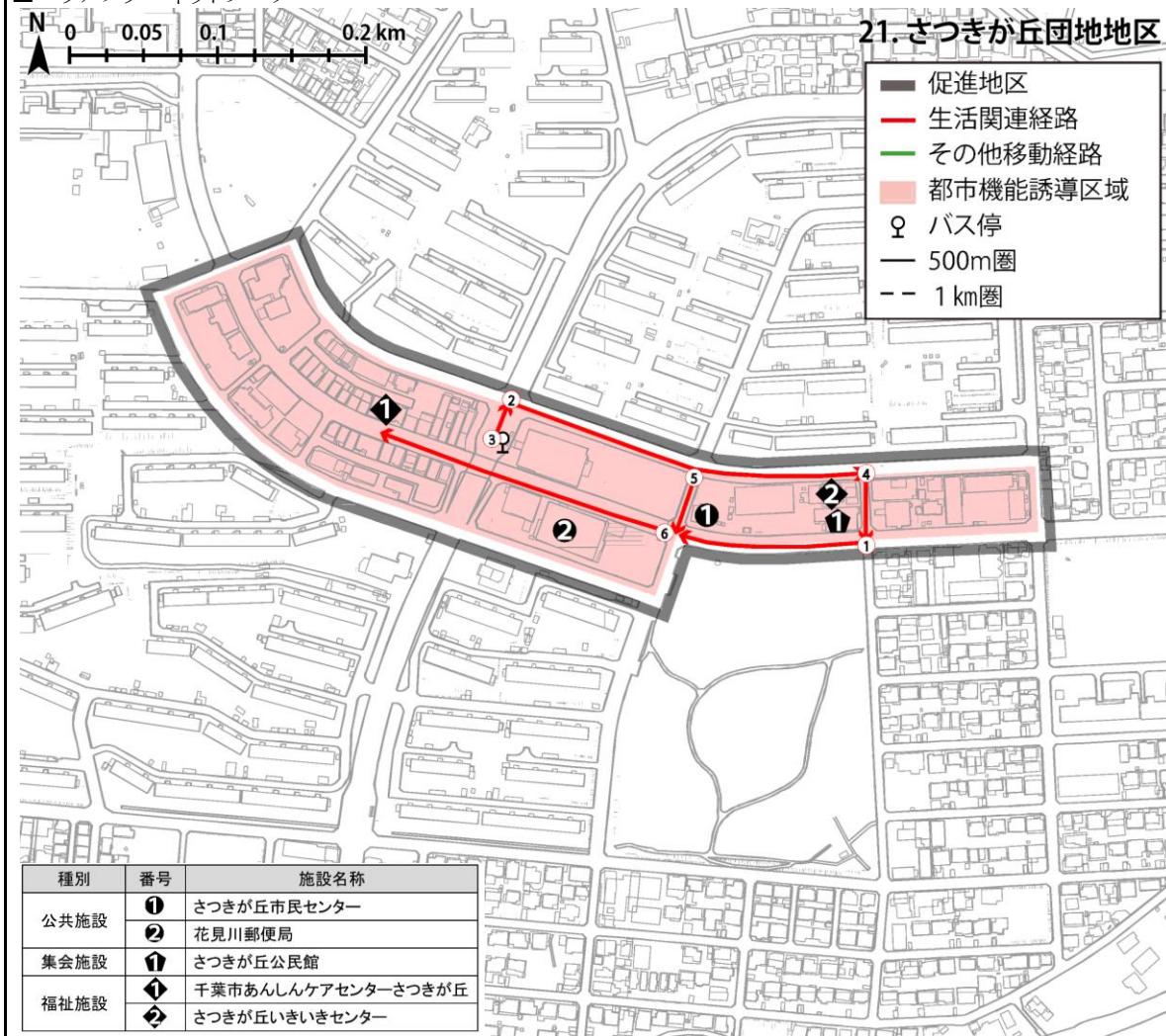
### ■経路整備の基本方針

◆連携地域拠点に位置付けられている本地区は、さつきが丘第二バス停周辺に公共施設、福祉施設等が立地している。

本地区において、高齢者・身体障害者等の安全、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○さつきが丘市民センター、花見川郵便局、さつきが丘公民館、千葉市あんしんケアセンターさつきが丘、さつきが丘いきいきセンターへ移動する経路。

### ■バリアフリーネットワーク



### ■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
6	0	0.55	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

## 個別事業計画

21. さつきが丘団地地区

経路番号／路線名	(市)さつきが丘1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 さつきが丘公民館前 ~ 終点 さつきが丘1丁目32番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.14 km		(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
全体量	残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	5 箇所	5 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	280 m	280 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)さつきが丘10号線 (千葉市)		
事業区間	始点 さつきが丘1丁目31番地先 ~ 終点 さつきが丘いきいきセンター前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.24 km		(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
全体量	残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	3 箇所	3 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置(北側)	240 m	240 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

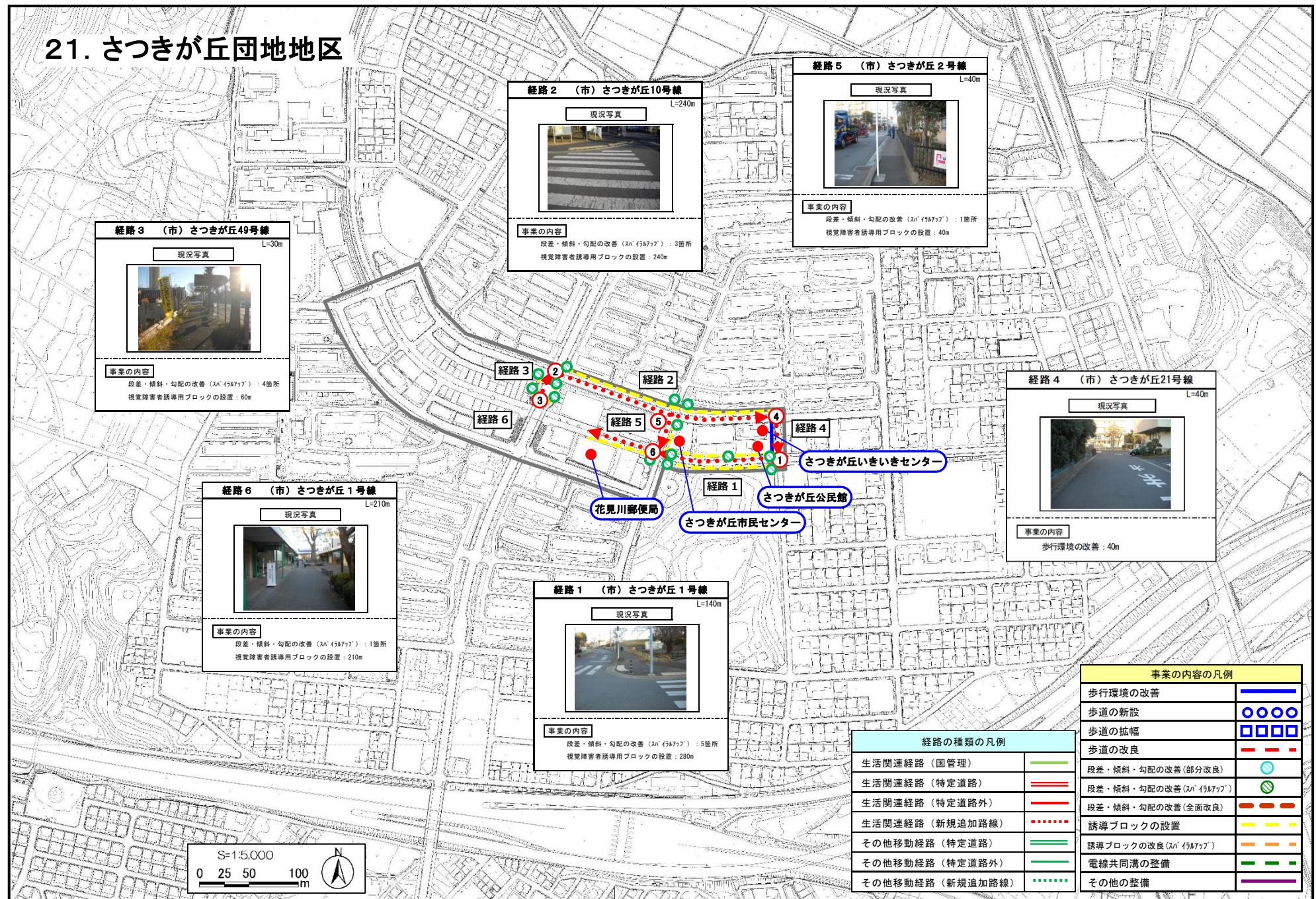
経路番号／路線名	(市)さつきが丘49号線 (千葉市)		
事業区間	始点 さつきが丘第二バス停前 ~ 終点 さつきが丘1丁目31番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.03 km		(新規経路Ⅱ)
事業の内容	事業量(延長／箇所数)	実施予定期間	
全体量	残事業量		
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)	4 箇所	4 箇所	R9年度~
視覚障害者誘導用ブロックの設置	60 m	60 m	R4年度~R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)さつきが丘21号線 (千葉市)		
事業区間	始点 さつきが丘いきいきセンター前 ~ 終点 さつきが丘公民館前		
経路種別	生活関連経路	0.04 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
歩行環境の改善		40 m	40 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	・道路幅員が狭く家屋が連坦しているため、歩道設置は困難な状況にある。このため、路側帯のカラー化により視覚的歩車分離を行うなど、安全対策等を必要に応じて検討する。		

経路番号／路線名	(市)さつきが丘2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 さつきが丘1丁目32番地先 ~ 終点 さつきが丘1丁目32番地先		
経路種別	生活関連経路	0.04 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		1 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置(東側)		40 m	40 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)さつきが丘1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 さつきが丘公民館前 ~ 終点 千葉市あんしんケアセンターさつきが丘前		
経路種別／延長	生活関連経路	0.21 km	(新規経路Ⅱ)
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		1 箇所	1 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置(南側)		210 m	210 m
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 21. さつきが丘団地地区



S=15,000

0

25

50

100



## 地区別整備計画

■対象地区番号・地区名称

22. 花見川団地地区

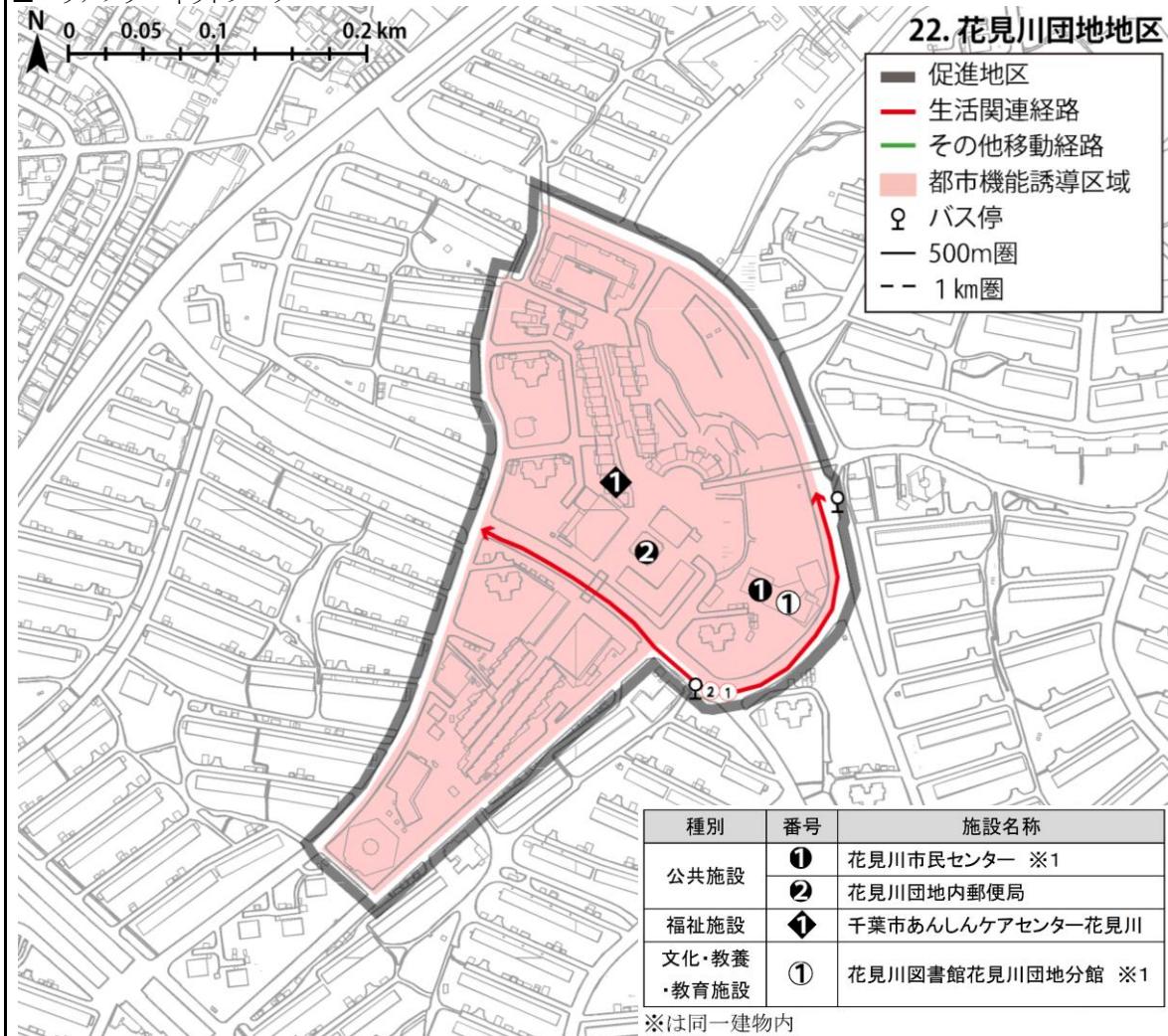
■経路整備の基本方針

◆連携地域拠点に位置付けられている本地区は、花見川交番バス停周辺に公共施設、福祉施設等が立地している。

本地区において、高齢者・身体障害者等の安全、円滑、快適な移動が行えるよう、以下の性格を持つ経路のバリアフリー化を図る。

○花見川市民センター、花見川団地内郵便局、千葉市あんしんケアセンター花見川等へ移動する経路。

■バリアフリーネットワーク



■総括表

経路数	駅前広場数	延長(km)	実施予定期間
2	0	0.36	R4年度～R8年度
地区の特記事項			

※実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

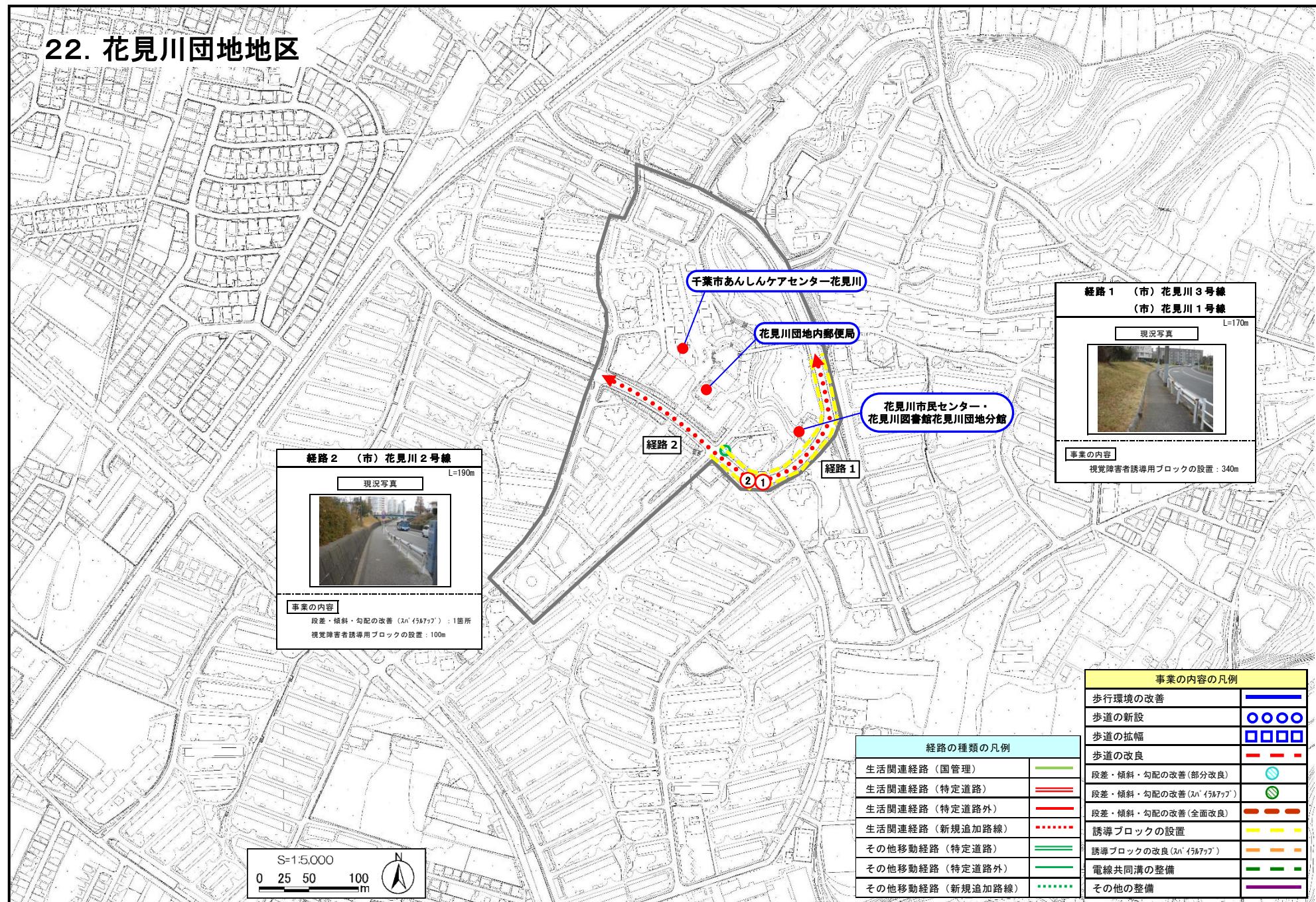
## 個別事業計画

22. 花見川団地地区

経路番号／路線名	(市)花見川3号線、花見川1号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花見川交番(バス停)前 ~ 終点 中央公園(バス停)前		
経路種別／延長	生活関連経路 0.17 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
視覚障害者誘導用ブロックの設置		340 m	340 m R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

経路番号／路線名	(市)花見川2号線 (千葉市)		
事業区間	始点 花見川交番(バス停)前 ~ 終点 花見川区花見川2-37番地先		
経路種別／延長	生活関連経路 0.19 km (新規経路Ⅱ)		
事業の内容		事業量(延長／箇所数)	実施予定期間
		全体量	
段差・傾斜・勾配の改善(スパイラルアップ)		1 箇所	1 箇所 R9年度～
視覚障害者誘導用ブロックの設置		100 m	100 m R4年度～R6年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

## 22. 花見川団地地区



# 付属資料

## 1 道路の構造に関する基準を定める条例

○千葉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

平成 24 年 12 月 19 日

条例第 93 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 歩道等(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 立体横断施設(第 11 条—第 16 条)
- 第 4 章 乗合自動車停留所(第 17 条・第 18 条)
- 第 5 章 路面電車停留場等(第 19 条—第 21 条)
- 第 6 章 自動車駐車場(第 22 条—第 32 条)
- 第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第 33 条—第 36 条)

### 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

**第 1 条** この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、本市が管理する県道及び市道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

#### (定義)

**第 2 条** この条例における用語の意義は、法第 2 条、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条(第 4 号及び第 13 号に限る。)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)第 2 条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)第 2 条に定めるところによる。

### 第 2 章 歩道等

#### (歩道)

**第 3 条** 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

#### (有効幅員)

**第 4 条** 歩道の有効幅員は、千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例(平成 24 年千葉市条例第 91 号)第 11 条第 3 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例第 10 条第 2 項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

#### (舗装)

**第 5 条** 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとするものとする。

(勾配)

**第6条** 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とことができる。

(歩道等と車道等の分離)

**第7条** 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

**第8条** 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

**第9条** 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は1センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

**第10条** 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

### 第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

**第11条** 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

**第12条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 筐の内法幅<sup>のり</sup>は1.5メートル以上とし、内法奥行き<sup>のり</sup>は1.5メートル以上とすること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は  
のり  
1.4 メートル以上とし、内法奥行きは、1.35 メートル以上とすること。
- (3) 篠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては 90 センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、80 センチメートル以上とすること。
- (4) 篠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 篠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 篠内に手すりを設けること。
- (7) 篠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 篠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 篠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 篠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は 1.5 メートル以上とし、有効奥行きは 1.5 メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が 3 以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2 メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 メートル以上とすることができます。
- (2) 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができます。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 2.5 メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏み幅 1.5 メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

**第14条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができます。

(通路)

**第15条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

**第16条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

## 第4章 乗合自動車停留所

### (高さ)

第17条 第8条第1項本文の規定にかかわらず、乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

### (ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、必要に応じてベンチ及び上屋を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## 第5章 路面電車停留場等

### (乗降場)

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあっては2メートル以上とし、片側を使用するものにあっては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平坦んで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### (傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

### (歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

## 第6章 自動車駐車場

### (障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

**第23条** 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

**第24条** 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口の近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

**第25条** 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

**第26条** 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。
- 4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

**第27条** 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

**第28条** 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

**第29条** 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

**第30条** 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、その両側に手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

**第31条** 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
  - (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
  - (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
  - (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
    - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- 2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
  - (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
  - (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- 3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

**第32条** 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

## 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

**第33条** 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

#### (視覚障害者誘導用ブロック)

**第34条** 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるよう努めるものとする。

#### (休憩施設)

**第35条** 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### (照明施設)

**第36条** 歩道等及び立体横断施設には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間ににおける歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

## 2 まち歩き点検（都賀地区）

### (1) 目的

千葉市では、道路のバリアフリー整備の計画である「道路特定事業計画（平成 15 年策定、平成 24 年改訂）」に基づき、18 の重点整備地区（駅周辺）を中心にバリアフリー整備を進めてきました。計画策定から一定期間が経過したこと等から、道路特定事業計画の見直しを行う予定としております。今回のまち歩き点検は、これまでのバリアフリー整備状況や改善点等について、ご意見をいただき、今後のバリアフリー整備の計画に反映していく事を目的としています。

### (2) 概要

○日 時：令和 2 年 12 月 7 日（月）  
13 時～16 時 30 分

○場所：JR・モノレール都賀駅～若葉区役所・若葉区保健福祉センター

○内容：① 2 班に分かれ、JR・モノレール都賀駅前広場～若葉区保健福祉センターへの道路のバリアフリー整備状況や改善点等の点検を行った。  
② まち歩き点検で気になった点や良かった点について、意見交換を行い、さらに、整備の優先順位についても意見聴取した。

### (3) 主な点検箇所

#### ○駅前広場等

- ・エレベーター、スロープ、階段の整備状況
- ・歩道の幅、路面の状況、勾配、誘導ブロックの設置状況
- ・身体障害者乗降場の設置場所、段差、誘導ブロックの設置状況
- ・歩道上の障害物
- ・案内地図や標識の見やすさ
- ・シェルター、バス停の上屋・ベンチの設置状況

#### ○道路（駅前広場以外）

- ・歩道の幅、路面の状況、勾配、誘導ブロックの設置状況
- ・交差点部の段差、誘導ブロックの設置状況
- ・歩道上の障害物
- ・案内地図や標識の設置状況
- ・バス停の上屋やベンチの設置状況

### (4) 参加者（全 14 名）

- ①高齢者関係団体（市老人クラブ連合会）
- ②身体障害者関係団体（市身体障害者連合会）
- ③知的障害者関係団体（市手をつなぐ育成会）
- ④精神障害者関係団体（千家連）の 4 団体



1 班	千葉市身体障害者連合会	身体障害	2 名	2 班	千家連	精神障害	2 名
		聴覚障害	1 名				
		視覚障害	2 名		千葉市老人クラブ連合会	高齢者	2 名
		介助者	1 名				
	千葉県聴覚障害者協会	手話通訳	2 名		千葉市手をつなぐ育成会	知的障害	2 名

## (5) 意見概要

まち歩き点検および意見交換会での主な意見（▲気になった点 ○良かった点 ■改善策 等）

### 【1班】

	身体障害	▲エレベーター扉前のスペースが狭い。また、出入口から駅の方向が分かりにくい。 ▲階段の中央に手すりがない。 ▲スロープの傾斜が急で、距離も長い。誘導ブロックが設置されていない。
	聴覚障害	▲県庁前駅（モノレール）に職員がいなくて不便。
駅 前 広 場	視覚障害	■エレベーターの操作盤の近くまで誘導のサインが欲しい。 ▲階段の各段に段鼻が付いていないので、境目が見えづらい。 ▲誘導ブロックが階段の中央部に誘導されていて、手すりに誘導されていない。 ▲歩道からスロープにかけて誘導ブロックがない。 ▲スロープや階段の中央に手すりがない。 ■手すりに点字表記をつけて欲しい。 ▲誘導ブロックが舗装に沈んでしまって、分かりにくい。 ▲歩道の勾配がきつい。 ▲案内板の文字・色が薄くて見えづらい。点字表示がない。 ■スロープではなく、エレベーターがあつたら一番良い。
道路	身体障害	▲点状ブロックと線状ブロックが間違っている。また、剥がれているところがある。 ▲車両乗り入れ部の勾配がきつい。 ■身障者用駐車スペースに屋根が欲しい。
	聴覚障害	▲植樹帯が歩行に支障をきたしている。
	視覚障害	■エスコートゾーンを設置して欲しい。 ■施設入口に近いところに誘導ブロックを設置して欲しい。

### 【2班】

駅 前 広 場	精神障害	■エレベーター付近に、JR やモノレール駅方向の案内看板が欲しい。
	高齢者	○全体的に整備がされている。 ▲誘導ブロック周辺のアスファルトが盛り上がり、段差になっている。
	知的障害	■バス乗場やエレベーターの位置等の駅前広場の施設案内が欲しい。 ▲案内地図が広域的で分かりづらい。 ▲エレベーターの入口位置が分かりづらく、入口付近の傾斜がきつい。 ■階段の手すり部の点字案内を、両側に設置して欲しい。
道路	精神障害	■誘導ブロックを路面と一体化させるなどして、壊れないようにして欲しい。
	高齢者	○全体的に歩道幅員が確保されていた。 ▲歩道が凸凹していた。
	知的障害	▲歩道の傾斜がきつく、平坦部が少ない。 ▲電柱、照明灯が歩道の中央寄りに設置され、植樹帯も幅をとっていて、歩道が狭い。 ▲交差点部の段差が高い。

## (6) 総論

駅周辺については、最低限のバリアフリー整備がされているものの、誘導ブロックの剥がれや舗装面と段差が生じていること、案内標識は設置されているが表示内容が薄く古いこと、植樹帯が適正に管理されておらず、段差が出来て、幅をとるだけになっているなど、維持管理面が行き届いていないというご意見を多く頂いた。

また、手すりの設置、手すり部の点字案内、階段の段鼻の輝度比確保など細かな部分が行き届いていないというご意見や歩道の段差・勾配・幅員についても、植樹の撤去や電柱の移設などできることから改良してほしいというご意見をいただいた。

今回のまち歩き点検で頂いた意見を反映し、今後のバリアフリー整備の計画を策定していく。

### 3 道路のバリアフリー整備に関するアンケート

#### (1) 目的

千葉市では、道路のバリアフリー整備の計画である「道路特定事業計画（平成15年策定、平成24年改訂）」に基づき、18の重点整備地区（駅周辺）を中心にバリアフリー整備を進めてきました。計画策定から一定期間が経過したこと等から、道路特定事業計画の見直しを行う予定としております。今回のアンケートは、千葉市における道路のバリアフリー整備について、高齢者や障害者等の皆様のご意見を伺い、現在、進めしております「道路特定事業計画（道路のバリアフリー整備の計画）」を見直しするための基礎資料として活用し、今後の道路のバリアフリー整備の参考とさせていただきます。

#### (2) 概要

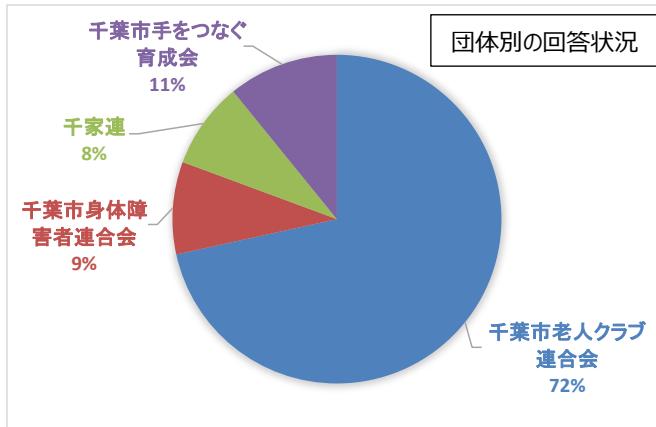
○期間：令和2年11月11日（金）～令和3年2月18日（木）

○対象者：高齢者、障害者関係4団体

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| ①高齢者関係団体（千葉市老人クラブ連合会） | ②身体障害者関係団体（千葉市身体障害者連合会） |
| ③精神障害者関係団体（千家連）       | ④知的障害者関係団体（千葉市手をつなぐ育成会） |

○回答数：合計341件

- ①千葉市老人クラブ連合会：回答244/配布600(40.6%)  
②千葉市身体障害者連合会：回答31/配布300(10.3%)  
③千家連：回答29/100(29.0%)  
④千葉市手をつなぐ育成会：回答37/配布560(6.6%)



#### (3) アンケート結果（総括）

駅周辺で行ったまちあるき点検では、概ねバリアフリー化されているとのご意見をいただきましたが、アンケート調査では、約半数の方が歩道は歩きづらいと感じているとの結果でした。

一般的に歩道を歩く際の支障になるものとして「歩道の整備状況（段差・傾斜・幅員）」や「電柱」との回答が多いことや、「自転車に対する意見（自転車の歩道通行、放置自転車）」が数多く寄せられました。進めてほしい整備としても、「歩道の段差解消や平坦性の確保」や「電線類の地中化」の不満度が高く、次いで「ベンチの設置」という結果でした。

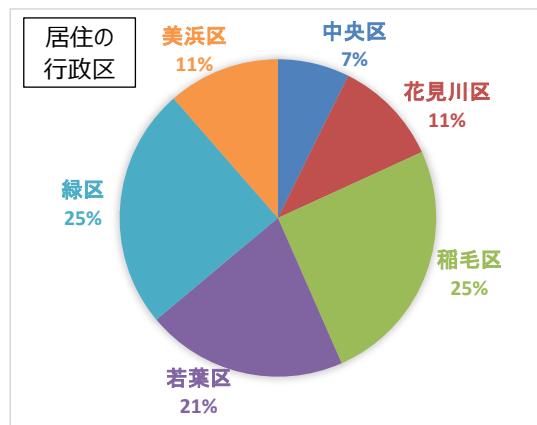
このことから、引き続き、段差の解消や平坦性の確保等でよりよい歩行空間の確保に取り組んでまいります。

また、「身体障害者乗降場を一般車が利用している。」、「視覚障害者誘導用ブロック上に物が置かれている。」等の声や道路のバリアフリー整備の認知度が約半数以下と低いことから、啓発活動やマナー向上といったソフト施策についても検討していく必要があります。

#### (4) アンケート結果（詳細）

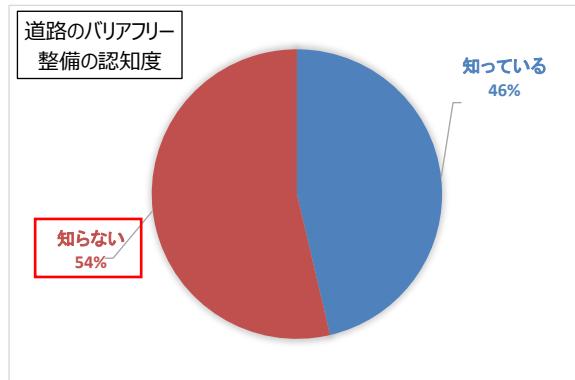
##### ○居住の行政区

回答者の居住の行政区は、稲毛区と緑区が 25%で最も多く、次いで若葉区の 21%、花見川区の 11%、中央区の 7%となっています。



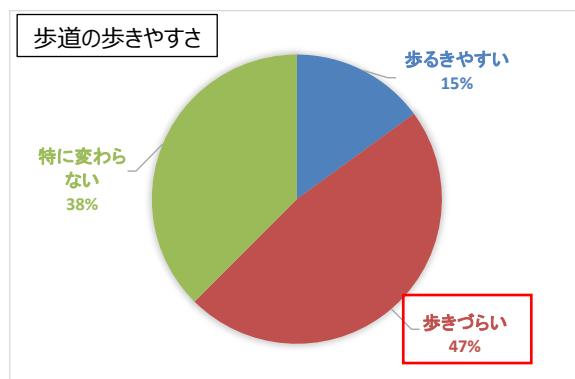
##### ○道路のバリアフリー整備の認知度

道路のバリアフリー整備の認知度では、「知っている」が 46%、「知らない」が 54%となっており、およそ半数が認知していない結果となっています。



##### ○歩道の歩きやすさ（満足度）

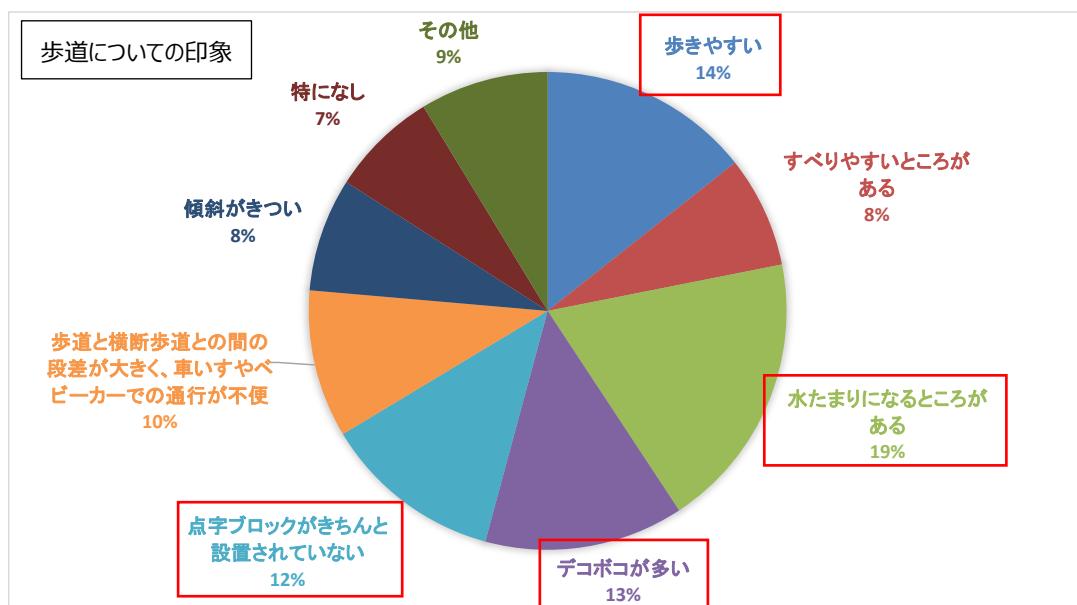
歩道の歩きやすさについては、「歩きづらい」が 47%とおよそ半数を占めている。一方、「歩きやすい」は 15%にとどまっています。



## ○歩道についての印象（複数選択可）

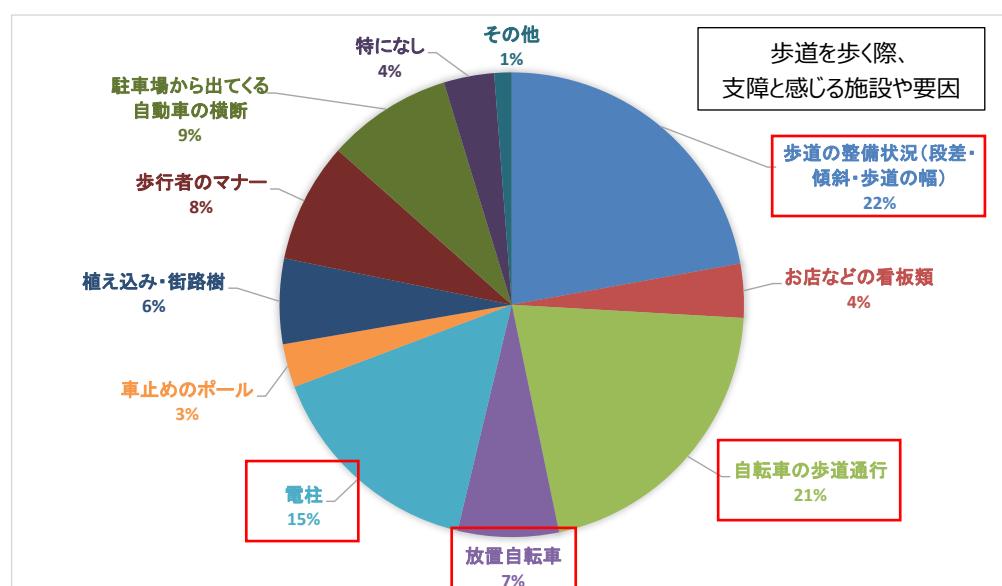
歩道についての印象では、「水たまりになるとことがある」が 19%と最も多く、次いで「歩きやすい」の 14%、「デコボコが多い」の 13%、「点字ブロックがきちんと設置されていない」の 12%となっています。

その他意見では、「歩道が狭い」、「電柱が歩行の妨げとなっている」、「歩行者と自転車の分離が必要」といった意見が挙げられています。



## ○歩道を歩く際、支障と感じる施設や要因（複数選択可）

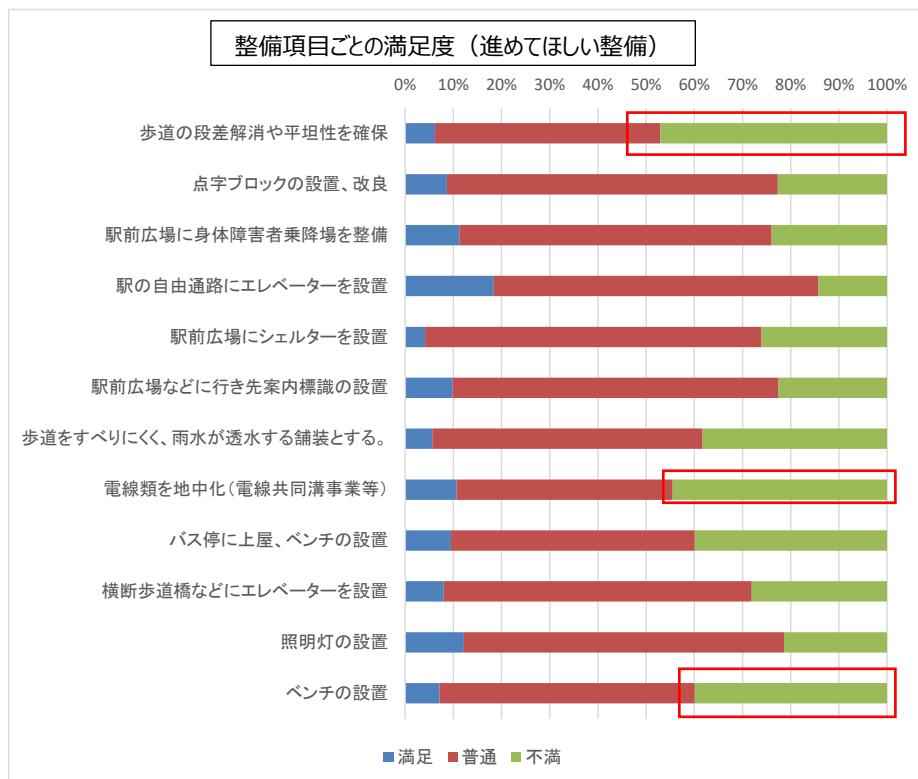
歩道を歩く際に支障と感じる施設や要因については、「歩道の整備状況（段差・傾斜・歩道の幅）」が 22%と最も多く、次いで「自転車の歩道通行」の 21%、「電柱」の 15%、「駐車場から出てくる自動車の横断」の 9%、「歩行者のマナー」の 8%、「放置自転車」の 7%となっています。



## ○整備項目ごとの満足度（進めてほしい整備）

整備項目ごとの満足度では、12の整備項目について「満足」、「普通」、「不満」の3段階の満足度を回答していただきた。「不満度」が高い整備項目については、今後も整備を積極的に推進する必要があります。

「不満度」が高い整備項目としては、「歩道の段差解消や平坦性を確保」、「電線類を地中化（電線共同溝事業等）」、「ベンチの設置」が挙げられている。一方、「満足度」の高い整備項目は、「駅の自由通路にエレベーターを設置」、「駅前広場に身体障害者乗降場を整備」、「照明灯の設置」が挙げられています。



## ○「道路のバリアフリー整備」で、その他にお気付きの点（個別意見）

「道路のバリアフリー整備」で、その他にお気付きの点について、自由に記入していただきました。

57件の個別意見のうち、「歩道が狭い、歩道空間の整備」に関する意見が17件と最も多く、次いで「歩行者と自転車の分離」に関する意見が12件、「歩道面の凹凸の解消」に関する意見が6件、「ベンチの設置」と「電柱による歩行障害の解消」に関する意見が4件、その他に「段差の解消」と「水たまりの解消」に関する意見が3件挙げられています。

個別意見については、道路のバリアフリー化が進んでいない駅周辺以外の郊外部の意見が多く挙げられました。

## ○個別意見詳細

No	行政区	団体名 ※	個別意見
1	緑区	③	自転車が通りやすくしてほしい
2	緑区	③	歩道の照明をもっと明るくしてほしい
3	緑区	③	駅前にベンチを設置してほしい
4	緑区	③	長距離歩くのが大変だけれど車いすを使用する手前の人にとってはベンチの設置があるもつと出かける機会が増えると思う。歩道の安全性の確保
5	緑区	③	誉田駅から平山方面の歩道は電柱もなく歩きやすいですが、少し離れると歩道が狭く電柱があつたり高齢者などはとても歩きにくいです。
6	緑区	③	歩道の道幅がない。
7	中央区	③	道路がせまく歩道がないところが多いがこれはどうしようもないでしょうね
8	緑区	①	歩道上に排水溝が設置されている古い所は上蓋がデコボコでしかも把平の穴明きなどまづき易いフラットな排機能のあるものに改善されたい。
9	緑区	①	県道土気停車場千葉中線の歩道の凹凸が多く危険障害者歩行不可
10	緑区	①	小学校、中学校の歩道を広くする。
11	緑区	①	歩道の幅を広くてほしい。歩道の段差をなくして欲しい。
12	緑区	①	歩道と車道の段差をなくして欲しい。
13	緑区	①	歩道のアップダウンの多い所を平坦にしてほしい。
14	緑区	①	子供達が自転車での走行が危ないです。老人も危ないです。
15	緑区	①	大網街道の赤井交差点から鎌取十字路間の歩道が狭く、デコボコが多くて非常に危険な為、改善を希望します。
16	緑区	①	歩道を自転車の通行は禁止として、歩行者が安心して歩行できるように道路（それには用地問題）
17	緑区	①	JR 鎌取駅と赤井交差点間歩道を高校生が走り抜歩行者危険を感じる
18	緑区	①	同上間車道の幅が狭く、自転車が走るにはリスクが高い。接触事故も発生。
19	緑区	①	歩道の中が狭くて自転車も通るので歩くのが危険道幅を広げてほしい。
20	中央区	①	中央区末広 1 丁目ダイハツ工場前（JR に沿って）歩道が狭くなつていて歩きにくい。
21	中央区	①	中央区末広 1 丁目（人形倉庫のあたりから信号のあたりデコボコして歩きにくい（歩道）JR 沿い）
22	若葉区	①	公民館とか CC の入口正面玄関でなく、他の入口 2 段ぐらいの階段ですが広いと思います。半分斜めの坂を作ると押し車とか楽ですむ
23	中央区	②	段差解消、平坦部確保、歩道整備、電柱の撤去を進めてほしい。心のバリアフリー、直接、車いすにのって道路を走る体験をして欲しい
24	若葉区	②	アンケートの回答は障害の程度により異なることを理解してください。
25	若葉区	②	歩道がデコボコ、石畳だと車いすには振動が大きく歩きにくいので平坦な歩道を望みます。
26	稻毛区	②	スポーツセンターと穴川十字路間の横断歩道橋の脇に歩道を作つてほしい。車いすを押して歩道橋は渡れない。
27	中央区	②	車椅子で歩道を行くとき、歩道の凹凸傾斜があり過ぎる。ポール、電柱と障害だらけです。
28	花見川区	②	旧 14 号（千葉街道）の幕張周辺の歩道は斜めになつていて、自転車とすれ違う時など杖について歩いていると非常にあるきにくいので直していただきたいです。
29	美浜区	②	歩道と横断歩道の段差や凹みが多く、ひとりでは出かけられない。
30	花見川区	②	自転車のマナーが悪い（スピードがすごい）

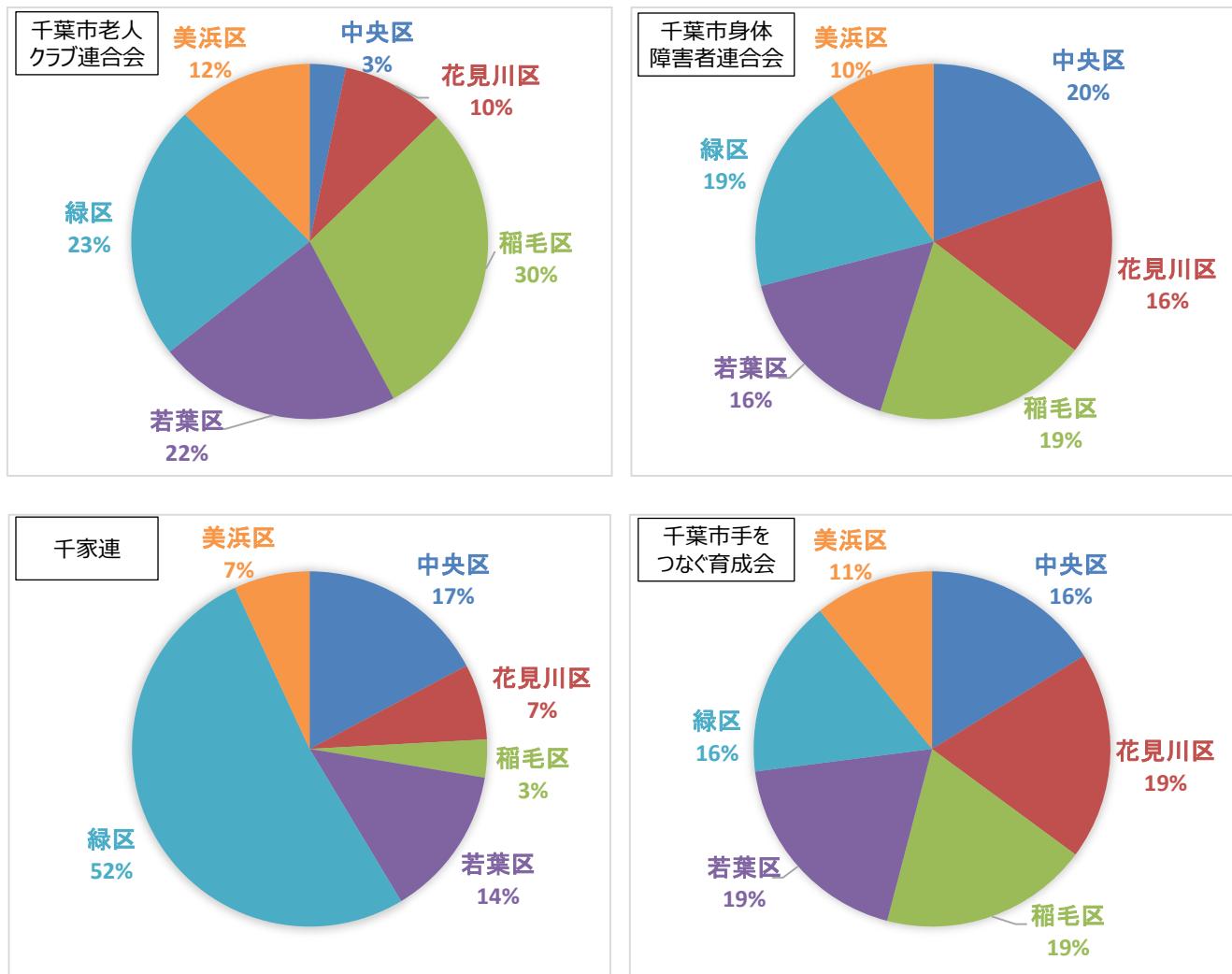
※①千葉市老人クラブ連合会、②千葉市身体障害者連合会、③千家連、④千葉市手をつなぐ育成会

No	行政区	団体名 ※	個別意見
31	緑区	②	点字ブロックが中途半端になっているところがある。
32	中央区	②	歩道がせまいため、車との距離が近く、危険と感じる箇所が多い。電柱も妨げになっているので改善が必要に思う。
33	花見川区	②	カーブミラーなど汚れている所が多く感じる。夕日がまぶしくてみづらくなる所もある。
34	花見川区	②	きちんとした椅子でなくてもよいので、腰を下ろせる止まり木のような物が随所に設置されるといい。自転車と歩行者の道路を分けてほしい。
35	緑区	④	JR 土気駅内自由通路が水浸しになる。車いす、シルバーカー、自転車は点字ブロックが障害、歩道路面に激しいみずたまり、駅前広場シェルターは雨漏り、身体障害者乗降場は整備されているが関係のない車両が停止する。
36	稻毛区	④	歩道に戸建ての庭木の枝が張り出しているところがあるので、整備の際に気に留めていただけたらありがとうございます。前方から来る人が見えづらかったり、すれ違う時、ぶつかりそうになる。
37	緑区	④	新しくできた道は歩道が整備されているが、以前からの道（大網街道等）は歩道が狭いので、広くしてほしい。また、歩道が側溝の上なので歩きづらいです。
38	花見川区	④	花見川沿いのサイクリングロードですが歩道と自転車道を分けてほしい。（スピードを出した自転車が音もなく、近づいていたりして驚く）
39	若葉区	④	自転車が車よりこわいです。個人の意識の問題
40	花見川区	④	幕張町商店街が歩きづらい。（歩道が狭すぎて、車が怖い）
41	花見川区	④	信号のない横断歩道のペイントが薄くなってしまっている所がある。
42	稻毛区	④	歩道の段差や雨降りの時の大きな水たまりなど早めの改善をお願いします。
43	若葉区	④	田舎に住んでいるので整備とは無縁ですが歩道の草刈りぐらいはやってほしいです。
44	稻毛区	④	歩道が狭く、通学路にもなっていてなおかつバス通りだったりする道路が多く、車いすどころではない。
45	若葉区	④	交通量が多いのに、歩道が狭かったり、ない所もあって危険だなと思う所があるので気になります。点字ブロックはあまり増やして欲しくないです。雨や雪の日にすべりやすい為
46	若葉区	④	歩道の整備遅れていると思います。
47	中央区	④	自転車通行路の明確化（歩道で自転車とぶつかりそうになる。）
48	若葉区	④	運転するときに、自転車が車道と同じなのはとても危険を感じます。
49	中央区	④	車道も歩道も広くしてほしい。最近は、街路樹は落葉を嫌う人が多くなり、なくなりつつありますかやはり街路樹はあったほうがいい。
50	美浜区	④	打瀬地区に住んでいますが、美観を大事にするあまり、歩道が歩きにくくて困っています。地区内には路駐OKですが、停まっている車が多く、車道の見通しが悪くて横断する時ついでに車道にパーキングメーターでもつけて、無法地帯の駐輪をなくしてほしい。
51	若葉区	④	都市モノレール市役所前のコミュニティセンター側、雨の後の水たまり
52	緑区	④	作草部駅～でいさくさべ間には歩道がなく、道も危険、車も多く、障害者の歩行者も多い。
53	花見川区	④	スペースのある所なら休憩用ベンチを。高齢化社会なので歩くとき、休憩が必要。
54	緑区	④	交差点回りの歩道には車止めポールの設置をお願いします。（交差点なのに路駐が多い）
55	稻毛区	④	点字ブロックが歩くのに、危ないときもある。
56	美浜区	④	バスの停留所で耳の聞こえない方、車いすの方など、障害者用の停留場があればよい。運転手が気づくように
57	中央区	①	歩道を自転車と歩行が区別出来る様になつたら良いと思います

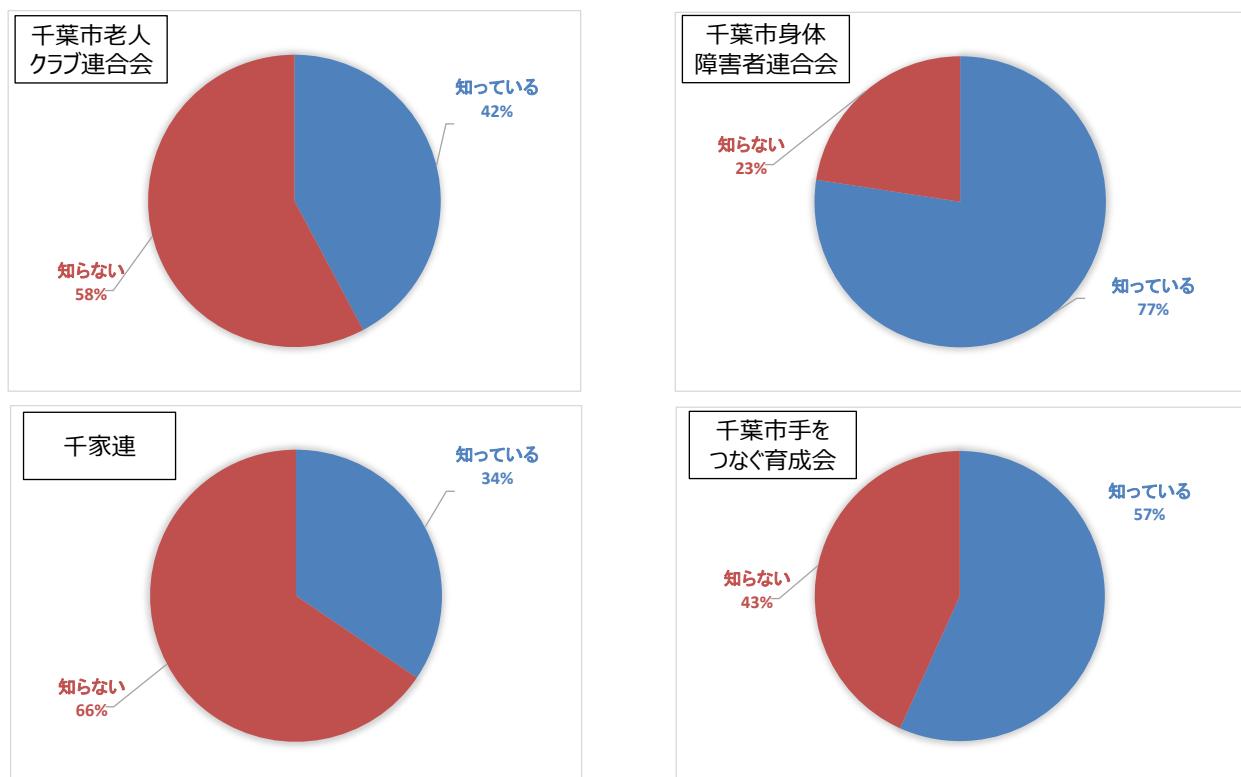
※①千葉市老人クラブ連合会、②千葉市身体障害者連合会、③千家連、④千葉市手をつなぐ育成会

(5) 団体別のグラフ詳細

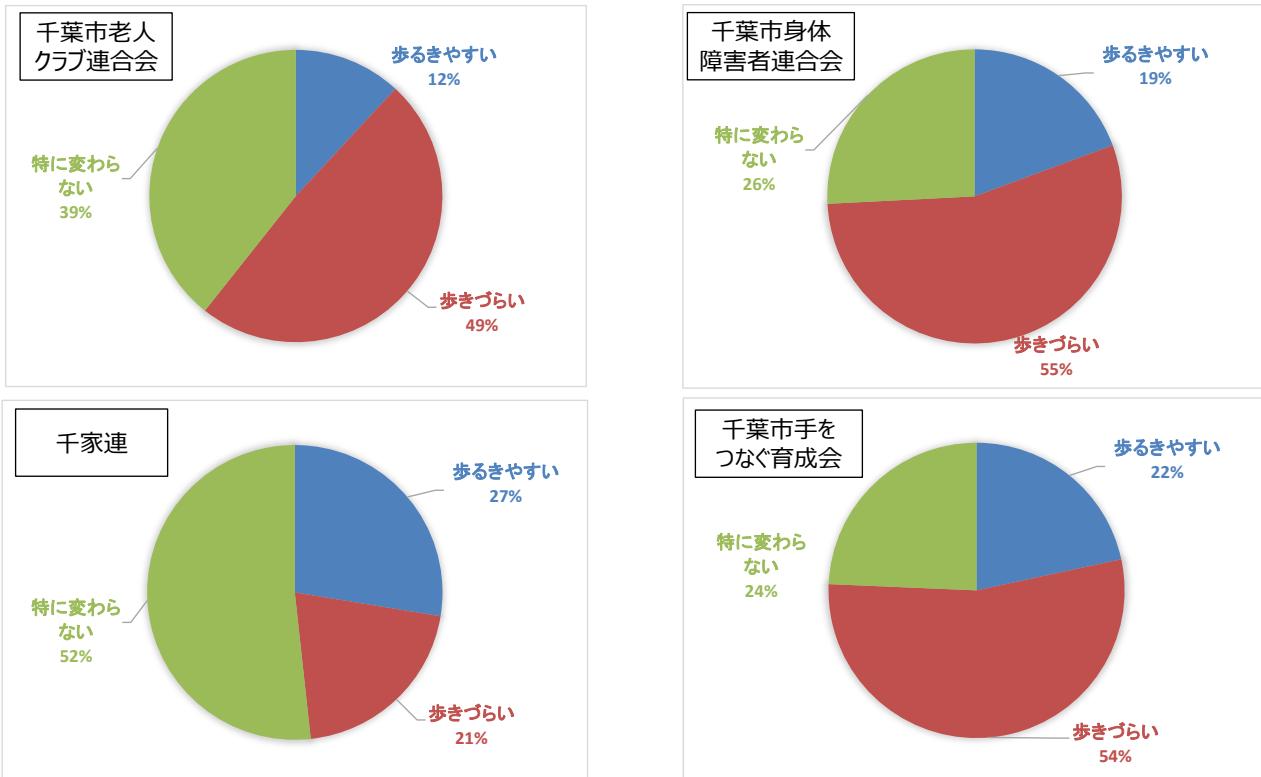
○居住の行政区 (団体別)



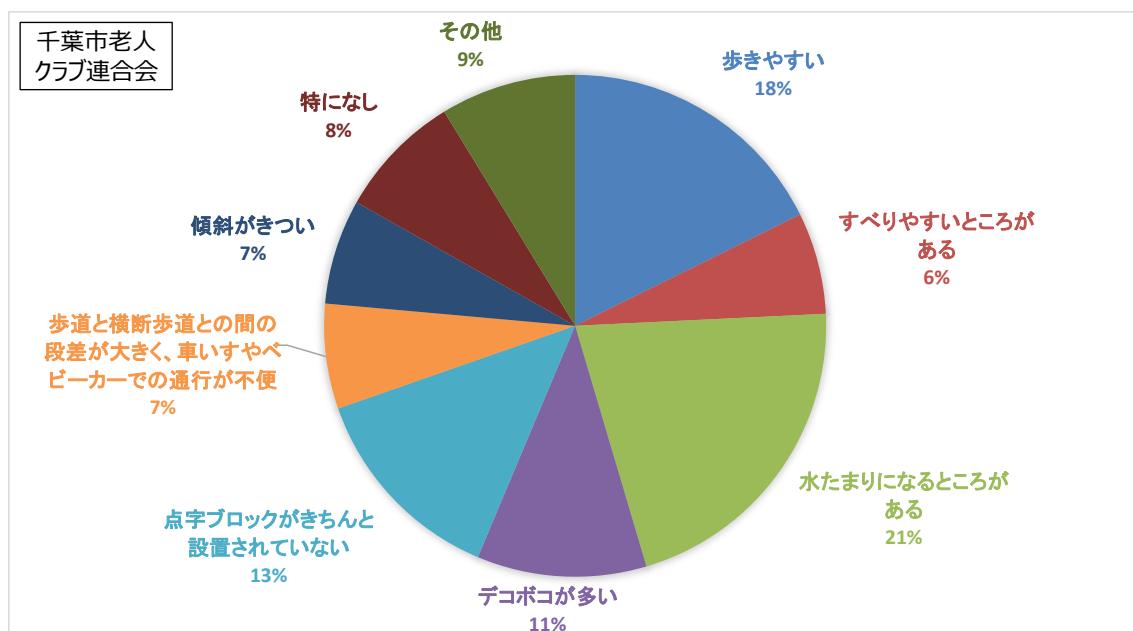
○道路のバリアフリー整備の認知度 (団体別)



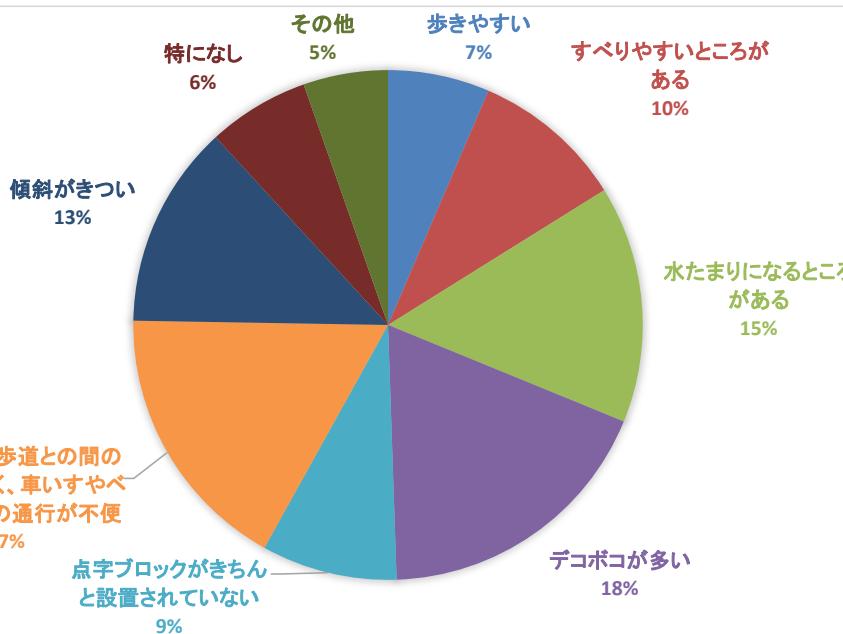
○歩道の歩きやすさ（満足度）（団体別）



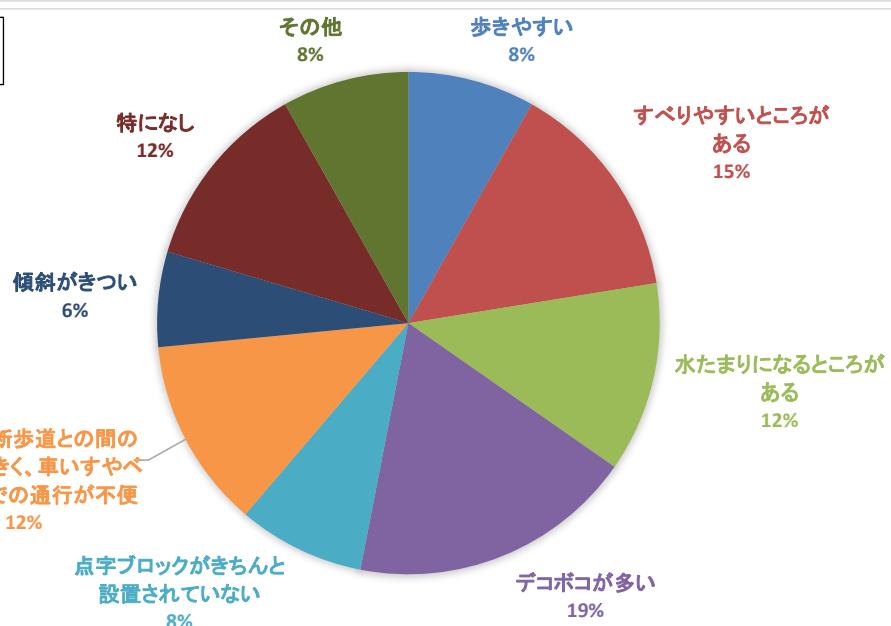
○歩道についての印象（複数選択可）（団体別）



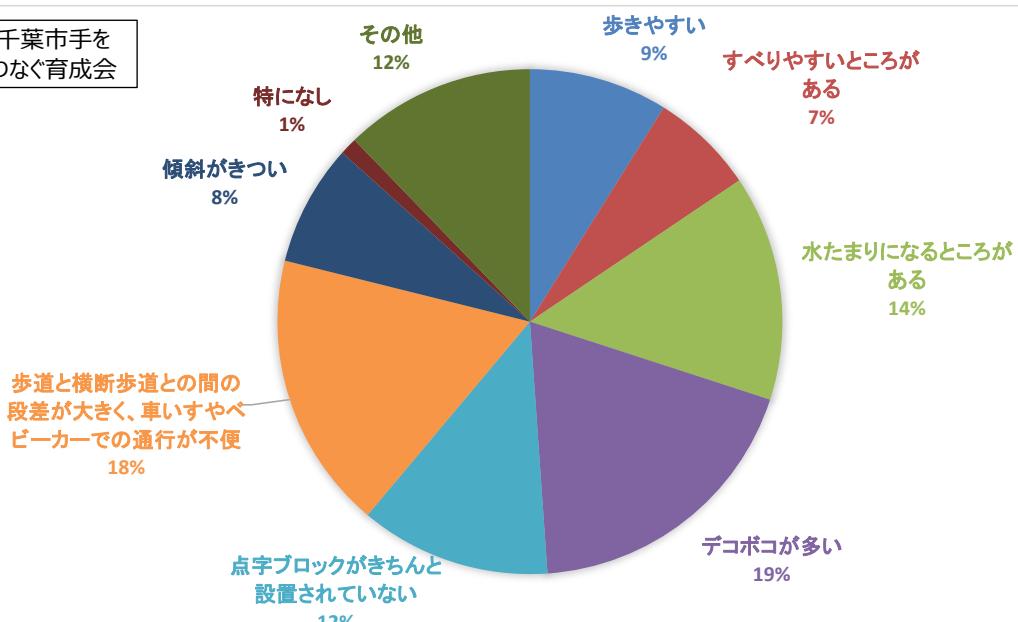
千葉市身体  
障害者連合会



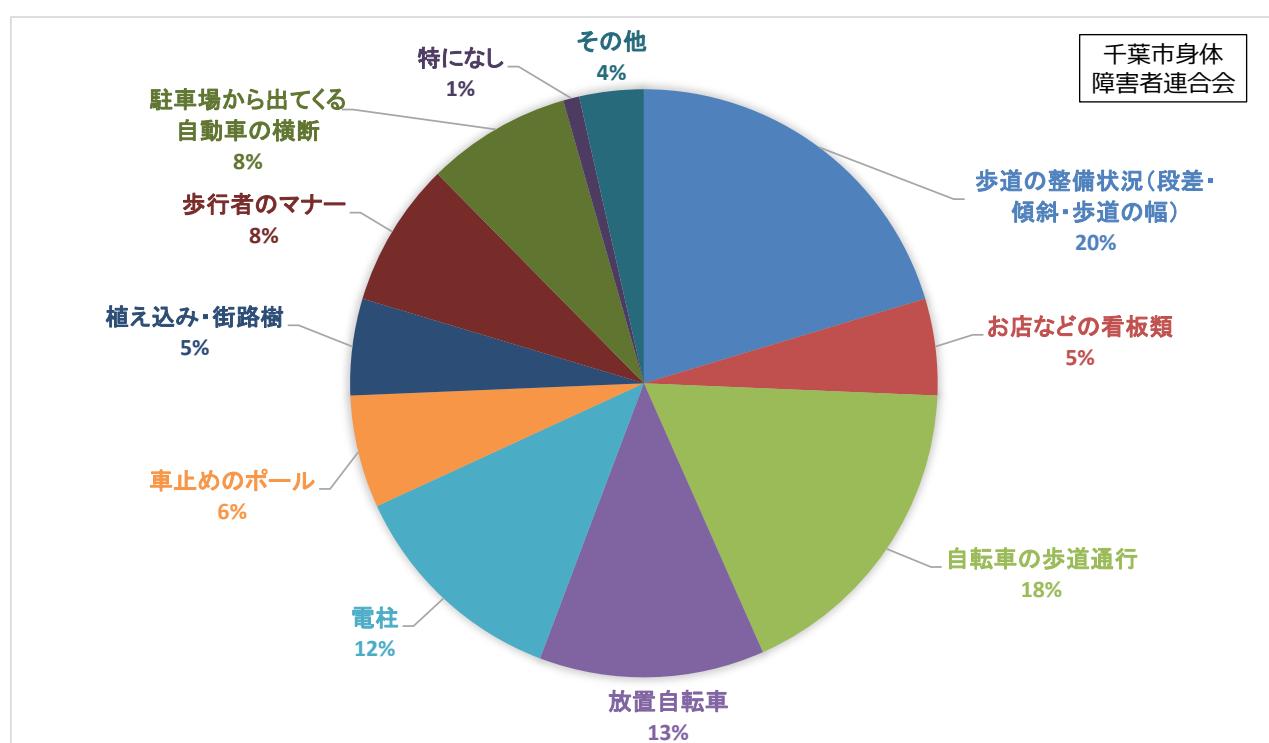
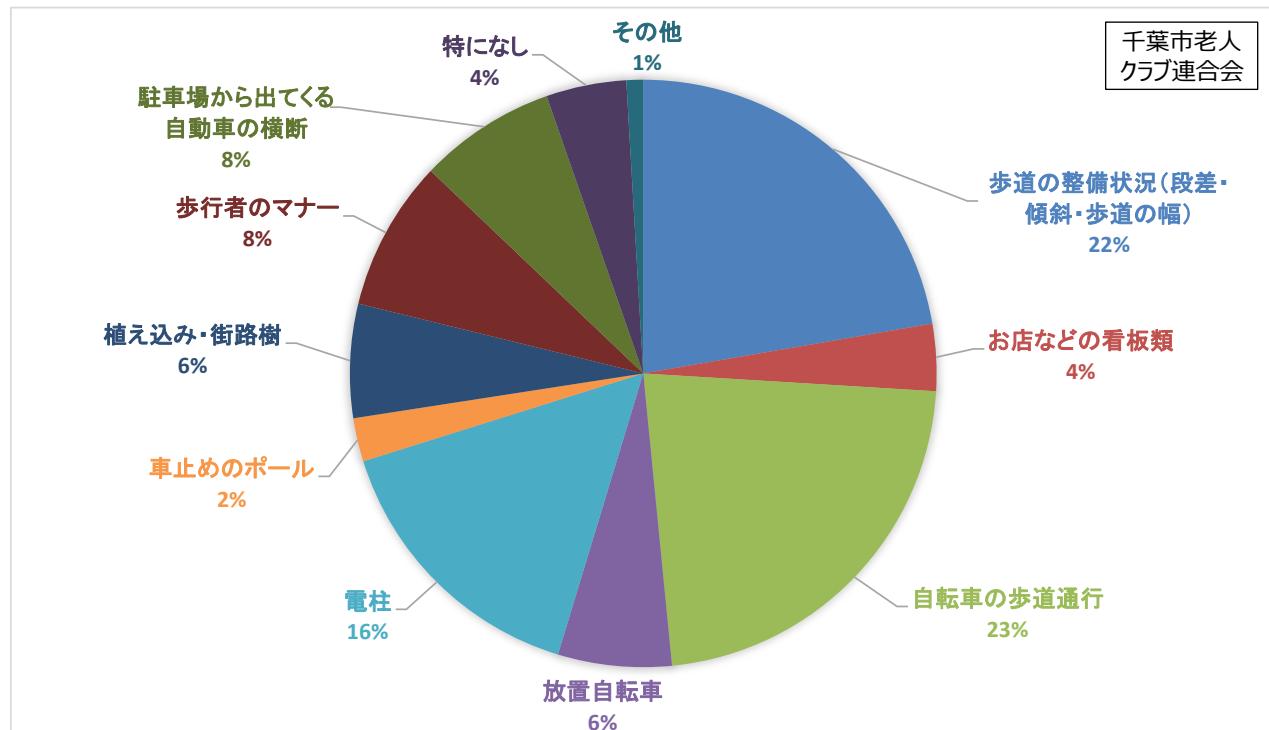
千家連



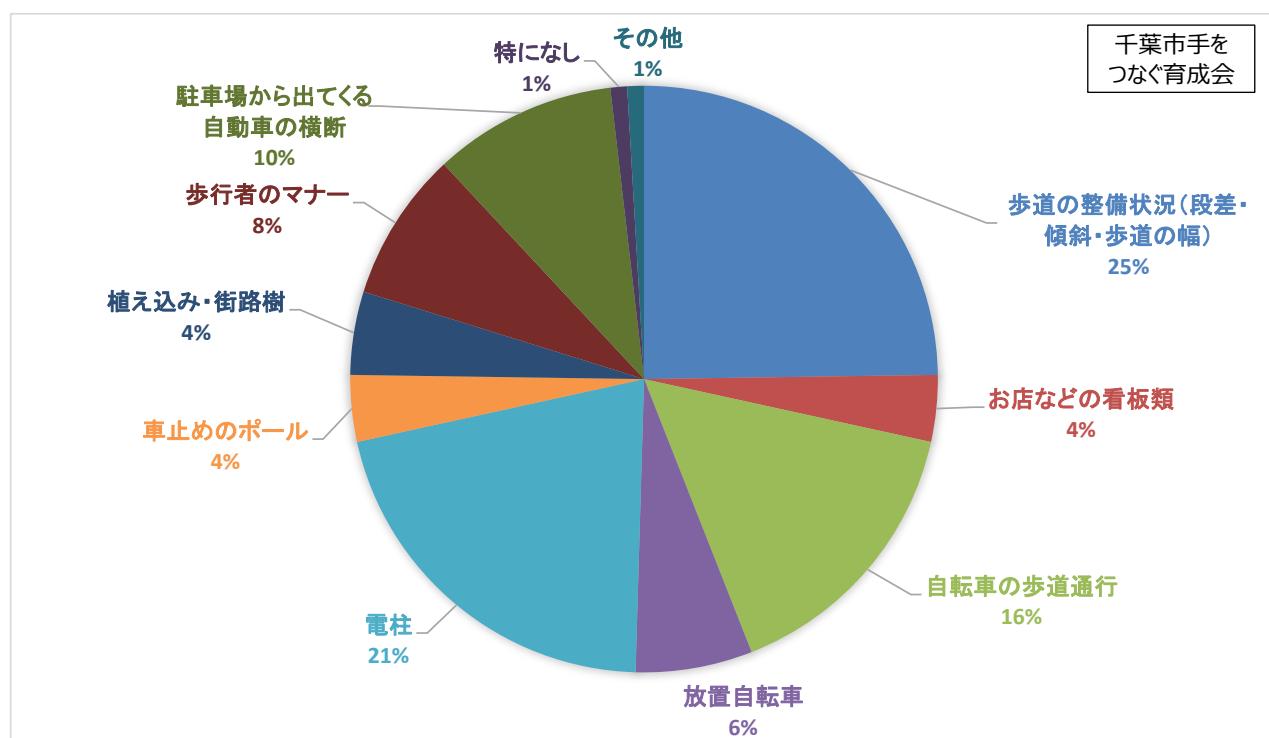
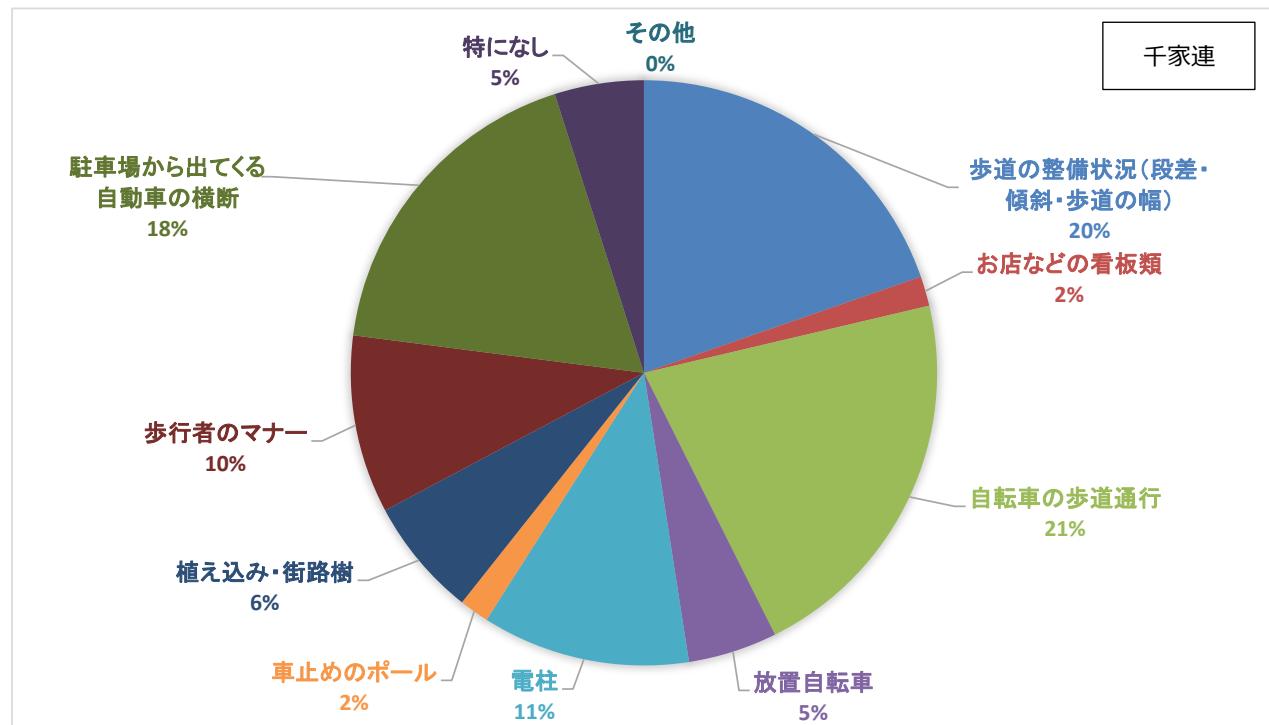
千葉市手を  
つなぐ育成会



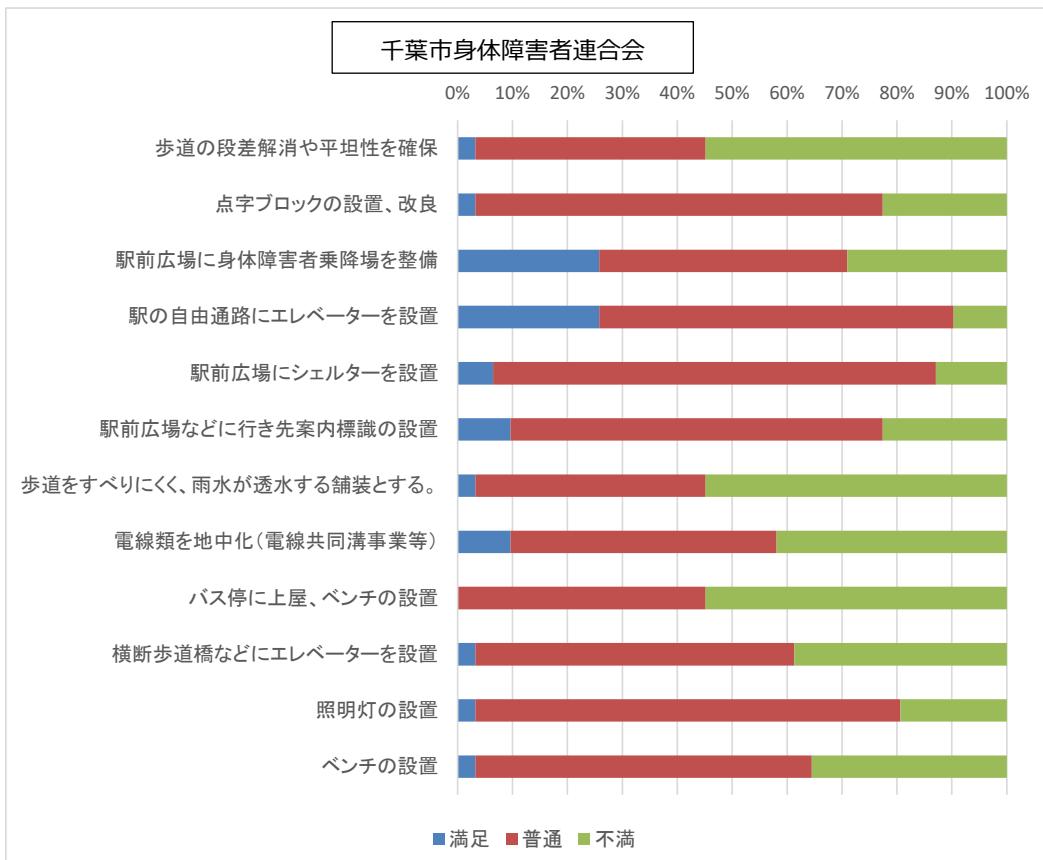
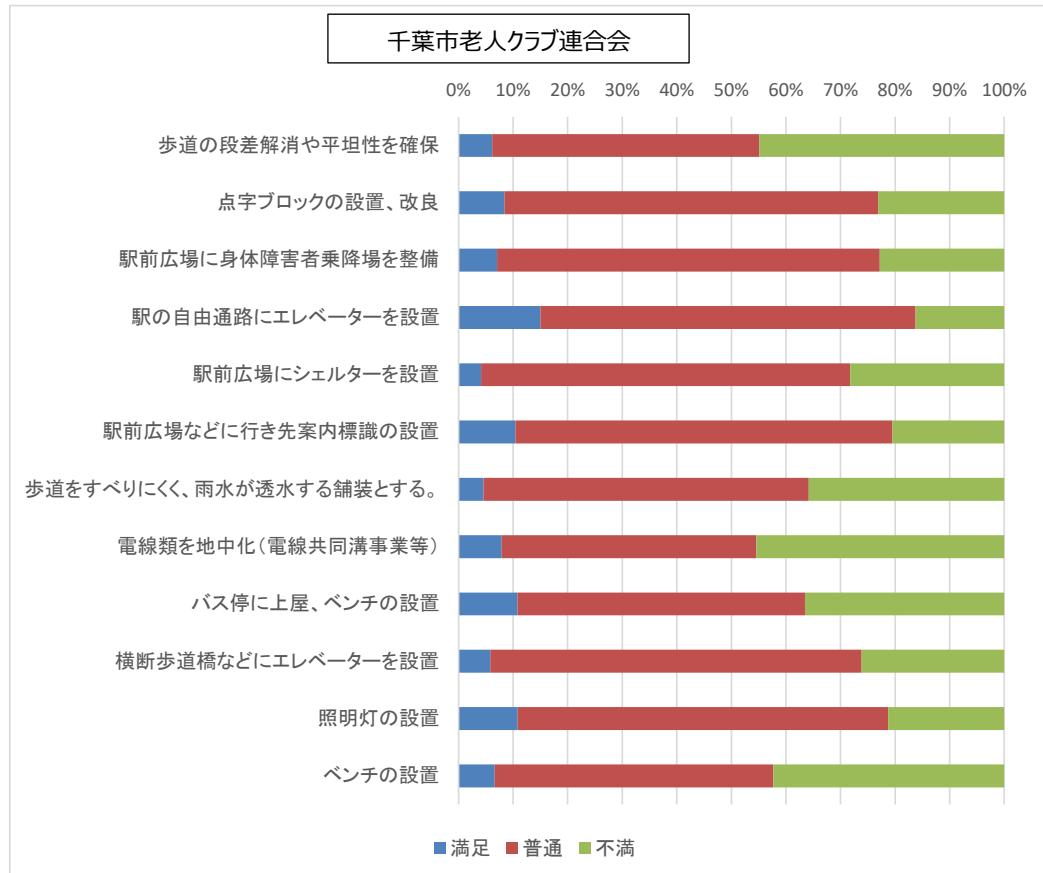
○歩道を歩く際、支障と感じる施設や要因（複数選択可）（団体別）

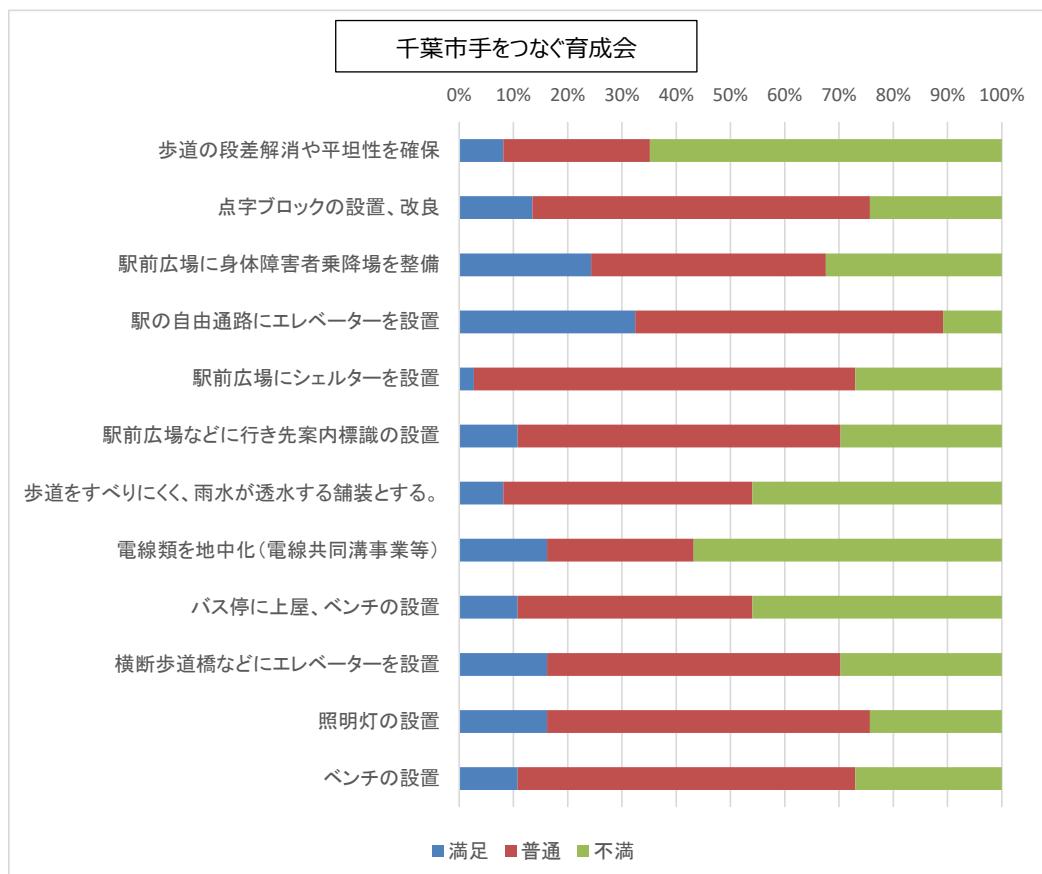
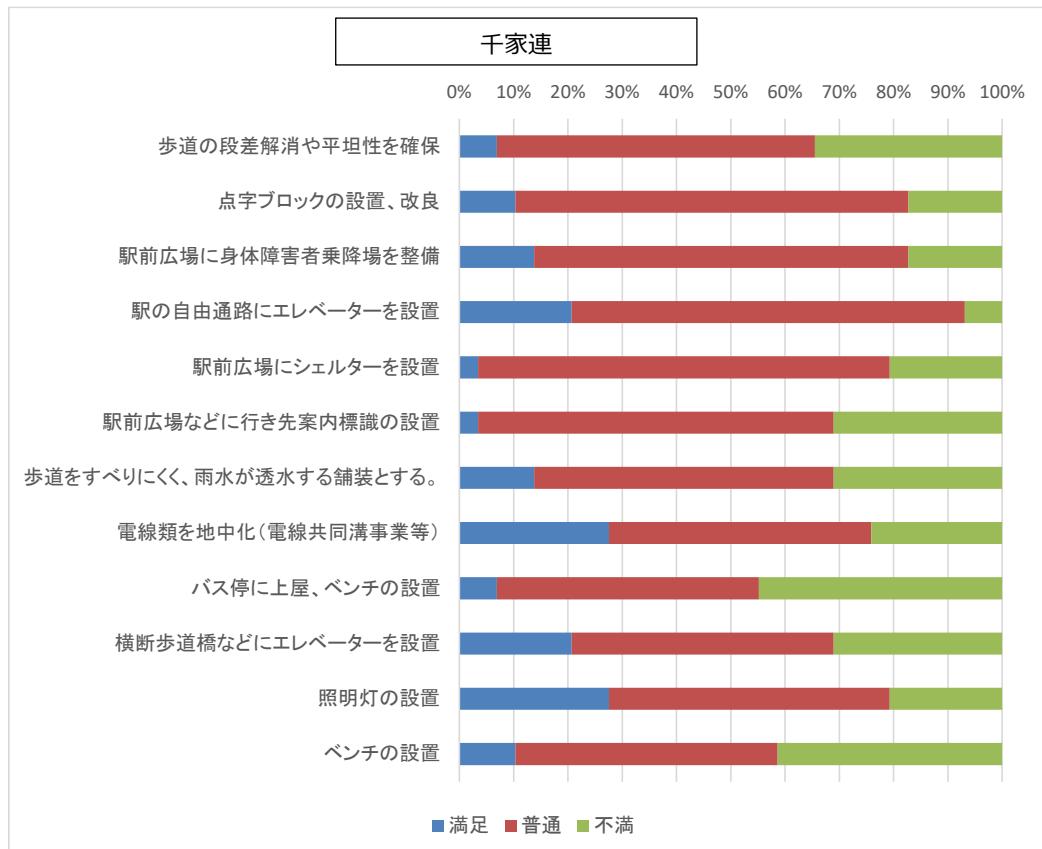


○歩道を歩く際、支障と感じる施設や要因（複数選択可）（団体別）



○整備項目ごとの満足度（進めてほしい整備）（団体別）





## **道路のバリアフリー整備計画**

**発行年月 令和4年8月**

**編集・発行 千葉市建設局土木部土木保全課**

**住 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号**

**電 話 043（245）5478**

**F A X 043（245）5579**

**メ ー ル dobokuhogen.COP@city.chiba.lg.jp**

